

行政制度等の現況調書及び調整方針

専門部会名	分科会名	掲載頁	専門部会名	分科会名	掲載頁
1. 総務・企画	(2) 総務	・・・ P 1	3. 住民・福祉	(4) 児童・障害者福祉	・・・ P 50
"	(3) 企画	・・・ P12	"	(5) 高齢者福祉	・・・ P 61
"	(4) 人事	・・・ P30	"	(7) 保健	・・・ P 76
"	(5) 電算	・・・ P36			
"	(6) 防災・消防		6. 建設	(1) 建設	・・・ P 91
	交通安全	・・・ P39	"	(2) 都市計画	・・・ P102
"	(7) 基地対策	・・・ P48	"	(3) 住宅	・・・ P114

平成15年5月24日

一ツ瀬川流域任意合併協議会

1 - (2) . 総務・企画専門部会 総務 総務

項目	現 況				課題	調整方針																																										
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																																												
1. 地勢と面積 (C)	<table border="1"> <tr> <td>位置</td> <td>北緯 32° 1 ~ 32° 18 東経 131° 10 ~ 131° 28 市役所 北緯 32° 06 東経 131° 24</td> </tr> <tr> <td>距離</td> <td>東西 26 km 南北 36 km</td> </tr> <tr> <td>地形</td> <td>地形は、一ツ瀬川を主流に、三財川、三納川の支流が流下し、その流域に平野部を形成している。総面積の 77.0%を山林原野が占めており、北部と西部は 1,000m級の山岳から連なる山稜と溪谷地帯、東部と南部は高台丘陵地帯をなしている。</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>438.56 K m²</td> </tr> </table>	位置	北緯 32° 1 ~ 32° 18 東経 131° 10 ~ 131° 28 市役所 北緯 32° 06 東経 131° 24	距離	東西 26 km 南北 36 km	地形	地形は、一ツ瀬川を主流に、三財川、三納川の支流が流下し、その流域に平野部を形成している。総面積の 77.0%を山林原野が占めており、北部と西部は 1,000m級の山岳から連なる山稜と溪谷地帯、東部と南部は高台丘陵地帯をなしている。	面積	438.56 K m ²	<table border="1"> <tr> <td>位置</td> <td>役場 北緯 32° 01 東経 131° 28</td> </tr> <tr> <td>距離</td> <td>東西 12.1 km 南北 5.5 km</td> </tr> <tr> <td>地形</td> <td>全般に西側に高くなっており、中央より東側はほぼ平坦となっている。二級河川である一ツ瀬川と石崎川がいずれも東流している。標高は平野部が最高で 20m程度、丘陵部では 60mから 106mとなっていて、比較的なだらかと言える。</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>56.84 K m²</td> </tr> </table>	位置	役場 北緯 32° 01 東経 131° 28	距離	東西 12.1 km 南北 5.5 km	地形	全般に西側に高くなっており、中央より東側はほぼ平坦となっている。二級河川である一ツ瀬川と石崎川がいずれも東流している。標高は平野部が最高で 20m程度、丘陵部では 60mから 106mとなっていて、比較的なだらかと言える。	面積	56.84 K m ²	<table border="1"> <tr> <td>位置</td> <td>役場 北緯 32° 03 57 東経 131° 29 25</td> </tr> <tr> <td>距離</td> <td>東西 9 km 南北 7 km</td> </tr> <tr> <td>地形</td> <td>北部に台地・丘陵を、南部に一ツ瀬川沿いの低地を横たえている。また、鬼付女川や日置川などの小河川が、細長い浸食谷を台地に刻み、東部の海岸地帯に砂丘や湖沼を並べた低地も形成されている。</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>61.70 K m²</td> </tr> </table>	位置	役場 北緯 32° 03 57 東経 131° 29 25	距離	東西 9 km 南北 7 km	地形	北部に台地・丘陵を、南部に一ツ瀬川沿いの低地を横たえている。また、鬼付女川や日置川などの小河川が、細長い浸食谷を台地に刻み、東部の海岸地帯に砂丘や湖沼を並べた低地も形成されている。	面積	61.70 K m ²	<table border="1"> <tr> <td>位置</td> <td>北緯 32° 18 49 ~ 32° 7 29 東経 131° 2 38 ~ 131° 17 4</td> </tr> <tr> <td>距離</td> <td>東西 16 km 南北 20 km</td> </tr> <tr> <td>地形</td> <td>九州山脈の中でも、主峰市房山(1,722m) 石堂山(1,547m)などのそびえる山岳起伏の多い山村。総面積のうち 96%が山林原野で占められ、耕地はわずかに谷間に点在するだけである。</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>272 K m²</td> </tr> </table>	位置	北緯 32° 18 49 ~ 32° 7 29 東経 131° 2 38 ~ 131° 17 4	距離	東西 16 km 南北 20 km	地形	九州山脈の中でも、主峰市房山(1,722m) 石堂山(1,547m)などのそびえる山岳起伏の多い山村。総面積のうち 96%が山林原野で占められ、耕地はわずかに谷間に点在するだけである。	面積	272 K m ²												
位置	北緯 32° 1 ~ 32° 18 東経 131° 10 ~ 131° 28 市役所 北緯 32° 06 東経 131° 24																																															
距離	東西 26 km 南北 36 km																																															
地形	地形は、一ツ瀬川を主流に、三財川、三納川の支流が流下し、その流域に平野部を形成している。総面積の 77.0%を山林原野が占めており、北部と西部は 1,000m級の山岳から連なる山稜と溪谷地帯、東部と南部は高台丘陵地帯をなしている。																																															
面積	438.56 K m ²																																															
位置	役場 北緯 32° 01 東経 131° 28																																															
距離	東西 12.1 km 南北 5.5 km																																															
地形	全般に西側に高くなっており、中央より東側はほぼ平坦となっている。二級河川である一ツ瀬川と石崎川がいずれも東流している。標高は平野部が最高で 20m程度、丘陵部では 60mから 106mとなっていて、比較的なだらかと言える。																																															
面積	56.84 K m ²																																															
位置	役場 北緯 32° 03 57 東経 131° 29 25																																															
距離	東西 9 km 南北 7 km																																															
地形	北部に台地・丘陵を、南部に一ツ瀬川沿いの低地を横たえている。また、鬼付女川や日置川などの小河川が、細長い浸食谷を台地に刻み、東部の海岸地帯に砂丘や湖沼を並べた低地も形成されている。																																															
面積	61.70 K m ²																																															
位置	北緯 32° 18 49 ~ 32° 7 29 東経 131° 2 38 ~ 131° 17 4																																															
距離	東西 16 km 南北 20 km																																															
地形	九州山脈の中でも、主峰市房山(1,722m) 石堂山(1,547m)などのそびえる山岳起伏の多い山村。総面積のうち 96%が山林原野で占められ、耕地はわずかに谷間に点在するだけである。																																															
面積	272 K m ²																																															
2. 沿革 (C)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>明治 22 年町制施行時</td> <td>下穂北村、上穂北村、三納村、都於郡村、三財村、東米良村</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大正 13 年 4 月 1 日</td> <td>下穂北村が下穂北町に。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大正 13 年 8 月 1 日</td> <td>下穂北町を妻町とする。</td> </tr> <tr> <td>合併</td> <td>昭和 30 年 4 月 1 日</td> <td>妻町と上穂北村が合併し西都町となる。</td> </tr> <tr> <td>合併</td> <td>昭和 33 年 4 月 1 日</td> <td>西都町と三納村と都於郡村が合併、西都町となる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>昭和 33 年 11 月 1 日</td> <td>西都町が市となる。</td> </tr> <tr> <td>合併</td> <td>昭和 37 年 4 月 1 日</td> <td>西都市、三財村、東米良村が合併</td> </tr> </table>		明治 22 年町制施行時	下穂北村、上穂北村、三納村、都於郡村、三財村、東米良村		大正 13 年 4 月 1 日	下穂北村が下穂北町に。		大正 13 年 8 月 1 日	下穂北町を妻町とする。	合併	昭和 30 年 4 月 1 日	妻町と上穂北村が合併し西都町となる。	合併	昭和 33 年 4 月 1 日	西都町と三納村と都於郡村が合併、西都町となる。		昭和 33 年 11 月 1 日	西都町が市となる。	合併	昭和 37 年 4 月 1 日	西都市、三財村、東米良村が合併	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>明治 22 年町制施行時</td> <td>広瀬村、佐土原町、那珂村</td> </tr> <tr> <td>合併</td> <td>昭和 30 年 4 月 1 日</td> <td>佐土原町と那珂村が合併し佐土原町となる。</td> </tr> <tr> <td>合併</td> <td>昭和 33 年 4 月 1 日</td> <td>広瀬町、佐土原町が合併</td> </tr> </table>		明治 22 年町制施行時	広瀬村、佐土原町、那珂村	合併	昭和 30 年 4 月 1 日	佐土原町と那珂村が合併し佐土原町となる。	合併	昭和 33 年 4 月 1 日	広瀬町、佐土原町が合併	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>明治 22 年町制施行時</td> <td>富田村、新田村</td> </tr> <tr> <td>合併</td> <td>昭和 34 年 3 月 31 日</td> <td>富田村と新田村が合併し新富町となる。</td> </tr> </table>		明治 22 年町制施行時	富田村、新田村	合併	昭和 34 年 3 月 31 日	富田村と新田村が合併し新富町となる。	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>村制施行前</td> <td>小川村、越野尾村、横野村、村所村、竹原村、上米良村、板谷村</td> </tr> <tr> <td></td> <td>明治 22 年町制施行時</td> <td>西米良村</td> </tr> </table>		村制施行前	小川村、越野尾村、横野村、村所村、竹原村、上米良村、板谷村		明治 22 年町制施行時	西米良村		
	明治 22 年町制施行時	下穂北村、上穂北村、三納村、都於郡村、三財村、東米良村																																														
	大正 13 年 4 月 1 日	下穂北村が下穂北町に。																																														
	大正 13 年 8 月 1 日	下穂北町を妻町とする。																																														
合併	昭和 30 年 4 月 1 日	妻町と上穂北村が合併し西都町となる。																																														
合併	昭和 33 年 4 月 1 日	西都町と三納村と都於郡村が合併、西都町となる。																																														
	昭和 33 年 11 月 1 日	西都町が市となる。																																														
合併	昭和 37 年 4 月 1 日	西都市、三財村、東米良村が合併																																														
	明治 22 年町制施行時	広瀬村、佐土原町、那珂村																																														
合併	昭和 30 年 4 月 1 日	佐土原町と那珂村が合併し佐土原町となる。																																														
合併	昭和 33 年 4 月 1 日	広瀬町、佐土原町が合併																																														
	明治 22 年町制施行時	富田村、新田村																																														
合併	昭和 34 年 3 月 31 日	富田村と新田村が合併し新富町となる。																																														
	村制施行前	小川村、越野尾村、横野村、村所村、竹原村、上米良村、板谷村																																														
	明治 22 年町制施行時	西米良村																																														

項目	現況															課題	調整方針																																																																																															
	西都市					佐土原町					新富町							西米良村																																																																																														
3.人口・世帯 (C)	1 人口・世帯数 (各年10月1日現在)					1 人口・世帯数 (各年10月1日現在)					1 人口・世帯数 (各年10月1日現在)					1 人口・世帯数 (各年10月1日現在)																																																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年次</th> <th rowspan="2">世帯数</th> <th colspan="3">人口(人)</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H11</td> <td>12,467</td> <td>35,711</td> <td>16,841</td> <td>18,870</td> </tr> <tr> <td>H12</td> <td>12,201</td> <td>35,381</td> <td>16,694</td> <td>18,687</td> </tr> <tr> <td>H13</td> <td>12,285</td> <td>35,132</td> <td>16,543</td> <td>18,589</td> </tr> </tbody> </table>					年次	世帯数	人口(人)			総数	男	女	H11	12,467	35,711	16,841	18,870	H12	12,201	35,381	16,694	18,687	H13	12,285	35,132	16,543	18,589	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年次</th> <th rowspan="2">世帯数</th> <th colspan="3">人口(人)</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H11</td> <td>11,220</td> <td>32,522</td> <td>15,533</td> <td>16,989</td> </tr> <tr> <td>H12</td> <td>11,222</td> <td>32,499</td> <td>15,431</td> <td>17,068</td> </tr> <tr> <td>H13</td> <td>11,360</td> <td>32,435</td> <td>15,394</td> <td>17,041</td> </tr> </tbody> </table>					年次	世帯数	人口(人)			総数	男	女	H11	11,220	32,522	15,533	16,989	H12	11,222	32,499	15,431	17,068	H13	11,360	32,435	15,394	17,041	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年次</th> <th rowspan="2">世帯数</th> <th colspan="3">人口(人)</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H11</td> <td>6,111</td> <td>18,986</td> <td>9,392</td> <td>9,594</td> </tr> <tr> <td>H12</td> <td>6,077</td> <td>19,058</td> <td>9,416</td> <td>9,642</td> </tr> <tr> <td>H13</td> <td>6,182</td> <td>19,153</td> <td>9,443</td> <td>9,710</td> </tr> </tbody> </table>					年次	世帯数	人口(人)			総数	男	女	H11	6,111	18,986	9,392	9,594	H12	6,077	19,058	9,416	9,642	H13	6,182	19,153	9,443	9,710	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年次</th> <th rowspan="2">世帯数</th> <th colspan="3">人口(人)</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H11</td> <td>652</td> <td>1,573</td> <td>757</td> <td>816</td> </tr> <tr> <td>H12</td> <td>654</td> <td>1,574</td> <td>757</td> <td>817</td> </tr> <tr> <td>H13</td> <td>655</td> <td>1,553</td> <td>742</td> <td>811</td> </tr> </tbody> </table>					年次	世帯数	人口(人)			総数	男	女	H11	652	1,573	757	816	H12	654	1,574	757	817	H13	655	1,553	742	811
	年次	世帯数	人口(人)																																																																																																													
			総数	男	女																																																																																																											
	H11	12,467	35,711	16,841	18,870																																																																																																											
	H12	12,201	35,381	16,694	18,687																																																																																																											
	H13	12,285	35,132	16,543	18,589																																																																																																											
	年次	世帯数	人口(人)																																																																																																													
			総数	男	女																																																																																																											
	H11	11,220	32,522	15,533	16,989																																																																																																											
	H12	11,222	32,499	15,431	17,068																																																																																																											
	H13	11,360	32,435	15,394	17,041																																																																																																											
	年次	世帯数	人口(人)																																																																																																													
			総数	男	女																																																																																																											
	H11	6,111	18,986	9,392	9,594																																																																																																											
H12	6,077	19,058	9,416	9,642																																																																																																												
H13	6,182	19,153	9,443	9,710																																																																																																												
年次	世帯数	人口(人)																																																																																																														
		総数	男	女																																																																																																												
H11	652	1,573	757	816																																																																																																												
H12	654	1,574	757	817																																																																																																												
H13	655	1,553	742	811																																																																																																												
2 人口動態 (各年1月1日～12月31日)					2 人口動態 (各年1月1日～12月31日)					2 人口動態 (各年1月1日～12月31日)					2 人口動態 (各年1月1日～12月31日)																																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年次</th> <th colspan="3">自然動態</th> </tr> <tr> <th>出生</th> <th>死亡</th> <th>増加数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H11</td> <td>317</td> <td>357</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>H12</td> <td>328</td> <td>369</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>H13</td> <td>312</td> <td>379</td> <td>67</td> </tr> </tbody> </table>					年次	自然動態			出生	死亡	増加数	H11	317	357	40	H12	328	369	41	H13	312	379	67	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年次</th> <th colspan="3">自然動態</th> </tr> <tr> <th>出生</th> <th>死亡</th> <th>増加数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H11</td> <td>282</td> <td>216</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>H12</td> <td>283</td> <td>225</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>H13</td> <td>308</td> <td>231</td> <td>77</td> </tr> </tbody> </table>					年次	自然動態			出生	死亡	増加数	H11	282	216	66	H12	283	225	58	H13	308	231	77	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年次</th> <th colspan="3">自然動態</th> </tr> <tr> <th>出生</th> <th>死亡</th> <th>増加数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H11</td> <td>193</td> <td>151</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>H12</td> <td>199</td> <td>134</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>H13</td> <td>207</td> <td>138</td> <td>69</td> </tr> </tbody> </table>					年次	自然動態			出生	死亡	増加数	H11	193	151	42	H12	199	134	65	H13	207	138	69	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年次</th> <th colspan="3">自然動態</th> </tr> <tr> <th>出生</th> <th>死亡</th> <th>増加数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H11</td> <td>10</td> <td>21</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>H12</td> <td>14</td> <td>29</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>H13</td> <td>10</td> <td>22</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>					年次	自然動態			出生	死亡	増加数	H11	10	21	11	H12	14	29	15	H13	10	22	12																	
年次	自然動態																																																																																																															
	出生	死亡	増加数																																																																																																													
H11	317	357	40																																																																																																													
H12	328	369	41																																																																																																													
H13	312	379	67																																																																																																													
年次	自然動態																																																																																																															
	出生	死亡	増加数																																																																																																													
H11	282	216	66																																																																																																													
H12	283	225	58																																																																																																													
H13	308	231	77																																																																																																													
年次	自然動態																																																																																																															
	出生	死亡	増加数																																																																																																													
H11	193	151	42																																																																																																													
H12	199	134	65																																																																																																													
H13	207	138	69																																																																																																													
年次	自然動態																																																																																																															
	出生	死亡	増加数																																																																																																													
H11	10	21	11																																																																																																													
H12	14	29	15																																																																																																													
H13	10	22	12																																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年次</th> <th colspan="3">社会動態</th> </tr> <tr> <th>転入</th> <th>転出</th> <th>増加数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H11</td> <td>1,390</td> <td>1,508</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td>H12</td> <td>1,235</td> <td>1,406</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td>H13</td> <td>1,235</td> <td>1,407</td> <td>172</td> </tr> </tbody> </table>					年次	社会動態			転入	転出	増加数	H11	1,390	1,508	118	H12	1,235	1,406	171	H13	1,235	1,407	172	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年次</th> <th colspan="3">社会動態</th> </tr> <tr> <th>転入</th> <th>転出</th> <th>増加数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H11</td> <td>1,727</td> <td>1,722</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>H12</td> <td>1,916</td> <td>1,667</td> <td>249</td> </tr> <tr> <td>H13</td> <td>1,690</td> <td>1,734</td> <td>44</td> </tr> </tbody> </table>					年次	社会動態			転入	転出	増加数	H11	1,727	1,722	5	H12	1,916	1,667	249	H13	1,690	1,734	44	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年次</th> <th colspan="3">社会動態</th> </tr> <tr> <th>転入</th> <th>転出</th> <th>増加数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H11</td> <td>1,443</td> <td>1,170</td> <td>273</td> </tr> <tr> <td>H12</td> <td>1,323</td> <td>1,352</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>H13</td> <td>1,168</td> <td>1,194</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table>					年次	社会動態			転入	転出	増加数	H11	1,443	1,170	273	H12	1,323	1,352	29	H13	1,168	1,194	26	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年次</th> <th colspan="3">社会動態</th> </tr> <tr> <th>転入</th> <th>転出</th> <th>増加数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H11</td> <td>55</td> <td>96</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>H12</td> <td>109</td> <td>90</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>H13</td> <td>64</td> <td>75</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>					年次	社会動態			転入	転出	増加数	H11	55	96	41	H12	109	90	19	H13	64	75	11																	
年次	社会動態																																																																																																															
	転入	転出	増加数																																																																																																													
H11	1,390	1,508	118																																																																																																													
H12	1,235	1,406	171																																																																																																													
H13	1,235	1,407	172																																																																																																													
年次	社会動態																																																																																																															
	転入	転出	増加数																																																																																																													
H11	1,727	1,722	5																																																																																																													
H12	1,916	1,667	249																																																																																																													
H13	1,690	1,734	44																																																																																																													
年次	社会動態																																																																																																															
	転入	転出	増加数																																																																																																													
H11	1,443	1,170	273																																																																																																													
H12	1,323	1,352	29																																																																																																													
H13	1,168	1,194	26																																																																																																													
年次	社会動態																																																																																																															
	転入	転出	増加数																																																																																																													
H11	55	96	41																																																																																																													
H12	109	90	19																																																																																																													
H13	64	75	11																																																																																																													
3 産業別就業者数 (15歳以上)					3 産業別就業者数 (15歳以上)					3 産業別就業者数 (15歳以上)					3 産業別就業者数 (15歳以上)																																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">産業別</th> <th colspan="3">平成12年国勢調査</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次産業</td> <td>4,990</td> <td>2,570</td> <td>2,420</td> </tr> <tr> <td>第2次産業</td> <td>4,487</td> <td>2,918</td> <td>1,569</td> </tr> <tr> <td>第3次産業</td> <td>8,598</td> <td>4,199</td> <td>4,399</td> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>18,101</td> <td>9,701</td> <td>8,400</td> </tr> </tbody> </table>					産業別	平成12年国勢調査			総数	男	女	第1次産業	4,990	2,570	2,420	第2次産業	4,487	2,918	1,569	第3次産業	8,598	4,199	4,399	総数	18,101	9,701	8,400	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">産業別</th> <th colspan="3">平成12年国勢調査</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次産業</td> <td>1,885</td> <td>1,000</td> <td>885</td> </tr> <tr> <td>第2次産業</td> <td>4,520</td> <td>2,959</td> <td>1,561</td> </tr> <tr> <td>第3次産業</td> <td>10,007</td> <td>5,072</td> <td>5,053</td> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>16,530</td> <td>9,031</td> <td>7,499</td> </tr> </tbody> </table>					産業別	平成12年国勢調査			総数	男	女	第1次産業	1,885	1,000	885	第2次産業	4,520	2,959	1,561	第3次産業	10,007	5,072	5,053	総数	16,530	9,031	7,499	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">産業別</th> <th colspan="3">平成12年国勢調査</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次産業</td> <td>2,110</td> <td>1,116</td> <td>994</td> </tr> <tr> <td>第2次産業</td> <td>2,316</td> <td>1,489</td> <td>827</td> </tr> <tr> <td>第3次産業</td> <td>5,452</td> <td>3,116</td> <td>2,336</td> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>9,923</td> <td>5,721</td> <td>4,202</td> </tr> </tbody> </table>					産業別	平成12年国勢調査			総数	男	女	第1次産業	2,110	1,116	994	第2次産業	2,316	1,489	827	第3次産業	5,452	3,116	2,336	総数	9,923	5,721	4,202	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">産業別</th> <th colspan="3">平成12年国勢調査</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次産業</td> <td>231</td> <td>135</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>第2次産業</td> <td>168</td> <td>113</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>第3次産業</td> <td>437</td> <td>230</td> <td>207</td> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>836</td> <td>478</td> <td>358</td> </tr> </tbody> </table>					産業別	平成12年国勢調査			総数	男	女	第1次産業	231	135	96	第2次産業	168	113	55	第3次産業	437	230	207	総数	836	478	358	
産業別	平成12年国勢調査																																																																																																															
	総数	男	女																																																																																																													
第1次産業	4,990	2,570	2,420																																																																																																													
第2次産業	4,487	2,918	1,569																																																																																																													
第3次産業	8,598	4,199	4,399																																																																																																													
総数	18,101	9,701	8,400																																																																																																													
産業別	平成12年国勢調査																																																																																																															
	総数	男	女																																																																																																													
第1次産業	1,885	1,000	885																																																																																																													
第2次産業	4,520	2,959	1,561																																																																																																													
第3次産業	10,007	5,072	5,053																																																																																																													
総数	16,530	9,031	7,499																																																																																																													
産業別	平成12年国勢調査																																																																																																															
	総数	男	女																																																																																																													
第1次産業	2,110	1,116	994																																																																																																													
第2次産業	2,316	1,489	827																																																																																																													
第3次産業	5,452	3,116	2,336																																																																																																													
総数	9,923	5,721	4,202																																																																																																													
産業別	平成12年国勢調査																																																																																																															
	総数	男	女																																																																																																													
第1次産業	231	135	96																																																																																																													
第2次産業	168	113	55																																																																																																													
第3次産業	437	230	207																																																																																																													
総数	836	478	358																																																																																																													
(総数には分類不能を含む)					(総数には分類不能を含む)					(総数には分類不能を含む)					(総数には分類不能を含む)																																																																																																	
4 階層別人口 (平成12年国勢調査)					4 階層別人口 (平成12年国勢調査)					4 階層別人口 (平成12年国勢調査)					4 階層別人口 (平成12年国勢調査)																																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～14</td> <td>5,400</td> <td>2,767</td> <td>2,633</td> </tr> <tr> <td>15～64</td> <td>21,296</td> <td>10,352</td> <td>10,944</td> </tr> <tr> <td>65以上</td> <td>8,683</td> <td>3,574</td> <td>5,109</td> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>35,381</td> <td>16,694</td> <td>18,687</td> </tr> </tbody> </table>					年齢	総数	男	女	0～14	5,400	2,767	2,633	15～64	21,296	10,352	10,944	65以上	8,683	3,574	5,109	総数	35,381	16,694	18,687	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～14</td> <td>5,243</td> <td>2,674</td> <td>2,569</td> </tr> <tr> <td>15～64</td> <td>21,615</td> <td>10,385</td> <td>11,230</td> </tr> <tr> <td>65以上</td> <td>5,620</td> <td>2,364</td> <td>3,256</td> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>32,499</td> <td>15,431</td> <td>17,068</td> </tr> </tbody> </table>					年齢	総数	男	女	0～14	5,243	2,674	2,569	15～64	21,615	10,385	11,230	65以上	5,620	2,364	3,256	総数	32,499	15,431	17,068	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～14</td> <td>3,416</td> <td>1,751</td> <td>1,665</td> </tr> <tr> <td>15～64</td> <td>12,379</td> <td>6,313</td> <td>6,016</td> </tr> <tr> <td>65以上</td> <td>3,313</td> <td>1,352</td> <td>1,961</td> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>19,058</td> <td>9,416</td> <td>9,642</td> </tr> </tbody> </table>					年齢	総数	男	女	0～14	3,416	1,751	1,665	15～64	12,379	6,313	6,016	65以上	3,313	1,352	1,961	総数	19,058	9,416	9,642	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～14</td> <td>178</td> <td>90</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>15～64</td> <td>770</td> <td>390</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td>65以上</td> <td>532</td> <td>228</td> <td>304</td> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>1,480</td> <td>708</td> <td>772</td> </tr> </tbody> </table>					年齢	総数	男	女	0～14	178	90	88	15～64	770	390	380	65以上	532	228	304	総数	1,480	708	772													
年齢	総数	男	女																																																																																																													
0～14	5,400	2,767	2,633																																																																																																													
15～64	21,296	10,352	10,944																																																																																																													
65以上	8,683	3,574	5,109																																																																																																													
総数	35,381	16,694	18,687																																																																																																													
年齢	総数	男	女																																																																																																													
0～14	5,243	2,674	2,569																																																																																																													
15～64	21,615	10,385	11,230																																																																																																													
65以上	5,620	2,364	3,256																																																																																																													
総数	32,499	15,431	17,068																																																																																																													
年齢	総数	男	女																																																																																																													
0～14	3,416	1,751	1,665																																																																																																													
15～64	12,379	6,313	6,016																																																																																																													
65以上	3,313	1,352	1,961																																																																																																													
総数	19,058	9,416	9,642																																																																																																													
年齢	総数	男	女																																																																																																													
0～14	178	90	88																																																																																																													
15～64	770	390	380																																																																																																													
65以上	532	228	304																																																																																																													
総数	1,480	708	772																																																																																																													

項目	現況				課題	調整方針																																																												
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																																																														
4.慣行の取扱い (A)ア)市(町村)章	<table border="1"> <tr> <td>市章</td> <td>昭和36年4月1日制定。「西」の字形に「と」を構成、市民の和合団結と市の発展を均音優美に象徴した。</td> </tr> </table>	市章	昭和36年4月1日制定。「西」の字形に「と」を構成、市民の和合団結と市の発展を均音優美に象徴した。	<table border="1"> <tr> <td>町章</td> <td>昭和47年4月1日制定。佐土原町の「佐」を図案化したものである。豊かな沃野(緑地)と一ツ瀬川の清流(白)に恵まれた佐土原町が、町民の円満融和、協力一心(円)のもとに、みなぎる若さと力(緑)で高遠な理想(白)を目指して発展していく歡びを表している。</td> </tr> </table>	町章	昭和47年4月1日制定。佐土原町の「佐」を図案化したものである。豊かな沃野(緑地)と一ツ瀬川の清流(白)に恵まれた佐土原町が、町民の円満融和、協力一心(円)のもとに、みなぎる若さと力(緑)で高遠な理想(白)を目指して発展していく歡びを表している。	<table border="1"> <tr> <td>町章</td> <td>昭和37年4月1日「しんとみ」の文字組を変形し左右対称的に図案化したもので、本町が旧新田、富田村の合併町である事情を強力な提携の姿で表現し、なお外に向かって無限に前進する意図を矢印によって表している。</td> </tr> </table>	町章	昭和37年4月1日「しんとみ」の文字組を変形し左右対称的に図案化したもので、本町が旧新田、富田村の合併町である事情を強力な提携の姿で表現し、なお外に向かって無限に前進する意図を矢印によって表している。	<table border="1"> <tr> <td>村章</td> <td>昭和41年10月1日制定。村民のまとまり、文化の発展を西米良の米で表現したものである。図案の部分で緑とし周囲を黄色で緑どりし紫地とする。緑の部分は平和を、紫の部分は山紫水明の自然の美しさに富む郷土を表し、緑豊かな文化の高い平和な自然の美しさにみちた山村西米良を表現する。</td> </tr> </table>	村章	昭和41年10月1日制定。村民のまとまり、文化の発展を西米良の米で表現したものである。図案の部分で緑とし周囲を黄色で緑どりし紫地とする。緑の部分は平和を、紫の部分は山紫水明の自然の美しさに富む郷土を表し、緑豊かな文化の高い平和な自然の美しさにみちた山村西米良を表現する。	4市町村で異なる。	合併後に検討機関を設け、新たに市章を制定するものとする。																																																				
市章	昭和36年4月1日制定。「西」の字形に「と」を構成、市民の和合団結と市の発展を均音優美に象徴した。																																																																	
町章	昭和47年4月1日制定。佐土原町の「佐」を図案化したものである。豊かな沃野(緑地)と一ツ瀬川の清流(白)に恵まれた佐土原町が、町民の円満融和、協力一心(円)のもとに、みなぎる若さと力(緑)で高遠な理想(白)を目指して発展していく歡びを表している。																																																																	
町章	昭和37年4月1日「しんとみ」の文字組を変形し左右対称的に図案化したもので、本町が旧新田、富田村の合併町である事情を強力な提携の姿で表現し、なお外に向かって無限に前進する意図を矢印によって表している。																																																																	
村章	昭和41年10月1日制定。村民のまとまり、文化の発展を西米良の米で表現したものである。図案の部分で緑とし周囲を黄色で緑どりし紫地とする。緑の部分は平和を、紫の部分は山紫水明の自然の美しさに富む郷土を表し、緑豊かな文化の高い平和な自然の美しさにみちた山村西米良を表現する。																																																																	
イ)市(町村)民憲章	西都市民憲章(昭和43年10月23日制定)	佐土原町民憲章(昭和47年4月制定)	新富町民憲章(昭和60年1月1日制定)	西米良村民憲章(昭和60年1月1日制定)	4市町村で異なる。	新たに市民憲章を制定するかどうか、合併後に検討する。																																																												
ウ)市(町村)の花・木・鳥	<table border="1"> <tr> <td>市の木</td> <td>ヤマモモ(昭和48年10月3日制定)</td> </tr> <tr> <td>市の花</td> <td>ミツバツツジ(昭和48年10月3日制定)</td> </tr> <tr> <td>市の鳥</td> <td>うぐいす(昭和48年10月3日制定)</td> </tr> </table>	市の木	ヤマモモ(昭和48年10月3日制定)	市の花	ミツバツツジ(昭和48年10月3日制定)	市の鳥	うぐいす(昭和48年10月3日制定)	<table border="1"> <tr> <td>町の木</td> <td>ヤマザクラ(昭和63年4月1日制定)</td> </tr> <tr> <td>町の花</td> <td>アジサイ(昭和63年4月1日制定)</td> </tr> </table>	町の木	ヤマザクラ(昭和63年4月1日制定)	町の花	アジサイ(昭和63年4月1日制定)	<table border="1"> <tr> <td>町の木</td> <td>梅(昭和54年6月1日制定)</td> </tr> <tr> <td>町の花</td> <td>ルビナス(昭和54年6月1日制定)</td> </tr> <tr> <td>町の鳥</td> <td>うぐいす(平成12年5月20日)</td> </tr> </table>	町の木	梅(昭和54年6月1日制定)	町の花	ルビナス(昭和54年6月1日制定)	町の鳥	うぐいす(平成12年5月20日)	<table border="1"> <tr> <td>村の木</td> <td>こうやまき(昭和47年4月1日)</td> </tr> <tr> <td>村の花</td> <td>やまざくら(平成元年4月1日)</td> </tr> <tr> <td>村の鳥</td> <td>めじろ(昭和47年4月1日)</td> </tr> </table>	村の木	こうやまき(昭和47年4月1日)	村の花	やまざくら(平成元年4月1日)	村の鳥	めじろ(昭和47年4月1日)	4市町村で異なる。	合併後に検討機関を設け、新たに市の花・木・鳥を制定する。																																						
市の木	ヤマモモ(昭和48年10月3日制定)																																																																	
市の花	ミツバツツジ(昭和48年10月3日制定)																																																																	
市の鳥	うぐいす(昭和48年10月3日制定)																																																																	
町の木	ヤマザクラ(昭和63年4月1日制定)																																																																	
町の花	アジサイ(昭和63年4月1日制定)																																																																	
町の木	梅(昭和54年6月1日制定)																																																																	
町の花	ルビナス(昭和54年6月1日制定)																																																																	
町の鳥	うぐいす(平成12年5月20日)																																																																	
村の木	こうやまき(昭和47年4月1日)																																																																	
村の花	やまざくら(平成元年4月1日)																																																																	
村の鳥	めじろ(昭和47年4月1日)																																																																	
エ)名誉市(町村)民制度	<table border="1"> <tr> <td>西都市</td> <td>故 今井徳蔵(昭和34年7月31日顕彰)</td> </tr> <tr> <td>名誉市</td> <td>故 斉藤豊蔵(昭和36年4月1日顕彰)</td> </tr> <tr> <td>民条例</td> <td>故 黒木正英(昭和40年7月7日顕彰)</td> </tr> <tr> <td>(昭和</td> <td>故 中場重顕(昭和43年1月29日顕彰)</td> </tr> <tr> <td>34年条</td> <td>故 落合武男(昭和46年10月2日顕彰)</td> </tr> <tr> <td>例第14</td> <td>故 岩倉 守(昭和48年6月22日顕彰)</td> </tr> <tr> <td>号)</td> <td>故 大塚眞美(昭和49年10月4日顕彰)</td> </tr> </table> <p>・西都市民栄誉賞 西都市民栄誉表彰規則(昭和14年4月1日施行) 故 横山 昇 氏 (平成14年5月5日顕彰)</p>	西都市	故 今井徳蔵(昭和34年7月31日顕彰)	名誉市	故 斉藤豊蔵(昭和36年4月1日顕彰)	民条例	故 黒木正英(昭和40年7月7日顕彰)	(昭和	故 中場重顕(昭和43年1月29日顕彰)	34年条	故 落合武男(昭和46年10月2日顕彰)	例第14	故 岩倉 守(昭和48年6月22日顕彰)	号)	故 大塚眞美(昭和49年10月4日顕彰)	<table border="1"> <tr> <td>佐土原</td> <td>故 高山虎太郎(昭和46年4月1日顕彰)</td> </tr> <tr> <td>町名誉</td> <td>故 新頭喜一(昭和46年4月1日顕彰)</td> </tr> <tr> <td>町民条</td> <td>故 清 正(昭和58年10月1日顕彰)</td> </tr> <tr> <td>例(昭和</td> <td>故 山内安朗(昭和58年10月1日顕彰)</td> </tr> <tr> <td>45</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年条例</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第19</td> <td></td> </tr> <tr> <td>号)</td> <td></td> </tr> </table>	佐土原	故 高山虎太郎(昭和46年4月1日顕彰)	町名誉	故 新頭喜一(昭和46年4月1日顕彰)	町民条	故 清 正(昭和58年10月1日顕彰)	例(昭和	故 山内安朗(昭和58年10月1日顕彰)	45		年条例		第19		号)		<table border="1"> <tr> <td>新富町</td> <td>故 土屋重雄(昭和34年4月1日顕彰)</td> </tr> <tr> <td>名誉町</td> <td>故 丸尾光栄(昭和49年4月1日顕彰)</td> </tr> <tr> <td>民条例</td> <td>故 秋山祐義(昭和57年4月1日顕彰)</td> </tr> <tr> <td>(昭和</td> <td>比江嶋三郎(平成4年4月1日顕彰)</td> </tr> <tr> <td>34年条</td> <td>故 吉田良治(平成8年6月21日顕彰)</td> </tr> <tr> <td>例第23</td> <td></td> </tr> <tr> <td>号)</td> <td></td> </tr> </table>	新富町	故 土屋重雄(昭和34年4月1日顕彰)	名誉町	故 丸尾光栄(昭和49年4月1日顕彰)	民条例	故 秋山祐義(昭和57年4月1日顕彰)	(昭和	比江嶋三郎(平成4年4月1日顕彰)	34年条	故 吉田良治(平成8年6月21日顕彰)	例第23		号)		<table border="1"> <tr> <td>西米良</td> <td>社会文化の興隆に功績があつた者に対し、その功績をたたえ、もって村民敬愛の対象として顕彰することを目的とする。</td> </tr> <tr> <td>村名誉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>村民条</td> <td></td> </tr> <tr> <td>例(昭和</td> <td></td> </tr> <tr> <td>38</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年条例</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>号)</td> <td></td> </tr> </table>	西米良	社会文化の興隆に功績があつた者に対し、その功績をたたえ、もって村民敬愛の対象として顕彰することを目的とする。	村名誉		村民条		例(昭和		38		年条例		第6		号)			合併後に、新たに制定する。
西都市	故 今井徳蔵(昭和34年7月31日顕彰)																																																																	
名誉市	故 斉藤豊蔵(昭和36年4月1日顕彰)																																																																	
民条例	故 黒木正英(昭和40年7月7日顕彰)																																																																	
(昭和	故 中場重顕(昭和43年1月29日顕彰)																																																																	
34年条	故 落合武男(昭和46年10月2日顕彰)																																																																	
例第14	故 岩倉 守(昭和48年6月22日顕彰)																																																																	
号)	故 大塚眞美(昭和49年10月4日顕彰)																																																																	
佐土原	故 高山虎太郎(昭和46年4月1日顕彰)																																																																	
町名誉	故 新頭喜一(昭和46年4月1日顕彰)																																																																	
町民条	故 清 正(昭和58年10月1日顕彰)																																																																	
例(昭和	故 山内安朗(昭和58年10月1日顕彰)																																																																	
45																																																																		
年条例																																																																		
第19																																																																		
号)																																																																		
新富町	故 土屋重雄(昭和34年4月1日顕彰)																																																																	
名誉町	故 丸尾光栄(昭和49年4月1日顕彰)																																																																	
民条例	故 秋山祐義(昭和57年4月1日顕彰)																																																																	
(昭和	比江嶋三郎(平成4年4月1日顕彰)																																																																	
34年条	故 吉田良治(平成8年6月21日顕彰)																																																																	
例第23																																																																		
号)																																																																		
西米良	社会文化の興隆に功績があつた者に対し、その功績をたたえ、もって村民敬愛の対象として顕彰することを目的とする。																																																																	
村名誉																																																																		
村民条																																																																		
例(昭和																																																																		
38																																																																		
年条例																																																																		
第6																																																																		
号)																																																																		

項目	現況				課題	調整方針																								
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																										
5. 情報公開制度 (B)	<table border="1"> <tr> <td>個人情報保護制 度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 西都市個人情報保護 条例(平成15年西 都市条例第8号) 西都市電子計算組織 に係る個人情報 の保護に関する条例 (昭和61年条例第 8号) </td> </tr> <tr> <td>情報公開制度</td> <td>西都市情報公開条例 (平成11年条例第1号)</td> </tr> <tr> <td>市長の資産等公 開制度</td> <td>政治倫理の確立のた めの西都市長の資産 等の公開に関する条 例 (平成7年条例第28号)</td> </tr> </table>	個人情報保護制 度	<ul style="list-style-type: none"> 西都市個人情報保護 条例(平成15年西 都市条例第8号) 西都市電子計算組織 に係る個人情報 の保護に関する条例 (昭和61年条例第 8号) 	情報公開制度	西都市情報公開条例 (平成11年条例第1号)	市長の資産等公 開制度	政治倫理の確立のた めの西都市長の資産 等の公開に関する条 例 (平成7年条例第28号)	<table border="1"> <tr> <td>個人情報保護制 度</td> <td>佐土原町電子計算組織 に係る個人情報の保護 に関する条例(平成2 年条例第19号)</td> </tr> <tr> <td>情報公開制度</td> <td>佐土原町情報公開条例 (平成14年条例第14号)</td> </tr> <tr> <td>町長の資産等公 開制度</td> <td>政治倫理の確立のた めの町長の資産等の公開 に関する条例 (平成7年条例第26号)</td> </tr> </table>	個人情報保護制 度	佐土原町電子計算組織 に係る個人情報の保護 に関する条例(平成2 年条例第19号)	情報公開制度	佐土原町情報公開条例 (平成14年条例第14号)	町長の資産等公 開制度	政治倫理の確立のた めの町長の資産等の公開 に関する条例 (平成7年条例第26号)	<table border="1"> <tr> <td>個人情報保護制 度</td> <td>新富町電子計算組織 の運営に係る個人情 報の保護に関する条 例(平成元年条例第 17号)</td> </tr> <tr> <td>情報公開制度</td> <td>新富町情報公開条例 (平成14年条例第12号)</td> </tr> <tr> <td>町長の資産等公 開制度</td> <td>政治倫理の確立のた めの新富町長の資産 等の公開に関する条 例 (平成7年条例第17号)</td> </tr> </table>	個人情報保護制 度	新富町電子計算組織 の運営に係る個人情 報の保護に関する条 例(平成元年条例第 17号)	情報公開制度	新富町情報公開条例 (平成14年条例第12号)	町長の資産等公 開制度	政治倫理の確立のた めの新富町長の資産 等の公開に関する条 例 (平成7年条例第17号)	<table border="1"> <tr> <td>個人情報保護制 度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 西米良村個人情報保 護条例(平成14年 条例第10号) 西米良村電子計算組 織に係る個人情報 保護に関する条例 (平成11年条例第 29号) </td> </tr> <tr> <td>情報公開制度</td> <td>西米良村情報公開条 例 (平成14年条例第9号)</td> </tr> <tr> <td>村長の資産等公 開制度</td> <td>政治倫理の確立のた めの西米良村長の資 産等の公開に関する 条例 (平成7年条例第26号)</td> </tr> </table>	個人情報保護制 度	<ul style="list-style-type: none"> 西米良村個人情報保 護条例(平成14年 条例第10号) 西米良村電子計算組 織に係る個人情報 保護に関する条例 (平成11年条例第 29号) 	情報公開制度	西米良村情報公開条 例 (平成14年条例第9号)	村長の資産等公 開制度	政治倫理の確立のた めの西米良村長の資 産等の公開に関する 条例 (平成7年条例第26号)	4市町村で一部異なる。	合併時までに、4市町村で確認し統一し たものを整備する。
個人情報保護制 度	<ul style="list-style-type: none"> 西都市個人情報保護 条例(平成15年西 都市条例第8号) 西都市電子計算組織 に係る個人情報 の保護に関する条例 (昭和61年条例第 8号) 																													
情報公開制度	西都市情報公開条例 (平成11年条例第1号)																													
市長の資産等公 開制度	政治倫理の確立のた めの西都市長の資産 等の公開に関する条 例 (平成7年条例第28号)																													
個人情報保護制 度	佐土原町電子計算組織 に係る個人情報の保護 に関する条例(平成2 年条例第19号)																													
情報公開制度	佐土原町情報公開条例 (平成14年条例第14号)																													
町長の資産等公 開制度	政治倫理の確立のた めの町長の資産等の公開 に関する条例 (平成7年条例第26号)																													
個人情報保護制 度	新富町電子計算組織 の運営に係る個人情 報の保護に関する条 例(平成元年条例第 17号)																													
情報公開制度	新富町情報公開条例 (平成14年条例第12号)																													
町長の資産等公 開制度	政治倫理の確立のた めの新富町長の資産 等の公開に関する条 例 (平成7年条例第17号)																													
個人情報保護制 度	<ul style="list-style-type: none"> 西米良村個人情報保 護条例(平成14年 条例第10号) 西米良村電子計算組 織に係る個人情報 保護に関する条例 (平成11年条例第 29号) 																													
情報公開制度	西米良村情報公開条 例 (平成14年条例第9号)																													
村長の資産等公 開制度	政治倫理の確立のた めの西米良村長の資 産等の公開に関する 条例 (平成7年条例第26号)																													
6. 広報 (B)	<p>(1) 市広報紙 「広報さいと」</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行回数 毎月1回発行 発行部数等 12,300部、(平均20ペー ジ)カラー4ページ、他は1色刷 配布方法 配送員(職員)を通じて区長へ配布依 頼。山間部の区長へは郵送。このほか、 市内金融機関、公共機関へ備え付け。 担当: 3人 <p>「市お知らせ」</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行回数 月2回発行(平均20ペー ジ)1色刷 担当: 2人 <p>(2) 視覚障害者への対応 音声ボランティア「ひかり」が、ボラ ンティア活動として朗読テープを作 成。</p> <p>(3) ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> 月1回更新(広報さいと) 月2回更新(お知らせより抜粋) 企画調整課対応 	<p>(1) 町広報紙 「広報さどわら」</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行回数 毎月1回発行 発行部数等 11,000部、(平均14ペー ジ)、2色刷、 配布方法 町シルバー人材センターが各自治会長 宅へ配送後各班に回覧、このほか、町 の公共施設に備え付け。 担当: 1人(兼務) <p>(2) 視覚障害者への対応 町社会福祉協議会に広報紙の朗読テー プを作成してもらい、希望者に貸し出 し。</p> <p>(3) ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> 随時更新 年4回の構成変更 広報紙をPDF形式で掲載中 担当: 1人(兼務) 制作元: 宮崎ソフトウェアセンター 現在は、「問い合わせ・意見」用のメー ルの設定をしていない。 申請書等の搭載はしていない。 	<p>(1) 町広報紙 「広報しんとみ」</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行回数 隔月発行 発行部数等 5,100部、A4版、8 ページ、1ページカラー 配布方法 町シルバー人材センターが各区長 宅へ配送後各戸に配布、このほか町 の公共施設に備え付け。 担当1人(兼務) <p>「広報しんとみ お知らせ版」</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行回数 月2回発行 発行部数等 5,100部 A4版、4ページ 配布方法 上記に同じ 担当: 1人(兼務) <p>(2) 視覚障害者への対応 ボランティア団体音声訳「たんぼ ぼ」へ朗読用テープを助成。</p> <p>(3) ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> 随時更新 担当: 1人 制作元: (有)オフィス総合商社サ ガトモ 各申請書類をPDF形式でダウンロー ドできる。 	<p>(1) 村広報紙 「月刊カリコボーズ」</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行回数 毎月1回発行 発行部数等 1,400部、A4版 12ページ(年1月16ページ) 2色刷(2ページカラー) 配布方法 区長を通じて協力員へ配布し、各戸 へ配布。このほか、村の公共施設、 村内の金融機関に備え付け。 担当: 1人(兼務) <p>「おしらせ」</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行回数 毎月1回発行 発行部数等 670部 A3版、1色両面刷 配布方法 広報紙と同じ 担当 1人(兼務) 	4市町村で異なる。	合併後に発行回数等について統一する。																								

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
7. 広聴 (B)	<p>(1) 明日の西都を語る東京会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的：東京で活躍されている本市出身者に、東京から見た「ふるさと西都」の将来像について、多角的な意見・情報・資料等を提供していただき、これからの市政の各種事業・施策に反映させる。 ・会場：東京都内 ・対象：東京西都会 ・市出席：市長、教育長、市議会議長、企画調整課長、事務局2名 <p>(2) 明日の西都を語る大阪会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的：大阪で活躍されている本市出身者に、大阪から見た「ふるさと西都」の将来像について、多角的な意見・情報・資料等を提供していただき、これからの市政の各種事業・施策に反映させる。 ・会場：大阪府内 ・対象：近畿西都会 ・市出席：市長、教育長、市議会議長、企画調整課長、事務局2名 <p>(1)(2)は隔年開催</p> <p>(3) 西都出身県幹部職員との交歓会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的：宮崎県行政の中核として活躍されている西都出身の県幹部職員の方々と市内の民間団体、行政機関の代表者等による、西都市の現状や今後のあり方について意見交換等を含めた交歓会を開催し、今後の各々の活動に活かしていく。 ・会場：西都市内 ・対象者：西都市出身宮崎県幹部職員、西都市選出宮崎県議会議員、元地域活性化推進協議会会員、西都市内女性団体、西都市女性行政懇話会・西都市新ひむかづくり運動市民会議、西都市区長連絡協議会、西都市自治公民館連絡協議会、西都農業協同組合・N O S A I みやざき西都センター、児湯広域森林組合・西都商工会議所、三財商工会、西都市議会、西都市 	<p>(1) まちづくりアドバイザー制度</p> <p>町民の中からアドバイザーを委嘱し、町政への提言をしてもらう制度。</p> <p>任期は1年、月1回開催、最後に提言書をまとめて提出してもらっている</p>	<p>(1) まちづくりアドバイザー</p> <p>町民の中からアドバイザーを委嘱し、町政への提言をしてもらう制度。</p> <p>任期は2年、随時開催。</p> <p>(2) 行政推進懇話会</p> <p>町民の中から懇話会の委員を委嘱し、町政に関する事項について意見を求める制度。</p> <p>任期は2年、随時開催。</p>	<p>基本的には担当課で対応する。</p> <p>(1) 広報紙に読者用はがきを設けている</p> <p>(2) ホームページの一般公開用アドレスで受付</p>	<p>制度の中身が異なる。</p>	<p>合併時に新たに構成する。</p>

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
8. 地区懇談会 (B)	<p>(1) 市長を囲む地域座談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的：西都市の市政について、幅広く市民の意見を聞くため、地域座談会を開催する。 ・範囲：座談会を行う地域は、妻南 妻北 穂北 三納 都於郡 三財 東米良とする。 ・出席者の範囲：西都市市政連絡区長会と区長が推薦するもの。ただし区長が推薦する者の数は、市長が別に定める。 ・市出席：市長、助役、企画調整課長及び事務局。ただし必要に応じて担当課を出席させる。 ・会場：各地区館 <p>(2) 市長を囲む睦道座談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的：市政全般に関し意見交換を行い、市民の声を直接市政に反映させることを目的とする。 ・規模：10名以上が参集する会とする。 ・対象：市内の地縁に基づく団体又は市民活動団体（宗教・政治を目的とした団体は除く） ・市出席：市長、企画調整課長及び事務局。ただし必要に応じて担当課を出席させる。 <p>(3) 市長と女性のランチタイム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的：市役所を身近に感じ、住みよい町また新しい時代に対応した町にできるよう、女性を対象に、市長と共に昼食を取りながら市政に対する意見等聴取する。 ・規模：1回につき9名 ・対象：市内に住む女性（13年度は区長からの推薦者、14・15年度は女性グループ） ・市出席：市長、助役、教育長、企画調整課長及び女性行政係担当者。ただし必要に応じて担当課を出席させる。 			<p>(1) 地区行政座談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年に1回程度行政主導で開催 	実施の有無と必要性	合併後、その必要性を含めて実施方法を検討する。

項目	現況				課題	調整方針												
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村														
9. 公告 (C)	<table border="1"> <tr> <td>西都市公告式条例 (昭和33年条例第4号)</td> <td>掲示場 1箇所</td> </tr> <tr> <td>西都市公告式条例施行規則 (昭和33年規則第4号)</td> <td></td> </tr> </table>	西都市公告式条例 (昭和33年条例第4号)	掲示場 1箇所	西都市公告式条例施行規則 (昭和33年規則第4号)		<table border="1"> <tr> <td>佐土原町公告式条例 (昭和33年条例第12号)</td> <td>掲示場 2箇所</td> </tr> <tr> <td>佐土原町公告式規則 (昭和57年規則第5号)</td> <td></td> </tr> </table>	佐土原町公告式条例 (昭和33年条例第12号)	掲示場 2箇所	佐土原町公告式規則 (昭和57年規則第5号)		<table border="1"> <tr> <td>新富町公告式条例 (昭和34年条例第2号)</td> <td>掲示場 1箇所</td> </tr> </table>	新富町公告式条例 (昭和34年条例第2号)	掲示場 1箇所	<table border="1"> <tr> <td>西米良村公告式条例 (昭和25年条例第4号)</td> <td>掲示場 8箇所</td> </tr> </table>	西米良村公告式条例 (昭和25年条例第4号)	掲示場 8箇所	同一。	合併時までに、4市町村で統一したものに する。
西都市公告式条例 (昭和33年条例第4号)	掲示場 1箇所																	
西都市公告式条例施行規則 (昭和33年規則第4号)																		
佐土原町公告式条例 (昭和33年条例第12号)	掲示場 2箇所																	
佐土原町公告式規則 (昭和57年規則第5号)																		
新富町公告式条例 (昭和34年条例第2号)	掲示場 1箇所																	
西米良村公告式条例 (昭和25年条例第4号)	掲示場 8箇所																	

項目	現況												課題	調整方針	
	西都市				佐土原町				新富町						西米良村
10.公印 (C)	西都市公印規程(昭和36年規程第5号)	公印の種類	公印管理者	佐土原町公印規程(平成4年訓令第1号)	公印の種類	公印管理者	新富町公印規程(昭和62年訓令第6号)	公印の種類	公印管理者	西米良村公印規程(平成4年訓令第1号)	公印の種類	公印管理者			
		宮崎県西都市之印	総務課長		町印	総務課長		町印	総務課長		村役場印(一般文書用)	総務課長			
		宮崎県西都市役所印	総務課長		町長印	総務課長		町長印	総務課長		村長印(一般文書用)	総務課長			
		西都市市長之印	総務課長		町長職務代理者印	総務課長		助役印	総務課長		村長之印(一般文書用)	総務課長			
		西都市市長職務代理者之印	総務課長		町長印(戸籍証明用)	町民課長支所長		町長職務執行者印	総務課長		村長之印(村税・一般文書用)	総務課長			
		宮崎県西都市市長之印	総務課長		町長職務代理者印(戸籍証明用)	町民課長支所長		総務課長印	総務課長		村長印(一般文書用)	総務課長			
		宮崎県西都市市長職務代理者之印	総務課長		町長印(税務証明用)	税務課長		財政課長印	財政課長		村長印(戸籍関係文書用)	生活環境課長			
		登記用宮崎県西都市市長の印	財政課長		町長職務代理者印(税務証明用)	税務課長		町長印(戸籍住民票及び諸証明事務用)	町民課長		村長之印(一般文書用)	総務課長			
		登記用宮崎県西都市市長職務代理者之印	財政課長		町長印(国民年金証明用)	町民課長		町長印(税務諸証明事務用)	税務課長		村長職務代理者之印(一般文書用)	総務課長			
		市民課用宮崎県西都市市長之印	市民課長		町長職務代理者印(支所用)	支所長		町長印(生活保護費資金前渡専用)	会計課長		村長印(病院関係一般文書用)	病院事務長			
		市民課用宮崎県西都市市長職務代理者之印	市民課長		助役印	総務課長		収入役印	会計課長		西米良病院之印(病院関係一般文書用)	病院事務長			
		税務用宮崎県西都市市長之印	税務課長		出納員印	会計課長		収入役職務代理者印	会計課長		助役之印(軽微な一般文書用)	総務課長			
		税務用宮崎県西都市市長職務代理者之印	税務課長		各課印	各課長		役場印(辞令、賞状専用)	総務課長		収入役之印(公金の出納事務用)	収入役			
		西都市市長之印	税務課長		各保育所印	各保育所長		役場印(一般公文書用副印)	総務課長		収入役之印(公金の出納事務用)	収入役			
		支所用宮崎県西都市市長之印	支所長		生活保護費資金前送職員印	助役		町長印(証明用戸籍事務用)	新田支所長		収入役代理者之印(公金の出納事務用)	収入役			
		支所用宮崎県西都市市長職務代理者の町長印	支所長					新田支所長印	新田支所長		各課長印	各課長			
		水道用宮崎県西都市市長之印	水道課長					新田支所印	新田支所長						
		市民会館用宮崎県西都市市長之印	文化課長					町長印(賞状専用)	総務課長						
		年金用宮崎県西都市市長之印	市民課長					町長印(会計課事務用)	会計課長						
								町長印(町長サービスコーナー印)	町民課長						

4市町村で異なる。
合併時まで統一したものにする。

項目	現況				課題	調整方針																														
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																																
	<table border="1"> <tr> <td>公印の種類</td> <td>公印番守者</td> </tr> <tr> <td>年金用宮崎県西都市市長職務代理者之印</td> <td>市民課長</td> </tr> <tr> <td>生活環境課用宮崎県西都市市長之印</td> <td>生活環境課長</td> </tr> <tr> <td>生活環境課用宮崎県西都市市長之印</td> <td>生活環境課長</td> </tr> <tr> <td>健康管理課用宮崎県西都市市長之印</td> <td>健康管理課長</td> </tr> <tr> <td>介護保険用宮崎県西都市市之印</td> <td>福祉事務所長</td> </tr> <tr> <td>介護保険用宮崎県西都市市長之印</td> <td>福祉事務所長</td> </tr> <tr> <td>農村整備課用宮崎県西都市市長之印</td> <td>農村整備課長</td> </tr> <tr> <td>西都市助役印</td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td>宮崎県西都市収入役印</td> <td>会計課長</td> </tr> <tr> <td>宮崎県西都市収入役職務代理者之印</td> <td>会計課長</td> </tr> <tr> <td>西都市各課室かい長之印</td> <td>各課(室かい)長</td> </tr> <tr> <td>西都市各課(室かい)之印</td> <td>各課(室かい)長</td> </tr> <tr> <td>宮崎県西都市支払通知之印</td> <td>会計課長</td> </tr> <tr> <td>西都市福祉事務所長之印</td> <td>福祉事務所長</td> </tr> </table>	公印の種類	公印番守者	年金用宮崎県西都市市長職務代理者之印	市民課長	生活環境課用宮崎県西都市市長之印	生活環境課長	生活環境課用宮崎県西都市市長之印	生活環境課長	健康管理課用宮崎県西都市市長之印	健康管理課長	介護保険用宮崎県西都市市之印	福祉事務所長	介護保険用宮崎県西都市市長之印	福祉事務所長	農村整備課用宮崎県西都市市長之印	農村整備課長	西都市助役印	総務課長	宮崎県西都市収入役印	会計課長	宮崎県西都市収入役職務代理者之印	会計課長	西都市各課室かい長之印	各課(室かい)長	西都市各課(室かい)之印	各課(室かい)長	宮崎県西都市支払通知之印	会計課長	西都市福祉事務所長之印	福祉事務所長					
公印の種類	公印番守者																																			
年金用宮崎県西都市市長職務代理者之印	市民課長																																			
生活環境課用宮崎県西都市市長之印	生活環境課長																																			
生活環境課用宮崎県西都市市長之印	生活環境課長																																			
健康管理課用宮崎県西都市市長之印	健康管理課長																																			
介護保険用宮崎県西都市市之印	福祉事務所長																																			
介護保険用宮崎県西都市市長之印	福祉事務所長																																			
農村整備課用宮崎県西都市市長之印	農村整備課長																																			
西都市助役印	総務課長																																			
宮崎県西都市収入役印	会計課長																																			
宮崎県西都市収入役職務代理者之印	会計課長																																			
西都市各課室かい長之印	各課(室かい)長																																			
西都市各課(室かい)之印	各課(室かい)長																																			
宮崎県西都市支払通知之印	会計課長																																			
西都市福祉事務所長之印	福祉事務所長																																			
11. 法令審査 (C)	<p>西都市法規審議会規程(昭和35年規程第1号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 助役 ・常任委員 収入役、総務課長、財政課長及び総務課行政管理係長 ・学識経験を有する委員法規等に精通している吏員 3名以内 ・臨時委員 関係課等の長 	<p>佐土原町法規審議会規程(昭和47年訓令第1号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 助役 ・委員 兼掌助役、総務課長、財政課長、税務課長、企画調整課長 	<p>新富町法規審議会規程(昭和63年訓令第3号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 助役 ・委員 収入役、総務課長、財政課長、総務課長補佐、財政課長補佐、庶務係長)、学識を有する吏員2名 	<p>西米良村例規審議会規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長 助役 ・委員 収入役ほか課長職の者 	同一。	合併時まで、4市町村で確認し統一した手続きにする。																														

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
12. 選挙管理委員会 構成・任期・報酬・その他 (B)	<p>・選挙管理委員会構成・任期・報酬について</p> <p>委員 4人 補充員 4人</p> <p>任期 4年 (H12.7.1～H16.6.31)</p> <p>報酬 委員長 月額 45,800円</p> <p>委員 月額 36,400円</p> <p>選挙長 10,700円</p> <p>投票管理者 12,700円</p> <p>開票管理者 10,700円</p> <p>選挙立会人 8,900円</p> <p>投票立会人 10,800円</p> <p>開票立会人 8,900円</p> <p>・選挙管理委員会の開催について</p> <p>定時登録 4回 その他随時開催</p> <p>・投票区 35 開票区 1</p> <p>・不在者投票会場 1 (選挙管理委員会事務局)</p> <p>・選挙公営</p> <p>選挙公報の発行</p> <p>ポスター掲示場の設置 (公選法 144 条の 2)</p> <p>選挙運動用自動車の使用</p> <p>選挙運動用ポスターの作成</p> <p>・明るい選挙推進協議会について</p> <p>会長 1名 副会長 1名 委員 12名</p> <p>顧問 1名</p> <p>選挙啓発活動は、平常時の常時啓発と選挙時の臨時啓発を行っている。</p> <p>総会 年 1回</p>	<p>・選挙管理委員会構成・任期・報酬について</p> <p>委員 4人</p> <p>任期 4年 (H12.5.21～H16.5.20)</p> <p>報酬 委員長 月額 8,000円</p> <p>委員 月額 6,900円</p> <p>選挙長 10,700円</p> <p>投票管理者 12,700円</p> <p>開票管理者 10,700円</p> <p>選挙立会人 8,900円</p> <p>投票立会人 10,800円</p> <p>開票立会人 8,900円</p> <p>・選挙管理委員会の開催について</p> <p>定例会 月 1回開催 (定例会、定時登録のため)</p> <p>・投票区 14 開票区 1</p> <p>・不在者投票会場 1 (役場西別館)</p> <p>・選挙公営 ポスター掲示場の設置 (公選法 144 条の 2)</p> <p>・明るい選挙推進協議会について</p> <p>協議会等の組織化はしておらず、選挙時における啓発活動を関係団体の協力を得ながら実施している。</p>	<p>・選挙管理委員会構成・任期・報酬について</p> <p>委員 4人</p> <p>任期 4年 (H13.5.8～H17.5.7)</p> <p>報酬 委員長 月額 6,400円</p> <p>委員 月額 6,200円</p> <p>選挙長 10,700円</p> <p>投票管理者 12,700円</p> <p>開票管理者 10,700円</p> <p>選挙立会人 8,900円</p> <p>投票立会人 10,800円</p> <p>開票立会人 8,900円</p> <p>・選挙管理委員会の開催について</p> <p>定例会 月 1回開催 (定例会、定時登録のため)</p> <p>・投票区 14 開票区 1</p> <p>・不在者投票会場 1 (選挙管理委員会事務局)</p> <p>・選挙公営 ポスター掲示場の設置 (公選法 144 条の 2)</p> <p>・明るい選挙推進協議会について</p> <p>会長 1名 副会長 1名 委員 8名</p> <p>選挙啓発活動は、選挙時の臨時啓発を行っている。</p>	<p>・選挙管理委員会構成・任期・報酬について</p> <p>委員 4人</p> <p>任期 4年</p> <p>報酬 委員長 月額 7,000円</p> <p>委員 月額 6,500円</p> <p>選挙長 10,700円</p> <p>投票管理者 12,700円</p> <p>開票管理者 10,700円</p> <p>選挙立会人 8,900円</p> <p>投票立会人 10,800円</p> <p>開票立会人 8,900円</p> <p>・選挙管理委員会の開催について</p> <p>定例会 月 1回開催 (定例会、定時登録のため)</p> <p>・投票区 8 開票区 1</p> <p>・不在者投票会場 1 (本庁)</p> <p>・選挙公営 ポスター掲示場の設置 (公選法 144 条の 2)</p> <p>・明るい選挙西米良村推進協議会について</p> <p>会長 1名 副会長 2名 顧問若干名、事務局長 1名、書記 1名</p> <p>選挙啓発活動は、選挙時における啓発活動を行っている。</p> <p>常任委員会 必要に応じて会長が召集</p>	<p>・報酬額の違い</p> <p>・不在者投票会場の見直し</p> <p>・投票区の見直し</p> <p>・投票時間繰上げの必要のある投票所</p>	合併時までに見直す。
13. 例規集 (C)	<p>西都市例規集</p> <p>平成 15 年度からデータベース化。インターネットでの使用のみで、インターネットでの公表はしていない。加除式の例規集は、条例と規則を掲載して各課等及び各議員に配布するが、平成 17 年度からは廃止する。</p>	<p>佐土原町例規集</p> <p>平成 14 年度にデータベース化。町内ランによる閲覧と改正事務実施。加除式は原則各課 1 冊のみ配置。</p>	<p>新富町例規集</p> <p>加除式 109 冊</p>	<p>西米良村例規集</p> <p>加除式 60 冊</p> <p>条例等は全て縦書き</p>	<p>加除式とデータベースの二種類がある。</p>	合併時にデータベース化を図る。

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
14. 区長 (B)	<p>西都市市政連絡区長設置規則 (昭和38年規則第3号)</p> <p>区長の形態</p> <ul style="list-style-type: none"> 名称：市政連絡区長 身分等：市長が委嘱、非常勤特別職、任期は2年、 人数(地区数)：64人(64地区) <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報紙等の配布に関する事項 周知事項の伝達及び掲示に関する事項 区域内の世帯現況調 各種調査、報告に関する事項 その他、市長が必要と定める事項 <p>区長報酬</p> <p>行政連絡員として委嘱し、報酬を支給している。</p> <p>* 東米良地区以外の地区</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割 35,100円/区 世帯数割 1,440円/世帯 調整割額 東米良地区以外の世帯(区に加入している世帯)総数に215を乗じた額に規則で定める割合を乗じて得た額 <p>* 東米良地区</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割 104,500円 世帯数割 940,500円 <p>東米良地区区長報酬の総額の2分の1を東米良の世帯数で除した額に、それぞれの区の世帯総数を乗じて得た額</p>	<p>行政区制規則 (昭和35年規則第14号)</p> <p>区長の形態</p> <ul style="list-style-type: none"> 名称：区長 身分等：町長が委嘱、非常勤特別職、任期は2年 人数(地区数)：94人(94地区) <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 行財政に関する通達 納税に関する啓発、指導並びに徴収 各種調査、報告に関する事項 各種委員会の事務に関する事項 その他町長が必要と認めた事項 <p>区長報酬</p> <p>区長を行政連絡員として委嘱し、報酬を支給している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割 139,800円/年 世帯割 2,520円/世帯 1区長平均 412,170円 	<p>新富町区長設置規則 (昭和53年規則第9号)</p> <p>区長の形態</p> <ul style="list-style-type: none"> 名称：区長 身分等：町長が委嘱、非常勤特別職、任期は1年、 人数(地区数)：61人(61地区) <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報、週報その他印刷物の配布 納税通知書等の送達 事務事項の周知、伝達及び文書の掲示 各種調査及び報告 地区住民の町の事務に対する連絡 共同募金、日赤社資等の募金事務 <p>区長報酬</p> <p>区長として委嘱し、報酬を支給している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割 51,000円/年 戸数割 1,000円/戸 1区長平均 110,184円 	<p>西米良村区長設置に関する規則 (昭和39年規則第3号)</p> <p>区長の形態</p> <ul style="list-style-type: none"> 名称：区長、協力員 身分等：村長が委嘱、非常勤特別職、任期は2年(協力員は特に定めない) 人数(地区数)：区長8人(8地区) 協力員44人 <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 納税通知書の配布、納税奨励等 行政事務の通知、周知 行政事務の調査実施、報告 清潔検査立合、衛生推進 その他偶発的な行政事務 <p>区長及び協力員報酬</p> <p>区長及び協力員を行政連絡員として委嘱し、報酬を支給している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 区長 258,000円/年 協力員 44,000円/年 <p>その他</p> <p>区長会を毎月1回開催(月初め)</p> <p>区長・協力員合同会を年1回開催(5月)</p>	<p>区長報酬の額、任期が異なっている。</p>	<p>合併時までに区長制度の統一を図り調整する。</p>

1 - (3) . 総務・企画専門部会 企画

項目	現 況				課題	調整方針																																																																																														
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																																																																																																
1.総合計画 (A)	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">(1) 総合計画</td> </tr> <tr> <td>名 称</td> <td>第三次西都市総合計画</td> </tr> <tr> <td>目標とする都市像</td> <td>活き活きとした元気あふれるまち、さいと</td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td>平成13年度から22年度</td> </tr> <tr> <td>基本計画 (前期)</td> <td>平成13年度から17年度</td> </tr> <tr> <td>(後期)</td> <td>平成18年度から22年度</td> </tr> <tr> <td>実施計画</td> <td>毎年度(3年ローリング)</td> </tr> <tr> <td>人口フレーム</td> <td>38,000人</td> </tr> <tr> <td>計画の区域</td> <td>西都市内全域</td> </tr> <tr> <td>基本目標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな「市政」の流れをつくる ・新たな「定住と交流」の流れをつくる ・新たな「ひと」の流れをつくる </td> </tr> <tr> <td>第4次開始年度</td> <td>平成23年度(策定準備20年度から)</td> </tr> <tr> <td>策定に要する期間</td> <td>第三次の場合、約3年</td> </tr> </table>	(1) 総合計画		名 称	第三次西都市総合計画	目標とする都市像	活き活きとした元気あふれるまち、さいと	計画期間	平成13年度から22年度	基本計画 (前期)	平成13年度から17年度	(後期)	平成18年度から22年度	実施計画	毎年度(3年ローリング)	人口フレーム	38,000人	計画の区域	西都市内全域	基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな「市政」の流れをつくる ・新たな「定住と交流」の流れをつくる ・新たな「ひと」の流れをつくる 	第4次開始年度	平成23年度(策定準備20年度から)	策定に要する期間	第三次の場合、約3年	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">(1) 総合計画</td> </tr> <tr> <td>名 称</td> <td>第三次佐土原町総合計画</td> </tr> <tr> <td>目標とする都市像</td> <td>3つのRの重なり合った理想の田園都市</td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td>平成8年度から17年度</td> </tr> <tr> <td>基本計画</td> <td>平成8年度から17年度</td> </tr> <tr> <td>実施計画</td> <td>毎年度(3年ローリング)</td> </tr> <tr> <td>人口フレーム</td> <td>37,000人</td> </tr> <tr> <td>計画の区域</td> <td>佐土原町内全域</td> </tr> <tr> <td>基本目標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・住みやすく快適なまち ・健やかな福祉のまち ・ゆたかな人間性を育むまち ・躍動する産業のまち ・効率のよい開かれた行政運営 </td> </tr> <tr> <td>第4次開始年度</td> <td>平成18年度(策定準備16年度から)</td> </tr> <tr> <td>策定に要する期間</td> <td>第三次の場合、約1年6ヶ月</td> </tr> </table>	(1) 総合計画		名 称	第三次佐土原町総合計画	目標とする都市像	3つのRの重なり合った理想の田園都市	計画期間	平成8年度から17年度	基本計画	平成8年度から17年度	実施計画	毎年度(3年ローリング)	人口フレーム	37,000人	計画の区域	佐土原町内全域	基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ・住みやすく快適なまち ・健やかな福祉のまち ・ゆたかな人間性を育むまち ・躍動する産業のまち ・効率のよい開かれた行政運営 	第4次開始年度	平成18年度(策定準備16年度から)	策定に要する期間	第三次の場合、約1年6ヶ月	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">(1) 総合計画</td> </tr> <tr> <td>名 称</td> <td>第四次新富町長期総合計画</td> </tr> <tr> <td>目標とする都市像</td> <td>だれでもが健康で暮らしやすいまちづくり</td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td>平成13年度から22年度</td> </tr> <tr> <td>基本計画 (前期)</td> <td>平成13年度から17年度</td> </tr> <tr> <td>(後期)</td> <td>平成18年度から22年度</td> </tr> <tr> <td>実施計画</td> <td>毎年度(3年ローリング)</td> </tr> <tr> <td>人口フレーム</td> <td>21,000人</td> </tr> <tr> <td>計画の区域</td> <td>新富町内全域</td> </tr> <tr> <td>基本目標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしいまち ・安心して暮らせる健康と福祉のまち ・人づくりの充実したまち ・町を支える産業の振興 ・生活を支える地域基盤づくり </td> </tr> <tr> <td>第5次開始年度</td> <td>平成23年度(策定準備21年度から)</td> </tr> <tr> <td>策定に要する期間</td> <td>第四次の場合、約1年10ヶ月</td> </tr> </table>	(1) 総合計画		名 称	第四次新富町長期総合計画	目標とする都市像	だれでもが健康で暮らしやすいまちづくり	計画期間	平成13年度から22年度	基本計画 (前期)	平成13年度から17年度	(後期)	平成18年度から22年度	実施計画	毎年度(3年ローリング)	人口フレーム	21,000人	計画の区域	新富町内全域	基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしいまち ・安心して暮らせる健康と福祉のまち ・人づくりの充実したまち ・町を支える産業の振興 ・生活を支える地域基盤づくり 	第5次開始年度	平成23年度(策定準備21年度から)	策定に要する期間	第四次の場合、約1年10ヶ月	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">(1) 総合計画</td> </tr> <tr> <td>名 称</td> <td>第四次西米良村長期総合計画</td> </tr> <tr> <td>目標とする西米良村の姿</td> <td>「菊池氏の薫陶・生涯現役元氣村・カリコボーズの休暇村・米良の庄」づくり</td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td>平成13年度から22年度</td> </tr> <tr> <td>基本計画 (前期)</td> <td>平成13年度から17年度</td> </tr> <tr> <td>(後期)</td> <td>平成18年度から22年度</td> </tr> <tr> <td>実施計画</td> <td>毎年度(3年ローリング)</td> </tr> <tr> <td>人口フレーム</td> <td>1,500人</td> </tr> <tr> <td>計画の区域</td> <td>西米良村内全域</td> </tr> <tr> <td>基本目標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・新世紀を担う豊かな人づくり ・活力ある元気産業づくり ・住みたくなる村づくり ・生きがいのある安らぎの村づくり ・山村文化の薫る村づくり ・新たな共生を図る豊潤な村づくり </td> </tr> <tr> <td>第5次開始年度</td> <td>平成23年度(策定準備21年度から)</td> </tr> <tr> <td>策定に要する期間</td> <td>第四次の場合、約2年</td> </tr> </table>	(1) 総合計画		名 称	第四次西米良村長期総合計画	目標とする西米良村の姿	「菊池氏の薫陶・生涯現役元氣村・カリコボーズの休暇村・米良の庄」づくり	計画期間	平成13年度から22年度	基本計画 (前期)	平成13年度から17年度	(後期)	平成18年度から22年度	実施計画	毎年度(3年ローリング)	人口フレーム	1,500人	計画の区域	西米良村内全域	基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ・新世紀を担う豊かな人づくり ・活力ある元気産業づくり ・住みたくなる村づくり ・生きがいのある安らぎの村づくり ・山村文化の薫る村づくり ・新たな共生を図る豊潤な村づくり 	第5次開始年度	平成23年度(策定準備21年度から)	策定に要する期間	第四次の場合、約2年	総合計画の次期計画の開始年度が違う。	合併後、各市町村の現計画を基に新市のまちづくり構想を踏まえ、新たな計画を策定する。
(1) 総合計画																																																																																																				
名 称	第三次西都市総合計画																																																																																																			
目標とする都市像	活き活きとした元気あふれるまち、さいと																																																																																																			
計画期間	平成13年度から22年度																																																																																																			
基本計画 (前期)	平成13年度から17年度																																																																																																			
(後期)	平成18年度から22年度																																																																																																			
実施計画	毎年度(3年ローリング)																																																																																																			
人口フレーム	38,000人																																																																																																			
計画の区域	西都市内全域																																																																																																			
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな「市政」の流れをつくる ・新たな「定住と交流」の流れをつくる ・新たな「ひと」の流れをつくる 																																																																																																			
第4次開始年度	平成23年度(策定準備20年度から)																																																																																																			
策定に要する期間	第三次の場合、約3年																																																																																																			
(1) 総合計画																																																																																																				
名 称	第三次佐土原町総合計画																																																																																																			
目標とする都市像	3つのRの重なり合った理想の田園都市																																																																																																			
計画期間	平成8年度から17年度																																																																																																			
基本計画	平成8年度から17年度																																																																																																			
実施計画	毎年度(3年ローリング)																																																																																																			
人口フレーム	37,000人																																																																																																			
計画の区域	佐土原町内全域																																																																																																			
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ・住みやすく快適なまち ・健やかな福祉のまち ・ゆたかな人間性を育むまち ・躍動する産業のまち ・効率のよい開かれた行政運営 																																																																																																			
第4次開始年度	平成18年度(策定準備16年度から)																																																																																																			
策定に要する期間	第三次の場合、約1年6ヶ月																																																																																																			
(1) 総合計画																																																																																																				
名 称	第四次新富町長期総合計画																																																																																																			
目標とする都市像	だれでもが健康で暮らしやすいまちづくり																																																																																																			
計画期間	平成13年度から22年度																																																																																																			
基本計画 (前期)	平成13年度から17年度																																																																																																			
(後期)	平成18年度から22年度																																																																																																			
実施計画	毎年度(3年ローリング)																																																																																																			
人口フレーム	21,000人																																																																																																			
計画の区域	新富町内全域																																																																																																			
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしいまち ・安心して暮らせる健康と福祉のまち ・人づくりの充実したまち ・町を支える産業の振興 ・生活を支える地域基盤づくり 																																																																																																			
第5次開始年度	平成23年度(策定準備21年度から)																																																																																																			
策定に要する期間	第四次の場合、約1年10ヶ月																																																																																																			
(1) 総合計画																																																																																																				
名 称	第四次西米良村長期総合計画																																																																																																			
目標とする西米良村の姿	「菊池氏の薫陶・生涯現役元氣村・カリコボーズの休暇村・米良の庄」づくり																																																																																																			
計画期間	平成13年度から22年度																																																																																																			
基本計画 (前期)	平成13年度から17年度																																																																																																			
(後期)	平成18年度から22年度																																																																																																			
実施計画	毎年度(3年ローリング)																																																																																																			
人口フレーム	1,500人																																																																																																			
計画の区域	西米良村内全域																																																																																																			
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ・新世紀を担う豊かな人づくり ・活力ある元気産業づくり ・住みたくなる村づくり ・生きがいのある安らぎの村づくり ・山村文化の薫る村づくり ・新たな共生を図る豊潤な村づくり 																																																																																																			
第5次開始年度	平成23年度(策定準備21年度から)																																																																																																			
策定に要する期間	第四次の場合、約2年																																																																																																			

項目	現況				課題	調整方針																																								
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																																										
	<p>(2) 総合計画審議会</p> <table border="1"> <tr> <td>設置根拠</td> <td>西都市総合計画等審議会条例</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>20人以内 ・国県の機関の職員 ・市内の公共的団体等その他関係団体の役職員 ・学識経験を有する者</td> </tr> <tr> <td>任期</td> <td>諮問に係る審議時に委嘱 委員の任期は2年とし再任を妨げない 委員の欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする</td> </tr> <tr> <td>報酬</td> <td>日額 6,400円</td> </tr> <tr> <td>費用弁償</td> <td>4km以上運賃支給</td> </tr> </table>	設置根拠	西都市総合計画等審議会条例	委員	20人以内 ・国県の機関の職員 ・市内の公共的団体等その他関係団体の役職員 ・学識経験を有する者	任期	諮問に係る審議時に委嘱 委員の任期は2年とし再任を妨げない 委員の欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする	報酬	日額 6,400円	費用弁償	4km以上運賃支給	<p>(2) 総合計画審議会</p> <table border="1"> <tr> <td>設置根拠</td> <td>佐土原町総合計画審議会条例</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>20人以内 ・町内の公共的団体等の役職員 ・学識経験を有する者 ・町議会の議員 ・その他町長が必要と認める者</td> </tr> <tr> <td>任期</td> <td>諮問に係る審議時に委嘱 審議終了時に解任</td> </tr> <tr> <td>報酬</td> <td>審議会1回につき 6,100円</td> </tr> <tr> <td>費用弁償</td> <td>審議会1回につき 1,500円</td> </tr> </table>	設置根拠	佐土原町総合計画審議会条例	委員	20人以内 ・町内の公共的団体等の役職員 ・学識経験を有する者 ・町議会の議員 ・その他町長が必要と認める者	任期	諮問に係る審議時に委嘱 審議終了時に解任	報酬	審議会1回につき 6,100円	費用弁償	審議会1回につき 1,500円	<p>(2) 長期総合計画審議会</p> <table border="1"> <tr> <td>設置根拠</td> <td>新富町長期総合計画等審議会条例</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>20人以内 ・議会並びに各種団体又は機関において選挙又は推薦された者 ・学識経験者</td> </tr> <tr> <td>任期</td> <td>諮問に係る審議時に委嘱 審議終了時に解任</td> </tr> <tr> <td>報酬</td> <td>審議会1回につき 5,200円</td> </tr> <tr> <td>費用弁償</td> <td>無し</td> </tr> </table>	設置根拠	新富町長期総合計画等審議会条例	委員	20人以内 ・議会並びに各種団体又は機関において選挙又は推薦された者 ・学識経験者	任期	諮問に係る審議時に委嘱 審議終了時に解任	報酬	審議会1回につき 5,200円	費用弁償	無し	<p>(2) 総合計画審議会</p> <table border="1"> <tr> <td>設置根拠</td> <td>西米良村長期総合計画審議会条例</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>20人以内 ・村議会議員 5人 ・農林関係代表 4人 ・商工関係代表 2人 ・教育関係代表 2人 ・各種団体代表 4人 ・学識経験者 3人</td> </tr> <tr> <td>任期</td> <td>諮問に係る審議時に委嘱 審議終了時に解任</td> </tr> <tr> <td>報酬</td> <td>審議会1回につき 6,500円</td> </tr> <tr> <td>費用弁償</td> <td>審議会1回につき 1,200円 (車馬賃は別途実費)</td> </tr> </table>	設置根拠	西米良村長期総合計画審議会条例	委員	20人以内 ・村議会議員 5人 ・農林関係代表 4人 ・商工関係代表 2人 ・教育関係代表 2人 ・各種団体代表 4人 ・学識経験者 3人	任期	諮問に係る審議時に委嘱 審議終了時に解任	報酬	審議会1回につき 6,500円	費用弁償	審議会1回につき 1,200円 (車馬賃は別途実費)	<p>審議会の報酬、費用弁償に違いがある。</p>	<p>審議会についても、合併後条例を整備し新たに設置する。</p>
設置根拠	西都市総合計画等審議会条例																																													
委員	20人以内 ・国県の機関の職員 ・市内の公共的団体等その他関係団体の役職員 ・学識経験を有する者																																													
任期	諮問に係る審議時に委嘱 委員の任期は2年とし再任を妨げない 委員の欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする																																													
報酬	日額 6,400円																																													
費用弁償	4km以上運賃支給																																													
設置根拠	佐土原町総合計画審議会条例																																													
委員	20人以内 ・町内の公共的団体等の役職員 ・学識経験を有する者 ・町議会の議員 ・その他町長が必要と認める者																																													
任期	諮問に係る審議時に委嘱 審議終了時に解任																																													
報酬	審議会1回につき 6,100円																																													
費用弁償	審議会1回につき 1,500円																																													
設置根拠	新富町長期総合計画等審議会条例																																													
委員	20人以内 ・議会並びに各種団体又は機関において選挙又は推薦された者 ・学識経験者																																													
任期	諮問に係る審議時に委嘱 審議終了時に解任																																													
報酬	審議会1回につき 5,200円																																													
費用弁償	無し																																													
設置根拠	西米良村長期総合計画審議会条例																																													
委員	20人以内 ・村議会議員 5人 ・農林関係代表 4人 ・商工関係代表 2人 ・教育関係代表 2人 ・各種団体代表 4人 ・学識経験者 3人																																													
任期	諮問に係る審議時に委嘱 審議終了時に解任																																													
報酬	審議会1回につき 6,500円																																													
費用弁償	審議会1回につき 1,200円 (車馬賃は別途実費)																																													

1 - (3) . 総務・企画専門部会 企画

項目	現況				課題	調整方針																																				
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																																						
2. 国際交流事業 (B)	<p>(1) 天正遣欧少年使節ゆかりの地首長会議 ○内容:天正遣欧少年使節の縁の下、大村市、千々石町、波佐見町、西海町及び西都市が、日本と西洋との国々との平和の使節としての功績を後世に伝え、これら市町の相互の理解と親睦を深め、郷土の発展に寄与することを目的に協議会を開催する。</p> <p>○会議:年1回程度 ○事業:【13年度】 平成の遣欧少年使節ローマ派遣 派遣先:イタリアローマ、フィレンツェ、ベネチア、ミラノ他 期 間:平成13年8月2日~10日 派遣人員:2名(中学2年男女各1名) 派遣助成:派遣費の2/3市補助 【14年度】 天正遣欧少年使節ゆかりの地中学生宿泊体験交流会 開催場所:西海町 時期:平成14年8月21日~23日 内 容:ゆかりの地5市町の中学生による宿泊交流 派遣人員:22人(市内中学2・3年生男女) 上記事業は隔年実施</p>	<p>(1) 国際交流派遣事業 小学生派遣事業</p> <table border="1"> <tr><td>派遣事業名</td><td>佐土原町国際交流派遣事業</td></tr> <tr><td>派遣先</td><td>シンガポール、マレーシア</td></tr> <tr><td>派遣時期</td><td>7月下旬の7日間</td></tr> <tr><td>派遣人員</td><td>10名(公立小学校5校より各2名)</td></tr> <tr><td>選考基準</td><td>各学校からの推薦による</td></tr> <tr><td>派遣助成</td><td>10万円補助</td></tr> </table> <p>中学生派遣事業</p> <table border="1"> <tr><td>派遣事業名</td><td>佐土原町国際交流派遣事業</td></tr> <tr><td>派遣先</td><td>マレーシア</td></tr> <tr><td>派遣時期</td><td>8月上旬の8日間</td></tr> <tr><td>派遣人員</td><td>15名(公立枠13名、私立枠2名)、引率6名</td></tr> <tr><td>選考基準</td><td>公立~学校推薦、私立~公募</td></tr> <tr><td>派遣助成</td><td>10万円補助</td></tr> </table>	派遣事業名	佐土原町国際交流派遣事業	派遣先	シンガポール、マレーシア	派遣時期	7月下旬の7日間	派遣人員	10名(公立小学校5校より各2名)	選考基準	各学校からの推薦による	派遣助成	10万円補助	派遣事業名	佐土原町国際交流派遣事業	派遣先	マレーシア	派遣時期	8月上旬の8日間	派遣人員	15名(公立枠13名、私立枠2名)、引率6名	選考基準	公立~学校推薦、私立~公募	派遣助成	10万円補助	<p>(1) 国際交流派遣事業 小学生派遣事業</p> <p>なし</p> <p>中学生派遣事業</p> <table border="1"> <tr><td>派遣事業名</td><td>新富町中学生海外派遣事業</td></tr> <tr><td>派遣先</td><td>中国(北京)</td></tr> <tr><td>派遣時期</td><td>8月上旬の6日間</td></tr> <tr><td>派遣人員</td><td>21名、引率3名</td></tr> <tr><td>選考基準</td><td>公立~学校推薦、私立~公募</td></tr> <tr><td>派遣助成</td><td>予算の範囲内で補助</td></tr> </table>	派遣事業名	新富町中学生海外派遣事業	派遣先	中国(北京)	派遣時期	8月上旬の6日間	派遣人員	21名、引率3名	選考基準	公立~学校推薦、私立~公募	派遣助成	予算の範囲内で補助	<p>(1) 国際交流派遣事業 なし</p>	各市町村事業内容が異なる。	合併後に事業を見直し、統一を行う。
派遣事業名	佐土原町国際交流派遣事業																																									
派遣先	シンガポール、マレーシア																																									
派遣時期	7月下旬の7日間																																									
派遣人員	10名(公立小学校5校より各2名)																																									
選考基準	各学校からの推薦による																																									
派遣助成	10万円補助																																									
派遣事業名	佐土原町国際交流派遣事業																																									
派遣先	マレーシア																																									
派遣時期	8月上旬の8日間																																									
派遣人員	15名(公立枠13名、私立枠2名)、引率6名																																									
選考基準	公立~学校推薦、私立~公募																																									
派遣助成	10万円補助																																									
派遣事業名	新富町中学生海外派遣事業																																									
派遣先	中国(北京)																																									
派遣時期	8月上旬の6日間																																									
派遣人員	21名、引率3名																																									
選考基準	公立~学校推薦、私立~公募																																									
派遣助成	予算の範囲内で補助																																									

項目	現況				課題	調整方針																								
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																										
	(2) 国際交流員 <table border="1"> <tr><td>人員</td><td>1名</td></tr> <tr><td>招致国</td><td>カナダ</td></tr> <tr><td>期間</td><td>平成13年7月30日から 平成14年7月29日</td></tr> <tr><td>勤務時間</td><td>8:30~16:15</td></tr> <tr><td>報酬</td><td>月額30万円</td></tr> <tr><td>主な職務</td><td>・国際交流関係事務補助(翻訳、 通訳、国際交流イベントの企画・立案・参画など) ・地域住民の語学指導への協力(学校等訪問を含む) ・地域の民間交流団体の事業活動に対する助言、参画 ・地域住民の異文化理解のための交流活動への協力</td></tr> </table>	人員	1名	招致国	カナダ	期間	平成13年7月30日から 平成14年7月29日	勤務時間	8:30~16:15	報酬	月額30万円	主な職務	・国際交流関係事務補助(翻訳、 通訳、国際交流イベントの企画・立案・参画など) ・地域住民の語学指導への協力(学校等訪問を含む) ・地域の民間交流団体の事業活動に対する助言、参画 ・地域住民の異文化理解のための交流活動への協力	(2) 国際交流員 <table border="1"> <tr><td>人員</td><td>1名</td></tr> <tr><td>招致国</td><td>マレーシア</td></tr> <tr><td>期間</td><td>平成13年8月24日から 平成15年8月23日</td></tr> <tr><td>勤務時間</td><td>8:30~16:15</td></tr> <tr><td>報酬</td><td>月額30万円</td></tr> <tr><td>主な職務</td><td>・国際交流関係事務補助(翻訳、 通訳、国際交流イベントの企画・立案・参画など) ・地域住民の語学指導への協力(学校等訪問を含む) ・地域の民間交流団体の事業活動に対する助言、参画 ・地域住民の異文化理解のための交流活動への協力</td></tr> </table>	人員	1名	招致国	マレーシア	期間	平成13年8月24日から 平成15年8月23日	勤務時間	8:30~16:15	報酬	月額30万円	主な職務	・国際交流関係事務補助(翻訳、 通訳、国際交流イベントの企画・立案・参画など) ・地域住民の語学指導への協力(学校等訪問を含む) ・地域の民間交流団体の事業活動に対する助言、参画 ・地域住民の異文化理解のための交流活動への協力	(2) 国際交流員 なし	(2) 国際交流員 なし	国際交流員がいない町村がある。	合併後調整する。
	人員	1名																												
招致国	カナダ																													
期間	平成13年7月30日から 平成14年7月29日																													
勤務時間	8:30~16:15																													
報酬	月額30万円																													
主な職務	・国際交流関係事務補助(翻訳、 通訳、国際交流イベントの企画・立案・参画など) ・地域住民の語学指導への協力(学校等訪問を含む) ・地域の民間交流団体の事業活動に対する助言、参画 ・地域住民の異文化理解のための交流活動への協力																													
人員	1名																													
招致国	マレーシア																													
期間	平成13年8月24日から 平成15年8月23日																													
勤務時間	8:30~16:15																													
報酬	月額30万円																													
主な職務	・国際交流関係事務補助(翻訳、 通訳、国際交流イベントの企画・立案・参画など) ・地域住民の語学指導への協力(学校等訪問を含む) ・地域の民間交流団体の事業活動に対する助言、参画 ・地域住民の異文化理解のための交流活動への協力																													
(3) 団体 西都市国際交流協会 <table border="1"> <tr><td>会長名</td><td>会長 黒木正善</td></tr> <tr><td>補助</td><td>なし</td></tr> <tr><td>会員数</td><td>個人会員 50人</td></tr> <tr><td>会費</td><td>個人会費 2,000円</td></tr> <tr><td>事務局体制</td><td>事務局 西都市総務課内</td></tr> <tr><td>活動内容</td><td>・在外外国人へのサポート事業 ・ホームステイ受入及び派遣事業 ・外国の方との交流、文化理解 ・海外に向けての西都市アピール事業</td></tr> </table>	会長名	会長 黒木正善	補助	なし	会員数	個人会員 50人	会費	個人会費 2,000円	事務局体制	事務局 西都市総務課内	活動内容	・在外外国人へのサポート事業 ・ホームステイ受入及び派遣事業 ・外国の方との交流、文化理解 ・海外に向けての西都市アピール事業	(3) 団体 佐土原町国際交流協会 <table border="1"> <tr><td>会長名</td><td>会長 永野繁利</td></tr> <tr><td>補助</td><td>60万円(運営補助)</td></tr> <tr><td>会員数</td><td>個人会員 58人</td></tr> <tr><td>会費</td><td>個人会費 2,000円 (1家族あたり)</td></tr> <tr><td>事務局体制</td><td>事務局長 吉村恵一</td></tr> <tr><td>活動内容</td><td>・町主催行事への協力・参加 ・ホームステイ海外派遣 ・ホームステイ受入 ・英会話教室開催 ・留学生・在住外国人との交流会 ・ボランティア活動</td></tr> </table>	会長名	会長 永野繁利	補助	60万円(運営補助)	会員数	個人会員 58人	会費	個人会費 2,000円 (1家族あたり)	事務局体制	事務局長 吉村恵一	活動内容	・町主催行事への協力・参加 ・ホームステイ海外派遣 ・ホームステイ受入 ・英会話教室開催 ・留学生・在住外国人との交流会 ・ボランティア活動	(3) 団体 なし	(3) 団体 なし	国際交流協会がない町村がある。	合併後、支援の在り方について検討する。	
会長名	会長 黒木正善																													
補助	なし																													
会員数	個人会員 50人																													
会費	個人会費 2,000円																													
事務局体制	事務局 西都市総務課内																													
活動内容	・在外外国人へのサポート事業 ・ホームステイ受入及び派遣事業 ・外国の方との交流、文化理解 ・海外に向けての西都市アピール事業																													
会長名	会長 永野繁利																													
補助	60万円(運営補助)																													
会員数	個人会員 58人																													
会費	個人会費 2,000円 (1家族あたり)																													
事務局体制	事務局長 吉村恵一																													
活動内容	・町主催行事への協力・参加 ・ホームステイ海外派遣 ・ホームステイ受入 ・英会話教室開催 ・留学生・在住外国人との交流会 ・ボランティア活動																													
	(4) 友好都市・姉妹都市 なし	(4) 友好都市・姉妹都市 なし	(4) 友好都市・姉妹都市 なし	(4) 友好都市・姉妹都市 なし																										

1 - (3) . 総務・企画専門部会 企画

項目	現況				課題	調整方針																																
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																																		
3.男女共同参画 (B)	<p>(1) 男女共同参画基本計画策定</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>西都市女性プラン21</td> </tr> <tr> <td>策定期期</td> <td>平成11年3月</td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td>平成11年度～平成20年度</td> </tr> <tr> <td>策定体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 西都市女性行政推進委員会 西都市女性行政推進幹事会 (上記平成8年11月設置) 西都市女性プラン策定委員会 (平成10年6月設置) </td> </tr> <tr> <td>策定状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 西都市女性行政推進委員会開催 西都市女性行政推進幹事会 西都市女性プラン策定委員会 (上記各3回) 住民意識調査の実施及び解析 無作為抽出 1000名 回収率 75.2% 委員会で施策の体系及び骨子について検討し素案作成 委員会で素案検討見直し後策定 </td> </tr> </table> <p>(2) 男女共同参画社会づくり普及啓発・推進</p> <table border="1"> <tr> <td>庁内体制</td> <td>西都市女性行政推進委員会及び幹事会</td> </tr> <tr> <td>市民組織</td> <td>女性行政懇話会の設置 (平成8年11月)</td> </tr> <tr> <td>普及啓発・推進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「ピュアさいと」(女性情報誌)の発行 年1回 参画関係PR用パンフ作成 「広報さいと」への情報の掲載 参画講座及びフォーラムの開催 (市民対象) 職員研修の開催 出前講座への派遣 </td> </tr> </table>	名称	西都市女性プラン21	策定期期	平成11年3月	計画期間	平成11年度～平成20年度	策定体制	<ul style="list-style-type: none"> 西都市女性行政推進委員会 西都市女性行政推進幹事会 (上記平成8年11月設置) 西都市女性プラン策定委員会 (平成10年6月設置) 	策定状況	<ul style="list-style-type: none"> 西都市女性行政推進委員会開催 西都市女性行政推進幹事会 西都市女性プラン策定委員会 (上記各3回) 住民意識調査の実施及び解析 無作為抽出 1000名 回収率 75.2% 委員会で施策の体系及び骨子について検討し素案作成 委員会で素案検討見直し後策定 	庁内体制	西都市女性行政推進委員会及び幹事会	市民組織	女性行政懇話会の設置 (平成8年11月)	普及啓発・推進	<ul style="list-style-type: none"> 「ピュアさいと」(女性情報誌)の発行 年1回 参画関係PR用パンフ作成 「広報さいと」への情報の掲載 参画講座及びフォーラムの開催 (市民対象) 職員研修の開催 出前講座への派遣 	<p>(1) 男女共同参画基本計画策定</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>男女共同参画基本計画</td> </tr> <tr> <td>策定期期</td> <td>平成14年度・15年度の2ヶ年 (予定)</td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td>検討中</td> </tr> <tr> <td>策定体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 佐土原町男女共同参画行政推進会議及び担当者会議(平成13年10月設置) 男女共同参画基本計画策定委員会 (平成15年4月設置予定) </td> </tr> <tr> <td>策定状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 佐土原町男女共同参画行政推進会議の開催 同担当者会議の開催(3回) 住民意識調査の実施 無作為抽出1000名 回収率 38.5% 職員意識調査の実施 住民意識調査の数値解析 基本計画策定委員の組織体制整備 </td> </tr> </table> <p>(2) 男女共同参画社会づくり普及啓発・推進</p> <table border="1"> <tr> <td>庁内体制</td> <td>佐土原町男女共同参画行政推進会議及び担当者会議</td> </tr> <tr> <td>町民組織</td> <td>懇話会の組織設置 (平成16年度予定)</td> </tr> <tr> <td>普及啓発・推進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「さんかくNEWS」の発行(庁内情報誌) 「広報さどわら」への参画情報の掲載 参画セミナーの開催(町民対象) 職員研修の開催 </td> </tr> </table>	名称	男女共同参画基本計画	策定期期	平成14年度・15年度の2ヶ年 (予定)	計画期間	検討中	策定体制	<ul style="list-style-type: none"> 佐土原町男女共同参画行政推進会議及び担当者会議(平成13年10月設置) 男女共同参画基本計画策定委員会 (平成15年4月設置予定) 	策定状況	<ul style="list-style-type: none"> 佐土原町男女共同参画行政推進会議の開催 同担当者会議の開催(3回) 住民意識調査の実施 無作為抽出1000名 回収率 38.5% 職員意識調査の実施 住民意識調査の数値解析 基本計画策定委員の組織体制整備 	庁内体制	佐土原町男女共同参画行政推進会議及び担当者会議	町民組織	懇話会の組織設置 (平成16年度予定)	普及啓発・推進	<ul style="list-style-type: none"> 「さんかくNEWS」の発行(庁内情報誌) 「広報さどわら」への参画情報の掲載 参画セミナーの開催(町民対象) 職員研修の開催 	<p>(1) 男女共同参画基本計画策定</p> <p>検討中</p> <p>(2) 男女共同参画社会づくり普及啓発・推進</p> <p>県男女共同参画センター作成パンフレット配布</p>	<p>(1) 男女共同参画基本計画策定</p> <p>検討中</p> <p>(2) 男女共同参画社会づくり普及啓発・推進</p> <p>県男女共同参画センター作成パンフレット配布</p>	<p>事業の取り組みに格差がある。</p> <p>事業の取り組みに格差がある。</p>	<p>合併後、新たに基本計画を策定する。</p> <p>合併後、新たに推進委員会等を設置する。</p>
名称	西都市女性プラン21																																					
策定期期	平成11年3月																																					
計画期間	平成11年度～平成20年度																																					
策定体制	<ul style="list-style-type: none"> 西都市女性行政推進委員会 西都市女性行政推進幹事会 (上記平成8年11月設置) 西都市女性プラン策定委員会 (平成10年6月設置) 																																					
策定状況	<ul style="list-style-type: none"> 西都市女性行政推進委員会開催 西都市女性行政推進幹事会 西都市女性プラン策定委員会 (上記各3回) 住民意識調査の実施及び解析 無作為抽出 1000名 回収率 75.2% 委員会で施策の体系及び骨子について検討し素案作成 委員会で素案検討見直し後策定 																																					
庁内体制	西都市女性行政推進委員会及び幹事会																																					
市民組織	女性行政懇話会の設置 (平成8年11月)																																					
普及啓発・推進	<ul style="list-style-type: none"> 「ピュアさいと」(女性情報誌)の発行 年1回 参画関係PR用パンフ作成 「広報さいと」への情報の掲載 参画講座及びフォーラムの開催 (市民対象) 職員研修の開催 出前講座への派遣 																																					
名称	男女共同参画基本計画																																					
策定期期	平成14年度・15年度の2ヶ年 (予定)																																					
計画期間	検討中																																					
策定体制	<ul style="list-style-type: none"> 佐土原町男女共同参画行政推進会議及び担当者会議(平成13年10月設置) 男女共同参画基本計画策定委員会 (平成15年4月設置予定) 																																					
策定状況	<ul style="list-style-type: none"> 佐土原町男女共同参画行政推進会議の開催 同担当者会議の開催(3回) 住民意識調査の実施 無作為抽出1000名 回収率 38.5% 職員意識調査の実施 住民意識調査の数値解析 基本計画策定委員の組織体制整備 																																					
庁内体制	佐土原町男女共同参画行政推進会議及び担当者会議																																					
町民組織	懇話会の組織設置 (平成16年度予定)																																					
普及啓発・推進	<ul style="list-style-type: none"> 「さんかくNEWS」の発行(庁内情報誌) 「広報さどわら」への参画情報の掲載 参画セミナーの開催(町民対象) 職員研修の開催 																																					

項目	現況				課題	調整方針																																										
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																																												
	<p>(3) 支援団体</p> <table border="1"> <tr> <td>団体名</td> <td>男女共同参画社会を創る市民ネットワーク【アクティブさいと】</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>代表 渡辺 悦子</td> </tr> <tr> <td>団体設立</td> <td>平成13年11月21日</td> </tr> <tr> <td>会員数</td> <td>57名</td> </tr> <tr> <td>活動目的</td> <td>男女共同参画社会づくりを実現するために学習し、活動する。</td> </tr> <tr> <td>活動実績</td> <td>・研修会、講習会の開催 ・会報等の発行 ・ゴミ問題、子育て支援等関連施設などの視察</td> </tr> <tr> <td>団体補助金</td> <td>14年度 補助金なし 15年度 10万円予定</td> </tr> </table>	団体名	男女共同参画社会を創る市民ネットワーク【アクティブさいと】	代表者	代表 渡辺 悦子	団体設立	平成13年11月21日	会員数	57名	活動目的	男女共同参画社会づくりを実現するために学習し、活動する。	活動実績	・研修会、講習会の開催 ・会報等の発行 ・ゴミ問題、子育て支援等関連施設などの視察	団体補助金	14年度 補助金なし 15年度 10万円予定	<p>(3) 支援団体</p> <table border="1"> <tr> <td>団体名</td> <td>佐土原町こんわ会</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>会長 西條 美代子</td> </tr> <tr> <td>団体設立</td> <td>昭和63年女性会議の発足 平成6年・14年組織名の改称</td> </tr> <tr> <td>会員数</td> <td>33名</td> </tr> <tr> <td>活動目的</td> <td>男女共同参画社会づくりのために様々な問題を学習し、資質の向上を図り、明るく豊かなまちづくりに貢献する。</td> </tr> <tr> <td>活動実績</td> <td>・各種勉強会の実施 ・女性団体ネットワークづくり事業</td> </tr> <tr> <td>団体補助金</td> <td>25万円</td> </tr> </table>	団体名	佐土原町こんわ会	代表者	会長 西條 美代子	団体設立	昭和63年女性会議の発足 平成6年・14年組織名の改称	会員数	33名	活動目的	男女共同参画社会づくりのために様々な問題を学習し、資質の向上を図り、明るく豊かなまちづくりに貢献する。	活動実績	・各種勉強会の実施 ・女性団体ネットワークづくり事業	団体補助金	25万円	<p>(3) 支援団体</p> <table border="1"> <tr> <td>団体名</td> <td>しんとみルピナス</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>会長 根井 和子</td> </tr> <tr> <td>団体設立</td> <td>平成12年7月発足</td> </tr> <tr> <td>会員数</td> <td>9名</td> </tr> <tr> <td>活動目的</td> <td>男女共同参画社会を目指し、住みよい町づくりに努める</td> </tr> <tr> <td>活動実績</td> <td>・研修会、学習会への参加 ・他町との交流会</td> </tr> <tr> <td>団体補助金</td> <td>なし</td> </tr> </table>	団体名	しんとみルピナス	代表者	会長 根井 和子	団体設立	平成12年7月発足	会員数	9名	活動目的	男女共同参画社会を目指し、住みよい町づくりに努める	活動実績	・研修会、学習会への参加 ・他町との交流会	団体補助金	なし	なし	支援団体の補助金に格差がある。	支援団体については、現行のまま新市に引き継ぐが、支援方法について検討する。
団体名	男女共同参画社会を創る市民ネットワーク【アクティブさいと】																																															
代表者	代表 渡辺 悦子																																															
団体設立	平成13年11月21日																																															
会員数	57名																																															
活動目的	男女共同参画社会づくりを実現するために学習し、活動する。																																															
活動実績	・研修会、講習会の開催 ・会報等の発行 ・ゴミ問題、子育て支援等関連施設などの視察																																															
団体補助金	14年度 補助金なし 15年度 10万円予定																																															
団体名	佐土原町こんわ会																																															
代表者	会長 西條 美代子																																															
団体設立	昭和63年女性会議の発足 平成6年・14年組織名の改称																																															
会員数	33名																																															
活動目的	男女共同参画社会づくりのために様々な問題を学習し、資質の向上を図り、明るく豊かなまちづくりに貢献する。																																															
活動実績	・各種勉強会の実施 ・女性団体ネットワークづくり事業																																															
団体補助金	25万円																																															
団体名	しんとみルピナス																																															
代表者	会長 根井 和子																																															
団体設立	平成12年7月発足																																															
会員数	9名																																															
活動目的	男女共同参画社会を目指し、住みよい町づくりに努める																																															
活動実績	・研修会、学習会への参加 ・他町との交流会																																															
団体補助金	なし																																															

1 - (3) . 総務・企画専門部会 企画

項目	現況				課題	調整方針																																																		
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																																																				
4.市・町・村民 活動支援・推進 (B)	<p>新ひむかづくり運動市民会議</p> <table border="1"> <tr><td>構成団体</td><td>38団体</td></tr> <tr><td>代表者</td><td>会長 上杉兼祺</td></tr> <tr><td>メイン テーマ</td><td>緑豊かな歴史ロマンのまちづくり</td></tr> <tr><td>重点運動 目標</td><td>・花いっぱい運動 ・郷土の伝統文化を知る運動 ・あいさつ運動</td></tr> <tr><td>事務局</td><td>西都市企画調整課</td></tr> <tr><td>運営費補助</td><td>15万円(県民会議補助) 15万円(市補助)</td></tr> <tr><td>事業費補助</td><td>100万円(県補助) 100万円(市補助)</td></tr> </table>	構成団体	38団体	代表者	会長 上杉兼祺	メイン テーマ	緑豊かな歴史ロマンのまちづくり	重点運動 目標	・花いっぱい運動 ・郷土の伝統文化を知る運動 ・あいさつ運動	事務局	西都市企画調整課	運営費補助	15万円(県民会議補助) 15万円(市補助)	事業費補助	100万円(県補助) 100万円(市補助)	<p>新ひむかづくり運動町民会議</p> <table border="1"> <tr><td>構成団体</td><td>43団体</td></tr> <tr><td>代表者</td><td>佐土原町区長会長 増田義一</td></tr> <tr><td>メイン テーマ</td><td>ふれあい豊かなまちづくり</td></tr> <tr><td>重点運動 目標</td><td>・クリーン・アップ運動 ・子供を健やかに育む運動 ・四季を彩る花と緑の運動 ・まちの特産品を振興する運動</td></tr> <tr><td>事務局</td><td>佐土原町企画調整課</td></tr> <tr><td>運営費補助</td><td>15万円(県民会議補助) 15万円(町補助)</td></tr> </table>	構成団体	43団体	代表者	佐土原町区長会長 増田義一	メイン テーマ	ふれあい豊かなまちづくり	重点運動 目標	・クリーン・アップ運動 ・子供を健やかに育む運動 ・四季を彩る花と緑の運動 ・まちの特産品を振興する運動	事務局	佐土原町企画調整課	運営費補助	15万円(県民会議補助) 15万円(町補助)	<p>新ひむかづくり運動町民会議</p> <table border="1"> <tr><td>構成団体</td><td>35団体</td></tr> <tr><td>代表者</td><td>新富町文化協会長 山西耕夫</td></tr> <tr><td>メイン テーマ</td><td>花いっぱい運動</td></tr> <tr><td>重点運動 目標</td><td>・花の里づくり運動 ・時間励行推進運動 ・あいさつ運動 ・環境保全運動 ・村おこしイベント助成</td></tr> <tr><td>事務局</td><td>新富町企画商工課</td></tr> <tr><td>運営費補助</td><td>15万円(県民会議補助) 15万円(町補助)</td></tr> <tr><td>事業費補助</td><td>40万円(町補助)</td></tr> </table>	構成団体	35団体	代表者	新富町文化協会長 山西耕夫	メイン テーマ	花いっぱい運動	重点運動 目標	・花の里づくり運動 ・時間励行推進運動 ・あいさつ運動 ・環境保全運動 ・村おこしイベント助成	事務局	新富町企画商工課	運営費補助	15万円(県民会議補助) 15万円(町補助)	事業費補助	40万円(町補助)	<p>新ひむかづくり運動村民会議</p> <table border="1"> <tr><td>構成団体</td><td>25団体</td></tr> <tr><td>代表者</td><td>西米良村自治公民館連絡協議 会長</td></tr> <tr><td>重点運動 目標</td><td>・時間励行推進運動 ・新ひむかづくり運動への積 極的な参加・啓発 ・環境美化運動の取り組み ・ひむか元気人育生活動</td></tr> <tr><td>事務局</td><td>西米良村企画商工課</td></tr> <tr><td>運営費補助</td><td>13万円(県民会議補助) 13万円(村補助)</td></tr> </table>	構成団体	25団体	代表者	西米良村自治公民館連絡協議 会長	重点運動 目標	・時間励行推進運動 ・新ひむかづくり運動への積 極的な参加・啓発 ・環境美化運動の取り組み ・ひむか元気人育生活動	事務局	西米良村企画商工課	運営費補助	13万円(県民会議補助) 13万円(村補助)	<p>事業の取組みに 格差がある。</p> <p>事業の取組みに 格差がある。</p>	<p>新ひむかづくり会議は、合 併後に統一する。</p> <p>支援団体については、合併 後も新市に引き継ぎ、支援 方法を検討する。</p>
	構成団体	38団体																																																						
代表者	会長 上杉兼祺																																																							
メイン テーマ	緑豊かな歴史ロマンのまちづくり																																																							
重点運動 目標	・花いっぱい運動 ・郷土の伝統文化を知る運動 ・あいさつ運動																																																							
事務局	西都市企画調整課																																																							
運営費補助	15万円(県民会議補助) 15万円(市補助)																																																							
事業費補助	100万円(県補助) 100万円(市補助)																																																							
構成団体	43団体																																																							
代表者	佐土原町区長会長 増田義一																																																							
メイン テーマ	ふれあい豊かなまちづくり																																																							
重点運動 目標	・クリーン・アップ運動 ・子供を健やかに育む運動 ・四季を彩る花と緑の運動 ・まちの特産品を振興する運動																																																							
事務局	佐土原町企画調整課																																																							
運営費補助	15万円(県民会議補助) 15万円(町補助)																																																							
構成団体	35団体																																																							
代表者	新富町文化協会長 山西耕夫																																																							
メイン テーマ	花いっぱい運動																																																							
重点運動 目標	・花の里づくり運動 ・時間励行推進運動 ・あいさつ運動 ・環境保全運動 ・村おこしイベント助成																																																							
事務局	新富町企画商工課																																																							
運営費補助	15万円(県民会議補助) 15万円(町補助)																																																							
事業費補助	40万円(町補助)																																																							
構成団体	25団体																																																							
代表者	西米良村自治公民館連絡協議 会長																																																							
重点運動 目標	・時間励行推進運動 ・新ひむかづくり運動への積 極的な参加・啓発 ・環境美化運動の取り組み ・ひむか元気人育生活動																																																							
事務局	西米良村企画商工課																																																							
運営費補助	13万円(県民会議補助) 13万円(村補助)																																																							
<p>支援団体 なし</p>	<p>支援団体</p> <table border="1"> <tr><td>団体名</td><td>佐土原くじら会</td></tr> <tr><td>代表者</td><td>会長 今田秀徳</td></tr> <tr><td>団体設立</td><td>平成5年10月</td></tr> <tr><td>会員数</td><td>82名(平成14年6月現在)</td></tr> <tr><td>活動目的</td><td>・青少年健全育成 ・地域の活性化(特産品等の開 発) ・地域文化の発掘と伝承 ・地域交流</td></tr> <tr><td>活動実績</td><td>・一ツ瀬川くじらの筏下り大会 ・佐土原城址弁天山・新春くじ ら太鼓外</td></tr> <tr><td>団体補助金</td><td>80万円</td></tr> </table>	団体名	佐土原くじら会	代表者	会長 今田秀徳	団体設立	平成5年10月	会員数	82名(平成14年6月現在)	活動目的	・青少年健全育成 ・地域の活性化(特産品等の開 発) ・地域文化の発掘と伝承 ・地域交流	活動実績	・一ツ瀬川くじらの筏下り大会 ・佐土原城址弁天山・新春くじ ら太鼓外	団体補助金	80万円	<p>支援団体</p> <table border="1"> <tr><td>団体名</td><td>新富町若者連絡協議会</td></tr> <tr><td>代表者</td><td>会長 大崎 力</td></tr> <tr><td>団体設立</td><td>平成2年8月</td></tr> <tr><td>会員数</td><td>129名(平成14年4月現在)</td></tr> <tr><td>活動目的</td><td>各種青年団体と密接な連携を 保ち、青年の資質向上を図ると ともに、若者の交流と結束によ り新富町の活性化に寄与する。</td></tr> <tr><td>活動実績</td><td>・サマーフェスティバル in一ツ瀬 ・ルピナスみらい祭</td></tr> <tr><td>団体補助金</td><td>102万円(運営費20万円、 事業補助82万円)</td></tr> </table>	団体名	新富町若者連絡協議会	代表者	会長 大崎 力	団体設立	平成2年8月	会員数	129名(平成14年4月現在)	活動目的	各種青年団体と密接な連携を 保ち、青年の資質向上を図ると ともに、若者の交流と結束によ り新富町の活性化に寄与する。	活動実績	・サマーフェスティバル in一ツ瀬 ・ルピナスみらい祭	団体補助金	102万円(運営費20万円、 事業補助82万円)	<p>支援団体</p> <table border="1"> <tr><td>団体名</td><td>西米良村ふるさと研究会</td></tr> <tr><td>代表者</td><td>会長 浜砂文男</td></tr> <tr><td>団体設立</td><td>昭和59年7月</td></tr> <tr><td>会員数</td><td>84名(平成14年4月現在)</td></tr> <tr><td>活動目的</td><td>・各団体間の情報交換 ・団体相互の融合と扶助 ・地域の発展</td></tr> <tr><td>活動実績</td><td>・ほおづきの七夕飾りの作製 ・ほおづきのクリスマスツリー の作製 ・ほおづきアート、小灯し展の 開催</td></tr> <tr><td>団体補助金</td><td>15万円</td></tr> </table>	団体名	西米良村ふるさと研究会	代表者	会長 浜砂文男	団体設立	昭和59年7月	会員数	84名(平成14年4月現在)	活動目的	・各団体間の情報交換 ・団体相互の融合と扶助 ・地域の発展	活動実績	・ほおづきの七夕飾りの作製 ・ほおづきのクリスマスツリー の作製 ・ほおづきアート、小灯し展の 開催	団体補助金	15万円											
団体名	佐土原くじら会																																																							
代表者	会長 今田秀徳																																																							
団体設立	平成5年10月																																																							
会員数	82名(平成14年6月現在)																																																							
活動目的	・青少年健全育成 ・地域の活性化(特産品等の開 発) ・地域文化の発掘と伝承 ・地域交流																																																							
活動実績	・一ツ瀬川くじらの筏下り大会 ・佐土原城址弁天山・新春くじ ら太鼓外																																																							
団体補助金	80万円																																																							
団体名	新富町若者連絡協議会																																																							
代表者	会長 大崎 力																																																							
団体設立	平成2年8月																																																							
会員数	129名(平成14年4月現在)																																																							
活動目的	各種青年団体と密接な連携を 保ち、青年の資質向上を図ると ともに、若者の交流と結束によ り新富町の活性化に寄与する。																																																							
活動実績	・サマーフェスティバル in一ツ瀬 ・ルピナスみらい祭																																																							
団体補助金	102万円(運営費20万円、 事業補助82万円)																																																							
団体名	西米良村ふるさと研究会																																																							
代表者	会長 浜砂文男																																																							
団体設立	昭和59年7月																																																							
会員数	84名(平成14年4月現在)																																																							
活動目的	・各団体間の情報交換 ・団体相互の融合と扶助 ・地域の発展																																																							
活動実績	・ほおづきの七夕飾りの作製 ・ほおづきのクリスマスツリー の作製 ・ほおづきアート、小灯し展の 開催																																																							
団体補助金	15万円																																																							

1 - (3). 総務・企画専門部会 企画

項目	現況				課題	調整方針		
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村				
6.総合交通対策 (A)	(1) 陸上(鉄道)	(1) 陸上(鉄道)	(1) 陸上(鉄道)	(1) 陸上(鉄道)	陸上交通特にバスについて、各市町村の補助金等の格差がかなりある。	合併後、新市において、バス路線の変更等が考えられるので、既存の路線及び新たに再編された路線に対し、補助又は運営を行う。		
	組織名称	宮崎県鉄道整備促進期成同盟会	組織名称	宮崎県鉄道整備促進期成同盟会			組織名称	宮崎県鉄道整備促進期成同盟会
	代表者	宮崎県知事	代表者	宮崎県知事			代表者	宮崎県知事
	事業概要	・JR九州への改善要望 ・利用促進事業	事業概要	・JR九州への改善要望 ・利用促進事業			事業概要	・JR九州への改善要望 ・利用促進事業
	負担金	20千円	負担金	43千円			負担金	11千円
	(2) 1陸上(バス)	(1) 陸上(鉄道)	(2) 陸上(バス)	(2) 陸上(バス)				
	補助名	生活路線運行費補助金	組織名称	JR線宮崎地区利用促進連絡協議会			補助名	地域交通機関運行維持対策補助金
	補助対象者	宮崎交通(株)	代表者	会長 宮崎市長			補助対象者	宮崎交通(株)
	補助路線	佐土原高校～佐土原駅～西都 (1路線)	構成市町	宮崎市・佐土原町・清武町 田野町・高岡町			補助路線	高鍋駅～高鍋～一丁田～西都 " (めいりんの湯経由) 高鍋～三納代～西都 (3路線)
	補助金	1,741千円	事業概要	・JR九州への改善要望 ・利用促進事業			補助金	3,768千円
	路線認定	・宮崎県バス対策協議会西都地域分科会承認 ・宮崎県バス対策協議会承認	負担金	43千円			路線認定	・宮崎県バス対策協議会西都地域分科会承認 ・宮崎県バス対策協議会承認
	補助名	定期路線(廃止代替バス)運行経費補助金	(2) 陸上(バス)	(2) 陸上(バス)				
補助対象者	宮崎交通(株)	補助名	生活路線運行費補助金	補助名	定期路線(廃止代替バス)運行 附帯経費補助金			
補助路線	西都～村所外9路線	補助対象者	宮崎交通(株)	補助対象者	宮崎交通(株)			
補助金	22,434千円	補助路線	佐土原高校～佐土原駅～西都 (1路線)	補助路線	西都～村所線			
路線認定	・宮崎県バス対策協議会西都地域分科会承認	補助金	2,833千円	補助金	643千円			
		路線認定	・西都～佐土原駅線バス路線廃止対策会議承認 ・宮崎県バス対策協議会西都地域分科会承認 ・宮崎県バス対策協議会承認					

項目	現況				課題	調整方針																																																																																																												
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																																																																																																														
	<p>(2) 陸上(バス)</p> <table border="1"> <tr><td>補助名</td><td>バス利用促進等総合対策事業</td></tr> <tr><td>補助路線</td><td>全路線バス</td></tr> <tr><td>補助金</td><td>1,116,159円</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>宮崎交通(株)のバス乗車券のCカード化</td></tr> </table> <p>(2) 陸上(バス)</p> <table border="1"> <tr><td>事業名</td><td>市営バス運行事業</td></tr> <tr><td>運行区間</td><td>尾吐～ノ瀬(旧東米良村)</td></tr> <tr><td>運行回数</td><td>2回/日</td></tr> <tr><td>必要経費</td><td>1,362千円</td></tr> <tr><td>形態</td><td>運転業務委託</td></tr> </table> <p>(3) 航空</p> <table border="1"> <tr><td>組織名称</td><td>宮崎空港振興協議会</td></tr> <tr><td>代表者</td><td>宮崎県知事</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>韓国国際定期便利用促進事業 ・グループ利用補助 ・修学旅行促進補助 ・集客広報支援</td></tr> <tr><td>負担金</td><td>403千円</td></tr> </table> <p>(4) 各種団体</p> <p>なし</p>	補助名	バス利用促進等総合対策事業	補助路線	全路線バス	補助金	1,116,159円	事業概要	宮崎交通(株)のバス乗車券のCカード化	事業名	市営バス運行事業	運行区間	尾吐～ノ瀬(旧東米良村)	運行回数	2回/日	必要経費	1,362千円	形態	運転業務委託	組織名称	宮崎空港振興協議会	代表者	宮崎県知事	事業概要	韓国国際定期便利用促進事業 ・グループ利用補助 ・修学旅行促進補助 ・集客広報支援	負担金	403千円	<p>(2) 陸上(バス)</p> <table border="1"> <tr><td>補助名</td><td>バス利用促進等総合対策事業</td></tr> <tr><td>補助路線</td><td>全路線バス</td></tr> <tr><td>補助金</td><td>965,833円</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>宮崎交通(株)のバス乗車券のCカード化</td></tr> </table> <p>(3) 航空</p> <table border="1"> <tr><td>組織名称</td><td>宮崎空港振興協議会</td></tr> <tr><td>代表者</td><td>宮崎県知事</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>韓国国際定期便利用促進事業 ・グループ利用補助 ・修学旅行促進補助 ・集客広報支援</td></tr> <tr><td>負担金</td><td>370千円</td></tr> </table> <p>(4) 各種団体</p> <table border="1"> <tr><td>団体名</td><td>佐土原町地域交通対策懇談会</td></tr> <tr><td>代表者</td><td>佐土原町老人会連合会会長 河崎 繁</td></tr> <tr><td>構成委員</td><td>各種関係団体(町議会議員2名を含む)12名以内</td></tr> <tr><td>設置目的</td><td>・地方バス路線の廃止の対応 ・地域交通の在り方の検討</td></tr> <tr><td>任期</td><td>2年(平成15年9月4日まで)</td></tr> <tr><td>謝礼</td><td>協議会1回につき2,000円</td></tr> </table>	補助名	バス利用促進等総合対策事業	補助路線	全路線バス	補助金	965,833円	事業概要	宮崎交通(株)のバス乗車券のCカード化	組織名称	宮崎空港振興協議会	代表者	宮崎県知事	事業概要	韓国国際定期便利用促進事業 ・グループ利用補助 ・修学旅行促進補助 ・集客広報支援	負担金	370千円	団体名	佐土原町地域交通対策懇談会	代表者	佐土原町老人会連合会会長 河崎 繁	構成委員	各種関係団体(町議会議員2名を含む)12名以内	設置目的	・地方バス路線の廃止の対応 ・地域交通の在り方の検討	任期	2年(平成15年9月4日まで)	謝礼	協議会1回につき2,000円	<p>(2) 陸上(バス)</p> <table border="1"> <tr><td>補助名</td><td>バス利用促進等総合対策事業</td></tr> <tr><td>補助路線</td><td>全路線バス</td></tr> <tr><td>補助金</td><td>530,999円</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>宮崎交通(株)のバス乗車券のCカード化</td></tr> </table> <p>(3) 航空</p> <table border="1"> <tr><td>組織名称</td><td>宮崎空港振興協議会</td></tr> <tr><td>代表者</td><td>宮崎県知事</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>韓国国際定期便利用促進事業 ・グループ利用補助 ・修学旅行促進補助 ・集客広報支援</td></tr> <tr><td>負担金</td><td>217千円</td></tr> </table> <p>(4) 各種団体</p> <p>なし</p>	補助名	バス利用促進等総合対策事業	補助路線	全路線バス	補助金	530,999円	事業概要	宮崎交通(株)のバス乗車券のCカード化	組織名称	宮崎空港振興協議会	代表者	宮崎県知事	事業概要	韓国国際定期便利用促進事業 ・グループ利用補助 ・修学旅行促進補助 ・集客広報支援	負担金	217千円	<p>(2) 陸上(バス)</p> <table border="1"> <tr><td>補助名</td><td>バス利用促進等総合対策事業</td></tr> <tr><td>補助路線</td><td>全路線バス</td></tr> <tr><td>補助金</td><td>60,751円</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>宮崎交通(株)のバス乗車券のCカード化</td></tr> </table> <p>(2) 陸上(バス)</p> <table border="1"> <tr><td>事業名</td><td>村営バス運行事業</td></tr> <tr><td>事業費</td><td>12,272千円</td></tr> <tr><td>路線</td><td>小川～村所間(2回/日) 湯前～村所間(3回/日) 上米良～村所間(4回/日)</td></tr> <tr><td>形態</td><td>直営</td></tr> </table> <p>(3) 航空</p> <table border="1"> <tr><td>組織名称</td><td>宮崎空港振興協議会</td></tr> <tr><td>代表者</td><td>宮崎県知事</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>韓国国際定期便利用促進事業 ・グループ利用補助 ・修学旅行促進補助 ・集客広報支援</td></tr> <tr><td>負担金</td><td>17千円</td></tr> </table> <p>(4) 各種団体</p> <table border="1"> <tr><td>団体名</td><td>宮交バス利用友の会</td></tr> <tr><td>代表者</td><td>西米良村区長会長 河野充良</td></tr> <tr><td>構成委員</td><td>各地区区長 8名</td></tr> <tr><td>設置目的</td><td>宮交バス利用促進</td></tr> <tr><td>任期</td><td>2年</td></tr> <tr><td>謝礼</td><td>区長会と同時開催のため不要</td></tr> <tr><td>村補助金</td><td>4,420千円</td></tr> </table>	補助名	バス利用促進等総合対策事業	補助路線	全路線バス	補助金	60,751円	事業概要	宮崎交通(株)のバス乗車券のCカード化	事業名	村営バス運行事業	事業費	12,272千円	路線	小川～村所間(2回/日) 湯前～村所間(3回/日) 上米良～村所間(4回/日)	形態	直営	組織名称	宮崎空港振興協議会	代表者	宮崎県知事	事業概要	韓国国際定期便利用促進事業 ・グループ利用補助 ・修学旅行促進補助 ・集客広報支援	負担金	17千円	団体名	宮交バス利用友の会	代表者	西米良村区長会長 河野充良	構成委員	各地区区長 8名	設置目的	宮交バス利用促進	任期	2年	謝礼	区長会と同時開催のため不要	村補助金	4,420千円	<p>各種団体のない市町がある。</p>	<p>合併後、支援の在り方の検討をする。</p>
補助名	バス利用促進等総合対策事業																																																																																																																	
補助路線	全路線バス																																																																																																																	
補助金	1,116,159円																																																																																																																	
事業概要	宮崎交通(株)のバス乗車券のCカード化																																																																																																																	
事業名	市営バス運行事業																																																																																																																	
運行区間	尾吐～ノ瀬(旧東米良村)																																																																																																																	
運行回数	2回/日																																																																																																																	
必要経費	1,362千円																																																																																																																	
形態	運転業務委託																																																																																																																	
組織名称	宮崎空港振興協議会																																																																																																																	
代表者	宮崎県知事																																																																																																																	
事業概要	韓国国際定期便利用促進事業 ・グループ利用補助 ・修学旅行促進補助 ・集客広報支援																																																																																																																	
負担金	403千円																																																																																																																	
補助名	バス利用促進等総合対策事業																																																																																																																	
補助路線	全路線バス																																																																																																																	
補助金	965,833円																																																																																																																	
事業概要	宮崎交通(株)のバス乗車券のCカード化																																																																																																																	
組織名称	宮崎空港振興協議会																																																																																																																	
代表者	宮崎県知事																																																																																																																	
事業概要	韓国国際定期便利用促進事業 ・グループ利用補助 ・修学旅行促進補助 ・集客広報支援																																																																																																																	
負担金	370千円																																																																																																																	
団体名	佐土原町地域交通対策懇談会																																																																																																																	
代表者	佐土原町老人会連合会会長 河崎 繁																																																																																																																	
構成委員	各種関係団体(町議会議員2名を含む)12名以内																																																																																																																	
設置目的	・地方バス路線の廃止の対応 ・地域交通の在り方の検討																																																																																																																	
任期	2年(平成15年9月4日まで)																																																																																																																	
謝礼	協議会1回につき2,000円																																																																																																																	
補助名	バス利用促進等総合対策事業																																																																																																																	
補助路線	全路線バス																																																																																																																	
補助金	530,999円																																																																																																																	
事業概要	宮崎交通(株)のバス乗車券のCカード化																																																																																																																	
組織名称	宮崎空港振興協議会																																																																																																																	
代表者	宮崎県知事																																																																																																																	
事業概要	韓国国際定期便利用促進事業 ・グループ利用補助 ・修学旅行促進補助 ・集客広報支援																																																																																																																	
負担金	217千円																																																																																																																	
補助名	バス利用促進等総合対策事業																																																																																																																	
補助路線	全路線バス																																																																																																																	
補助金	60,751円																																																																																																																	
事業概要	宮崎交通(株)のバス乗車券のCカード化																																																																																																																	
事業名	村営バス運行事業																																																																																																																	
事業費	12,272千円																																																																																																																	
路線	小川～村所間(2回/日) 湯前～村所間(3回/日) 上米良～村所間(4回/日)																																																																																																																	
形態	直営																																																																																																																	
組織名称	宮崎空港振興協議会																																																																																																																	
代表者	宮崎県知事																																																																																																																	
事業概要	韓国国際定期便利用促進事業 ・グループ利用補助 ・修学旅行促進補助 ・集客広報支援																																																																																																																	
負担金	17千円																																																																																																																	
団体名	宮交バス利用友の会																																																																																																																	
代表者	西米良村区長会長 河野充良																																																																																																																	
構成委員	各地区区長 8名																																																																																																																	
設置目的	宮交バス利用促進																																																																																																																	
任期	2年																																																																																																																	
謝礼	区長会と同時開催のため不要																																																																																																																	
村補助金	4,420千円																																																																																																																	

1 - (3). 総務・企画専門部会 企画

項目	現 況				課題	調整方針										
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村												
7.新エネルギー (B)	市としての取り組みなし	<table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>佐土原町地域新エネルギービジョン</td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td>平成14年度</td> </tr> <tr> <td>導入方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギーと共に生きるまち ・地球と共に生きるまち ・町民と共に創るまち </td> </tr> <tr> <td>策定体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内検討委員会及びワーキンググループ ・新エネルギービジョン策定委員会 </td> </tr> <tr> <td>今後の取組み</td> <td>(仮)庁内新エネルギー推進委員会を中心に町民、事業者の連携・協働による新エネルギーの普及啓発・導入促進</td> </tr> </table>	名 称	佐土原町地域新エネルギービジョン	策定年度	平成14年度	導入方針	<ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギーと共に生きるまち ・地球と共に生きるまち ・町民と共に創るまち 	策定体制	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内検討委員会及びワーキンググループ ・新エネルギービジョン策定委員会 	今後の取組み	(仮)庁内新エネルギー推進委員会を中心に町民、事業者の連携・協働による新エネルギーの普及啓発・導入促進	町としての取り組みなし	村としての取り組みなし	佐土原町のみ取り組んでいる。	合併後、佐土原町の現計画を基に新たな計画の検討を行う。
名 称	佐土原町地域新エネルギービジョン															
策定年度	平成14年度															
導入方針	<ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギーと共に生きるまち ・地球と共に生きるまち ・町民と共に創るまち 															
策定体制	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内検討委員会及びワーキンググループ ・新エネルギービジョン策定委員会 															
今後の取組み	(仮)庁内新エネルギー推進委員会を中心に町民、事業者の連携・協働による新エネルギーの普及啓発・導入促進															

1 - (3) . 総務・企画専門部会 企画

項目	現 況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
8.統計調査事業 (C)	<p>(1) 統計調査(統計法指定統計の受託) 調査区地図作成 住宅地図等手書きにより作成 指導員・調査員の選定 調査員登録制度なし 過去の調査において優秀な者より選任</p> <p>(2) 統計刊行物 数字で見る西都(市印刷室で職員作成、 毎年7月発行) 統計情報データベースなし</p> <p>(3) HPによる統計データの提供 数字で見る西都より抜粋掲示</p> <p>(4) 産業分類別所得データ提出は不可</p>	<p>(1) 統計調査(統計法指定統計の受託) 調査区地図作成 住宅地図はGISシステムより出力 指導員・調査員の選定 調査員登録制度なし 過去の調査において優秀な者より選任</p> <p>(2) 統計刊行物 統計要覧(5年ごとに発行) 統計情報データベース作成中(Excel形式)</p> <p>(3) HPによる統計データの提供 庁内LAN情報の提供と合わせ検討中</p> <p>(4) 産業分類別所得データ提出は不可</p>	<p>(1) 統計調査(統計法指定統計の受託) 調査区地図作成 住宅地図等手書きにより作成 指導員・調査員の選定 調査員登録制度なし 過去の調査において優秀な者より選任</p> <p>(2) 統計刊行物 町勢要覧の資料編に掲載 統計情報データベースなし</p> <p>(3) HPによる統計データの提供 各種統計調査を掲載</p> <p>(4) 産業分類別所得データ提出は可</p>	<p>(1) 統計調査(統計法指定統計の受託) 調査区地図作成 住宅地図等手書きにより作成 指導員・調査員の選定 調査員登録制度なし 過去の調査において優秀な者より選任</p> <p>(2) 統計刊行物 村勢要覧の資料編に掲載 統計情報データベース 検討中</p> <p>(3) HPによる統計データの提供 検討中</p> <p>(4) 産業分類別所得データ提出は可</p>		<p>事務レベルで検討し、合併時まで調整し統一する。</p>

1 - (3) . 総務・企画専門部会 企画

項目	現 況				課題	調整方針																																																																																																														
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																																																																																																																
9. 地域間交流 (B)	<p>(1) 市長会</p> <p>宮崎県市長会</p> <table border="1"> <tr><td>構 成</td><td>宮崎県内9市</td></tr> <tr><td>代 表</td><td>宮崎市長</td></tr> <tr><td>事務局</td><td>宮崎市</td></tr> <tr><td>負担金</td><td>478,000円</td></tr> </table> <p>九州市長会</p> <table border="1"> <tr><td>構 成</td><td>九州8県95市</td></tr> <tr><td>代 表</td><td>鹿児島市長</td></tr> <tr><td>事務局</td><td>鹿児島市</td></tr> <tr><td>負担金</td><td>66,000円</td></tr> </table> <p>全国市長会</p> <table border="1"> <tr><td>構 成</td><td>全国675市23区</td></tr> <tr><td>代 表</td><td>東京都立川市長</td></tr> <tr><td>事務局</td><td>全国市長会事務局</td></tr> <tr><td>負担金</td><td>354,000円</td></tr> </table> <p>(2) その他</p> <p>昭和市長政策研究会</p> <table border="1"> <tr><td>構 成</td><td>全国114市</td></tr> <tr><td>代 表</td><td>北海道千歳市長</td></tr> <tr><td>事務局</td><td>北海道千歳市</td></tr> <tr><td>負担金</td><td>40,000円</td></tr> </table> <p>全国へそのまち協議会</p> <table border="1"> <tr><td>構 成</td><td>全国17市町村</td></tr> <tr><td>事務局</td><td>兵庫県西脇市</td></tr> <tr><td>負担金</td><td>100,000円</td></tr> </table>	構 成	宮崎県内9市	代 表	宮崎市長	事務局	宮崎市	負担金	478,000円	構 成	九州8県95市	代 表	鹿児島市長	事務局	鹿児島市	負担金	66,000円	構 成	全国675市23区	代 表	東京都立川市長	事務局	全国市長会事務局	負担金	354,000円	構 成	全国114市	代 表	北海道千歳市長	事務局	北海道千歳市	負担金	40,000円	構 成	全国17市町村	事務局	兵庫県西脇市	負担金	100,000円	<p>(1) 町村会</p> <p>宮崎郡町村会</p> <table border="1"> <tr><td>構 成</td><td>宮崎郡3町</td></tr> <tr><td>代 表</td><td>清武町長</td></tr> <tr><td>事務局</td><td>清武町</td></tr> <tr><td>負担金</td><td>451,000円</td></tr> </table> <p>宮崎県町村会</p> <table border="1"> <tr><td>構 成</td><td>県内28町7村</td></tr> <tr><td>代 表</td><td>清武町長</td></tr> <tr><td>事務局</td><td>宮崎県町村会事務局</td></tr> <tr><td>負担金</td><td>1,239,000円</td></tr> </table> <p>全国町村会</p> <table border="1"> <tr><td>構 成</td><td>全国各町村</td></tr> <tr><td>代 表</td><td>福岡県添田町長</td></tr> <tr><td>事務局</td><td>全国町村会事務局</td></tr> <tr><td>負担金</td><td>宮崎県町村会より直接納付</td></tr> </table>	構 成	宮崎郡3町	代 表	清武町長	事務局	清武町	負担金	451,000円	構 成	県内28町7村	代 表	清武町長	事務局	宮崎県町村会事務局	負担金	1,239,000円	構 成	全国各町村	代 表	福岡県添田町長	事務局	全国町村会事務局	負担金	宮崎県町村会より直接納付	<p>(1) 町村会</p> <p>児湯郡町村会</p> <table border="1"> <tr><td>構 成</td><td>児湯郡5町1村</td></tr> <tr><td>代 表</td><td>木城町長</td></tr> <tr><td>事務局</td><td>木城町</td></tr> <tr><td>負担金</td><td>107,000円</td></tr> </table> <p>宮崎県町村会</p> <table border="1"> <tr><td>構 成</td><td>県内28町7村</td></tr> <tr><td>代 表</td><td>清武町長</td></tr> <tr><td>事務局</td><td>宮崎県町村会事務局</td></tr> <tr><td>負担金</td><td>867,000円</td></tr> </table> <p>全国町村会</p> <table border="1"> <tr><td>構 成</td><td>全国各町村</td></tr> <tr><td>代 表</td><td>福岡県添田町長</td></tr> <tr><td>事務局</td><td>全国町村会事務局</td></tr> <tr><td>負担金</td><td>宮崎県町村会より直接納付</td></tr> </table>	構 成	児湯郡5町1村	代 表	木城町長	事務局	木城町	負担金	107,000円	構 成	県内28町7村	代 表	清武町長	事務局	宮崎県町村会事務局	負担金	867,000円	構 成	全国各町村	代 表	福岡県添田町長	事務局	全国町村会事務局	負担金	宮崎県町村会より直接納付	<p>(1) 町村会</p> <p>児湯郡町村会</p> <table border="1"> <tr><td>構 成</td><td>児湯郡5町1村</td></tr> <tr><td>代 表</td><td>木城町長</td></tr> <tr><td>事務局</td><td>木城町</td></tr> <tr><td>負担金</td><td>30,000円</td></tr> </table> <p>宮崎県町村会</p> <table border="1"> <tr><td>構 成</td><td>県内28町7村</td></tr> <tr><td>代 表</td><td>清武町長</td></tr> <tr><td>事務局</td><td>宮崎県町村会事務局</td></tr> <tr><td>負担金</td><td>427,000円</td></tr> </table> <p>全国町村会</p> <table border="1"> <tr><td>構 成</td><td>全国各町村</td></tr> <tr><td>代 表</td><td>福岡県添田町長</td></tr> <tr><td>事務局</td><td>全国町村会事務局</td></tr> <tr><td>負担金</td><td>宮崎県町村会より直接納付</td></tr> </table>	構 成	児湯郡5町1村	代 表	木城町長	事務局	木城町	負担金	30,000円	構 成	県内28町7村	代 表	清武町長	事務局	宮崎県町村会事務局	負担金	427,000円	構 成	全国各町村	代 表	福岡県添田町長	事務局	全国町村会事務局	負担金	宮崎県町村会より直接納付	<p>(1) 市長会、町村会に分かれている。</p>	<p>(1) 合併前日をもって各市町村脱退し、合併後は新たに市長会等に参加する。</p>
構 成	宮崎県内9市																																																																																																																			
代 表	宮崎市長																																																																																																																			
事務局	宮崎市																																																																																																																			
負担金	478,000円																																																																																																																			
構 成	九州8県95市																																																																																																																			
代 表	鹿児島市長																																																																																																																			
事務局	鹿児島市																																																																																																																			
負担金	66,000円																																																																																																																			
構 成	全国675市23区																																																																																																																			
代 表	東京都立川市長																																																																																																																			
事務局	全国市長会事務局																																																																																																																			
負担金	354,000円																																																																																																																			
構 成	全国114市																																																																																																																			
代 表	北海道千歳市長																																																																																																																			
事務局	北海道千歳市																																																																																																																			
負担金	40,000円																																																																																																																			
構 成	全国17市町村																																																																																																																			
事務局	兵庫県西脇市																																																																																																																			
負担金	100,000円																																																																																																																			
構 成	宮崎郡3町																																																																																																																			
代 表	清武町長																																																																																																																			
事務局	清武町																																																																																																																			
負担金	451,000円																																																																																																																			
構 成	県内28町7村																																																																																																																			
代 表	清武町長																																																																																																																			
事務局	宮崎県町村会事務局																																																																																																																			
負担金	1,239,000円																																																																																																																			
構 成	全国各町村																																																																																																																			
代 表	福岡県添田町長																																																																																																																			
事務局	全国町村会事務局																																																																																																																			
負担金	宮崎県町村会より直接納付																																																																																																																			
構 成	児湯郡5町1村																																																																																																																			
代 表	木城町長																																																																																																																			
事務局	木城町																																																																																																																			
負担金	107,000円																																																																																																																			
構 成	県内28町7村																																																																																																																			
代 表	清武町長																																																																																																																			
事務局	宮崎県町村会事務局																																																																																																																			
負担金	867,000円																																																																																																																			
構 成	全国各町村																																																																																																																			
代 表	福岡県添田町長																																																																																																																			
事務局	全国町村会事務局																																																																																																																			
負担金	宮崎県町村会より直接納付																																																																																																																			
構 成	児湯郡5町1村																																																																																																																			
代 表	木城町長																																																																																																																			
事務局	木城町																																																																																																																			
負担金	30,000円																																																																																																																			
構 成	県内28町7村																																																																																																																			
代 表	清武町長																																																																																																																			
事務局	宮崎県町村会事務局																																																																																																																			
負担金	427,000円																																																																																																																			
構 成	全国各町村																																																																																																																			
代 表	福岡県添田町長																																																																																																																			
事務局	全国町村会事務局																																																																																																																			
負担金	宮崎県町村会より直接納付																																																																																																																			

1 - (3). 総務・企画専門部会 企画

項目	現 況				課題	調整方針																																
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																																		
11.市町村合併 (B)	<table border="1"> <tr> <td>庁内組織</td> <td>合併調査研究委員会</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>・助役、課長(10課)</td> </tr> <tr> <td>取組状況</td> <td>・委員会 2回開催 ・地区説明会 11会場20回開催(延べ8日間) ・説明会出席者アンケートの実施 ・「広報さいと」への合併情報の掲載(2回)</td> </tr> <tr> <td>任意協議 会等</td> <td>・一ツ瀬川流域任意合併協議会設立</td> </tr> </table>	庁内組織	合併調査研究委員会	体制	・助役、課長(10課)	取組状況	・委員会 2回開催 ・地区説明会 11会場20回開催(延べ8日間) ・説明会出席者アンケートの実施 ・「広報さいと」への合併情報の掲載(2回)	任意協議 会等	・一ツ瀬川流域任意合併協議会設立	<table border="1"> <tr> <td>庁内組織</td> <td>市町村合併検討会</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>・町長、助役、兼掌助役、教育長 全課長(18課)</td> </tr> <tr> <td>取組状況</td> <td>・検討会 11回開催 ・地区座談会 29会場で開催(延べ5日間) ・座談会出席者アンケートの実施 ・町立中学校生徒と意見交換実施 町内出身高校生と意見交換実施 成人予定者への意見用紙の配布・回収 ・各団体での町長講話 ・「広報さどわら」への合併情報の掲載(14回)</td> </tr> <tr> <td>任意協議 会等</td> <td>・佐土原・宮崎合併研究会設立 ・一ツ瀬川流域任意合併協議会設立</td> </tr> </table>	庁内組織	市町村合併検討会	体制	・町長、助役、兼掌助役、教育長 全課長(18課)	取組状況	・検討会 11回開催 ・地区座談会 29会場で開催(延べ5日間) ・座談会出席者アンケートの実施 ・町立中学校生徒と意見交換実施 町内出身高校生と意見交換実施 成人予定者への意見用紙の配布・回収 ・各団体での町長講話 ・「広報さどわら」への合併情報の掲載(14回)	任意協議 会等	・佐土原・宮崎合併研究会設立 ・一ツ瀬川流域任意合併協議会設立	<table border="1"> <tr> <td>庁内組織</td> <td>市町村合併研究会</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>・町長、助役、収入役 全課(局)長(21人)</td> </tr> <tr> <td>取組状況</td> <td>・研究会 6回開催 ・地区説明会 21会場で開催(延べ5日間) ・説明会出席者アンケートの実施 ・各種団体等と意見交換実施 ・「市町村合併のおしらせ」 4回発行</td> </tr> <tr> <td>任意協議 会等</td> <td>・一ツ瀬川流域任意合併協議会設立 ・東児湯任意合併協議会にオブザーバーとして参加</td> </tr> </table>	庁内組織	市町村合併研究会	体制	・町長、助役、収入役 全課(局)長(21人)	取組状況	・研究会 6回開催 ・地区説明会 21会場で開催(延べ5日間) ・説明会出席者アンケートの実施 ・各種団体等と意見交換実施 ・「市町村合併のおしらせ」 4回発行	任意協議 会等	・一ツ瀬川流域任意合併協議会設立 ・東児湯任意合併協議会にオブザーバーとして参加	<table border="1"> <tr> <td>庁内組織</td> <td>西米良村行政改革研究会</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>・庁内の課長補佐から主事までの 13名 ・財政班、行政班、人事組織機構 班の3班</td> </tr> <tr> <td>取組状況</td> <td>・西米良村行政改革研究会 研究会 7回 班長会 3回 中間報告平成15年1月31日 ・地区座談会 全地区8会場で実施 ・各団体での村長講話 ・村広報誌で合併特集2回 シリーズ8回発行</td> </tr> <tr> <td>任意協議 会等</td> <td>・一ツ瀬川流域任意合併協議会設立</td> </tr> </table>	庁内組織	西米良村行政改革研究会	体制	・庁内の課長補佐から主事までの 13名 ・財政班、行政班、人事組織機構 班の3班	取組状況	・西米良村行政改革研究会 研究会 7回 班長会 3回 中間報告平成15年1月31日 ・地区座談会 全地区8会場で実施 ・各団体での村長講話 ・村広報誌で合併特集2回 シリーズ8回発行	任意協議 会等	・一ツ瀬川流域任意合併協議会設立		<p>合併後は合併により生じた諸問題を解決するための新たな機関を設置する。</p>
庁内組織	合併調査研究委員会																																					
体制	・助役、課長(10課)																																					
取組状況	・委員会 2回開催 ・地区説明会 11会場20回開催(延べ8日間) ・説明会出席者アンケートの実施 ・「広報さいと」への合併情報の掲載(2回)																																					
任意協議 会等	・一ツ瀬川流域任意合併協議会設立																																					
庁内組織	市町村合併検討会																																					
体制	・町長、助役、兼掌助役、教育長 全課長(18課)																																					
取組状況	・検討会 11回開催 ・地区座談会 29会場で開催(延べ5日間) ・座談会出席者アンケートの実施 ・町立中学校生徒と意見交換実施 町内出身高校生と意見交換実施 成人予定者への意見用紙の配布・回収 ・各団体での町長講話 ・「広報さどわら」への合併情報の掲載(14回)																																					
任意協議 会等	・佐土原・宮崎合併研究会設立 ・一ツ瀬川流域任意合併協議会設立																																					
庁内組織	市町村合併研究会																																					
体制	・町長、助役、収入役 全課(局)長(21人)																																					
取組状況	・研究会 6回開催 ・地区説明会 21会場で開催(延べ5日間) ・説明会出席者アンケートの実施 ・各種団体等と意見交換実施 ・「市町村合併のおしらせ」 4回発行																																					
任意協議 会等	・一ツ瀬川流域任意合併協議会設立 ・東児湯任意合併協議会にオブザーバーとして参加																																					
庁内組織	西米良村行政改革研究会																																					
体制	・庁内の課長補佐から主事までの 13名 ・財政班、行政班、人事組織機構 班の3班																																					
取組状況	・西米良村行政改革研究会 研究会 7回 班長会 3回 中間報告平成15年1月31日 ・地区座談会 全地区8会場で実施 ・各団体での村長講話 ・村広報誌で合併特集2回 シリーズ8回発行																																					
任意協議 会等	・一ツ瀬川流域任意合併協議会設立																																					

1 - (3) . 総務・企画専門部会 企画

項目	現 況				課題	調整方針		
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村				
12.行財政改革 (B)	(1) 行財政改革					合併後、新市において各市町村の現大綱を基に新たな行政改革大綱を策定し、委員会も新たに設置する。		
	名 称	新たな西都市行政改革大綱	名 称	新佐土原町行政改革大綱			名 称	西米良村行政改革大綱
	目 的	地方分権時代において、多様化、複雑化した市民の行政需要に的確に対応する行政システム確立のための指針	目 的	地方分権時代において、多様化、複雑化した町民の行政需要に的確に対応する行政システム確立のための指針			目 的	地方分権の推進が図られる中、村自身の「自己決定・自己責任」の姿勢が求められることとなり、社会情勢の著しい変化の中で一層適切な行政対応が必要となったため新たな改革に取り組むこととした。
	目指す方向性	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業の見直し ・事務事業の整理合理化 ・経費の節減合理化 ・事務処理の簡素合理化 ・民間委託の推進 ・補助金等の適正化 ・施設使用料等の適正化 ・広域行政の推進 時代に対応した組織機構の見直し ・組織機構の簡素合理化 ・会館等公共施設の管理運営の合理化 ・公社等外郭団体の簡素合理化 定員管理及び給与の見直し ・定員管理の適正化 ・給与制度及び運営の見直し 資質の向上及び能力の適正な評価 ・資質の向上及び能力の適正な評価 OA化等事務処理の近代化 ・庁内情報化の推進 ・地域情報化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業の見直し ・補助金等の整理合理化、民間活力の導入 組織機構の見直し ・課の統廃合等 定員管理及び給与の適正化推進 ・適正化計画等 職員の行政能力開発の推進 ・研修体制の確立等 行政情報化の推進 ・総合的なシステムの整備 	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業の見直し関係 ・事務事業等の整理合理化 組織・機構関係 ・組織等の簡素合理化 定員及び給与関係 ・適正な定員・給与の管理 人材育成関係 ・人材の育成の推進 行政の情報化等行政サービスの向上関係 ・行政情報化の推進及び行政サービスの向上 			<ul style="list-style-type: none"> 事務事業の見直し ・行政責任領域の検討、補助金等の見直し、経常的経費の節減 組織及び機構の簡素合理化 ・組織機構の見直し、行政責任の確保 能力重視の人事及び給与制 ・人事給与の適正化、人材の育成 定員管理の適正化 ・職員の養成と適正配置 公共施設の管理運営 ・類似施設の転用や既存施設の活用、新設は極力抑制 	
	策定年月	平成13年11月	策定年月	平成12年3月			策定年月	平成12年5月
	実施期間	平成13年度から15年度	実施期間	平成12年度から16年度			実施期間	平成12年度から14年度 (15年度策定予定)
	数値目標		数値目標				数値目標	
	基本方針		基本方針	行政改革の必要性 行政改革推進にあたっての基本的な考え方			基本方針	
	目指す方向性		目指す方向性	事務事業の見直し関係 ・事務事業等の整理合理化 組織・機構関係 ・組織等の簡素合理化 定員及び給与関係 ・適正な定員・給与の管理 人材育成関係 ・人材の育成の推進 行政の情報化等行政サービスの向上関係 ・行政情報化の推進及び行政サービスの向上			目指す方向性	事務事業の見直し ・行政責任領域の検討、補助金等の見直し、経常的経費の節減 組織及び機構の簡素合理化 ・組織機構の見直し、行政責任の確保 能力重視の人事及び給与制 ・人事給与の適正化、人材の育成 定員管理の適正化 ・職員の養成と適正配置 公共施設の管理運営 ・類似施設の転用や既存施設の活用、新設は極力抑制
	策定年月	平成13年11月	策定年月	平成12年3月			策定年月	平成12年5月
実施期間	平成13年度から15年度	実施期間	平成12年度から15年度	実施期間	平成12年度から14年度 (15年度策定予定)			
数値目標		数値目標		数値目標				

項目	現 況				課題	調整方針																																																								
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																																																										
	<p>(1) - 行政改革推進委員会</p> <table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>西都市行政改革推進委員会</td> </tr> <tr> <td>目 的</td> <td>西都市行政の各般にわたる制度及び運営につき必要な改革の推進に資する</td> </tr> <tr> <td>設置根拠</td> <td>西都市行政改革推進委員会設置規程</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>10人以内 ・優れた見識を有する者</td> </tr> <tr> <td>任 期</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>報 酬</td> <td>審議会1回につき6,400円</td> </tr> </table>	名 称	西都市行政改革推進委員会	目 的	西都市行政の各般にわたる制度及び運営につき必要な改革の推進に資する	設置根拠	西都市行政改革推進委員会設置規程	委 員	10人以内 ・優れた見識を有する者	任 期	2年	報 酬	審議会1回につき6,400円	<p>(1) - 行政改革推進委員会</p> <table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>佐土原町行政改革推進委員会</td> </tr> <tr> <td>目 的</td> <td>佐土原町の行政改革の推進に資するため</td> </tr> <tr> <td>設置根拠</td> <td>佐土原町行政改革推進委員会設置条例</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>10人以内 ・優れた見識を有する者</td> </tr> <tr> <td>任 期</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>報 酬</td> <td>審議会1回につき6,100円</td> </tr> </table>	名 称	佐土原町行政改革推進委員会	目 的	佐土原町の行政改革の推進に資するため	設置根拠	佐土原町行政改革推進委員会設置条例	委 員	10人以内 ・優れた見識を有する者	任 期	なし	報 酬	審議会1回につき6,100円	<p>(1) - 行政改革懇話会</p> <table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>新富町行政改革懇話会</td> </tr> <tr> <td>目 的</td> <td>新富町の行政改革の推進について調査審議するため</td> </tr> <tr> <td>設置根拠</td> <td>新富町行政改革懇話会設置要綱</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>10人以内 ・優れた見識を有する者</td> </tr> <tr> <td>任 期</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>報 酬</td> <td>審議会1回につき5,200円</td> </tr> </table> <p>(1) - 行政改革推進本部</p> <table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>新富町行政改革推進本部</td> </tr> <tr> <td>目 的</td> <td>行政改革大綱の策定及び実施するため</td> </tr> <tr> <td>設置根拠</td> <td>新富町行政改革推進本部設置要綱</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>本部長：町長、副本部長：助役 委員：収入役、教育長、各課長</td> </tr> </table>	名 称	新富町行政改革懇話会	目 的	新富町の行政改革の推進について調査審議するため	設置根拠	新富町行政改革懇話会設置要綱	委 員	10人以内 ・優れた見識を有する者	任 期	なし	報 酬	審議会1回につき5,200円	名 称	新富町行政改革推進本部	目 的	行政改革大綱の策定及び実施するため	設置根拠	新富町行政改革推進本部設置要綱	委 員	本部長：町長、副本部長：助役 委員：収入役、教育長、各課長	<p>(1) - 行政改革推進委員会</p> <table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>西米良村行政改革推進委員会</td> </tr> <tr> <td>目 的</td> <td>社会情勢の変化に対応した簡素にして効率的な村政を実現するため</td> </tr> <tr> <td>設置根拠</td> <td>西米良村行政改革推進委員会設置条例</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>5人以内 ・優れた見識を有する者</td> </tr> <tr> <td>任 期</td> <td>4年</td> </tr> <tr> <td>報 酬</td> <td>審議会1回につき6,500円</td> </tr> </table>	名 称	西米良村行政改革推進委員会	目 的	社会情勢の変化に対応した簡素にして効率的な村政を実現するため	設置根拠	西米良村行政改革推進委員会設置条例	委 員	5人以内 ・優れた見識を有する者	任 期	4年	報 酬	審議会1回につき6,500円		
名 称	西都市行政改革推進委員会																																																													
目 的	西都市行政の各般にわたる制度及び運営につき必要な改革の推進に資する																																																													
設置根拠	西都市行政改革推進委員会設置規程																																																													
委 員	10人以内 ・優れた見識を有する者																																																													
任 期	2年																																																													
報 酬	審議会1回につき6,400円																																																													
名 称	佐土原町行政改革推進委員会																																																													
目 的	佐土原町の行政改革の推進に資するため																																																													
設置根拠	佐土原町行政改革推進委員会設置条例																																																													
委 員	10人以内 ・優れた見識を有する者																																																													
任 期	なし																																																													
報 酬	審議会1回につき6,100円																																																													
名 称	新富町行政改革懇話会																																																													
目 的	新富町の行政改革の推進について調査審議するため																																																													
設置根拠	新富町行政改革懇話会設置要綱																																																													
委 員	10人以内 ・優れた見識を有する者																																																													
任 期	なし																																																													
報 酬	審議会1回につき5,200円																																																													
名 称	新富町行政改革推進本部																																																													
目 的	行政改革大綱の策定及び実施するため																																																													
設置根拠	新富町行政改革推進本部設置要綱																																																													
委 員	本部長：町長、副本部長：助役 委員：収入役、教育長、各課長																																																													
名 称	西米良村行政改革推進委員会																																																													
目 的	社会情勢の変化に対応した簡素にして効率的な村政を実現するため																																																													
設置根拠	西米良村行政改革推進委員会設置条例																																																													
委 員	5人以内 ・優れた見識を有する者																																																													
任 期	4年																																																													
報 酬	審議会1回につき6,500円																																																													

1 - (3) . 総務・企画専門部会 企画

項目	現 況				課題	調整方針																								
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																										
13.人権啓発 (B)	<p>(1)人権啓発</p> <table border="1"> <tr> <td>組織名</td> <td>西都市人権啓発推進協議会</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>会長 市長</td> </tr> <tr> <td>組織構成</td> <td>区長会長・教育長・関係課長 関係団体</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・総会 ・人権啓発研修・講演会 ・人権擁護委員の日街頭啓発 ・人権啓発強調月間の啓発 ・人権週間街頭啓発 ・人権相談(年12回) ・啓発用物品配布(タオル、うちわ、ティッシュ) ・その他共催・委託事業 </td> </tr> </table>	組織名	西都市人権啓発推進協議会	代表者	会長 市長	組織構成	区長会長・教育長・関係課長 関係団体	事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・総会 ・人権啓発研修・講演会 ・人権擁護委員の日街頭啓発 ・人権啓発強調月間の啓発 ・人権週間街頭啓発 ・人権相談(年12回) ・啓発用物品配布(タオル、うちわ、ティッシュ) ・その他共催・委託事業 	<p>(1)人権啓発</p> <table border="1"> <tr> <td>組織名</td> <td>佐土原町人権啓発推進協議会</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>会長 町長</td> </tr> <tr> <td>組織構成</td> <td>区長会長・教育長・町議会議員 全課長・関係団体</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・総会 ・人権啓発研修 ・人権啓発強調月間の取組 ・人権啓発映画祭 ・人権週間 ・人権相談(年5回) ・啓発花種子配布 ・その他共催・委託事業 </td> </tr> </table>	組織名	佐土原町人権啓発推進協議会	代表者	会長 町長	組織構成	区長会長・教育長・町議会議員 全課長・関係団体	事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・総会 ・人権啓発研修 ・人権啓発強調月間の取組 ・人権啓発映画祭 ・人権週間 ・人権相談(年5回) ・啓発花種子配布 ・その他共催・委託事業 	<p>(1)人権啓発</p> <p>人権啓発推進協議会の設置なし</p> <p>新富町独自の活動状況</p> <p>宮崎県人権啓発協会と連携し、町民の人権意識の普及向陽を図るため下記の事業を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発強調月間(8月)広報・啓発事業実施 ・人権フェスタへの参加 ・女性人権セミナーへの参加 ・地域人権セミナーへの参加 ・人権週間啓発資料の配布、広報 ・人権相談の実施(年6回) 	<p>(1)人権啓発</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育・研修 事業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・村職員を対象とした人権・同和研修 ・県同和対策課または人権啓発協会に講師依頼 </td> </tr> <tr> <td>広報啓発 事業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発標語入り啓発用品の作成 ・人権啓発週間中、事業所等に配布 ・ふるさとまつりのイベント会場でチラシ、パンフレット等標語入り啓発用品を配布し、村民への啓発を行う。 ・村広報誌、おしらせ、オフトーク放送による村民への広報啓発活動 ・高齢者学級、中央婦人学級でのビデオフォーラム等(教育委員会主催) </td> </tr> <tr> <td>その他の 事業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・宮崎人権擁護委員協議会西都市地区部会研修会 ・特設人権相談(年4回) ・宮崎県人権啓発ネットワーク協議会(課長 年4回) ・人権担当者会議(年1回) ・県女性セミナー、人権フェスタ、人権研修会等への出席 ・「人権教育のための国連10年」 </td> </tr> </tbody> </table>	事業区分	事業内容	教育・研修 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・村職員を対象とした人権・同和研修 ・県同和対策課または人権啓発協会に講師依頼 	広報啓発 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発標語入り啓発用品の作成 ・人権啓発週間中、事業所等に配布 ・ふるさとまつりのイベント会場でチラシ、パンフレット等標語入り啓発用品を配布し、村民への啓発を行う。 ・村広報誌、おしらせ、オフトーク放送による村民への広報啓発活動 ・高齢者学級、中央婦人学級でのビデオフォーラム等(教育委員会主催) 	その他の 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎人権擁護委員協議会西都市地区部会研修会 ・特設人権相談(年4回) ・宮崎県人権啓発ネットワーク協議会(課長 年4回) ・人権担当者会議(年1回) ・県女性セミナー、人権フェスタ、人権研修会等への出席 ・「人権教育のための国連10年」 	<p>人権啓発推進協議会の未設置の町村があり、取り組みに格差がある。</p>	<p>事務レベルで検討し、合併時までに調整し、合併後、人権啓発推進協議会を統一する。</p>
組織名	西都市人権啓発推進協議会																													
代表者	会長 市長																													
組織構成	区長会長・教育長・関係課長 関係団体																													
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・総会 ・人権啓発研修・講演会 ・人権擁護委員の日街頭啓発 ・人権啓発強調月間の啓発 ・人権週間街頭啓発 ・人権相談(年12回) ・啓発用物品配布(タオル、うちわ、ティッシュ) ・その他共催・委託事業 																													
組織名	佐土原町人権啓発推進協議会																													
代表者	会長 町長																													
組織構成	区長会長・教育長・町議会議員 全課長・関係団体																													
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・総会 ・人権啓発研修 ・人権啓発強調月間の取組 ・人権啓発映画祭 ・人権週間 ・人権相談(年5回) ・啓発花種子配布 ・その他共催・委託事業 																													
事業区分	事業内容																													
教育・研修 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・村職員を対象とした人権・同和研修 ・県同和対策課または人権啓発協会に講師依頼 																													
広報啓発 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発標語入り啓発用品の作成 ・人権啓発週間中、事業所等に配布 ・ふるさとまつりのイベント会場でチラシ、パンフレット等標語入り啓発用品を配布し、村民への啓発を行う。 ・村広報誌、おしらせ、オフトーク放送による村民への広報啓発活動 ・高齢者学級、中央婦人学級でのビデオフォーラム等(教育委員会主催) 																													
その他の 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎人権擁護委員協議会西都市地区部会研修会 ・特設人権相談(年4回) ・宮崎県人権啓発ネットワーク協議会(課長 年4回) ・人権担当者会議(年1回) ・県女性セミナー、人権フェスタ、人権研修会等への出席 ・「人権教育のための国連10年」 																													

1 - (4). 総務・企画専門部会 総務 人事

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
1. 組織 (A)	<p><市長部局> 総務課 行政管理係、秘書係、文書広報係、職員係 財政課 財政係、予算係、管財係 企画調整課 女性行政係、企画調整係、情報統計係 税務課 管理係、賦課係、収納係、資産税係 活性化推進室 商工振興係、観光係、西都原対策室、中心市街地街づくり推進室、活性化推進室 建設課 工務第一係、工務第二係、用地係、管理係、東九州自動車道建設対策室、公物管理係 建築住宅課 管理係、業務係、住宅相談室住宅係 下水道課 管理係、業務係、工務係、維持係 都市計画課 管理係、計画係、区画整理第1係、区画整理第2係 農林課 農務係、園芸特産係、農政企画係、畜産係、林道係、林務係、全国植樹祭準備室 農村整備課 管理係、工務係、農村総合整備係、地籍調査係 生活環境課 市民生活係、環境保全係、廃棄物係 市民課 記録整備係、窓口係、年金係人権啓発係 健康管理課 健康推進係、保健予防係、老人医療係、保険給付係、賦課収納係 福祉事務所 高齢者福祉係、障害福祉係、保護係、母子児童係、介護保険係、保育所 9 穂北支所 三納支所 都於郡支所 三財支所 東米良支所 会計課 出納係、用度係、 <教育委員会> 総務課 庶務係、管理係、 学校教育課 学校教育係、 社会教育課 成人教育係、青少年教育係、 図書館、公民館(5) 文化課 文化財係、文化振興係、歴史民俗資料館 スポーツ振興課 スポーツ振興係、施設管理係 学校給食センター 管理係、調理係 小学校 8 中学校 6 <議会> 事務局 庶務係、議事係、 <農業委員会> 事務局 庶務係、調整係、農政係 <選挙管理委員会> 事務局 庶務係、選挙係、 <監査> 事務局 庶務係、監査係、</p>	<p><町長部局> 総務課 総務係、行政係、消防交通安全係 財政課 財政係、管財契約係、住宅係 企画商工課 企画調整係、開発係、情報政策係、合併対策室 税務課 賦課係、収納管理係、固定資産係 町民課 戸籍住民係、国民年金係、国民健康保険係、支所 環境課 環境保全係、環境業務係、清掃センター、クリーンパーク、一般廃棄物埋立処理場 福祉保健課 高齢福祉係、社会福祉係介護保険係、健康増進係、保育所 5 地域子育てセンター 商工観光課 商工観光係 農政課 農林水産係、耕地係 建設課 管理係、改良係、維持係 都市計画課 区画整理係、計画係、建築係 下水道課 管理係、建設係、浄化センター 会計課 会計係 <教育委員会> 教育総務課 学校教育係、庶務係、施設係 小学校 5 中学校 3 社会教育課 社会教育係、社会体育係、文化財係、文化施設開設準備室 学校給食センター 庶務係、調理係 <議会> 事務局 <行政委員会> 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局 監査委員事務局 公平委員会事務局 <公営企業> 水道課 管理係、工務係、浄水係</p>	<p><町長部局> 総務課 庶務係、職員係 財政課 財政係、管財係 企画商工課 企画調整係、商工観光係 市町村合併研究室 基地対策課 渉外係、工務係 税務課 賦課係、徴収係、固定資産係 町民課 戸籍住民係、年金係、国保・老健係 福祉保健課 社会福祉係、児童福祉係、高齢福祉係、介護保険係、保健予防係、 保育所 5 生活環境課 生活係、環境係 農業振興課 農林水産係、畜産係 農村整備課 管理係、工務係 建設課 管理係、工務係、建築係 東九州自動車道建設対策室 管理係、工務係 都市計画課 戸籍住民係 新田支所 会計課 会計係 <教育委員会> 教育総務課 教育総務係、学校教育係 小学校 3 分校 1 中学校 3 社会教育課 社会教育係、社会体育係、 文化振興課 文化振興係 <議会> 事務局 <行政委員会> 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局 監査委員事務局 公平委員会事務局 固定資産評価審査委員会 <公営企業> 水道課 管理係、工務係</p>	<p><村長部局> 総務課 庶務係、広報・公聴係、財政係、人事給与係、消防防災係 生活環境課 住民係、環境衛生係、国民年金係、生活交通係、水道係、下水道係 福祉保健課 福祉厚生係、保健係、国民健康保険係、老人保健係、介護保険係、 保育所 1 税務課 税務係、管財係、地籍調査係 企画商工課 企画係、商工観光係、山村振興係、統計係、情報政策係 建設課 庶務係、土木係、建築係 農林課 農業振興係、林業振興係、特用林産振興係、特産水産係、公有林整備係、 会計課 出納係、用度係 <教育委員会> 教育総務課 総務係、学校教育係、社会教育係 小学校 2 中学校 1 <議会> 事務局 <行政委員会> 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局 監査委員事務局 公平委員会事務局 固定資産評価審査委員会</p>	<p>市町村で課、係の数が異なる。また、課の名称も異なる。 消防組織が、異なる。</p>	<p>本庁の位置についての調整は別として、本庁舎、支所方式の検討をし、本庁の組織、支所の数及び支所の組織について調整を行う。 行政委員会等については、本庁1本化するのかが、分庁化するのかが検討し、調整する。 主役は住民であり、住民サービスの低下にならないよう、また、効率的、機能的な組織、機構とするため、組織・機構の基本方針を策定し、その理念に沿って組織体制を整備する。</p>

項目	現況										課題	調整方針		
	西都市			佐土原町			新富町			西米良村				
	<公平委員会> 事務局 庶務係 <水道事業> 水道課 管理係、工務係、営業係、維持係 <消防> 消防本部 総務課 総務係、施設係 予防課 予防係、保安係 警防課 警防係、消防団係 消防署 第1小隊、第2小隊、第3小隊													
2.職員（A）	316人			208人			137人			54人			定数の問題 4市町村の合計 職員数の問題 4市町村の合計	定数・職員数 合併時に、4市町村の一般職の職員はすべて新市の職員として引き継ぐものとするが、新市において定員適正化計画を策定し、その計画に沿って職員定数の調整を行う。 嘱託員、臨時職員 業務量を見直し、適正な配置にするよう、調整を行う。
糸約定数														
市町村の事務部局の職員														
議会の事務部局の職員	7人			3人			3人			2人				
選挙管理委員会の事務部局の職員	2人			1人			1人							
監査委員の事務部局の職員	2人			1人			1人							
教育委員会の事務部局の職員	70人			34人			35人			8人				
農業委員会の事務部局の職員	7人			4人			5人			1人				
公平委員会の事務部局の職員（兼務）	2人			1人			1人							
水道事業に従事する企業職員	10人			11人										
消防職員	46人													
合計	460人			263人			190人			85人				
職員数	正職員	嘱託員	臨時職員	正職員	嘱託	臨時	正職員	嘱託	臨時	正職員	嘱託	臨時		
一般行政 議会	7人			4人			3人			2人				
総務	61人		7人	43人	5人	10人	36人	5人	6人	19人		1人		
税務	25人		4人	16人	3人	6人	11人	2人	4人	4人				
労務														
農林	40人		6人	17人	1人	4人	18人	1人	2人	10人		2人		
商工	12人			5人			1人			1人				
土木	45人		7人	26人	5人	4人	19人	1人		8人		3人		
小計	190人		24人	111人	14人	24人	88人	9人	12人	44人		6人		
福祉関係 民生	79人		40人	47人	49人	1人	36人	3人	30人	7人				
衛生	20人		7人	21人	23人	5人	9人		1人	1人		2人		
小計	99人		47人	68人	72人	6人	45人	3人	31人	8人		2人		
特別行政 教育	62人		33人	32人	52人	7人	34人	11人	6人	8人		7人		
消防	46人		1人											
小計	108人		34人	32人	52人	7人	34人	11人	6人	8人		7人		
公営企業 病院										17人		5人		
水道	12人		1人	11人	8人		6人	1人	1人	1人				
下水道	11人			10人		2人				1人				
その他	20人		7人	15人	4人	1人	8人		3人	4人				
小計	43人		8人	36人	12人	3人	14人	1人	4人	23人		5人		
総合計	440人		113人	246人	150人	40人	181人	24人	53人	83人		20人		
3.特別職の職員（A） 常勤職員	日野光幸 一原則幸 長友義忠			戸敷 正 長友哲男 岩切千秋(収入役兼掌)			川越俊宏 小原基弘 長友忠重			黒木定蔵 黒木慶男 黒木正近			常勤の職員は同一	合併時の常勤の特別職の職員及び新市の職務執行者については、4市町村長が別に協議して定めるものとする。

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
4. 服務 (C)	<ul style="list-style-type: none"> 西都市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例 西都市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則 西都市職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例 西都市職員の勤務時間等に関する規則 西都市職員の勤務を要しない日及び勤務時間の割り振りに関する規則 西都市職員の育児休業等に関する条例 西都市職員の育児休業等に関する条例施行規則 	<ul style="list-style-type: none"> 佐土原町職員の失職に関する条例 佐土原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 佐土原町職員の勤務時間、休暇等に関する施行規則 佐土原町職員の被服貸与に関する規則 佐土原町職員服務規程 	<ul style="list-style-type: none"> 職務に専念する義務の特例に関する条例 職務に専念する義務の特例に関する規則 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則 職員の週休日及び勤務時間の割り振りに関する規則 職員の育児休業等に関する条例 職員の育児休業等に関する規則 新富町職員服務規程 	<ul style="list-style-type: none"> 西米良村職員の服務に関する宣誓に関する条例 職務に専念する義務の特例に関する条例 西米良村職員の勤務時間、休暇等に関する条例 西米良村職員の勤務時間、休暇等に関する規則 職員の勤務を要しない日及び勤務時間の割り振りに関する規則 職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則 西米良村職員の育児休業等に関する条例及び同規則 当直規程 服務規程 人事考課制度の実施に関する規程 	4市町村で異なる事項がある。	4市町村で異なる事項については、合併時に統一したものにしよう4市町村で調整を行う。また、新たな制度が必要なものについても4市町村で協議して決めていく。
5. 慶弔 (C)	なし	なし	なし	なし	必要性	合併時までには必要があるかの検討を行う。
6. 職員団体の登録に関する条例 (C)	<ul style="list-style-type: none"> 西都市職員団体の登録に関する条例 西都市職員団体の登録に関する規則 	佐土原町職員団体の登録に関する条例	職員団体の登録に関する条例 職員団体の登録に関する規則	西米良村職員団体の登録に関する条例	同一	合併時までには4市町村で確認し統一したものを整備する。
7. 定年前管理職措置 (C)	なし	なし	なし	なし	必要性	合併時までには必要があるかの検討を行う。
8. 職員勤奨退職 (C)	<ul style="list-style-type: none"> 西都市職員退職手当支給条例 西都市職員退職手当支給条例施行規則 (特別要件) 定年に達する日から6ヶ月前までに退職する者で、その者の勤続期間が25年以上かつ退職時年齢が50歳以上の者 (手当) 退職手当算定時給料月額を、定年退職迄の残年数1年につき2/100の割増措置 	佐土原町職員退職勤奨奨実施要領(内規)	内規	なし	制度化してあるところと、してないところがある。	制度化するかどうかを含めて協議し、制度化するのであれば、合併時までに統一したものに調整する。
9. 特別職の給料 (A) (給料)	市町村長 822,000円 助役 656,000円 収入役 600,000円 (期末手当) 3.5月 支給月数 15% 役職加算	813,000円 668,600円 622,000円 3.5月 10%	755,000円 607,000円 574,000円 3.5月 15%	665,000円 540,000円 520,000円 3.5月 10%	4市町村で異なる。	合併時までには4市町村長の考えを踏まえて報酬額の調整を行う。
10. 職員の給与 (A) 給料表	行政職給料表 (9級制)	行政職給料表 (8級制)	行政職給料表 (8級制)	行政職給料表 (7級制) 医療職給料表 (1級制) 医療職給料表 (6級制)	行政職給料表の級制が異なる。	行政職給料表の級制を何級にするかを4市町村で調整を行う。また、職員の給与は現給を保証するとともに、4市町村間の給料の格差是正を行う。
給料等の支給日 給料	毎月21日	毎月21日	毎月21日	毎月21日	同一	調整なし
期末勤勉手当	3月15日 6月30日 12月10日	3月15日 6月30日 12月10日	3月15日 6月30日 12月10日	3月15日 6月30日 12月10日	同一	調整なし
初任給 大学卒 短大卒 高校卒	2級2号給 171,500円 1級6号給 155,000円 1級4号給 144,000円	2級2号給 171,500円 1級5号給 149,200円 1級3号給 139,500円	2級2号給 171,500円 1級5号給 149,200円 1級3号給 139,500円	1級7号給 161,000円 1級5号給 149,200円 1級3号給 139,500円	初任給の基準が異なる	合併時までに初任給の基準については、統一したものに調整する。
給料表職務分類 1級	市長部局の主事補、技師補又は雇の職務 消防士の職務 前各号に準ずると認められる職務	主事、技師	定型的な業務を行う主事、技師又は保育士の職務	定型的な業務を行う主事、技師・保育士・保健師の職務	職務分類が異なる。	合併後の組織に応じた職務及び職の設置が必要であり、組織改正の状況を見ながら、統一した職務に応じた職務分類表の調整を行う。

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
2級	市長部局の主事補、技師補又は雇の職務 消防士の職務 前各号に準ずると認められる職務	主事、技師	主事、技師又は保育士の職務	主事、技師・保育士・保健師の職務		
3級	市長部局の主事又は技師の職務 消防士長の職務 前各号に準ずると認められる職務	主事、技師	主任主事又は主任技師の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師又は保育士の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師・保育士・保健師の職務		
4級	市長部局の主事又は技師の職務 消防士長の職務 前各号に準ずると認められる職務	主任主事、主任技師	主査の職務 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任主事、主任技師又は保育士の職務	係長又は主査の職務		
5級	市長部局の係長、主幹及び主査の職務 支所長代理の職務 消防司令補の職務 議会又は農業委員会の事務局の係長の職務 教育委員会事務局の係長の職務 前各号に準ずると認められる職務	係長、保育所長補佐、主査	係長の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主査の職務	課長補佐又は主幹の職務		
6級	市長部局の係長、主幹及び主査の職務 支所長代理の職務 消防司令補の職務 議会又は農業委員会の事務局の係長の職務 教育委員会事務局の係長の職務 前各号に準ずると認められる職務	保育所長、課長補佐、副参事、係長、主幹	課長補佐又はこの職と同等の職務 保育所長の職務 検査官の職務 主幹の職務	課長、事務局長、事務長、所長、看護師長の職務 困難な業務を処理する課長補佐の職務		
7級	市長部局の課長補佐の職務 福祉事務所の次長の職務 支所長の職務 消防司令の職務 高度な知識経験を必要とする業務を行う職員の職務 前各号に準ずると認められる職務	課長、参事、所長、課長補佐	課長又はこの職と同等の職務 参事の職務	困難な業務を処理する課長の職務		
8級	市長部局の課長の職務 福祉事務所長の職務 消防長又は消防署長の職務 議会、監査委員、農業委員会又は選挙管理委員会の 事務局長の職務 教育委員会事務局の課長の職務 市公民館の館長の職務 給食センター所長の職務 図書館長の職務	課長、参事	相当の経験を有する課長又はこの職と同等の職務			
9級	市長部局の課長の職務 福祉事務所長の職務 消防長又は消防署長の職務 議会、監査委員、農業委員会又は選挙管理委員会の 事務局長の職務 消防長又は消防署長の職務 議会、監査委員、農業委員会又は選挙管理委員会の 事務局長の職務 教育委員会事務局の課長の職務 市公民館の館長の職務 給食センター所長の職務 図書館長の職務					

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
管理職手当	市長部局 課長 8/100 室長 8/100 福祉事務所長 8/100 会計課 課長 8/100 議会事務局 課長 8/100 教育委員会 事務局の課長 8/100 給食センター所長 8/100 図書館長 8/100 監査事務局 局長 8/100 選挙管理委員会事務局 局長 8/100 農業委員会事務局 局長 8/100 消防本部 消防長 8/100	課長、局長、参事 10/100 支所長、保育所長、学校給食センター所長 8/100	町長部局 総務課長 12/100 課長 10/100 総務課長補佐 8/100 財政課長補佐 8/100 企画商工課長補佐 8/100 保育所長 8/100 会計課 課長 10/100 議会事務局 局長 10/100 教育委員会 課長 10/100 教育総務課長補佐 8/100 農業委員会 局長 10/100	村長部局 総務課長 8/100 課長 6/100 総務課長補佐 6/100 病院長 30,000円 事務長 6/100 議会事務局 局長 6/100 教育委員会 総務課長 6/100 共同調理場所長 6/100 農業委員会 局長 6/100	管理職手当支給対象者と手当額が異なる。	合併後の職の設置及び管理職の範囲の決定が必要であり、その管理職の範囲で管理職に応じた管理職手当の額に調整を行う。
住居手当	西都市職員の住居手当の支給に関する規則（国と同じ）	国と同じ	国と同じ	国と同じ	同一	調整なし
扶養手当	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	同一	調整なし
通勤手当	0km以上 2km未満 800円 2km以上 3km未満 2,300円 3km以上 4km未満 2,800円 4km以上 5km未満 3,200円 5km以上 6km未満 3,600円 6km以上 7km未満 3,900円 7km以上 8km未満 4,400円 8km以上 9km未満 4,600円 10km以上 11km未満 5,700円 11km以上 12km未満 6,300円 12km以上 13km未満 6,900円 13km以上 14km未満 7,500円 14km以上 15km未満 8,000円 15km以上 16km未満 8,500円 16km以上 17km未満 9,000円 17km以上 18km未満 9,700円 18km以上 19km未満 10,300円 19km以上 11,000円	2km未満 支給なし 2km以上 交通機関利用者 国と同じ 交通用具利用者 国と同じ	2km未満 支給なし 2km以上 2,000円 5km以上 10km未満 4,100円 10km以上 15km未満 6,500円 15km以上 20km未満 8,900円 20km以上 25km未満 11,300円 25km以上 30km未満 13,700円 30km以上 35km未満 16,100円 35km以上 40km未満 18,500円 40km以上 20,000円	2km未満 支給なし 2km以上 交通機関利用者 国と同じ 交通用具利用者 国と同じ	通勤手当が、通勤距離により異なる。	合併時までに通勤距離に応じた通勤手当額の調整を行う。
特殊勤務手当	特殊勤務手当 手当数 16種類	佐土原町職員の特殊勤務手当条例 8種類 佐土原町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 1種類	職員の特殊勤務手当に関する条例 5種類	西米良村職員の特殊勤務手当に関する条例 4種類	特殊勤務手当の項目及び手当額が異なる	合併時までに特殊勤務手当のあり方を再考し、特殊勤務手当の項目を見直し、現に必要なものだけの項目に絞り、4市町村で協議し、特殊勤務手当の項目及び手当額を調整する。
時間外勤務手当	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	同一	調整なし
管理職特殊勤務手当		管理職手当 10/100 を支給する職員 6,000円 管理職手当 8/100 を支給する職員 4,000円	課長、参事 6,000円 その他の管理職 4,000円	課長、局長、事務長、室長、所長の職にある者 7,000円	対象者の職及び手当額が異なる。	管理職手当の項目と同様に調整する。
期末勤勉手当	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	同一	調整なし
期末勤勉手当加算割合	課長及び相当職 15/100 課長補佐及び相当職 10/100 係長・相当職、これらの職員以外の職員で職務の級が5,6,7級の職員 5/100	職務の8,7,6級の職員 10/100 職務の5,4級の職員 5/100	職務の8級の職員 15/100 職務の7,6級の職員 10/100 職務の5,4級の職員 5/100	職務の7,6級の職員 10/100 職務の5,4級の職員 5/100	対象職員と加算割合が異なる。	合併時までに、職務の内容に応じた統一したものに調整を行う。
11. 福利厚生及び健康管理 (C)	福利厚生 職員互助会(市100%助成) 人間ドック受診助成 結婚祝金支給 健康管理 健康診断(年1回) 人間ドック 健康管理セミナー	福利厚生 佐土原町職員福祉会 町から補助金、職員組合等より会費(一人につき1,000円) 健康管理 健康診断(年1回)	福利厚生 新富町職員互助会 町から1,200万円補助 会員一人毎月200円 人間ドック等受診助成 健康管理 健康診断(年1回)	福利厚生 西米良村職員互助会 会費: 月本俸の1% + 500円 人間ドック等受診助成 村から1/2, 互助会1/2 健康管理 健康診断(年1回)	職員互助会の運営が異なる。	職員互助会の歳入、歳出について、その運営を含めて調整を行う。 健康診査については、4市町村とも毎年1回の実施であり、その後のアフターケアを含めて調整を行う。

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
12.公務災害補償 (C)	地方公務員災害補償基金に加入 ・地方公務員災害補償法 ・地方公務員災害補償法施行令 ・地方公務員災害補償法施行規則	地方公務員災害補償基金に加入	地方公務員災害補償基金に加入	地方公務員災害補償基金に加入	西都市と一部事務組合で異なる。	合併時までに、独自方式か、一部組合方式かを検討し調整を行う。
13.研修 (C)	西都市研修計画に基づく	特に定めていない	21世紀における人材育成基本方針に基づき毎年度職員研修計画を作成し職員研修を実施	規程なし	職員研修の実施方法が異なる。	合併後に研修方針、計画を作成し実施していく。
14.安全衛生 (C)	西都市職員の安全衛生管理に関する規則	佐土原町職員安全衛生管理規程	新富町職員の衛生管理に関する規程	西米良村職員安全衛生規程 衛生管理者、衛生推進者、産業医の設置に関する規程あり	規則、規程が異なる。	合併時までに、法規に基づいた内容の調整を行う。また、産業医等の調整も行う。
15.児童手当 (C)	・児童手当法 ・児童手当法施行令 ・児童手当法施行規則 支給方法 現金(15年度から口座) 支給日 6月7日 12月7日 2月7日	支給方法 口座振込 支給日 6月10日 10月10日 2月10日	支給方法 口座振込 支給日 6月10日 10月10日 2月10日	支給方法 現金 支給日 6月10日 10月10日 2月10日	支給方法及び支給日が異なる。	合併時までに、支給方法及び支給日を調整する。
16.退職手当 (C)	・西都市職員退職手当支給条例 ・西都市職員退職手当支給条例施行規則	宮崎県町村総合事務組合の退職手当に関する条例	宮崎県町村総合事務組合の退職手当に関する条例	宮崎県町村総合事務組合の退職手当に関する条例	独自方式、一部組合方式で異なる。	独自方式か、一部組合方式かを検討し調整を行う。
17.嘱託職員、臨時職員 (C)	嘱託職員 勤務時間 勤務日数 更新回数 賃金 その他 臨時職員 勤務時間 勤務日数 更新回数 賃金 その他 非常勤職員 勤務時間 勤務日数 更新回数 賃金 その他	要綱に基づき雇用 午前9時～午後4時 週29時間労働、週1時間調整 職員と同じ 業務内容により異なる。 業務内容により異なる。 ・事務 100,000円～129,500円 ・その他(有資格者等) 120,000円～150,000円 社会保険・雇用保険あり。 年休は臨時職員に準じる。 職員と同じ 職員と同じ 6月以内1回限り更新 業務内容により異なる。 ・事務 5,700円 ・その他(有資格者等) 5,900円 社会保険・雇用保険あり。 年休は労基法に基づく。規則に特例についての規定あり。 嘱託職員と同じ 職員と同じ 6月以内3回限り更新 ・事務 730円 ・その他(有資格者等) 755円 嘱託職員と同じ	佐土原町嘱託員要綱に基づき業務ごとに嘱託要綱制定 業務内容で異なる 原則1年雇用(更新規定は業務内容により異なる) 日額 5,850円～10,300円 (業務内容で異なる) 雇用保険の適用あり 社会保険適用あり 常勤 週40時間勤務 非常勤 週27時間50分 常勤 原則6ヶ月雇用 非常勤 2年以内 1回更新 日額 一般事務常勤 5,250円 一般事務非常勤 5,150円 雇用保険適用あり 社会保険適用(常勤のみ)	新富町嘱託員設置要綱 原則 午前9時～午後4時 週29時間労働、週1時間調整 職員と同じ 原則1年雇用 業務内容により異なる。 75,000円～168,000円 社会保険・雇用保険あり。 年休は10日 一般事務 週40時間勤務 パート 週29時間 原則6ヶ月雇用 1回更新 一般事務 日額5,000円 有資格者 日額5,500円 パート 日額3,900円 社会保険・雇用保険あり。 年休は10日	西米良村嘱託員設置要綱 雇用内容で異なる 年度末日まで 月額250,000円以内で別に定める基準により算定した額 社会保険・雇用保険あり。 一般事務 週40時間勤務 原則6ヶ月雇用 1回更新 一般事務 日額5,000円～10,000円 社会保険・雇用保険あり。	嘱託員及び臨時職員については、職種、業務内容によりその勤務条件もことなり、また賃金等も異なる。 合併時までに、必要な業務を整理し、業務ごとの勤務条件、賃金等の調整を行う。
18.旅費 (C)	・旅費支給条例 ・旅費支給条例施行規則 県内 1,000円 宿泊伴う場合 2,600円 ただし、近隣5町村(佐土原、新富、高鍋、木城、国富)の旅行については支給しない。 県外 2,600円 市内旅費 1kmにつき 37円(4km以上) 市外旅費 実費。原則公用車利用。	・佐土原町旅費支給条例 町内旅費 あり 町外旅費 交通費は原則実費 日当 県内 1,500円 ただし、鉄道 100km、陸路 50km未満は半額 県外 2,500円	・新富町職員等の旅費に関する条例 ・新富町職員等の旅費に関する規則 県内 1,300円 ただし、宮崎、西都、佐土原、高鍋、木城、川南、都農は700円 県外 2,300円 交通費は実費 私用車の場合1kmにつき 30円	西米良村旅費支給条例 村内旅費 支給なし 村外旅費 1,000円～2,500円 私用車利用の場合は、実費の額を支給(1km当り15円)	日当及び旅費の自家用車使用の場合の旅費額が異なる。	合併後は管内が広域となり、私用車利用の機会が多くなり、日当、交通費の実費、私用車利用の交通費等統一したものに調整を行う。

1 - (5) 総務・企画専門部会 電算

項目	現況												課題	調整方針
	西都市			佐土原町			新富町			西米良村				
1.庁舎内部の処理システム													開発体制の確立 データ情報収集・移行方針の決定・移行プログラム作成 プログラム開発 合併までの運用・移行・研修を十分加味した厳密なスケジュール作成 開発予算等の確保	住民サービスの低下を招かないよう電算システムの統一をはかり、合併時に稼働できるように調整するものとする 4市町村で独自にシステム構築を行っているため、どこかに合わせるのではなく、合併時までに新たにシステムを構築する。 稼働開始時には、新システム・旧システムの並行稼働を行う。
(1)住民情報に係るシステム (A)	(システム名)	(処理方式) (メーカー名)	(業務内容)	(システム名)	(処理方式) (メーカー名)	(業務内容)	(システム名)	(処理方式) (メーカー名)	(業務内容)	(システム名)	(処理方式) (メーカー名)	(業務内容)		
-1 税総合	住民税システム	ワライ・パツ IBM (ホスト)	特徴・普徴課税、証明書	住民税システム	ワライ・パツ NEC (ホスト)	町県民税 (特徴・普徴) 賦課、税証明	住民税システム	ワライ・パツ 富士通 (ホスト)	町県民税 (特徴・普徴) 賦課、税証明	住民税システム	ワライ・パツ 富士通 (サーバ)	町県民税 (特徴・普徴) 賦課、税証明		
-2 法人市民税	同上	同上	法人住民税管理	法人町民税システム	ワライ・パツ NEC (ホスト)	法人町民税情報登録 証明発行	法人町民税システム	ワライ・パツ 富士通 (ホスト)	法人町民税情報登録 証明発行	法人村民税システム	ワライ・パツ 富士通 (サーバ)	法人村民税情報登録、証明発行		
-3 固定資産税	固定資産税システム	ワライ・パツ IBM (ホスト)	土地・家屋の評価、賦課処理	固定資産税システム	ワライ・パツ NEC (ホスト)	固定資産税・都市計画税賦課処理、証明発行 家屋の評価	固定資産税システム	ワライ・パツ 富士通 (ホスト)	固定資産税・賦課処理、証明発行、家屋の評価	固定資産税システム	ワライ・パツ 富士通 (サーバ)	固定資産税、税賦課処理、証明発行		
-4 国保(料)	国民健康保険システム	ワライ・パツ IBM (ホスト)	資格管理、賦課・収納、証明書発行	国民健康保険システム	ワライ・パツ NEC (ホスト)	資格、賦課・収納・給付・収納管理 資格・賦課・収納・給付・統計	国民健康保険システム	ワライ・パツ 富士通 (ホスト)	資格、賦課・収納・給付・収納管理 資格・賦課・収納・給付・統計	国民健康保険システム	ワライ・パツ 富士通 (サーバ)	資格、賦課・収納・給付・収納管理 資格・賦課・収納・給付・統計		
-6 軽自動車税	軽自動車税システム	ワライ・パツ IBM (ホスト)	登録・課税・収納、証明書	軽自動車税システム	ワライ・パツ NEC (ホスト)	登録・課税・収納、証明書	軽自動車税システム	ワライ・パツ 富士通 (ホスト)	登録・課税・収納、証明書	軽自動車税システム	ワライ・パツ 富士通 (サーバ)	登録・課税・収納、証明書		
-1 住民記録	住民記録システム	ワライ・パツ IBM (ホスト)	異動管理、証明書発行	住民記録システム	ワライ NEC (ホスト)	住民基本台帳登録管理、証明発行	住民記録システム	ワライ・パツ 富士通 (ホスト)	住民基本台帳登録管理、証明発行	住民記録システム	ワライ 富士通 (サーバ)	住民基本台帳登録管理、証明発行		
-2 住民記録	なし			学校教育システム	ワライ・パツ NEC (ホスト)	学校区設定 入学通知書作成	学校教育システム	パツ 富士通 (ホスト)	学校区設定 入学通知・就学時健診通知作成	なし				
-3 住民記録	行政基本システム 一般課利用	ワライ・パツ IBM (ホスト)	宛名・送付先管理	行政基本システム 一般課利用	ワライ・パツ NEC (ホスト)	宛名・送付先管理	行政基本システム 一般課利用	ワライ・パツ 富士通 (ホスト)	名簿・宛名・送付先管理	行政基本システム 戸籍係のみ利用	ワライ・パツ 富士通 (サーバ)	宛名・送付先管理		
印鑑登録	印鑑登録システム	ワライ・パツ IBM (ホスト)	登録、証明書発行 陰影取込	印鑑登録システム	ワライ・パツ NEC (ホスト)	印鑑登録等管理、証明 陰影取込 (MH)	印鑑登録システム	ワライ・パツ 富士通 (ホスト)	印鑑登録等管理、証明 陰影取込	印鑑登録システム	ワライ・パツ 富士通 (サーバ)	印鑑登録等管理、証明 陰影取込 (400DPI)		
-1 現戸籍関係	平成15年度中に構築予定	未定		戸籍システム ワライ方式	ワライ・パツ ゼロックス	戸籍・戸籍附票 情報管理、証明発行	なし			なし				

項目	現況												課題	調整方針	
	西都市			佐土原町			新富町			西米良村					
-2 除籍関係	平成15年度中に構築予定	未定		除籍システム ｸﾞﾗﾌ 方式	ｵﾝﾗｲﾝ ゼロックス	除籍管理、証明発行 (イメージデータ)	なし			なし					
選挙	選挙管理システム	ｵﾝﾗｲﾝ・ﾊﾞｯﾁ IBM (ホスト)	各種選挙人名簿管理	住民記録システム	ﾊﾞｯﾁ NEC (ホスト)	選挙・選挙区管理	選挙システム	ﾊﾞｯﾁ 富士通 (ホスト)	選挙・選挙区管理	選挙人管理システム	ｵﾝﾗｲﾝ・ﾊﾞｯﾁ 富士通 (サーバ)	選挙人・選挙区管理			
福祉関係	保育料システム	ｸﾞﾗﾌ 富士通	保育料管理	保育料システム	ｵﾝﾗｲﾝ・ﾊﾞｯﾁ NEC (ホスト)	保育料管理	保育料ｼｽﾃﾑ	ｵﾝﾗｲﾝ・ﾊﾞｯﾁ 富士通 (ホスト)	保育料管理	児童手当システム	ｵﾝﾗｲﾝ・ﾊﾞｯﾁ 富士通 (サーバ)	児童手当管理			
	児童手当システム		児童手当管理	児童手当システム		児童手当管理	児童手当ｼｽﾃﾑ		児童手当管理						
	生活保護システム	ｸﾞﾗﾌ 富士通	生活保護支給事務、医療扶助介護扶助関係発給事務、経理統計	健康管理システム	ｵﾝﾗｲﾝ・ﾊﾞｯﾁ NEC (ホスト)	健診登録	保健衛生システム	ｵﾝﾗｲﾝ・ﾊﾞｯﾁ 富士通 (ホスト)	各種健診管理 予防接種管理	健康管理システム	ｵﾝﾗｲﾝ・ﾊﾞｯﾁ 富士通 (サーバ)	検診登録 (住民検診・母子検診)			
	なし			保健総合システム (福祉保健課健康増進係管理)	ｸﾞﾗﾌ 方式	健診管理	なし			なし					
	障害者福祉システム	ｸﾞﾗﾌ 富士通	障害者管理				障害者福祉システム	ｵﾝﾗｲﾝ・ﾊﾞｯﾁ 富士通 (ホスト)	障害者管理	なし					
	老人保健システム	ｵﾝﾗｲﾝ・ﾊﾞｯﾁ IBM (ホスト)	所得区分判定				老人医療システム	ｵﾝﾗｲﾝ・ﾊﾞｯﾁ 富士通 (ホスト)	資格管理	なし					
介護保険	介護保険システム	ｵﾝﾗｲﾝ・ﾊﾞｯﾁ IBM (ホスト)	受給資格、保険料、賦課収納	介護保険システム	ｵﾝﾗｲﾝ・ﾊﾞｯﾁ NEC (ホスト)	介護保険資格、保険料賦課収納、給付	介護保険システム ｸﾞﾗﾌ 方式	ｵﾝﾗｲﾝ・ﾊﾞｯﾁ 富士通 (ホスト)	介護保険資格、保険料賦課収納、給付	介護保険システム	ｵﾝﾗｲﾝ・ﾊﾞｯﾁ 富士通 (サーバ)	介護保険資格、保険料賦課収納、給付			
国民年金	国民年金システム	ｵﾝﾗｲﾝ・ﾊﾞｯﾁ IBM (ホスト)	異動管理	国民年金システム	ｵﾝﾗｲﾝ NEC (ホスト)	年金資格管理	国民年金システム	ｵﾝﾗｲﾝ・ﾊﾞｯﾁ 富士通 (ホスト)	年金資格管理	国民年金システム	ｵﾝﾗｲﾝ 富士通 (サーバ)	年金資格管理			
農業委員会	農地基本台帳ｼｽﾃﾑ	ｵﾝﾗｲﾝ・ﾊﾞｯﾁ IBM (ホスト)	農地台帳情報管理	農地管理システム	ｵﾝﾗｲﾝ・ﾊﾞｯﾁ NEC (ホスト)	農地台帳情報管理	農家台帳システム	ｵﾝﾗｲﾝ・ﾊﾞｯﾁ 富士通 (ホスト)	個人・土地情報管理 (使用不可)	農地管理システム	スタンドアロン NEC	農地台帳情報管理			
公営住宅	住宅管理システム	ｵﾝﾗｲﾝ・ﾊﾞｯﾁ IBM (ホスト)	市営住宅・教職員住宅管理、家賃判定	家賃管理システム	ｵﾝﾗｲﾝ・ﾊﾞｯﾁ NEC (ホスト)	住宅家賃管理、収納	家賃管理システム	ｵﾝﾗｲﾝ・ﾊﾞｯﾁ 富士通 (ホスト)	住宅家賃管理、収納	公営住宅管理システム	ｵﾝﾗｲﾝ・ﾊﾞｯﾁ 富士通 (サーバ)	入居者情報、家賃、収納、維持管理			
上下水道料金	水道システム	ｵﾝﾗｲﾝ・ﾊﾞｯﾁ IBM (ホスト)	上下水道使用者・料金管理	上水道料金システム	ｵﾝﾗｲﾝ・ﾊﾞｯﾁ 富士通 (サーバ)	上水道料金管理	上水道料金システム (水道課管理) 下水は委託	ｵﾝﾗｲﾝ・ﾊﾞｯﾁ 富士通 (ホスト)	上水道料金管理	上下水道料金システム	ｵﾝﾗｲﾝ・ﾊﾞｯﾁ 富士通 (サーバ)	上下水道料金管理			
(2)内部情報に係るシステム (A)	(システム名)	(処理方式) (メーカー名)	(業務内容)	(システム名)	(処理方式) (メーカー名)	(業務内容)	(システム名)	(処理方式) (メーカー名)	(業務内容)	(システム名)	(処理方式) (メーカー名)	(業務内容)			
人事・給与	職員給与システム	ｸﾞﾗﾌ IBM	職員給与情報管理	職員給与システム	ｵﾝﾗｲﾝ・ﾊﾞｯﾁ NEC (ホスト)	職員給与情報管理	給与システム 人事管理システム	ｵﾝﾗｲﾝ・ﾊﾞｯﾁ 富士通 (ホスト)	職員給与情報管理 人事情報管理	職員給与システム	ｵﾝﾗｲﾝ・ﾊﾞｯﾁ 富士通 (サーバ)	職員給与情報管理			

項目	現況											課題	調整方針	
	西都市			佐土原町			新富町			西米良村				
財務会計	財務会計システム	ワパ IBM	予算編成、執行、決算統計、決算	財務会計システム	ワパ・パツ NTTデータ(UNIX)	予算編成・歳入歳執行管理・決算・監査	財務会計システム	ワパ・パツ 富士通(ホスト)	予算編成・歳入歳出執行管理・決算	財務会計システム	ワパ・パツ 富士通(サバ)	予算編成・歳入歳執行管理・決算		
土木建築	土木積算システム	NECなど	各種業務積算(いろいろある)	土木設計積算システム	スタンドアロン	設計、積算管理	土木・水道設計積算システム	スタンドアロン	設計、積算管理	土木設計積算システム	スタンドアロン 富士通	工事設計 委託設計		
企業会計システム	なし						水道課企業会計システム	スタンドアロン	財務管理	なし				
グループウェア	Web21	富士通など		導入準備中	ワパ 未定	グループウェア利用	ロクスドミ・シイ	ワパ	庁内掲示板、三役スケジュール、公用車・会議室予約	C-スクエア	ワパ・パツ 富士通(サバ)	庁内掲示板、三役スケジュール、公用車・会議室予約		
2.地域情報化政策													開発体制の確立 移行方針の決定・移行プログラム作成 プログラム開発 合併までの運用・移行・研修を十分加味した厳密なスケジュール作成 開発予算等の確保	4市町村で独自にシステム構築を行っているため、どこかに合わせるのではなく、合併時までに新たにシステムを構築する。
(1)ホームページ														
ホームページ(A)	<ul style="list-style-type: none"> 平成11年4月開設 コンテンツ 行政情報、観光情報、生活情報、住宅団地情報など 地域イントラのHPと融合させる予定。 施設予約の確認、申請様式のダウンロードを行う予定である。 			<ul style="list-style-type: none"> 平成14年に開設している。 【主な情報項目】行政情報(広報、観光情報など)統計情報等 メンテナンスは、総務課で更新を行っている。 			<ul style="list-style-type: none"> 平成14年に開設している。 【主な情報項目】行政情報(広報、観光情報など)統計情報等 メンテナンスは、総務課で更新を行っている。 一部申請書ダウンロード可能 			<ul style="list-style-type: none"> 平成8年に開設している。 【主な情報項目】 観光情報、施設情報、特産品情報、イベント情報 企画商工課で更新を行っている。 テニスコート・トレーニングセンター・山村広場(野球場)の使用申込ができる。 				
(2)その他地域情報化への取り組み														
(A)	<ul style="list-style-type: none"> 14年度に地域イントラネット事業を実施し、市の公共施設、小中学校及び保育所を光ファイバーで結んだ。 15年度以降は、地域イントラネットの活用を図る予定。 図書館については電算化未整備 			<ul style="list-style-type: none"> 町立図書館で所蔵する図書の図書名・著者名・分類などにより検索・貸出予約が可能なシステム準備中。 地域情報基盤の一役を担っている宮崎ケーブルテレビのエリア拡大等について、国の補助を活用しながら支援している。 14年度(13年度繰越)第1期(下田島下那珂地区など)4000世帯 15年度(14年度繰越)エリア拡大(上田島地区など)5500世帯予定 			なし			<ul style="list-style-type: none"> MJH21から10Mbpsの高速回線を確保し、それを無線インターネットを利用し、住民がブロードバンドでインターネットができる環境を整備した。 現在、役場を中心とした地域のみ(約330世帯)加入者は35世帯 15年度エリア拡大により約400世帯をカバーする予定 村内の世帯数は 639世帯 				

1 - (6) . 総務・企画専門部会 防災・消防・交通安全

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
1 消防・救急の現況 (A)	西都市消防本部 1 1本部1署 2 職員定数 46名 現在職員数 45名 3 車両配置状況 水槽付消防ポンプ自動車 2台 普通消防車 1台 救助工作車 1台 救急車 1台 高規格救急車 1台 防火広報車 1台 資機材運搬車(軽トラ) 1台 指揮車 2台 4 出動数 火災出動 27件 救急出動 1,116件 5 消防費予算額 常備消防費 330,964千円 非常備消防費 98,093千円 消防施設費 74,643千円 消防委員会費 161千円 水防費 3,644千円	宮崎市消防局へ委託 昭和48年4月より広域消防業務を実施 1 出張所数 1 2 職員数 19(2班編成) 所長 1 3 車両配置状況 4台 水槽付ポンプ車 1台 ポンプ車 1台 高規格救急車 1台 連絡車 1台 4 出動状況(H13年中の北部出張所分) 火災出動 11件 救急出動 780件 5 広域消防負担金 260,277千円	東児湯消防組合 東児湯5町で構成 1 分遣所数 1 2 職員数 9名(2班編成) 3 車両配置状況 2台 水槽付ポンプ消防車 1台 高規格救急車 1台 4 出動数(H13年中の新富分遣所分) 火災出動 7件 救急出動 487件 5 消防組合負担金 231,889千円	常備消防なし 救急業務については、村立病院が対応。	各市町村の形態がそれぞれ違う。 委託解消及び組合脱会に伴う施設・人員・債務等の分与処理 共有財産の権利放棄 施設・人員の配置	すでに消防本部のある市町については、関係団体や住民の意見を聞きながら、調整する。 西米良村は、新市に移行する。

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
2.消防団の組織 (A)	<p>1 組織</p> <p>分団数 7分団</p> <p>団員定数 800名</p> <p>現在員 772名</p> <p>団長 1名</p> <p>副団長 2名</p> <p>分団長 8名</p> <p>副分団長 8名</p> <p>部長 69名</p> <p>班長 162名</p> <p>団員 522名</p> <p>計 772名</p> <p>2 任期 1期 2年 (15年3月末)改選15年4月</p> <p>3 消防団機庫兼詰所数 35箇所</p> <p>4 配置消防車数 53台</p> <p>消防ポンプ自動車 10台</p> <p>小型ポンプ積載車 35台</p> <p>軽四輪駆動小型ポンプ付積載車 8台</p> <p>小型ポンプ 4台</p>	<p>1 組織</p> <p>分団数 7分団</p> <p>団員定数 275人</p> <p>現員数 274人</p> <p>団長 1名</p> <p>副団長 2名</p> <p>分団長 7名</p> <p>旗手 1名</p> <p>部長 16名</p> <p>ラッパ隊長 1名</p> <p>班長 48名</p> <p>団員 198名</p> <p>計 274名</p> <p>2 任期</p> <p>・団長 1期 4年 (16年3月末)改選16年4月</p> <p>・分団長 1期 4年</p> <p>・旗手 1期 4年</p> <p>・部長 1期 2年</p> <p>・ラッパ隊長 1期 2年</p> <p>3 消防団機庫数 16箇所</p> <p>4 配置消防車数 18台</p> <p>水槽付ポンプ消防車 5台</p> <p>水槽車 1台</p> <p>小型ポンプ付積載車 12台</p>	<p>1 組織</p> <p>分団数 4分団</p> <p>団員定数 269名</p> <p>現員数 262名</p> <p>団長 1名</p> <p>副団長 2名</p> <p>分団長 4名</p> <p>本部伝令 7名</p> <p>旗手 0名</p> <p>部長 16名</p> <p>ラッパ部長 1名</p> <p>班長 64名</p> <p>団員 167名</p> <p>計 262名</p> <p>2 任期</p> <p>・団長 1期 2年 (15年6月末)改選15年7月</p> <p>・副団長 1期 2年</p> <p>・分団長 1期 2年</p> <p>・部長 1期 2年</p> <p>・ラッパ部長 1期 2年</p> <p>3 消防団機庫(詰所)数 17箇所</p> <p>4 配置消防車数 17台</p> <p>水槽付ポンプ消防車 2台</p> <p>消防ポンプ自動車 2台</p> <p>小型ポンプ付積載車 13台</p>	<p>1 組織</p> <p>部数 9部</p> <p>団員定数 137人</p> <p>現員数 146人</p> <p>団長 1名</p> <p>副団長 2名</p> <p>指導員 3名</p> <p>部長 9名</p> <p>ラッパ隊長 1名</p> <p>班長 33名</p> <p>団員 97名</p> <p>計 146名</p> <p>2 任期</p> <p>・団長 1期 2年 (平成15年3月末)</p> <p>・副団長 1期 2年</p> <p>・指導員 1期 2年</p> <p>・部長 1期 2年</p> <p>・ラッパ隊長 1期 2年</p> <p>3 消防団機庫(詰所)数 8箇所</p> <p>4 配置消防車数 11台</p> <p>消防ポンプ自動車 1台</p> <p>小型ポンプ付積載車 10台</p>	<p>分団制度</p> <p>階級制度及び任期</p> <p>条例定数</p>	<p>定数については、合併前の実団員数をもとに合併時までに調整する。</p> <p>制度等については、消防団の意見を聞きながら合併時までに調整する。</p>

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
3. 団員報酬・費用弁償		○ 佐土原町消防団員の定員、任免、服務に関する条例	○ 新富町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	特に部長職以上の報酬額に差があるため調整の必要がある。	合併時まで、関係団体等と協議し消防団の活性化にも配慮して適正な金額となるよう調整する。
(B)	<p>【報酬】</p> <p>団長 年額 161,200円 副団長 年額 119,900円 分団長 年額 93,700円 副分団長年額 76,700円 部長 年額 70,300円 班長 年額 37,000円 団員 年額 35,000円</p> <p>【その他の報酬】</p> <p>指導員 37,000円 機関員 自動車・積載車 8,000円 小型ポンプ 7,250円</p> <p>【費用弁償】</p> <p>水火災・警戒・訓練等 1回 2,000円 会議出席等 1回 2,000円</p> <p>市内旅行における旅費 片道(半径)4kmのものについては、旅行キロ数に対し1km当たり37円を乗じた額とする。バス利用の場合はバス料金を実費支給</p> <p>県内 日当 1,000円(新富町・佐土原町・木城町・国富町・高鍋町を除く) 宿泊料 11,800円 県外 日当 2,600円 宿泊料 11,800円(乙) 宿泊料 13,100円(甲) 車賃 2,000円(乙地方のみ1日につき)</p>	<p>(報酬)</p> <p>団長 年額 365,000円 副団長 年額 284,000円 分団長 年額 227,000円 旗手 年額 227,000円 部長 年額 137,000円 ラッパ隊長 年額 137,000円 班長 年額 56,500円 団員 年額 54,500円</p> <p>(費用弁償)</p> <p>水火災・警戒 訓練等 1回 1,700円 会議出席等 1回 2,000円</p> <p>(別表 第13条関係)</p> <p>車賃1キロメートルにつき 37円 県内 日当 1,500円 宿泊料 10,000円 県外 日当 2,500円 宿泊料 12,500円</p>	<p>(報酬)</p> <p>団長 年額 261,000円 副団長 年額 199,000円 分団長 年額 164,000円 部長 年額 120,000円 班長 年額 39,000円 本部伝令 年額 39,000円 ラッパ手 年額 39,000円 団員 年額 37,000円</p> <p>(費用弁償)</p> <p>訓練手当 1日 2,000円 会議等 1日 2,500円 水火災(5時間内)1回 2,000円 水火災(5時間超)1回 2,500円 自動車ポンプ等運転整備手当 1台につき年額 20,000円</p> <p>(別表 第13条関係)</p> <p>車賃1キロメートルにつき 30円 県内 日当 宮崎市、西都・児湯管内(西米良村除く) 700円 上記以外の地域 1,300円 宿泊料 10,000円 県外 日当 2,300円 宿泊料 12,500円</p> <p>1 消防功労金 第2条 消防功労金とは、消防団員として5年以上勤務し、消防活動に功労があり他の模範となった者に対して、その者の勤務年数に応じて別表に掲げる額を退職時に支給する。</p>	<p>(報酬)</p> <p>団長:187,000円(年額) 副団長:130,000円(年額) 部長:113,000円(年額) 班長:33,000円(年額) 団員:30,000円(年額)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>(村外) 団員日当 1回 1,000円 車賃 実費 宿泊 11,000円 (村内) 団員日当なし 車賃実費 西米良村消防団条例</p> <p>(費用弁償)</p> <p>村内における出勤手当 1回 2,000円(日額) 風水害・火災・警戒・救助・訓練 村外における出勤手当 1回 4,000円(日額) 公務出張など</p>		

項目	現況				課題	調整方針																																																																																																																																																																												
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																																																																																																																																																																														
4. 団員手当等 (B)	<p>1 消防功労金 制度なし</p>	<p>1 消防功労金 第2条 消防功労金は、団員として10年以上勤務し、消防活動に功労があり他の模範となる者に対して、その者の勤務年数に応じて別表に掲げる額を退職時に支給する。</p> <p>消防功労金支給額表 (単位 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年数</th><th>金額</th><th>年数</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>10</td><td>100</td><td>21</td><td>232</td></tr> <tr><td>11</td><td>105</td><td>22</td><td>244</td></tr> <tr><td>12</td><td>110</td><td>23</td><td>256</td></tr> <tr><td>13</td><td>115</td><td>24</td><td>268</td></tr> <tr><td>14</td><td>120</td><td>25</td><td>310</td></tr> <tr><td>15</td><td>150</td><td>26</td><td>324</td></tr> <tr><td>16</td><td>160</td><td>27</td><td>338</td></tr> <tr><td>17</td><td>170</td><td>28</td><td>352</td></tr> <tr><td>18</td><td>180</td><td>29</td><td>366</td></tr> <tr><td>19</td><td>190</td><td>30</td><td>420</td></tr> <tr><td>20</td><td>220</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>31 以上</td><td colspan="3">30年を超えた年数を1年に つき16,000円を420, 000円に加算した額</td></tr> </tbody> </table> <p>(単位 千円)</p>	年数	金額	年数	金額	10	100	21	232	11	105	22	244	12	110	23	256	13	115	24	268	14	120	25	310	15	150	26	324	16	160	27	338	17	170	28	352	18	180	29	366	19	190	30	420	20	220			31 以上	30年を超えた年数を1年に つき16,000円を420, 000円に加算した額			<p>2 前項の勤務年数の算定にあたっては、職責等を考慮してその勤務期間1年につき100分の150を超えない範囲内で町規則で定める割合を乗じて計算するものとする。(団長、副団長、分団長及び部長の期間)</p> <p>消防功労金支給額表 (単位 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年数</th><th>金額</th><th>年数</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>5</td><td>10</td><td>18</td><td>200</td></tr> <tr><td>6</td><td>20</td><td>19</td><td>210</td></tr> <tr><td>7</td><td>30</td><td>20</td><td>240</td></tr> <tr><td>8</td><td>40</td><td>21</td><td>250</td></tr> <tr><td>9</td><td>50</td><td>22</td><td>260</td></tr> <tr><td>10</td><td>120</td><td>23</td><td>270</td></tr> <tr><td>11</td><td>130</td><td>24</td><td>280</td></tr> <tr><td>12</td><td>140</td><td>25</td><td>300</td></tr> <tr><td>13</td><td>150</td><td>26</td><td>310</td></tr> <tr><td>14</td><td>160</td><td>27</td><td>320</td></tr> <tr><td>15</td><td>170</td><td>28</td><td>330</td></tr> <tr><td>16</td><td>180</td><td>29</td><td>340</td></tr> <tr><td>17</td><td>190</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>30年以上35 年未満</td><td colspan="3">400</td></tr> <tr> <td>35年以上</td><td colspan="3">500</td></tr> </tbody> </table> <p>(単位 千円)</p>	年数	金額	年数	金額	5	10	18	200	6	20	19	210	7	30	20	240	8	40	21	250	9	50	22	260	10	120	23	270	11	130	24	280	12	140	25	300	13	150	26	310	14	160	27	320	15	170	28	330	16	180	29	340	17	190			30年以上35 年未満	400			35年以上	500			<p>西米良村消防団員に係る消防功労金の支給に関する条例 第2条 消防功労金は、消防団員として10年以上又は45歳を超えて勤務し、消防活動に功労があり他の模範となった者に対して、その者の勤務年数に応じて別表に掲げる額を退職時に支給する。</p> <p>消防功労金支給額表 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年数</th><th>金額</th><th>年数</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>10</td><td>50</td><td>23</td><td>210</td></tr> <tr><td>11</td><td>60</td><td>24</td><td>220</td></tr> <tr><td>12</td><td>70</td><td>25</td><td>260</td></tr> <tr><td>13</td><td>80</td><td>26</td><td>270</td></tr> <tr><td>14</td><td>90</td><td>27</td><td>280</td></tr> <tr><td>15</td><td>110</td><td>28</td><td>290</td></tr> <tr><td>16</td><td>120</td><td>29</td><td>300</td></tr> <tr><td>17</td><td>130</td><td>30</td><td>350</td></tr> <tr><td>18</td><td>140</td><td>~</td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td>150</td><td>34</td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>180</td><td>35</td><td>400</td></tr> <tr><td>21</td><td>190</td><td>以上</td><td></td></tr> <tr><td>22</td><td>200</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(単位 千円)</p>	年数	金額	年数	金額	10	50	23	210	11	60	24	220	12	70	25	260	13	80	26	270	14	90	27	280	15	110	28	290	16	120	29	300	17	130	30	350	18	140	~		19	150	34		20	180	35	400	21	190	以上		22	200			<p>功労金制度の有無。 支給対象、年数算定方法の違い。</p>	<p>合併時までに、関係団体等と協議し決定する。</p>
年数	金額	年数	金額																																																																																																																																																																															
10	100	21	232																																																																																																																																																																															
11	105	22	244																																																																																																																																																																															
12	110	23	256																																																																																																																																																																															
13	115	24	268																																																																																																																																																																															
14	120	25	310																																																																																																																																																																															
15	150	26	324																																																																																																																																																																															
16	160	27	338																																																																																																																																																																															
17	170	28	352																																																																																																																																																																															
18	180	29	366																																																																																																																																																																															
19	190	30	420																																																																																																																																																																															
20	220																																																																																																																																																																																	
31 以上	30年を超えた年数を1年に つき16,000円を420, 000円に加算した額																																																																																																																																																																																	
年数	金額	年数	金額																																																																																																																																																																															
5	10	18	200																																																																																																																																																																															
6	20	19	210																																																																																																																																																																															
7	30	20	240																																																																																																																																																																															
8	40	21	250																																																																																																																																																																															
9	50	22	260																																																																																																																																																																															
10	120	23	270																																																																																																																																																																															
11	130	24	280																																																																																																																																																																															
12	140	25	300																																																																																																																																																																															
13	150	26	310																																																																																																																																																																															
14	160	27	320																																																																																																																																																																															
15	170	28	330																																																																																																																																																																															
16	180	29	340																																																																																																																																																																															
17	190																																																																																																																																																																																	
30年以上35 年未満	400																																																																																																																																																																																	
35年以上	500																																																																																																																																																																																	
年数	金額	年数	金額																																																																																																																																																																															
10	50	23	210																																																																																																																																																																															
11	60	24	220																																																																																																																																																																															
12	70	25	260																																																																																																																																																																															
13	80	26	270																																																																																																																																																																															
14	90	27	280																																																																																																																																																																															
15	110	28	290																																																																																																																																																																															
16	120	29	300																																																																																																																																																																															
17	130	30	350																																																																																																																																																																															
18	140	~																																																																																																																																																																																
19	150	34																																																																																																																																																																																
20	180	35	400																																																																																																																																																																															
21	190	以上																																																																																																																																																																																
22	200																																																																																																																																																																																	
	<p>県消防協会負担金 176</p> <p>消防団員退職報償金掛金 12,968</p> <p>消防団員福祉共済金 2,400</p> <p>消防団員運営補助金 1,400</p> <p>消防協会西都支部負担金 454</p>	<p>2 退職報奨金 3,331</p> <p>3 公務災害補償 5,497</p> <p>4 分団育成交付金 1,700</p> <p>5 大型免許講習料補助 200</p> <p>6 宮崎県消防協会負担金 163</p> <p>7 宮崎都支部負担金 686</p> <p>8 団員福祉共催 825</p> <p>9 防災訓練災害補償共催 33</p> <p>10 消火栓設置負担金 5,000</p>	<p>2 退職報奨金 14名 3,919</p> <p>3 夜警手当 320</p> <p>4 線法大会報償費 84</p> <p>5 夏季訓練報償費 99</p> <p>6 始式報償費 93</p> <p>7 団員福祉共済掛金 807</p> <p>8 公務災害補償等負担金 5,231</p> <p>9 宮崎県消防協会負担金 96</p> <p>10 東児湯支部負担金 106</p> <p>11 防災訓練災害補償共済 19</p> <p>12 消火栓管理費 1,952</p>	<p>2 退職報奨金 2,221</p> <p>3 公務災害補償 308</p> <p>4 宮崎県消防協会負担金 7</p> <p>5 宮崎県消防協会西都支部負担金 115</p> <p>6 団員福祉共済 450</p> <p>7 防災訓練災害補償共済 5</p> <p>8 各部運営交付金 1,147</p> <p>9 操法大会出場交付金 630</p> <p>10 始式報償費 40</p>																																																																																																																																																																														

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
5.行事、訓練、大会等 (C)	辞令交付式(4/1)入退団式 分団長・指導員研修 新入団員研修 6月 移動消防学校 6月 樋門取扱研修 6月 分団毎夏季訓練 7~8月 西都市操法大会及び支部操法大会(西都市・西米良)7月 消防殉職者慰霊祭 秋季全国火災予防運動期間中に伴なう(11/9~15) 防火パレードおよび分団毎夜警 鎮火祭 12月(定例部長会とき) 年末年始分団毎夜警 西都市消防始式 1月 春季全国火災予防運動に伴なう(3/1~7) 防火パレードおよび分団毎夜警 定例分団長会議 年4回 定例部長会議 年4回 指導員会議 年4回	辞令交付式(4月の第1日曜日) 夏季訓練大会(7月1、3、5日のいずれか) 秋の火災訓練(非常呼集訓練・全団にて) 年末特別警戒(夜警)12月21日~30日まで 消防出初式(1月7日) 春の火災訓練(非常呼集訓練・各分団ごと)	4 辞令交付式(4月上旬) 部長消防学校研修(4月上旬) 5 新入団員研修(5月第2日曜日) 部長県外研修(2年に1度) 6 7 消防操法大会(7月上旬) 8 花火大会警戒(8月第3土曜日) 夏季訓練大会(8月第3日曜日) 9 地震津波対策訓練(9月上旬) 退団式(9月下旬) 10 幹部県外研修(2年に1度) 11 火災予防運動(広報・水利点検) 火災防ぎょ訓練(運動期間中) 移動消防学校(2年に1度) ポンプ一斉整備点検(11月下旬) 12 年末特別警戒(12/21~30) 1 消防始式(1月上旬) 2 3 災害危険箇所点検(3月上旬) 火災予防運動(広報・水利点検) その他 消防部長会 月1回 年12回 幹部会 月1回 年12回 機庫点検 年4回	辞令交付式(4月の幹部会の折) 春の防火査察(4月) 夏季訓練大会(9月第1日曜日) 秋の火災査察(10月) 年末特別警戒(夜警)12月~1月まで 消防出初式(1月6日)	主要な行事についてはほぼ同じであるが、実施にあたっては各市町村で日時・要領が違いため調整が必要である。	合併時までに、関係団体と協議し決定する。

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
6. 防災無線施設の状況 (B)	<p>1 西都市防災行政無線(移動系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メーカー 日本無線(アナログ) 設置年度 昭和58年度 経過年数 20年 ・基地局 1局 ・庁舎内設置 11局 ・可搬型陸上移動局 16局 (各集落) ・車載型移動局 23局 (公用車) ・携帯型移動局 10局 合計 91局 吹山に中継局有り <p>2 防災行政無線(同報系なし)</p> <p>3 防災行政無線運営協議会負担金 607×2=1,214千円 (市・消防の2カ所)</p>	<p>1 佐土原町地域防災無線(移動系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メーカー ナショナル 設置年度 平成5年度 経過年数 10年 ・基地局 1局 ・役場半固定可搬局 2局 ・陸上移動中継局 1局 ・半固定可搬局 8局 ・移動局(車載型) 40局 ・移動局(車携帯型) 9局 ・移動局(可搬型) 2局 ・移動局(携帯型) 27局 合計 90局 周波数 90.2MHz <p>2 防災行政無線(同報系)</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置年 平成8~11年度 ・メーカー ナショナル ・基地局 1局 ・屋外受信局 54局 ・屋外個別受信機 25局 周波数 69.765MHz <p>3 防災行政無線運営協負担金 607千円</p>	<p>1 新富町防災行政無線(移動系)</p> <ul style="list-style-type: none"> メーカー 沖電気 カスタマアドテック 設置年度 昭和61・62年度 経過年数 15~16年 基地局 1局 移動局(車載型) 15局 移動局(可搬型) 8局 移動局(携帯型) 2局 合計 26局 周波数 466.8MHz <p>2 防災行政無線(同報系)</p> <ul style="list-style-type: none"> メーカー 沖電気 カスタマアドテック 基地局 1局 屋外拡声子局 18局 戸別受信機 5,633台 周波数 69.12MHz <p>3 システム保守委託料 2,425千円</p> <p>4 防災行政無線運営協負担金 674千円</p>	<p>1 防災行政無線(移動系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メーカー ナショナル 設置年度 平成8年度 経過年数 7年 ・基地局 1局 ・中継局 2局 ・車携帯 3局 ・車載型 9局 ・携帯型 18局 合計 33局 周波数 407.225MHz <p>2 防災行政無線(同報系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メーカー ナショナル ・基地局 1局 ・屋外受信局 11局 合計 12局 周波数 <p>3 防災行政無線運営協負担金 607千円</p>	各市町村でメーカー、周波数、設置年が異なる。	防災行政無線の新設には多大な費用が必要なため、当の間各市町村の現行施設を活用し合併後、経済面・効率面等を考慮し、計画的に情報通信の整備を実施する。
7. 災害対策本部条例 (C)	<p>1 組織 西都市災害対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部長 市長 副本部長 助役 部長 総務対策部(総務課長) ・民政対策部・農林対策部・税務対策部 ・商工対策部・建設対策部・文教対策部 ・出納対策部・消防対策部・水防本部 ・支部(5支所) 部長の下に副本部長、班長、班員を置く。 	<p>1 組織 佐土原町災害対策本部組織</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部長 町長 副本部長 助役 部長 総務対策部長(議会議務局長)・町民部長・民政対策部長・農政対策部長・土木対策部長・上下水道部長・文教対策部長 部長の下に班長・班員を配置 	<p>1 組織 新富町災害対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部長 町長 副本部長 助役、収入役 教育長 部長 総務対策部(総務課長) 民生対策部・産業対策部 土木対策部・水道対策部 教育対策部・水防本部 消防対策部 部長の下に班長・班員を配置 	<p>1 組織 西米良村災害対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部長 村長 副本部長・部長については規定なし 	災害時の迅速な対応が必要	地域の特性を考慮し策定する。

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
8. 地域防災計画 (C)	策定日 不明 毎年更新	平成10年3月に地域防災計画を策定	平成11年3月に地域防災計画を策定	平成14年度に修正	災害に迅速に対応するための計画の策定	現計画をもとに地域の特性を考慮し策定する。
9. 防災会議条例 (C)	<p>1 組織</p> <p>(1) 会長は市長、委員は次の各号に掲げるものをもって充てる。 指定地方行政機関のうちから市長が委嘱する者 2人以内 宮崎県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者 6人以内 宮崎県警察官のうちから市長が委嘱する者 1人 市長がその部内の職員のうちから指名する者 12人以内 教育長 消防長及び消防団長 指定公共機関又は指定地方公共機関のうちから市長が委嘱する者 7人以内</p> <p>(2) 委員の任期 7の委員の任期は2年とする。補欠の委員の任期は、前任者の残存期間</p> <p>(3) 所管事務 地域防災計画を作成し、及びその実施を促進する。 (ア) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。 (イ) 法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p>	<p>1 組織</p> <p>(1) 会長は町長、委員は次に掲げるものをもって充てる。 指定行政機関のうちから町長が任命する者 4名以内 県の職員のうちから町長が任命する者 4名以内 警察官のうちから町長が任命する者 4名以内 町長が職員のうちから指名する者 4名以内 教育長 消防長又は消防団長 指定公共機関又は指定地方公共機関のうちから町長が任命する者 その他町長が任命する者</p> <p>(2) 委員の定数 、、、の委員の定数は4名以内 全体で27名 任期は2年とする。補欠の委員の任期は、前任者の残任期</p> <p>(3) 所管事務 地域防災計画を作成し、及びその実施を促進する。 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。 法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p>	<p>1 組織</p> <p>(1) 会長は、町長をもって充てる。 (2) 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。 宮崎県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者。 宮崎県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者。 町長がその部内の職員のうちから指名する者。 教育長 消防長及び消防団長 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者。 その他公共団体の職員のうちから町長が委嘱する者。</p> <p>(3) 委員の定数 、、、の委員の定数は、それぞれ5人、2人、19人、4人、3人とする。の委員の任期は2年とする。補欠の委員の任期は、前任者の残任期とする。</p> <p>(4) 所管事務 地域防災計画を作成し、及びその実施を促進すること。 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。 水防法による水防計画を調査・審議 法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p>	<p>1 組織</p> <p>(1) 会長は村長をもって充てる。 (2) 委員は次のものをもって充てる。 宮崎県知事の部内の職員のうちから村長が任命するもの。 宮崎県警察官のうちから村長が任命するもの。 村長がその部内の職員のうちから指名するもの。 教育長 消防団長及び副団長 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命するもの。 (3) 委員の定数 、、、の委員の定数はそれぞれ2人、3人、8人、2人とする。委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期とする。 (4) 所管事務 西米良村地域の防災計画を作成し及びその実施を推進すること。 西米良村の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関するじょうほうを収集すること。 非常災害に際し緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。 法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務。</p>	<p>災害に迅速に対応するための計画の策定</p>	<p>地域の特性を考慮し策定する。</p>

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
10.水防協議会 (C)	<p>本市に水防法第26条第1項の規定により西都市水防協議会を設置する。協議会は、本市の水防計画その他水防に関する重要な事項を調査審議する。</p> <p>【協議会の委員】</p> <p>議会の議長・総務常任委員・建設常任委員・文教厚生常任委員・産業経済常任委員・西都警察署長・西都児湯森林管理署長・西日本電信電話(株)宮崎支店長・西都土木事務所長・児湯農林振興局長・高鍋保健所長・杉安堰土地改良区理事長・消防団長・消防副団長・九州電力(株)一ツ瀬工務所長・宮崎県企業局工務課長・西都市西児湯医師会会長とし市長が委嘱する。</p> <p>【会長】</p> <p>協議会の会長は市長とする。</p> <p>【召集】</p> <p>協議会の会議は会長が召集する。</p>	<p>気象台より洪水注意報が発令されたとき。又は、水防法第10条の2の規定による洪水予報の通知があったときから、洪水の危険がなくなるまでの間、町役場内に水防本部を設置する。</p> <p>水防本部は、災害対策本部長の指揮下に入る。</p> <p>水防協議会は防災会議が兼ねる。</p>	<p>水防協議会は防災会議が兼ねる。</p>	<p>水防協議会は防災会議が兼ねる。</p>	<p>西都市以外は防災会議が兼ねている</p>	<p>地域の特性を考慮し防災会議と合わせて調整する。</p>
11.避難施設・一時避難場所 (C)	<p>1 災害時の避難場所としては、小中学校、公民館、体育館等を指定している。 58ヶ所(内1カ所佐土原小学校)</p>	<p>1 災害時の避難場所としては、小・中学校、公民館、体育館等を指定している。 42ヶ所</p>	<p>1 災害時避難場所 合計 80ヶ所 1次避難場所 63ヶ所 (地区集会所・公立公民館) 2次避難場所 9ヶ所 (小中学校・町内体育館) 避難場所 8ヶ所 (運動広場・公園)</p>	<p>1 災害時の避難場所としては、小・中学校、公民館、体育館等を指定している。 11ヶ所</p>	<p>指定方法、指定数</p>	<p>現在の指定場所を参考に調整する。</p>
12.自主防災組織 (C)	<p>1 自主防災組織 15団体</p>	<p>1 地区数 94地区 2 自主防災組織 無し</p>	<p>1 地区数 61地区 2 自主防災組織 無し</p>	<p>1 地区数 8地区 2 自主防災組織 6地区</p>	<p>組織の有無</p>	<p>合併時までに調整する。</p>

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
13.防犯灯 (B)	1 防犯灯 (1) 防犯灯設置基数 不明 (2) 防犯灯設置補助 2/3 支柱付の場合 1/2 予算額 360千円 予算内にて基数調整 (3) 電気料補助なし 2 地区外の方は市の補助なし	1 防犯灯 (1) 防犯灯設置基数 1,396柱(平成15年3月現在) (2) 防犯灯設置補助 1/2 予算額 600千円 予算内にて基数調整 (3) 防犯灯電気料補助 1/2 予算額 3,500千円 2 地区外は、町にて設置費及び電気料負担	1 防犯灯(設置補助金 150千円) (1) 防犯灯設置基数 693柱(S58~H14年度)以前 は不明 (2) 防犯灯設置補助 1/2 当初予算不足時随時補正可 (3) 防犯灯電気料補助なし 2 地区外の方(行政区61地区以外) (1) 防犯灯設置補助1/2 電気料補助なし (分譲団地) (2) 町にて設置電気料も町で負担 (激基地域通学路)	1 防犯灯 (1) 防犯灯設置基数 把握していない。 (2) 防犯灯設置補助 地域安全防災活動推進協議会が補助 新設・建替え 予算の範囲内において全額補助 補修工事 予算の範囲内において3/4以内の補助 防犯灯電気料は地区などが負担。	各市町村で補助割合、補助金額が違う。	合併時までに、関係団体と協議し決定する。
14.その他の防犯 (B)	(単位:千円) 1 県防犯協会負担金 49 2 県暴力追放県民会議負担金 103 3 西都市地域安全活動推進協補助金 585 4 西都地区防犯協会補助金 2162	(単位:千円) 1 安全なまちづくり推進会議謝礼 24 2 県防犯協会負担金 45 3 宮崎地区防犯協会負担金 273 4 県暴力追放県民会議負担金 95 5 防犯協会補助金 95	(単位:千円) 1 県防犯協会負担金 27 2 高鍋地区防犯協会負担金 571 3 県暴力追放県民会議負担金 59 4 高鍋地区暴力追放協議会負担金 3 5 新富町防犯協会補助金 0	(単位:千円) 1 県防犯協会負担金 2 2 西都地区防犯協会負担金 338 3 県暴力追放県民会議負担金 10 4 暴力団等追放協議会負担金 3	各市町村で補助金額が違う。	合併時までに検討し決定する。
15.交通安全施設 (B)	(単位:千円) 1 西都地区交通安全協会補助金 270 2 西都市交通安全都市推進協補助金 270 3 西都地区安全運転管理者等協会 9 4 交通安全指導員報酬 13名(定員15名) 977 5 西都市交通安全推進大会 0	(単位:千円) 1 交通安全協会補助金 1,200 2 宮崎地区交通安全対策協負担金 10 3 宮崎北安全運転管理者協議会会員 10 4 交通指導員 10名 640 5 交通安全町民のつどい 0	(単位:千円) 1 高鍋地区交通安全協会補助金 345 2 高鍋地区交通指導員負担金 58 3 交通指導員年報酬 10名 680 4 交通安全対策協議会報酬(年2回) 1人 700円 112	(単位:千円) 1 西都交通安全協会負担金 15 2 西米良村交通安全協会補助金 45 3 交通指導員 3名 150 4 交通安全推進協議会 107 5 チャイルドシート補助 75 6 安全運転管理者協議会負担金 9	各市町村で補助金額が違う。 交通指導員の報酬額が違う。	合併時までに、関係団体と協議し決定する。

1 - (7). 総務・企画専門部会 基地対策

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
1 基地対策協議会(B)	なし	なし	組織 昭和56年に基地周辺整備に関する対策を協議し、町の発展と福祉の向上を図ることを目的として発足。 平成13年度20次答申を機に発展解消し平成14年度より25名(区長会4名、激基地区区長2名、各農業部会長、商工会、建設業・医療・福祉関係、青年・婦人)で再スタート。 事業内容	なし	組織が新富町のみである。	合併後も新市に引き継ぎ、組織の見直しを行う。
2. 障害防止事業(B)	根拠法令 3条 事業規模 現在はなし	根拠法令 3条 事業規模 現在はなし	法令根拠 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 第3条 事業内容 航空機の離着陸等により生じる障害あるいは基地が原因で生じる障害を防止したり軽減するために行う工事 農業用施設、道路、水道 学校施設、医療施設等	なし	取組みの有無がある。	事業対象区域が基地との因果関係のある区域に限定されるためその区域内での実施となり、その範囲内での事業調整となる
3. 調整交付金事業(B)	根拠法令 9条 事業規模 集会所建設事業 市道改良事業	なし	法令根拠 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 9条 事業内容 内閣総理大臣が防衛施設を特定防衛施設として、また、当該市町村を特定防衛関連市町村として指定した場合、公共用施設の整備を行うための事業。 交通施設、スポーツレクリエーション施設 環境衛生施設、教育文化施設 社会福祉施設、消防に関する施設等	なし	特定防衛関連市町村の指定 現在の指定 西都市、新富町	合併後の新しく指定された市の区域名での事業実施となる
4. 民生安定事業(B)	根拠法令 8条 事業規模 市道改良事業(レスキュー道路)	根拠法令 8条 事業規模 町道改良事業	法令根拠 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 8条 事業内容 防衛施設の設置または運用によりその周辺地域の住民の生活または事業活動が阻害されると認められる場合、その障害の緩和に資するため、生活環境施設または事業経営の安定に資するための施設整備について必要な措置を採る事業。 道路、学習等共用施設、有線ラジオ放送施設、無線設備、消防施設等	なし	取組みの有無がある。	事業採択の要件等、法律に基づき実施されるので、事業採択基準内での事業実施の調整となる
5. 施設取得事務(B)	法令根拠 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 5条 事業内容 第1種区域のうち、航空機の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音に起因する障害が特に著しい区域に現存する建物等を区域外へ移転する場合の費用を補償する事業	なし	法令根拠 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 5条 事業内容 第1種区域のうち、航空機の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音に起因する障害が特に著しい区域に現存する建物等を区域外へ移転する場合の費用を補償する事業	なし	取組みの有無がある。	政令により区域が指定されるため、移転対象物件は限定される
6. 住宅防音工事(C)	根拠法令 4条 事業規模 公営住宅防音工事及び 空調器取り替え工事 民間住宅防音工事行政相談 及び実施名簿作成	民間住宅防音工事 75W区域(第1種区域)に該当 役場の業務は、住民からの問い合わせに応じたり、名簿の作成を行う。 公共住宅防音工事 75W区域(第1種区域)に該当 都甲路住宅 4棟20戸 宝塔山住宅 10棟50戸 新町住宅(新五上地区) 9棟34戸 追手住宅 7棟37戸 どの住宅も現在機能復旧工事を随時行っている。	法令根拠 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 4条 事業内容 福岡防衛施設局と地区区長と連絡。 各地区に実施戸数の割り振り。	なし	取組みの有無がある。	政令により区域が指定されるため、防音公示対象住宅は限定される。各年度ごとの工事実施については、予算の範囲内であり実施住宅の調整が必要である

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
7.騒音調査(C)	設置数 1基 設置者 西都市 調査方法 依頼があった場合に設置 7日間	航空機騒音測定装置を平成14年に1台購入し、1ヶ所を約2ヶ月測定して場所を移動させ測定。	2台購入。基地周辺に約3ヶ月設置し測定。	なし	測定装置の設置場所についての協議が必要。	合併後、調査方法について検討する。
8.農耕阻害損失補償(C)	根拠法令 13条 事業規模 補償金額 82,623円 事務費 54,000円	なし	法令根拠 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 13条 事業内容 飛行場の東西進入表面化(L=2,000m W=870m)において農業を営む者が航空機の離着陸によって被る損失を補償するもの。 H14年度 179名 874筆分 4,958,016円を交付 事務費 79,000円	なし	取組みの有無がある。	法律に基づき実施されるので、調整は困難である。
9.自衛官募集事務(C)	事業内容 平成14年度募集事務地方公共団体委託費65,000円 14年度は重点市町村の指定あり	募集事務委託料 21,000円	募集事務委託料 23,000円	募集事務委託料 29,000円 事業内容 自衛官募集の村広報紙掲載	取組みの違いがある。	合併時までに県と協議して事務の統一を図る。
10.自衛隊協力会(C)	組織 宮崎県自衛隊協会西都支部 支部長 日野 光幸 会員数 151名 事業内容 総会 自衛隊入隊(校)者 壮行会ほか	会長 町長 会員 51名 助役2名、教育長 町議17名 父兄会理事30名	会長 町長 会員 247名	組織 宮崎県自衛隊協会西米良村支部 支部長:村長 事務局:村総務課 会員数:33人 事業内容 会員には年会費を2口ずつ納めてもらっているが、総会などの活動はしていない。村出身者が新しく自衛官となる場合、協力会・父兄会合同で壮行会を開くが、3役のみ出席。	合併後は会長が1名となるなど人数の減数が予想され、どのような構成にするかが課題となる。	合併時までに組織の在り方について関係機関と協議して調整する。
11.自衛隊父兄会(C)	市役所に事務局なし	会長 中野昭男 会員 188名 会費 年間2,000円 活動 総会、壮行会、父兄会だよりの作成	会長 鬼塚 涉 会員 197名 会費 年2,000円 活動 総会、新入隊員激励会など	組織 西米良村自衛隊父兄会 会長:上米良武夫 事務局:村総務課 会員数:23人 会費:4,000円 事務局の業務 会計、行事等の調整など 事業内容 協力会・父兄会の業務は、村総務課広報広聴係が兼務するため、広報紙による募集記事の取り扱いについては容易である。	各市町村に組織がありその取組みに違いがある。	事務局を団体内に設置し自主運営していくことが望ましい
12.その他基地対策に関する補助事業(B)	TV受信料補助 補助あり。ただし、住防区域と補助区域に相違があるため市単独事業にて補助している。 空調器稼働電気料補助 3条施設に対して補助あり(国から)(学校、保育所)	なし	テレビ受信料補助 騒音が特に著しい地域(85W区域)のテレビ受信料契約者(地上波)に対し、受信料の半額免除措置を受けている額を差引いた額を補助する。 空調器稼働電気料補助 騒音が特に著しい地域(85W区域)内の世帯に対し空調器稼働電気料の一部を補助する。 毎年7月から9月末までの期間 世帯割 3,000円 人員割 1,000円 最高限度額 10,000円 激基地区環境整備事業 激基地区13地区を対象に1地区100万円を限度とし、当該地区が実施する生活環境整備事業に要する経費の一部補助する。	なし	取組みの違いがある。	合併時までに補助事業の見直しを行う。

3 - (4). 住民福祉部会 児童・障害者福祉 児童福祉

項目	現 況				課題	調整方針
	西 都 市	佐土原町	新 富 町	西米良村		
1. 児童手当 (国) (C)	<p>・ 受給資格 義務教育就学前児童を養育している人 所得制限 (扶養人数により異なる) 有り</p> <p>・ 手当での額 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降 10,000円</p> <p>さ 13年度実績 支給延件数 21,304件 支給額 126,735,000円</p>	<p>・ 受給資格 義務教育就学前児童を養育している人 所得制限 (扶養人数により異なる) 有り</p> <p>・ 手当での額 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降 10,000円</p> <p>13年度実績 支給延児童数 17,602件 支給額 104,120,000円</p>	<p>・ 受給資格 義務教育就学前の児童を養育している人。ただし前年 (1月から5月までの月分の手当てについては前々年) の所得により制限有り。 (税の扶養人数により異なる。)</p> <p>・ 手当での額 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降 10,000円</p> <p>13年度実績 支給延児童数 10,967件 支給額 67,980,000円</p>	<p>・ 受給資格 義務教育就学前児童を養育している人 所得制限 (扶養人数により異なる) 有り</p> <p>・ 手当での額 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降 10,000円</p> <p>13年度実績 支給延件数 558件 支給額 3,235,000円</p>	(国の制度事業)	引き続き制度を維持する。
2. 児童扶養手当 (国) (C)	<p>・ 受給資格 18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある児童の者又は20歳未満で心身に障害のある者を養育している母等。ただし所得額により支給額の制限あり。</p> <p>・ 手当での額 (月額) 児童1人 42,370円 一部支給 : 所得に応じて42,360円 ~ 10,000円 児童2人目は、5,000円加算 児童3人目以降、1人につき3,000円加算</p> <p>負担 平成14年8月から、福祉事務所に事務委譲となり、支給額の1/4が市の負担となった。</p>	<p>・ 受給資格 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を母が監護するとき、又は母がいないが、母が監護しないため、母以外の者が当該児童を養育するとき、母又は養育者に対して資格がある。ただし、所得額により支給額の制限有り。</p> <p>・ 手当での額 (月額) 全部支給 42,370円 (児童1人) 一部支給 所得に応じて42,360円 ~ 10,000円 児童2人目 5,000円加算 児童3人目以降 1人につき3,000円加算</p> <p>・ 負担 なし</p>	<p>・ 受給資格 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を母が監護するとき、又は母がいないが、母が監護しないため、母以外の者が当該児童を養育するとき、母又は養育者に対して資格がある。ただし、所得額により支給額の制限有り。</p> <p>・ 手当での額 (月額) 全部支給 42,370円 (児童1人) 一部支給 所得に応じて42,360円 ~ 10,000円 児童2人目 5,000円加算 児童3人目以降 1人につき3,000円加算</p> <p>・ 負担 なし</p>	<p>・ 受給資格 18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある児童の者又は20歳未満で心身に障害のある者を養育している母等。ただし所得額により支給額の制限あり。</p> <p>・ 手当での額 (月額) 児童1人 42,370円 一部支給 : 所得に応じて42,360円 ~ 10,000円 児童2人目は、5,000円加算 児童3人目以降、1人につき3,000円加算</p> <p>・ 負担 なし</p> <p>財政的負担1/4の確保</p>	(国の制度事業)	引き続き制度を維持する。 制度維持のため財源を確保する

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
3. 乳幼児医療費助成 (県) (A)	<p>対象児童 ・ 3歳の誕生日まで 助成額 ・ 保険給付の一部負担金額から月額300円を控除した額 (3歳児まで県補助対象)</p> <p>13年度実績 支給延件数 16,586件 支給額 38,796,877円</p>	<p>対象児童 ・ 3歳の誕生日まで 助成額 ・ 保険給付の一部負担金額から月額300円を控除した額 (3歳児まで県補助対象)</p> <p>13年度実績 支給延件数 15,296件 支給額 34,773,229円</p>	<p>対象児童 ・ 3歳の誕生日までの 助成額 ・ 保険給付の一部負担に相当する額 (3歳児まで県補助対象)</p> <p>13年度実績 支給延件数 11,378件 支給額 30,693,605円 (うち単独費 3,600,000円)</p>	<p>対象児童 ・ 就学前まで 助成額 ・ 全額支給(3歳児まで県補助対象)</p> <p>13年度実績 支給延件数 950件 支給額 2,403,060円 (うち単独費 958,772円)</p>	<p>対象児童の範囲が異なる。 助成額が異なる。</p>	<p>合併時までに新富町方式を基本として調整する。</p>
4. 寡婦医療費助成 (A)	<p>対象者 ・ 住民票に記載された60歳以上70歳未満の一人暮らしで、国民健康保険に加入し、市民税非課税である。 助成額 ・ 保険給付の一部負担金額から入院は月額4,000円を、入院外は月額2,000円を控除した額を助成。ただし、100円未満切捨て。</p> <p>13年度実績 支給延件数 16件 支給額 94,700円</p>	<p>対象者 ・ 住民票に記載された60歳以上の一人暮らしの寡婦。 助成額 ・ 支払った一部負担金から、老人保健法第28条第1項で定める額を控除した額を助成。</p> <p>13年度実績 支給延件数 10件 支給額 38,564円</p>	<p>対象者 ・ 60歳に達する月から70歳に達する日の属する月までの者 ・ 扶養義務者と生計を同一にしていない者 ・ 児童扶養手当法に規定する所得の範囲内の者 ・ 生活保護法等により医療費の全額給付を受けていないもの 助成額 ・ 保険給付の一部負担に相当する額 13年度実績 支給額 393,190円</p>	<p>対象者 ・ 母子寡婦福祉法に規定する者で、民法に定める扶養義務者と生計を同一にしていない者。 助成額 ・ 全額支給 13年度実績 支給延件数 20件 支給額 200,874円</p>	<p>(市町村単独補助事業) 対象者・助成額が異なる。</p>	<p>合併時までに新富町・西米良村方式を基本として調整する。</p>
5. 母子家庭医療費助成 (県) (A)	<p>対象者 ・ 母子寡婦福祉法に規定する者で、18歳に達する年度の年度末までの者 ・ 20歳未満の児童を養育している母子家庭の母親 ・ 児童扶養手当法第9条に規定する所得の範囲内の者 助成額 ・ 保険給付の一部負担金額から月額1,000円を控除した額を助成。ただし、100円未満切捨て。 ・ 13年度実績 支給延件数 1,023件 支給額 5,805,300円</p>	<p>対象者 ・ 母子寡婦福祉法に規定する者で、18歳に達する年度の年度末までの者 ・ 20歳未満の児童を養育している母子家庭の母親 ・ 児童扶養手当法第9条に規定する所得の範囲内の者 助成額 ・ 保険給付の一部負担金額から月額1,000円を控除した額を助成。 ・ 13年度実績 支給延件数 978件 支給額 4,579,643円</p>	<p>対象者 ・ 母子寡婦福祉法に規定する者で、18歳に達する年度の年度末までの者 ・ 20歳未満の児童を養育している母子家庭の母親 ・ 児童扶養手当法第9条に規定する所得の範囲内の者 助成額 ・ 保険給付の一部負担に相当する額 ・ 13年度実績 支給延件数 856件 支給額 3,996,550円</p>	<p>対象者 ・ 母子寡婦福祉法に規定する者で、18歳に達する年度の年度末までの者 ・ 20歳未満の児童を養育している母子家庭の母親 ・ 児童扶養手当法第9条に規定する所得の範囲内の者 助成額 ・ 全額支給 ・ 13年度実績 支給延件数 104件 支給額 290,120円</p>	<p>助成額が異なる。</p>	<p>合併時までに新富町・西米良村方式を基本として調整する。</p>

項目	現況				課題	調整方針								
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村										
6. 父子家庭医療費助成 (A)	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子寡婦福祉法に規定する者で、18歳に達する年度の年度末までの者 ・20歳未満の児童を養育している父子家庭の父親 <p>助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険給付の一部負担金額から月額1,000円を控除した額を助成。ただし、100円未満切捨て。 <p>13年度実績</p> <table> <tr> <td>支給延件数</td> <td>35件</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>135,100円</td> </tr> </table>	支給延件数	35件	支給額	135,100円	なし	なし	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子寡婦福祉法に規定する者で、18歳に達する年度の年度末までの者 ・20歳未満の児童を養育している父子家庭の父親 <p>助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全額支給 <p>13年度実績</p> <table> <tr> <td>支給延件数</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>214,026円</td> </tr> </table>	支給延件数	6件	支給額	214,026円	(単独事業) 西都市・西米良村のみ実施。	合併時まで調整する。
支給延件数	35件													
支給額	135,100円													
支給延件数	6件													
支給額	214,026円													
7. 母子世帯貸付金	なし		なし	なし										
8. 児童館 (C)	なし (平成16年度1か所建設予定)	1ヶ所 (旭町児童館)	なし	なし		新市に引き継ぐ。								
9. 母子クラブ助成	なし	なし	なし	なし										

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
10. 保育所 (A)	<p>1. 保育所数及び定員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立：9箇所 定員 525名 ・私立：9箇所 定員 565名 <p>2. 保育時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立：月～土（7：00～18：00） ・私立：月～土（6：50～18：50） （7：00～19：00） <p>3. 保育料</p> <p style="text-align: center;">別紙</p> <p>Bにおける負担軽減世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子世帯 ・障害世帯 <p>B～D4の世帯において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2人入所の場合保育料の低いほうが半額 ・3人以上入所の場合保育料の低いほうの1/10 <p>D5～D8の世帯において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2人入所の場合保育料の高いほうが半額 ・3人以上入所の場合保育料の高いほうの1/10 	<p>1. 保育所数及び定員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立：5箇所 定員 330名 ・私立：5箇所 定員 300名 <p>2. 保育時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立：月～土（7：30～18：00） ・私立：月～土（7：00～18：00） （私立のみ延長保育～19：00） <p>3. 保育料</p> <p style="text-align: center;">別紙</p> <p>B及びCにおける負担軽減世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子世帯・父子世帯 ・父母が重度の障害世帯 <p>B～D2の世帯において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2人入所の場合保育料の低いほうが半額 ・3人以上入所の場合保育料の低いほうが無料 <p>D3～D6の世帯において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2人入所の場合保育料の高いほうが半額 ・3人以上入所の場合保育料の高いほうが無料 	<p>1. 保育所数及び定員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立：5箇所 定員 345名 ・私立：5箇所 定員 300名 <p>2. 保育時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立：月～金（7：30～17：30） 土（7：30～12：30） ・私立：月～土（7：30～17：30） （7：00～18：00） <p>3. 保育料</p> <p style="text-align: center;">別紙</p> <p>Bにおける負担軽減世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子、父子世帯 ・障害世帯 <p>B～D2の世帯において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2人入所の場合保育料の低いほうが半額 ・3人以上入所の場合保育料の低いほうの1/10 <p>D3～D6の世帯において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2人入所の場合保育料の高いほうが半額 ・3人以上入所の場合保育料の高いほうの1/10 	<p>1. 保育所数及び定員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・へき地保育所（公立）：1箇所 定員 3歳以上 60人 3歳未満 12人 計 72人 <p>2. 保育時間</p> <ul style="list-style-type: none"> 月～金（7：30～18：00） 土（7：30～11：30） <p>3. 保育料</p> <p>均等割以下 9,500円</p> <p>住民税額が</p> <ul style="list-style-type: none"> 2万円以下 10,000円 2万円超 11,000円 <p>3歳未満は、上記額に8,000円加算</p> <p>通園距離が</p> <ul style="list-style-type: none"> 4km以上 1,000円減額 6km以上 2,000円減額 <p>(15年度改正予定。)</p> <p style="text-align: center;">別紙</p>	<p>・保育時間、保育料の基準が異なる。</p>	<p>・新市に引き継ぐ。</p> <p>・保育料、保育時間等については合併時までに調整する。</p>

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
11. 私立保育所助成 (国費・県費対応分) (C) (単独分) (A)	(国費・県費対応分) 1. 法人立保育所運営費国庫負担金 2. 延長保育等促進事業 3. 乳児保育促進事業 4. 一時保育促進事業 5. 障害児保育 6. 保育所地域活動事業 7. 子育て家庭支援推進事業 8. 乳幼児すこやか健康管理事業 (市町村単独) 1. 法人立保育園運営費補助 2,886千円 (児童補助分 1,920千円) (職員共済事業主負担金補助 735千円) (学校健康会共済掛金補助 231千円) 2. 西都市児童福祉施設建設整備費 補助金(1/2,限度額300万 円)	(国費・県費対応分) 1. 私立保育所運営費国庫負担金 2. 延長保育等促進事業 3. 乳児保育促進事業 4. 一時保育促進事業 5. 障害児保育 6. 保育所地域活動事業 7. 休日保育事業	(国費・県費対応分) 1. 法人立保育所運営費国庫負担金 2. 延長保育等促進事業 3. 一時保育促進事業 4. 障害児保育 5. 保育所地域活動事業 6. 保育所地域活動事業 7. 元気に子育て支援事業 8. 地域子育て支援センター事業 (市町村単独) 日本体育・学校健康センター掛け金 補助 327,250円	なし	(国・県補助制度) 単独補助実施団体(西 都市、新富町)がある。	引き続き実施する。 合併時までに調整する。
12. その他の事業 (国・県補助事業) (C) (単独分) (B)	1. 放課後健全育成事業(放課後児 童クラブ ・実施箇所 2箇所 ・定員 それぞれ30人 1. 市民福祉(遺児)手当 父が死亡した児童を養育及び監 護している母又は母に準ずる者 (市民税均等割以下)に支給 資格要件 ・市内に1年以上居住し、住民票 を有する者 対象児童 ・義務教育終了前の児童 助成額 ・一人に年額36,000円 (14年度実績) 21人 792,000円	1. 放課後健全育成事業(放課後 児童クラブ ・実施箇所 4箇所 ・定員 概ね20人 ・実施場所 児童館:1箇所 保育園:2箇所 公民館:1箇所	1. 放課後健全育成事業(放課後児 童クラブ ・実施箇所 1箇所 ・定員 30人 ・県放課後児童クラブ整備事業 ・実施箇所 2箇所 ・定員 10~19人	なし	(国県の補助事業) 西都市のみの実施	引き続き実施する。 合併時までに調整する。

3 - (4). 住民福祉部会 児童・障害者福祉 障害者福祉

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
1.更生医療給付事業 (国・県) (C)	<p>給付内容 ・身体障害者の更生を促進するため、必要とする医療費の給付を行う。</p> <p>13年度助成実績件数 880件 13年度助成実績金額 10,654,159円</p>	<p>給付内容 障害の軽減や機能を回復するための治療費の助成を行う。 一般・内部障害24人 人工透析51人</p> <p>13年度助成実績件数 830件 13年度助成実績金額 10,069,548円</p>	<p>給付内容 ・身体障害者の更生を促進するため、必要とする医療費の給付を行う。</p> <p>13年度助成実績件数 780件 13年度助成実績金額 8,278,089円</p>	<p>給付内容 ・身体障害者の更生を促進するため、必要とする医療費の給付を行う。</p> <p>13年度助成実績件数 82件 13年度助成実績金額 335,508円</p>		引き続き制度を維持する。
2.重度心身障害者医療費助成事業 (県) (A)	<p>給付内容 ・重度心身障害者(児)に対し、病院等で診療を受けた場合に、保険診療による自己負担額の1,000円を控除した額を助成する。</p> <p>13年度助成実績件数 3,747件 13年度助成実績金額 42,099,927円</p>	<p>給付内容 ・重度心身障害者(児)に対し、病院等で診療を受けた場合に、保険診療による自己負担額の1,000円を控除した額を助成する。</p> <p>13年度助成実績件数 2,856件 13年度助成実績金額 29,831,687円</p>	<p>給付内容 ・重度心身障害者(児)に対し、病院等で診療を受けた場合に、保険診療による自己負担額の全額を助成する。</p> <p>13年度助成実績件数 2,700件 13年度助成実績金額 26,921,063円 (うち単独費 2,700,000円)</p>	<p>給付内容 ・重度心身障害者(児)に対し、病院等で診療を受けた場合に、保険診療による自己負担額を助成する。</p> <p>13年度助成実績件数 425件 13年度助成実績金額 2,144,728円 (うち単独費 425,000円)</p>	助成額が異なる。	合併時までに新富町・西米良村を基本として調整する。
3.身体障害者(児)補装具給付事業 (国・県) (C)	<p>給付内容 ・身体障害者(児)に対し、障害を補う補装具を交付又は修理する。</p> <p>13年度助成実績件数 (者)210件 (児)26件 13年度助成実績金額 (者)6,597,629円 (児)1,869,610円</p>	<p>給付内容 ・身体上の障害を補って、日常生活や社会生活をしやすいための補装具の交付、修理を行い、障害児・者の福祉の増進を図る。</p> <p>13年度実績件数 (者)193件 (児)41件 13年度女性実績金額 (者)6,051,284円 (児)2,938,442円</p>	<p>給付内容 ・身体障害者(児)に対し、障害を補う補装具を交付又は修理する。</p> <p>13年度助成実績件数 (者)151件 (児)30件 13年度助成実績金額 (者)3,305,436円 (児)1,454,170円</p>	<p>給付内容 ・身体障害者(児)に対し、障害を補う補装具を交付又は修理する。</p> <p>13年度助成実績件数 (者)7件 13年度助成実績金額 (者)601,354円</p>		引き続き制度を維持する。
4.身体障害者施設措置事業(国) (C)	<p>内容 ・自宅において自立が困難な身体者害を障害の程度に応じた施設に入所・通所させ、自立の促進を図る。</p> <p>愛生園 7名 向陽園 3名 清友の里 1名 大島授産所 1名 翼 1名 あゆみの里 2名 乙房苑 2名 宮崎リハビリ 3名</p> <p>13年度実績 65,595,313円</p> <p>・更生訓練費等給付事務 あゆみの里 1名宮崎リハビリ 1名 119,560円</p>	<p>内容 ・自宅において自立が困難な身体者害を障害の程度に応じた施設に入所・通所させ、自立の促進を図る。</p> <p>清友の里 4名 北郷荘 2名 翼 1名 乙房苑 1名 あゆみの里 1名 向陽園 1名 やじるべえ 1名 太陽の家 2名 宮崎リハビリ更生センター 3名 (計 16名)</p> <p>13年度実績 54,491,091円</p> <p>・更生訓練費等給付事務 13年度事業費 3,718,105円</p>	<p>内容 ・自宅において自立が困難な身体者害を障害の程度に応じた施設に入所・通所させ、自立の促進を図る。</p> <p>愛生園 7名 あすか園 1名 清友の里 1名 大島授産所 2名 太陽の家 1名 あゆみの里 6名 宮崎リハビリ 1名 計 19名</p> <p>13年度実績 59,112,797円</p> <p>・更生訓練費等給付事務 354,530円</p>	<p>内容 ・自宅において自立が困難な身体者害を障害の程度に応じた施設に入所・通所させ、自立の促進を図る。</p> <p>愛生園 4名 あすか園 1名 太陽の家 1名</p> <p>13年度実績 26,182,485円</p> <p>・更生訓練費等給付事務 37,800円</p>		引き続き制度を維持する。

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
5.知的障害者地域生活支援ホーム事業 (国・県) (C)	内容 ・施設に通所している、中・重度の知的障害者で、就労の困難な者等の地域での共同生活を支援し、社会参加を促進する。 晴陽会 エデンの園 向陽の里 13年度実績 4名 5,498,850円	内容 ・施設に通所している、中・重度の知的障害者で、就労の困難な者等の地域での共同生活を支援し、社会参加を促進する。 向陽の里 1名 13年度実績 1,571千円	なし	なし		引き続き制度を維持する。
6.ホームヘルプサービス事業 (国・県) (C)	内容 ・在宅の重度障害者(児)の家庭を対象に、介護助、家事援助が必要な家庭に対してホームヘルパーを派遣する。 利用料:世帯の生計中心者の所得税課税状況に応じて自己負担がある。 13年度助成実績 時間数 4,702時間 金額 12,146,830円	内容 ・重度の障害のため、日常生活を営むことができない人にHWAを派遣して家事や身体介護を行う。 13年度実績 実施ヶ所 1ヶ所 利用登録者数 24人 時間数 5,612.5時間 金額 18,623,044円 内がHWA派遣分 利用登録者数 9名 委託費 5,000千円	内容 ・在宅の重度障害者(児)の家庭を対象に、介護助、家事援助が必要な家庭に対してホームヘルパーを派遣する。 利用料:世帯の生計中心者の所得税課税状況に応じて自己負担がある。 13年度助成実績 時間数 1,081.5時間 金額 4,197,035円	なし (15年度開始予定。)		引き続き制度を維持する。
7.デイサービス事業(国・県) (C)	内容 ・通所可能な在宅の身体障害者、知的障害者に対し、通所により創作活動、機能訓練、入浴、給食等のサービスを行う。 13年度延べ利用者実績 1名 13年度実績金額 宮崎市へ委託料 264,000円	内容 ・施設に通所し、創作的活動や機能訓練等を行う。 13年度実績 実施ヶ所 1ヶ所 利用登録者数 17名 (内知的 2名) 延べ利用者数 1,362人 委託費 9,044,596円 利用料負担額 859,400円	内容 ・通所可能な在宅の身体障害者、知的障害者に対し、通所により創作活動、機能訓練、入浴、給食等のサービスを行う。 13年度実績 延べ利用者 147名 金額 1,102,500円 総自己負担額 129,800円	なし		引き続き制度を維持する。
8.身体障害者短期入所事業(国・県) (C)	内容 ・在宅の重度障害者が家庭の事情により一時的に介護ができないときに施設にて介護するもの。 13年度実績 延べ人員数 1名 延べ日数 4日 実績金額 31,200円	内容 ・在宅の重度身体障害者が、一時的な保護を必要とする場合に施設に保護し福祉の向上を図る。 13年度実績 延べ人員数 2名 延べ利用日数 6日 実績金額 56,100円	内容 ・在宅の重度障害者が家庭の事情により一時的に介護ができないときに施設にて介護するもの。 13年度実績 延べ人員数 0名 延べ日数 0日 実績金額 0円	なし		引き続き制度を維持する。
9.日常生活用具給付事業(国・県) (C)	内容 ・重度心身障害者(児)の在宅での生活の便宜を図るため、吸引器、屋内信号装置等の用具の給付を行う。 13年度実績 給付件数(者)26件、(児)1件 実績金額 (者)1,633,902円 (児)25,950円	内容 ・在宅の身体障害者(児)、療育手帳所持者に対し、日常生活用具の購入費用の一部又は全部を助成し、経済的負担の軽減を図る。 13年度実績 給付件数(者)31件、(児)8件 実績金額 (者)1,986,024円 (児)603,904円	内容 ・重度心身障害者(児)の在宅での生活の便宜を図るため、吸引器、屋内信号装置等の用具の給付を行う。 13年度実績 給付件数(者)6件 実績金額(者)259,010円	内容 ・重度心身障害者(児)の在宅での生活の便宜を図るため、吸引器、屋内信号装置等の用具の給付を行う。 13年度実績 給付件数(者)3件 実績金額(者)126,050円		引き続き制度を維持する。

項目	現 況				課題	調整方針																
	西 都 市	佐 土 原 町	新 富 町	西 米 良 村																		
10. 障害者住宅改造成事業（県） （C）	<p>内容</p> <p>在宅の障害者（児）のいる世帯に対し、その住宅を当該障害者（児）の居住に適するために改造する費用を助成するもの（100万円と対象経費の低いほうの額に所得税非課税世帯は3/3、課税世帯は2/3乗じた額を助成。但し、住宅改修費給付分を含み100万円を限度とする。</p> <p>13年度実績 件数 7件 助成金額 4,823,447円</p>	<p>内容</p> <p>在宅の障害者（児）のいる世帯に対し、居住に適するように改造するために必要な費用を助成する。</p> <p>13年度実績 件数 3件 助成金額 1,533,000円</p>	<p>内容</p> <p>在宅の障害者（児）のいる世帯に対し、その住宅を当該障害者（児）の居住に適するために改造する費用を助成するもの（100万円と対象経費の低いほうの額に所得税非課税世帯は3/3、課税世帯は2/3乗じた額を助成。但し、住宅改修費給付分を含み100万円を限度とする。</p> <p>13年度実績 件数 1件（課税世帯1件） 助成金額 273,000円</p>	<p>内容</p> <p>在宅の障害者（児）のいる世帯に対し、その住宅を当該障害者（児）の居住に適するために改造する費用を助成するもの（100万円と対象経費の低いほうの額に所得税非課税世帯は3/3、課税世帯は2/3乗じた額を助成。但し、住宅改修費給付分を含み100万円を限度とする。</p> <p>13年度実績 件数 1件 助成金額 642,700円</p>		引き続き制度を維持する。																
11. 特別児童扶養手当（国） （C）	<p>・身体障害者手帳の1級～3級、あるいは療育手帳のA～B程度の障害を持つ児童を養育している方（所得制限あり）</p> <p>手当の額（一人）</p> <table border="1"> <tr> <td>1級・2級</td> <td>（月額） 51,550円</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>34,330円</td> </tr> </table>	1級・2級	（月額） 51,550円	3級	34,330円	<p>・在宅の重度障害児（20歳未満）を監護。養育している保護者に手当を支給する。（県事業）</p> <p>手当の額（一人）</p> <table border="1"> <tr> <td>1級・2級</td> <td>（月額） 51,550円</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>34,330円</td> </tr> </table> <p>対象者数：56人</p>	1級・2級	（月額） 51,550円	3級	34,330円	<p>・20歳未満の障害児を父若しくは母が監護するとき、又は父母以外の者が養育するとき、父若しくは母又は養育者に対して支給する。</p> <p>・障害程度は、国民年金法の1級及び2級に相当する。</p> <p>・扶養義務者の所得制限あり</p> <p>手当の額（一人）</p> <table border="1"> <tr> <td>1級・2級</td> <td>（月額） 51,550円</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>34,330円</td> </tr> </table>	1級・2級	（月額） 51,550円	3級	34,330円	<p>・身体障害者手帳の1級～3級、あるいは療育手帳のA～B程度の障害を持つ児童を養育している方（所得制限あり）</p> <p>手当の額（一人）</p> <table border="1"> <tr> <td>1級・2級</td> <td>（月額） 51,550円</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>34,330円</td> </tr> </table>	1級・2級	（月額） 51,550円	3級	34,330円		引き続き制度を維持する。
1級・2級	（月額） 51,550円																					
3級	34,330円																					
1級・2級	（月額） 51,550円																					
3級	34,330円																					
1級・2級	（月額） 51,550円																					
3級	34,330円																					
1級・2級	（月額） 51,550円																					
3級	34,330円																					
12. 特別障害者手当等（国・県） （C）	<p>・重度の心身障害児者で生活において常時介護を必要とする人に対し支給し、負担の軽減を図る。</p> <p>13年度実績 支給額及び対象者数（人） 特別障害者手当：月額26,860円（41） 障害児福祉手当：月額14,610円（14） 経過的福祉手当：月額14,610円（2）</p>	<p>・在宅で日常生活に常時特別の介護を要する重度障害児、者に手当を支給する。</p> <p>13年度実績 支給額及び対象者数（人） 特別障害者手当：月額26,860円（16） 障害児福祉手当：月額14,610円（23） 経過的福祉手当：月額14,610円（1）</p> <p>（中部福祉事務所の所管）</p>	<p>・在宅で日常生活に常時特別の介護を要する重度障害児、者に手当を支給する。</p> <p>13年度実績 支給額及び対象者数（人） 特別障害者手当：月額26,860円（11） 障害児福祉手当：月額14,610円（10） 経過的福祉手当：月額14,610円（1）</p> <p>（児湯福祉事務所の所管）</p>	<p>・重度の心身障害児者で生活において常時介護を必要とする人に対し支給し、負担の軽減を図る。</p> <p>13年度実績 特別障害者手当 0件 障害児福祉手当 0件 経過的福祉手当 0件</p> <p>（児湯福祉事務所の所管）</p>		引き続き制度を維持する。																
13. 進行性筋萎縮症者療養等給付 （国・県） （C）	<p>・18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた進行性筋萎縮症者が療養等による治療等の費用を給付し負担の軽減を図る。（所得税により本人負担額がある。）</p> <p>13年度実績 給付件数 3名 給付金額 9,387,871円</p>	<p>・18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた進行性筋萎縮症者が療養等による治療等の費用を給付し負担の軽減を図る。（所得税により本人負担額がある。）</p> <p>13年度実績 給付件数 0名</p>	<p>・18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた進行性筋萎縮症者が療養等による治療等の費用を給付し負担の軽減を図る。（所得税により本人負担額がある。）</p> <p>13年度実績 給付件数 1人 給付金額 3,256,670円</p>	<p>・18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた進行性筋萎縮症者が療養等による治療等の費用を給付し負担の軽減を図る。（所得税により本人負担額がある。）</p> <p>13年度実績 給付件数 0件 給付金額 0件</p>		引き続き制度を維持する。																
14. 知的障害者施設措置費（国・県） （C）	<p>・在宅での生活が困難な知的障害者を、障害の程度に応じた施設に入・通所させ、自立の促進を図る。</p> <p>向陽の里 つよし学園 一羊園 向陽の里通勤寮 うからの里 あすなろの里 あさひの里</p>	<p>。（15年度より町村負担有り）</p> <p>入所 25名 通所 9名</p>	<p>同左</p> <p>入所 18名 通所 7名</p>	<p>同左</p> <p>入所 4名、 通所 1名</p>		引き続き制度を維持する。																
つづく																						

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
つづき	エデンの園 やまびこの里 阿波岐原通所センター 45名 13年度実績 130,250,941円 (15年度から清水台通所センター開所)					
15. 在宅心身障害者福祉対策事業 (国・県) (C)	・在宅可能な知的障害者が地域において、生活し食事の世話等の援助を受ける。 (グループホーム) 巴会 4名 向陽の里 1名 うからの里 2名 13年度実績 7名 4,664,280円	・地域の中にあるグループホームでの生活を望む知的障害者に対し、日常生活における援助等を行うことにより自立生活を助長する。 (13年度迄は県事業) 巴会 1名	(グループホーム 2名) (児湯福祉事務所の事務)	なし (15年度開始。) (グループホーム) 第6向陽ホーム 1名		引き続き制度を維持する。
16. 障害児通園(ディサービス)事業 (国・県) (C)	・障害児が日常生活における基本的動作を習得し集団生活に適應できるように通園にて指導訓練を行う。 13年度実績 10名定員 10月事業開始 5,799,120円	・障害児が日常生活における基本的動作を習得し集団生活に適應できるように通園にて指導訓練を行う。 H14.8より西都市レイクパーク子供村への通園開始(1名)	・障害児が日常生活における基本的動作を習得し集団生活に適應できるように通園にて指導訓練を行う。 13年度実績 西都市の通園事業施設に1名通園	なし		引き続き制度を維持する。
17. 知的障害者デイステイ事業(県) (C)	・在宅の知的障害児(者)の保護者が一時的に介護が困難となった場合施設に於いてあずかり生活指導を行う。 うからの里 高鍋分場 5,000円×204月分 =1,020,000円	・在宅の知的障害児(者)の保護者が一時的に介護が困難となった場合施設に於いてあずかり生活指導を行う。 *ショートステイ(日中日帰り)への移行	・在宅の知的障害児(者)の保護者が一時的に介護が困難となった場合施設に於いてあずかり生活指導を行う。 13年度実績 うからの里高鍋分場 委託費 1,495,000円	なし		引き続き制度を維持する。
18. 福祉作業所運営補助事業 (県補助) (B)	・西都市福祉作業所に対する運営補助金 3,874,000円 (15年度から対象事業所なし)	・小規模作業所育成事業 実施ヶ所 1ヶ所通所生数 11名 13年度助成額 3,874,000円	なし	なし	(県補助事業1/2)	新市に引き継ぐ。

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
19. その他の事業 (A)	<p>1. 県事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盲人施術施設近代化整備事業 ・聴覚障害者コミュニティ事業 <p>2. 単独事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者タクシー料金助成事業 188件 1,546千円 ・さわやか福祉のつどい ・福祉電話設置事業 8件 220千円 <p>3. 団体補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉協会 144千円 ・知的障害者福祉会 72千円 	<p>1. 県事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盲人施術施設近代化整備事業 13年度実績 1件、事業費 250千円 ・盲導犬貸与事業(県事業) 13年度実績 0件 ・自動車運転免許取得助成事業(県事業) 13年度実績 0件 ・自動車改造費助成事業(県事業) 13年度実績 2件 事業費 148千円 <p>2. 単独事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問入浴サービス事業 13年度実績 利用登録者数 4名 委託費 2,980千円 ・移送サービス事業(障害者についても老人福祉費で実施) ・知的障害者宿泊訓練事業 13年度実績 利用登録者数 3名 負担金 79千円 <p>3. 団体補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉協会 100千円 ・視覚障害者福祉会 250千円 ・醫友会 100千円 	<p>1. 県事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盲人施術施設近代化整備事業 13年度実績なし <p>2. 単独事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新富町身体障害者特別手当 43名 478千円 ・障害等級1級~4級 年12,000円 " 5級・6級 年10,000円 ・新富町重度心身障害児福祉手当 11件 132千円 ・障害者手帳 1, 2級 知的障害者 知能指数50以下 一人つき月額4,000円 ・人工血液透析患者の交通費助成事業 1,749千円 町内医療機関月額2,000円 隣接医療機関 " 3,000円 以外医療機関 " 5,000円 <p>3. 団体補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉協会 90千円 ・知的障害者育成会 20千円 ・視覚障害者 20千円 	<p>1. 県事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者タクシー料金助成事業 2名 312千円 <p>2. 単独事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工透析患者通院交通費助成事業 2名 312千円 <p>3. 団体補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉協会 30千円 	<p>2. 市町村単独事業が異なる。</p> <p>3. 団体補助が異なる</p>	<p>1. 県事業 引き続き制度を維持する。</p> <p>2. 合併時までには調整する。</p> <p>3. 合併時までには、組織の整理統合を含め組織体制の見直しを図り、補助金を一本化する。</p>

3 - (5) .住民福祉専門部会 高齢者福祉

項目	現況												課題	調整方針				
	西都市				佐土原町				新富町						西米良村			
1. 高齢者人口の推移 (C)	年	全人口	(割合) 65歳以上	(割合) 75歳以上	全人口	(割合) 65歳以上人口	(割合) 75歳以上人口	年	全人口	(割合) 65歳以上	(割合) 75歳以上	年	全人口	(割合) 65歳以上	(割合) 75歳以上			
	2	37,218	(16.8) 6,250	(6.9) 2,575	平成2年	30,758 3,806	(12.4%) (5.1%) 1,574	2	18,085	(12.8) 2,315	(5.5) 965	2	1,694	(22.8) 387	(8.1) 137			
	7	36,331	(20.8) 7,563	(8.5) 3,085	平成7年	31,827 4,596	(14.4%) (5.7%) 1,820	7	18,037	(15.3) 2,767	(6.3) 1,140	7	1,543	(32.0) 493	(13.6) 210			
	12	35,381	(24.5) 8,683	(10.7) 3,788	平成12年	32,499 5,620	(17.3%) (7.1%) 2,316	12	19,058	(17.4) 3,313	(7.2) 1,370	12	1,480	(35.9) 532	(15.8) 234			
	14	35,977	(25.7) 9,154	(11.8) 4,230	平成14年	33,668 6,177	(18.4%) (7.8%) 2,639	14	19,468	(17.7) 3,443	(7.6) 1,480	14	1,417	(37.1) 526	(16.7) 237			
	平成2,7,12年度は国勢調査数値																	
2. 敬老事業 (A)	(1) 敬老年金 対象：当年8月1日現在で75歳以上の者であって西都市内に継続して1年以上住民登録がある者 内容：年金を9月10日に支給。(一律5千円)				(1) 敬老祝金 対象：翌年の4月1日における年齢が80,88,90歳以上で9月15日に現存する者 内容：祝金を9月に支給(80歳1万円、88歳2万円、99歳以上3万円) 実績：80歳187名、88歳90名、99歳以上13名 総支給額4,060千円(13年度)				(1) 敬老祝金(15年度～) 対象：翌年の4月1日における年齢が75歳以上で9月15日に現存する者 内容：77歳 5千円、80歳 8千円、88歳 2万円、90歳 2万円、99歳 3万円、百歳到達者10万円 実績：77歳 135名、80歳 106名、88歳 57名、90歳 45名、99歳 8名、百歳到達者 3名				(1) 敬老年金 対象：9月15日現在で80歳以上の者 内容：年金を9月に支給(80歳以上1万円、90歳以上3万円、100歳以上30万円) 実績：80歳以上132人、90歳以上20人、100歳以上0人 総支給額 1,920千円(13年度)				支給対象者、金額などが異なる。	合併時までに、佐土原町方式を基本として調整する。
(2) 敬老記念品 対象：当年度、白寿(99歳)・米寿(88歳)・喜寿(77歳)になる方。 内容：記念品、祝い状の贈呈 白寿 10,000円相当 米寿 7,000円相当 喜寿 5,000円相当 百歳以上記念品 当年度100歳以上の方に市長訪問と祝い金20,000円				(2) 卒寿祝品支給事業 対象：翌年の4月1日における年齢が90歳で9月15日に現存する者 内容：祝品及び祝い状を9月に配布。 実績：71名 370千円(13年度)				(2) 敬老祝品 対象：9月15日現在で70歳以上の者 内容：祝品を9月に配布 実績：404人 総支給額 488千円										
				(3) 敬老・百歳祝金支給事業 対象：百歳に到達した者で、佐土原町に1年以上居住している者 内容：祝金10万円及び祝い状を贈呈 実績：4名、400千円(13年度)				敬老会記念品 敬老会記念品代 一人1,000円 対象者 1,729人 総支給額 5,832千円										
				(4) 健康保養券配布事業 対象：9月1日現在において、満65歳以上の者 内容：町営石崎浜荘入浴券12枚綴りを				(4) 健康保養券配布事業 実績：11,164千円 (14年度までは、75～79歳 5千円、80～87歳 8千円、88歳以上1万円、百歳到達者 10万円)										

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
		送付 実績：5,895名、 総支給額 23,580千円(13年度)				
3.敬老会 (A)	敬老会祝金(補助) 対象：敬老会を開催する地区に祝金を支給 内容：各地区の敬老会に1地区当たり以下の通り補助。 ・敬老会参加者が 30名以下 5,000円 31名～60名 10,000円 61名～90名 15,000円 91名以上 20,000円 実績：171地区 1,275,000円(13年度)	地区敬老会補助 対象：翌年の4月1日において満70歳以上に到達する者で、対象者名簿出力時において当該地区に住民票をおいている者 内容：各地区の敬老会に対し、1人当たり千円を補助 実績 4,085人 4,085,000円 (13年度)	地区敬老会補助 対象：敬老会を開催する地区に補助 内容：敬老会開催地区60地区に1地区あたり5千円補助 実績 60地区 300,000円 (13年度) [15年度から廃止]	地区敬老会補助 対象：9月15日現在で70歳以上の者 内容：各地区の敬老会に対し、1人当たり1千円、地区割5万円を補助 実績 404人 804,000円 (13年度)	支給対象、金額などが異なる。	合併時までに佐土原町方式を基本とし調整する。 (開催自治会に70歳以上の者を対象に、人数×1,000円)
4.金婚祝賀会 (B)	金婚式事業 対象：結婚後50年を迎えられた夫婦。及び以前に申し込みされていない夫婦。 内容：記念品授与及び祝賀会の開催。 実績：35組、事業費 875千円(13年度)	金婚祝賀会補助 内容：婦人団体連絡協議会が主催。補助金として60万円支給	金婚・米寿祝賀会 金婚対象：各地区に対象者を照会する。 米寿対象：翌年の4月1日における年齢が88歳に到達する者 内容：11月15日に文化会館にて当日出席できる者を対象に祝賀会を開催し、併せて記念写真を贈呈する。 実績：写真代 659,400円 ：舞踏謝金 30,000円 ：生花代 26,000円 ：祝賀会賄 347,610円 総額 1,063,010円	合同金婚式 対象：結婚後50年を迎えられた夫婦。 内容：記念品授与及び祝賀会の開催。 実績：8組、事業費 182千円(13年度)	開催方法が異なる。	合併時までに以下のいずれかの方式にて調整する。 案1.西都市方式により継続。 案2.佐土原町方式により、民間団体等へ依頼。
5.高齢者保健福祉推進事業 (C)	宮崎県高齢者等保健福祉推進事業 内容：県費補助1/2 事業名：ふれあいいきいきサロン事業 小地域ネットワーク事業 ボランティア活動きっかけづくり事業 実績：3,770千円(13年度)	宮崎県高齢者等保健福祉推進事業 内容：県費補助1/2 事業名：生活支援型ホームヘルプ、痴呆性通所、特殊寝台、重度障害者訪問入浴、ふくしまつり補助、ふれあいの花づくり事業補助 実績：5,235千円(13年度)	宮崎県高齢者等保健福祉推進事業 内容：県費補助1/2 事業名：知的障害者(児)デイスティ事業 新富町ボランティア推進事業 実績：2,713千円(14年度)	宮崎県高齢者保健福祉推進事業 内容：県補助1/2.社会福祉協議会へ補助。(ふれあいサロン等に活用)。 実績：400千円(13年度)	(県単独補助事業1/2) 事業内容が異なる。	引き続き制度を維持する。

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
6. 在宅介護支援センター運営事業 (C)	<p>在宅介護支援センター運営事業</p> <p>内容：地域型3箇所 平成14年度より基幹型設置</p> <p>実績：委託費総額 11,058 千円(13年度) (実態把握加算)</p> <p>実績：3,405 件 9,193 千円(13年度) 単価 2,700 円</p> <p>(介護予防計画作成事業)</p> <p>実績：作成 34 件 68 千円(13年度) 単価 2,000 円</p> <p>(福祉用具購入プラン)</p> <p>実績：作成 39 件 78 千円(13年度) 単価 2,000 円</p>	<p>在宅介護支援センター運営事業</p> <p>内容：基幹型1所(社協) 地域型3箇所 基幹型については障害者も対象とする</p> <p>実績：委託費総額 39,779 千円(13年度) (実態把握加算)</p> <p>実績：3891 件 11,673 千円(13年度)単価 3 千円(町単込み、障害者把握についても支給)</p> <p>(介護予防・転倒骨折予防教室)</p> <p>実績：町内の在介合同で1回開催、経費 89 千円(13年度)</p> <p>(介護予防計画作成事業)</p> <p>実績：作成 121 件 242 千円、指導 96 件 192 千円(13年度)</p>	<p>在宅支援センター運営補助金</p> <p>内容：地域型1箇所 実績：4,949 千円</p>	<p>在宅介護支援センター運営事業</p> <p>基幹型1箇所 委託費 9,678 千円(13年度)</p>	<p>(国県補助事業3/4)</p> <p>基幹型支援センターが3箇所、地域型7箇所になる。支援センターの設置数、職員体制、事業内容及び事業費が異なる。</p>	<p>新市に引き継ぐ。 (合併後、地域の高齢者数等を考慮した、支援体制、職員体制、事業内容の調整が必要)</p>
7. 生活支援ハウス運営事業 (C)	なし	<p>生活支援ハウス運営事業</p> <p>対象：おおむね 60 歳以上の一人暮らし老人、高齢者夫婦の世帯で高齢のため在宅での生活が不安な人で地域支援会議において、利用が適当と認められた者。</p> <p>内容：佐土原町内1箇所、定員 12 名 1 日当たりの食料費及び光熱水費 1,460 円</p> <p>実績：利用延人数 4,215 人 委託料 9,277 千円(13年度)</p>	なし	なし	佐土原町のみが実施。	新市に引き継ぐ。

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
8. 外出支援サービス事業 (C)	<p>外出支援サービス</p> <p>対象：要介護認定で「自立」と認定された概ね65歳以上の家に閉じこもりがちな在宅虚弱高齢者等。</p> <p>内容：生きがい活動支援通所事業の送迎</p> <p>実績：延利用件数 7,563件 実利用件数 240人 委託料 3,025千円 利用料(自己負担) 無料</p>	<p>移送サービス事業</p> <p>対象：おおむね65歳以上の老衰、心身の障害及び傷病等を理由に臥床している高齢者及び障害者、又は車椅子を利用しており一般の交通手段の利用が困難な者で、地域支援会議において移送サービスが必要と判断された者</p> <p>内容：運転手及び介助員がリフト付車両による送迎。 登録料年間 1,200円 10キロ毎に運賃 200円。 利用日は、地域福祉センターの休館日を除く毎日。利用限度日数は1月当たり4日</p> <p>実績：利用延人員 112人 委託料総額 4,503千円 (13年度)</p> <p>介護予防型デイサービス 実績：委託料片道440円 2,464回 総委託料1,084千円(13年度)</p> <p>生きがい対応型デイサービス 実績：委託料片道440円 4,391回 総委託料1,932千円(13年度)</p>	<p>外出支援サービス</p> <p>対象：町内に在住する65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、およびこれに準じる世帯に属する高齢者で、心身が虚弱等の理由により日常生活上の援助が必要なもので、介護認定審査会において「自立」と認定された者。</p> <p>内容：外出・散歩の付き添い、運転代行 外出見の援助 シルバー人材センターに委託 委託料1時間 800円 利用料1時間 80円</p> <p>実績 0</p>	<p>外出支援サービス事業</p> <p>対象：概ね65歳以上の心身に障害がある者及び概ね60歳以上で下肢が不自由な者で外出支援が必要と認められる者。</p> <p>内容：保健・福祉・医療機関との間の移送車両による送迎。(利用範囲は村内・球磨郡内) 利用料3,000円。 利用限度日数は1月当たり2日内。</p> <p>実績：利用延人数8人。 委託料24千円(13年度)</p>	(国県補助事業3/4) 対象者、利用料が異なる。	合併時まで調整する。

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
9. 生きがい活動支援通所事業 (C)	<p>生きがい活動支援通所事業</p> <p>対象：要介護認定で「自立」と認定された概ね65歳以上の家に閉じこもりがちな在宅虚弱高齢者等。</p> <p>内容：市内7法人9施設に委託。委託料3,600円。</p> <p>利用者負担900円(内訳) 利用料260円 送迎費40円 給食400円 入浴200円。</p> <p>利用限度 週1回。</p> <p>実績：利用延人数8,217人 利用実人員240人 委託料25,378千円(13年度)</p>	<p>介護予防型デイサービス事業</p> <p>対象：要介護認定で「自立」と認定された概ね65歳以上の者で次のいずれかに該当する者</p> <p>1) 地域支援会議において介護予防型が必要と認められた者</p> <p>2) 平成12年3月31日現在において、町のデイサービス事業の措置を受けていた者</p> <p>内容：町内4箇所のデイサービスに委託。委託料3,000円。利用基本料640円、施設毎に食材費を設定。利用日は、デイサービスを行っている日で、利用限度は、1週間あたり1日。</p> <p>実績：延べ利用人員 1,284人 委託料3,030千円(13年度)</p> <p>生きがい対応型デイサービス事業</p> <p>対象：比較的元気な概ね60歳以上の一人暮らし老人等で、閉じこもりがちな人(介護保険対象外)で、地域支援会議において生きがい対応型デイサービスが必要と認められた者</p> <p>内容：社協に委託。開催日は、月曜から木曜。利用限度は、1週間あたり1日。</p> <p>生きがい活動援助員を配備し、ボランティア等の協力を得て利用対象者の状況に応じて、地域福祉センターにおいて教養講座、スポーツ活動、創作活動、趣味活動、日常動作訓練、社会奉仕活動等を行っている。委託料1人当たり3,000円、利用料無料</p> <p>実績：利用延人数 2,533名 委託料 7,599千円(13年度)</p>	<p>生きがい活動支援通所事業</p> <p>対象：要介護認定で「自立」と認定された概ね65歳以上の者</p> <p>内容：町内の1箇所のデイサービスに委託。委託料3,000円。1割負担</p> <p>実績：0</p> <p>介護予防型デイサービス(町単)</p> <p>対象：要介護認定で「自立」と認定された概ね65歳以上の者</p> <p>内容：町内の1箇所のデイサービスに委託。委託料3,000円。1割負担 食費：400円 入浴料：200円</p> <p>実績：1人利用 176千円</p>	<p>生きがい活動支援通所事業</p> <p>対象：家に閉じこもりがちな在宅虚弱高齢者等。</p> <p>内容：天包荘デイサービスセンターに委託。委託料3,900円。利用者負担900円。利用限度日数は週1回。</p> <p>実績：利用延人数1,193人 委託料4,653千円(13年度)</p>	(国県補助事業3/4) 委託料や対象者、利用料が異なる。	合併時まで調整する。

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
10. 寝具等洗濯乾燥消毒サービス事業 (C)	なし	<p>寝具洗濯乾燥消毒サービス事業</p> <p>対象：概ね65歳以上の一人暮らし老人、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者であって、老衰、心身障害及び傷病等の理由により寝具の衛生管理が困難な人。</p> <p>地域支援会議で寝具洗濯乾燥消毒サービスが必要とされた人。</p> <p>内容：内の事業所（1箇所）に委託。</p> <p>委託料 3枚1組 6,400円 利用料 640円 4枚1組 10,500円 利用料 1,050円</p> <p>実績：利用者数12名 委託料68千円(13年度)</p>	<p>寝具洗濯乾燥消毒サービス事業</p> <p>対象：概ね65歳以上の在宅の一人暮らし高齢者、老衰、心身の障害及び疾病等の理由により臥床している高齢者並びに重度身体障害者であって、寝具の衛生管理が困難な者。</p> <p>内容：1箇所委託。</p> <p>委託料3枚1組 6,300円 利用料 630円</p> <p>実績：利用者6名 総額76千円(13年度)</p>	<p>寝具等洗濯乾燥消毒サービス事業</p> <p>対象：在宅における概ね65歳以上の高齢者で老衰、心身の衰弱及び疾病等で臥床している者、一人暮らし高齢者で衛生管理等が困難な者。</p> <p>内容：村外業者に委託。委託料6,300円</p> <p>実績：利用者延40人 委託料252千円(13年度)</p>	<p>(国県補助事業3/4)</p> <p>西都市が実施していない。 利用料が異なる。</p>	<p>国県補助事業の制度に基づき事業継続する。 合併時まで調整する。</p>

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
11.軽度生活援助事業 (C)	<p>軽度生活援助事業</p> <p>対象：概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、心身が虚弱等の理由により、自立した日常生活を行う上で援助が必要な者で要介護認定にて自立と判定された者</p> <p>内容：市内4ヘルパーステーションに委託。委託料 1時間 800円 利用料1時間 80円 生保0円 週2時間まで</p> <p>実績：延利用時間 22,784時間 委託料 2,227千円 (13年度)</p>	<p>軽度生活支援事業</p> <p>対象：概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者で、地域支援会議において、何らかの生活支援サービスが必要と認められた者</p> <p>内容：社協、シルバー人材に委託。委託料 1時間 800円。 利用料1時間 150円</p> <p>実績：延利用時間 627時間 委託料 411千円 (13年度)</p> <p>生活支援型ホームヘルプサービス事業</p> <p>対象：要介護認定で非該当と認定された概ね65歳以上の方で、次のいずれかに該当する者 1)地域支援会議において生活支援型が必要と認められた者 2)平成12年3月31日現在において、町のホームヘルプサービスを受けていた者</p> <p>内容：佐土原町内4箇所のホームヘルパー事業所に委託。 委託料1時間 1,530円。 利用料 150円</p> <p>実績：延利用時間 272時間 委託料 400千円 (13年度)</p>	<p>軽度生活援助事業</p> <p>対象：町内に在住する65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者で、心身が虚弱等の理由により日常生活上の援助が必要なもので、介護認定審査会において「自立」と判定された者。</p> <p>内容：シルバー人材に委託。委託料 1時間 800円 利用料1時間 80円</p> <p>1)外出・散歩の付き添い、運転代行外出時の援助 2) 宅配の手配、食材の買い物等、食事・食材の確保 3) 寝具等大物の洗濯・日干し、クリーニングの洗濯物の搬出入 4) 庭・生垣・庭木等、家回りの手入れ 5) 電気修理等、家屋の軽微な修理・修繕 6) 配偶者が亡くなった時などの遺品処理等、家屋内の整理・整頓 7) 多小眼が不自由な人に対する朗読・代筆等のサービス 8) 台風時等自然災害への防備 9) 健康管理や栄養管理に関する助言等</p> <p>実績：0</p> <p>生活支援型介護ヘルプサービス事業</p> <p>対象：町内に在住する65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、介護認定審査会において「自立」と認定された者。</p> <p>内容：家事援助、身体介護</p> <p>実績：0</p>	<p>軽度生活援助事業</p> <p>対象：概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、心身が虚弱等の理由により、自立した日常生活を行う上で援助が必要な者。</p> <p>内容：村内の訪問介護事業所に委託。委託料 1時間 800円。 利用者負担 80円。</p> <p>実績：延利用時間 49時間 委託料 40千円 (13年度)</p>	(国県補助事業3/4) 委託料、利用料が異なる。	国県補助事業に基づき継続する。 合併時までに委託料・利用料を調整する。

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
12.住宅改修支援事業 (C)	<p>高齢者住宅改修助成事業</p> <p>対象：高齢者住宅改修が必要な者で、次の各号に該当する者</p> <p>1)世帯員が西都市内に住所を有すること。</p> <p>2)満65歳以上であって、要支援又は要介護状態の区分にある者</p> <p>3)生計の中心となる者の前年の所得税課税年額が140,000円以下であること</p> <p>予算：1住宅800千円まで</p> <p>実績 11件 5,472千円(13年度実績)</p> <p>(単独事業)</p> <p>高齢者住宅改修指導支援事業</p> <p>対象：高齢者住宅改修助成を受けようとする者。</p> <p>内容：理学療法士により住宅改修に伴う指導助言を行う。</p> <p>報酬：256,000円(6,400円×40回)</p> <p>老人居室整備資金貸付事業</p> <p>対象：西都市内に居住し高齢者と同居する世帯。貸付金の償還能力のある者</p> <p>貸付限度額：1000千円</p>	<p>高齢者住宅改修助成事業</p> <p>対象：地域支援会議において、高齢者住宅改修が必要と認められた者で、次の各号に該当する者</p> <p>1)世帯員が佐土原町内に住所を有すること。</p> <p>2)満65歳以上であって、要支援又は要介護状態の区分にある者</p> <p>3)生計の中心となる者の前年の所得税課税年額が140,000円以下であること</p> <p>予算：1名800千円(14年度当初)</p> <p>(単独事業)</p> <p>民間住宅改修指導支援事業</p> <p>対象：概ね65歳以上の介護保険対象、対象外となった高齢者及び身体障害者で、地域支援会議において指導支援が必要と認められた者</p> <p>内容：潤和リハビリ研究所及び町内1級建築事務所に委託。住宅改修に伴う助言及び器具の紹介等を行う。</p> <p>委託料4,080円(1時間)利用料無料</p> <p>実績：延件数102件、</p> <p>総委託料776千円(13年度)</p>	<p>高齢者住宅改修助成事業</p> <p>対象：要支援高齢者、障害者等住宅改修推進チームにおいて、高齢者住宅改修が必要と認められた者で、次の各号に該当する者。</p> <p>1)世帯員が新富町に住所を有すること。</p> <p>2)満65歳以上であって要介護又は要支援者。</p> <p>3)生計中心者となる者の前年の所得課税年額が140,000円以下であること。</p> <p>実績：4名 2,114千円</p>	<p>高齢者住宅改修助成事業</p> <p>対象：次の各号すべてに該当する世帯。</p> <p>1)世帯員が西米良村内に住所を有すること。</p> <p>2)満65歳以上であって、要支援、要介護状態の区分にある者。</p> <p>3)生計の中心となる者の前年の所得税課税年額が14万円以下であること。</p> <p>実績：1件 175千円(13年度)</p>	<p>(県補助事業1/2)</p> <p>県補助事業</p> <p>単独事業</p> <p>事業内容が異なる</p>	<p>県補助事業に基づき事業継続する。</p> <p>合併までに調整する。</p>
13.転倒骨折予防教室 (C)	<p>14年度より在宅介護支援センターに委託</p>	<p>在宅介護支援センター運営事業(介護予防・転倒骨折予防教室)</p> <p>実績：町内の在介合同で1回開催、経費89千円(13年度)</p>	なし	なし	<p>(国県補助事業3/4)</p>	<p>補助事業に基づき事業継続する。</p>

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
14.生活管理指導短期宿泊事業 (C)	<p>生活管理指導短期宿泊事業</p> <p>対象：概ね65歳以上であって、心身機能の低下等により社会適応が困難なもので「自立」と判定された者。</p> <p>内容：市内の特養・養護に委託。</p> <p>利用は7日以内 委託料1日3,810円。 利用者負担1,930円。</p> <p>実績：4日、15,240円(13年度)</p>	<p>生活支援型ショートステイ事業</p> <p>対象：要介護認定で「自立」と認定された概ね65歳以上の者で、地域支援会議において、生活支援型ショートステイのサービスが必要と認められた者</p> <p>内容：町内の2箇所の特養、西都市の1箇所の養護老人ホームに委託。利用は、1回につき原則7日以内。 委託料1日3,810円 利用料1,730円</p> <p>実績：なし(13年度)</p>	<p>生活支援型ショートステイ事業</p> <p>対象：町内に住所を有する65歳以上の者で、「地域ケア会議」でサービスが必要と認められ介護認定審査会において「自立」と認定された者。</p> <p>内容：養護老人ホームや特別養護老人ホームに委託。 利用は、月1回、7日間程度。 委託料1日8,000円 自己負担 生活保護世帯0円 その他 1割負担</p> <p>実績：なし0(13年度)</p>	<p>生活管理指導短期宿泊事業</p> <p>対象：概ね65歳以上であって、心身が虚弱等の理由により日常生活を行う上で援助が必要な者で、「自立」と判定された者。</p> <p>内容：村内の特養に委託。</p> <p>利用は月6日以内。 委託料1日8,000円。 利用者負担3,000円。</p> <p>実績：0円(13年度)</p>	(国県補助事業3/4) 委託料・利用料が異なる。	国県補助事業に基づき事業継続する。 委託料・利用料は、合併時までに調整する。
15.食の自立支援事業 (C)	<p>配食サービス事業</p> <p>対象：概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、心身が虚弱等のため食事の調理又は買出しが困難な者。</p> <p>内容：社会福祉協議会に委託。日曜祝祭日を除く毎日を基本とする。 委託料1食当り1,050円、 利用料400円。</p> <p>実績：総配食数22,341食 委託料23,458千円(13年度)</p>	<p>配食サービス事業</p> <p>対象：概ね65歳以上の一人暮らし老人、高齢者夫婦、及びこれに準ずる世帯や障害者で老衰、心身の障害及び傷病等により食事の調理が困難な者で地域支援会議で配食サービスが必要とされた者。</p> <p>内容：社会福祉協議会に委託。日曜祝祭日を除く毎日を基本とする。 委託料1食当たり1,050円(食材込)、 利用料400円</p> <p>実績：総配食数11,827食、 委託料7,688千円(13年度)</p>	<p>配食サービス事業</p> <p>対象：町内在住の概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者で、心身が虚弱等で食事の調理が困難な者。</p> <p>内容：社会福祉協議会に補助。(平成15年度より福祉保健課)月、水、金1食当たり900円(食材込)、 利用料300円</p> <p>実績：総配食数5,760食、 補助4,837千円(13年度)</p>	<p>配食サービス事業</p> <p>対象：概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、心身が虚弱等のため食事の調理又は買出しが困難な者。</p> <p>内容：JA西都西米良支所女性部に委託。 委託料年間400千円。</p> <p>実績：総配食数1,132食 委託料400千円(13年度)</p>	(国県補助事業3/4) 利用料が異なる。	国県補助事業に基づき事業継続する。 利用料は、合併時までに調整する。

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
16. 家族介護支援事業 (A)	<p>【単独事業】</p> <p>(1) 市民福祉手当支給事業 対象：概ね 65 歳以上の寝たきりの高齢者及び痴呆性高齢者を居宅で半年以上介護している者 内容：年額 72 千円（月額 6 千円） 実績：5,034 千円</p> <p>【補助事業】</p> <p>(2) 家族介護者交流事業 対象：要介護と認定されたものを介護している家族 内容：高齢者を在宅で介護している家族に対し交流会を開催することにより身体的精神的な負担の軽減を図る。 実績：13人 325 千円 委託料 1人当たり 25,000 円 社会福祉協議会に委託</p> <p>(3) 家族介護慰労事業 対象：要介護認定において要介護 4、5 と判定され 1 年以上状態が続いており、過去 1 年以上介護保険の給付を受けていないこと。 高齢者の属する世帯が市民税非課税世帯であること。 上記条件を満たす介護者 内容 年額 100 千円 市民福祉手当との併用可 実績：0 人</p>	<p>【単独事業】</p> <p>(1) 寝たきり老人等介護手当支給事業 内容：寝たきり老人又は痴呆性老人の介護者に対し、介護手当(1月 15 千円)を支給することにより、寝たきり老人等の家庭の安らぎと、福祉の向上に寄与することを目的とする。 対象：寝たきり老人及びその介護者が本町に 6 ヶ月以上住所を有する場合において介護者に対し支給する。 実績：4,830 千円(13 年度)</p> <p>【補助事業】</p> <p>(2) 家族介護者ヘルパー受講支援事業 内容：家族介護の経験を生かしてホームヘルパーとして社会で活躍することを支援するため、高齢者を介護しているか又は介護していた家族がホームヘルパー研修(2 級、3 級課程)を受講した場合、受講料の一部を助成。 対象：高齢者を介護しているか、又は介護していた家族で、地域支援会議において支援が適当と判断された者 実績：0(13 年度) 介護者の集い事業(H15 年度実施予定)</p>	<p>【単独事業】</p> <p>(1) 寝たきり老人等介護手当支給事業 対象：概ね 65 歳以上の寝たきり老人痴呆性老人を居宅で半年以上介護している者 内容：月額 1 万円を支給することにより家庭の安らぎと福祉の向上に寄与する 実績：1,790 千円(13 年度)</p> <p>(2) 在宅介護用おむつ給付事業 対象：概ね 65 歳以上の寝たきり老人及び重度の身体障害者(児)におむつを支給する。 内容：在宅において 6 ヶ月以上常におむつを付けている寝たきり老人に対して、月額 4,000 円以内で現品を給付。 実績：1,433 千円</p> <p>(3) あん摩、マッサージ、はり、きゅうに要する費用の一部助成事業 対象：新富町の住民基本台帳に記載された 65 歳以上の者。 内容：生きがいある健康な老後を築くためあん摩、マッサージ、はり、きゅうに要する費用の一部助成 実績：328 千円</p> <p>(4) 介護保険利用者負担軽減対策事業 対象：ホームヘルプサービスの利用実績のある 65 歳以上の障害者及び高齢者並びに障害手帳の交付を受けている障害者、特定疾病により要介護、要支援状態になった 40～64 歳までの者。 内容：訪問介護費用の 7% 軽減。 実績：40 名 1,035 千円</p>	<p>【単独事業】</p> <p>(1) 寝たきり老人等介護手当支給事業 対象：概ね 65 歳以上の寝たきりの高齢者及び痴呆性高齢者又は重度心身障害者を居宅で半年以上介護している者 内容：要介護者へ介護手当(15 千円)を支給することで家庭のやすらぎと福祉の向上に寄与する。 実績：1,635 千円(13 年度)</p> <p>【補助事業 + 単独事業】</p> <p>(2) 在宅介護用紙おむつ等支給事業 対象：概ね 65 歳以上の寝たきりの高齢者及び痴呆性高齢者で居宅において半年以上紙おむつ等を利用している者 内容：対象者へ紙おむつ等を給付(月額 1 万円以内)することで在宅福祉サービスの向上に寄与する。 実績：882 千円(13 年度) 限度額 補助事業 年額 75,000 円 (対象者・要介護 4.5 の者) 単独事業 年額 45,000 円</p>	<p>単独事業 対象者、金額、事業内容が異なる。 (在宅介護であるが、ほとんどが介護保険でのサービス利用中である。)</p> <p>補助事業 西米良村の「在宅介護用紙おむつ等支給事業」は、単独費を上乗せして支給している。</p>	<p>・合併時までに以下の内容で調整する。 単独事業の現金支給は廃止し、介護用品(おむつ)の支給などの補助事業等に切り替える)</p> <p>補助事業は引き続き実施する。 「紙おむつ支給」の限度額については、西米良村の制度を基準に、合併時までに調整する。</p>

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
17. 緊急通報体制整備事業 (C)	<p>緊急通報体制整備事業</p> <p>対象：概ね65歳以上の日常生活上常時注意を要する一人暮らし老人。</p> <p>内容：緊急通報装置を貸与。3名の通報先が必要</p> <p>実績：140台 1,471千円</p> <p>15年度よりオペレーターによるセンター方式を導入予定</p>	<p>緊急通報体制整備事業</p> <p>対象：概ね65歳以上の日常生活に不安を持つ一人暮らし老人、地域支援会議において緊急通報装置貸与が必要と判断された人。</p> <p>内容：緊急通報装置を貸与。第1通報先を社協とすることで、基幹型在宅介護支援センターで対応する。(24時間対応)</p> <p>実績：利用者数40人 総経費1,706千円(13年度)</p>	<p>緊急通報体制整備事業</p> <p>対象：概ね65歳以上の日常生活に不安を持つ一人暮らし老で緊急通報装置貸与が必要と判断された者。</p> <p>内容：緊急通報装置を貸与。3名の通報先があり最終通報先はタクシー会社。</p> <p>実績：利用者数33名 経費0(13年度)</p>	<p>緊急通報体制整備事業</p> <p>対象：概ね65才以上の独居又は重度障害者で、緊急通報の必要性がある者。</p> <p>内容：緊急通報送致を貸与。村委嘱協力員、病院、福祉施設の連携により対応する。</p> <p>実績：利用者数4人 経費0(13年度)</p>	(県補助事業3/4) 通報の形態や業者が異なる。	合併後、随時に統一したシステムへ変更する。
18. 老人クラブへの助成 (A)	<p>単位老人クラブ運営補助</p> <p>実績：38単位 1,596千円</p> <p>積算：3,500円×12月×38単位</p> <p>老人クラブ連合会補助金</p> <p>実績：3,780千円</p> <p>活性化促進モデル事業</p> <p>実績3クラブ 400千円</p>	<p>単位老人クラブ運営補助</p> <p>予算：46単位 2,650千円(14年度当初)</p> <p>積算：4,800円×12月×46単位</p> <p>老人クラブ連合会運営補助</p> <p>実績：1,215千円(14年度当初)</p> <p>積算：194,000円+(基準額72円+花づくり300円)×2,500人</p> <p>老人クラブ活性化促進モデル事業</p> <p>実績：3地区 600千円(14年度当初)</p> <p>老人クラブが行う健康づくり事業</p> <p>実績：2事業 513千円(14年度当初)</p>	<p>単位老人クラブ運営補助</p> <p>実績：26単位 1,497千円</p> <p>積算：4,800円×12月×26単位</p> <p>老人クラブ連合会補助金</p> <p>実績：501千円</p> <p>生きがいある老後づくり推進事業委託料</p> <p>実績：750千円(町単)</p>	<p>単位老人クラブ運営補助</p> <p>実績：9単位 452千円(14年度)</p> <p>老人クラブ連合会補助</p> <p>実績：369千円(14年度)</p>	(国県補助事業2/3) ・補助事業であるが、市町村の持ち出しの方が多い。 ・単位老人クラブの活動助成金の額が異なる。 ・各老人クラブ連合会の体制の統合等の調整。 ・各市町村で実施している事業の調整。	合併時まで以下の内容で調整する。 ・単位老人クラブ運営補助については、佐土原・新富町の制度を適用する。 ・関係機関と協議しながら、組織を一本化する。 ・地域性に即した事業については、継続して実施する。
19. 日常生活用具給付事業 (C)	<p>老人日常生活用具給付事業</p> <p>対象：概ね65歳以上で給付が必要と認められた者</p> <p>内容：一人暮らし高齢者等にたいし、日常生活用具(電磁調理器、火災報知器、自動消火器、老人用電話)給付</p> <p>実績：電磁調理器3台</p> <p>老人福祉電話貸与事業</p> <p>対象：概ね65歳以上の低所得の一人暮らし老人等</p> <p>内容：電話料金の基本料部分を扶助</p> <p>実績：48台 394千円(13年度)</p>	<p>高齢者日常生活用具給付事業</p> <p>対象：概ね65歳以上の高齢者で、地域支援会議において、日常生活用具給付等サービスが必要と認められた者</p> <p>内容：ひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具(電磁調理器、火災警報器自動消火器)を給付</p> <p>実績：0(13年度)</p> <p>老人福祉電話貸与事業</p> <p>対象：概ね65歳以上の低所得の一人暮らし老人等</p> <p>内容：電話料金の基本料部分を扶助</p> <p>実績：18台 394千円(13年度)</p>	<p>老人日常生活用具給付事業</p> <p>対象：概ね65歳以上で給付及び貸与が必要と認められた者</p> <p>内容：一人暮らし高齢者等にたいし、日常生活用具(電磁調理器、火災報知器、自動消火器、老人用電話)給付及び貸与</p> <p>実績：0</p>	<p>高齢者日常生活用具給付等事業</p> <p>対象：概ね65才以上の寝たきり高齢者及び独居高齢者</p> <p>内容：対象者の日常生活への便宜や防火等の配慮を図る用具を給付、貸与する。</p> <p>実績：0(13年度)</p>	(国県補助事業2/3)	国県補助事業の制度に基づき事業継続する。

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
20. 老人福祉センター等の運営事業 (C)	<p>老人福祉センター等の運営事業</p> <p>対象：市内に居住する60才以上の者（付添人含む）また管理に支障のない範囲でその他の者に使用させることができる。</p> <p>内容：地域高齢者の各種相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションその他の老人福祉の推進をはかる。</p> <p>実績：1,879人 利用料 無料 管理費補助 9,140千円</p>	<p>老人福祉館管理運営事業</p> <p>対象：佐土原町に居住する60歳以上の者</p> <p>内容：地域老人の各種相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションその他の老人福祉の推進をはかる。利用料100円 管理は、社協に委託</p> <p>実績：延利用人員2,006人 利用料収入843千円 管理委託料3,980千円 (13年度)</p>	<p>老人福祉センター管理運営事業</p> <p>対象：原則60歳以上</p> <p>内容：老人の生活相談、健康相談、機能回復訓練、教養の向上及びレクリエーション等の実施</p> <p>大集会室1,240円 会議室 教養図書室：620円 結婚式：15,450円</p> <p>実績：延利用人数2,608名利用料収入0 管理補助金 0円</p>	<p>高齢者福祉センター運営事業</p> <p>対象：村内に居住する60歳以上の者等</p> <p>内容：高齢者からの相談対応や健康管理各種講座等により高齢者福祉の向上に寄与する。 利用料：無料</p> <p>実績：0(13年度)</p>	<p>利用料が異なる。</p>	<p>合併後も各施設は新市の施設として存続させる。利用料については、当分の間現行とおりとし、随時調整する。</p>
21. 老人福祉施設保護措置事業 (C)	<p>老人福祉施設保護措置事業</p> <p>内容：市内1箇所 措置者44人 市外5箇所 措置者12人</p> <p>実績：144,725千円 負担金収入16,786千円(13年度)</p>	<p>老人福祉施設保護措置費</p> <p>内容：町内1箇所措置者35名、町外3箇所措置者5名</p> <p>実績：94,039千円 負担金収入12,410千円(13年度)</p>	<p>老人福祉施設保護措置費</p> <p>内容：措置者25名</p> <p>実績：53,412千円 負担金収入7,770千円</p>	<p>老人福祉施設保護措置事業</p> <p>内容：村外3箇所 措置者5人</p> <p>実績：10,846千円 負担金収入1,268千円(13年度)</p>	<p>(国県制度事業1/2)</p>	<p>制度事業に準じ、事業継続する。</p>
22. シルバー人材センター育成事業 (C)	<p>シルバー人材センター育成事業</p> <p>内容：シルバー人材センターの育成を目的とした助成金を支出する。 国費1/2補助に対し、県費・西都市・佐土原町で負担している。 西都負担分 6,634千円</p> <p>西都支所実績</p> <p>実績 会員数 215名 契約数 1,435件 就業延人数 24,763人 契約金額 141,543千円</p>	<p>シルバー人材センター育成事業</p> <p>内容：シルバー人材センターの育成を目的とした助成金を支出する。西都市との広域事業で行っており、事務局は西都市にしている。佐土原町は負担金として西都市に支払っている。(6,374千円14年度当初)</p> <p>実績：会員数225人 契約件数1,766件 就業延人数24,258人 契約金額 145,363千円</p>	<p>シルバー人材センター育成事業</p> <p>内容：シルバー人材センターの育成を目的とした助成金を支出する。(16,252千円)</p> <p>実績：会員数255人 契約件数1,415.5件 就業延人数21,636人 契約高115,427千円</p>	<p>なし</p>	<p>西都・佐土原広域「シルバー」人材センターと新富町「シルバー」人材センターの2つの法人組織がある。</p>	<p>関係機関と協議しながら、合併時に組織を一本化する</p>

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
23. 社会福祉協議会 (A)	社会福祉協議会補助金 総計 46,949 千円 社会福祉協議会人件費 37,469 千円 ふれあいのまちづくり事業 4,440 千円 シルバーいきいきサービス事業 1,384 千円 ボランティアセンター事業 2,405 千円 私たちのデイサービス事業 1,000 千円	社会福祉会運営補助金(14年度当初) 事務局補助金： 10,610 千円 原爆被爆団体協補助費： 30 千円 慰霊祭補助費： 150 千円 ボランティア連協活動支援助成金： 25 千円 健康ふくしまつり補助： 400 千円 ふれあい花づくり交流事業： 500 千円 ふれあいのまちづくり事業補助金 5,959 千円	社会福祉協議会補助金(14年度) 事務局補助金： 27,747 千円 年会費：一般会員 300 円 賛助会員 3,000 円 特別会員 5,000 円 主な事業(補助金の内訳) 運営費： 21,110 千円 相談事業： 300 千円 福祉給食サービス事業： 4,837 千円 ふれあいまちづくり事業： 1,500 千円 慰霊祭補助費： 771 千円	社会福祉協議会補助金(14年度) :事務局補助金 9,510 千円 (組織 職員 2人 ボランティア コーディネーター 1人 主な事業 相談事業(心配事相談、地域福祉権利擁 護事業)、 「社協だより」発行 ボランティアセンター事業 福祉団体等支援事業 社会福祉推進校の指定事業 福祉ふれあい交流会 たすけあい金庫貸付事業 テント貸出事業 老人クラブ連合会	運営内容(取組事業)が異なる。	現法(社会福祉法第107条)では、1行政区に1組織が適当とされているため、関係機関と協議しながら、合併時に組織を一本化する。 事業内容については、合併までに調整する。

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
24. 民生・児童委員関連事業 (B)	<p>(1) 民生委員・児童委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員定数：87人(うち区域担当76人、主任児童委員11人) ・一人当たりの担当世帯：163世帯 ・任期：平成16年11月30日まで ・法定民生委員・児童委員協議会数：6地区 ・補助金(平成14年度) 市民生委員・児童委員協議会補助金：15,175千円(総計) 地区民生委員・児童委員協議会補助金：10,492千円 民生委員・児童委員活動費補助(1人あたり)：120千円 主任児童委員活動費補助(1人あたり)：120千円 地区会長活動費補助(1人あたり)：42千円 地区民協活動運営費助成金1,169千円 民生委員研修費15,000円×87名 国県民生委員児童委員協議会負担金479千円 その他全国民生・児童委員研修費等 <p>(2) 民生委員推薦会</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員数：14名 a. 市議会の議員 b. 民生委員・児童委員 c. 社会福祉事業の実施に関係ある者 d. 区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者 e. 教育に関係ある者 f. 関係行政機関の職員 g. 学識経験のある者 <p>任期：平成17年3月31日まで 委員報酬：1回 6,400円</p>	<p>(1) 民生委員・児童委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員定数：56人(うち区域担当52人、主任児童委員4人) ・一人当たりの担当世帯：240世帯 ・任期：平成16年11月30日まで ・法定民生委員・児童委員協議会数：1地区 ・補助金(平成14年度) 町民生委員・児童委員協議会補助金：9,814千円(下記含む) 地区民生委員・児童委員協議会補助金：8,475千円 民生委員・児童委員活動費補助(1人あたり)：150千円 主任児童委員活動費補助(1人あたり)：150千円 地区会長活動費補助(1人あたり)： <p>(2) 民生委員推薦会</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員数：14名 a. 町議会の議員 b. 民生委員・児童委員 c. 社会福祉事業の実施に関係ある者 d. 区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者 e. 教育に関係ある者 f. 関係行政機関の職員 g. 学識経験のある者 <p>任期：平成16年11月30日まで 委員報酬：1回 6,100円</p> <p>(3) 社会福祉審議会 民生委員審査専門分科会</p> <p>民生委員・児童委員の適否の審査に関する事項の調査審議を行う。</p> <p>委員数：0名</p>	<p>(1) 民生委員・児童委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員定数：34人(うち区域担当32人、主任児童委員2人) ・一人当たりの担当世帯：218世帯 ・任期：平成16年11月30日まで ・法定民生委員・児童委員協議会数：1地区 ・補助金(平成14年度) 町民生委員・児童委員協議会補助金：4,420千円(下記含む) 地区民生委員・児童委員協議会補助金：民生委員・児童委員活動費補助(1人あたり)：150千円 主任児童委員活動費補助(1人あたり)：150千円 地区会長活動費補助(1人あたり)： <p>(2) 民生委員推薦会</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員数：14名 a. 町議会の議員 b. 民生委員・児童委員 c. 社会福祉事業の実施に関係ある者 d. 区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者 e. 教育に関係ある者 f. 関係行政機関の職員 g. 学識経験のある者 <p>任期：平成16年11月30日まで 委員報酬：1回 5,200円</p>	<p>民生・児童委員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員定数10人(内、児童委員1人) 補助金：1,400千円(14年度) 社会福祉協議会で運営 	<p>(民生委員法、国県事業)</p> <p>委員報酬等の単価が異なる。</p>	<p>制度に準じ実施する。</p> <p>報酬については合併時までに調整する。</p>

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
25.その他 (A)	<p>戦没者遺族連合会運営補助金 630千円</p> <p>戦没者追悼奉賛会補助金 720千円</p> <p>西都地区保護司会 保護司：30名 補助金140千円</p> <p>原爆被害者の会補助金 90千円</p> <p>傷痍軍人会補助金 90千円</p> <p>献血推進協議会運営補助金 160千円</p> <p>介護機器リサイクル事業 対象：西都市内に住所を有するおおむね 65歳以上の高齢者 内容：不要になった介護機器を修理消毒 し貸与する。 実績：300千円</p>	<p>宮崎地区保護司会佐土原支部 保護司：14名 補助金：600千円(積算基礎：人口1人 あたり20円)</p> <p>宮崎地区更生保護婦人会佐土原支部 会員：18名(平成14年4月1日現在) 補助金：なし</p> <p>更生保護法人宮崎県更正保護協会 負担金：37,290円(市町村の世帯数にて 負担)</p> <p>行旅病人・行旅死亡人等 取扱件数等：行旅病人0件、0円 行旅死亡人0件、0円</p> <p>行旅人貸与100千円(14年度当初)</p>	<p>戦没者遺族連合会運営補助金 120千円</p> <p>戦没者追悼奉賛会補助金 720千円</p> <p>宮崎地区保護司会新富支部 保護司：10名 補助金870千円</p> <p>原爆被害者の会補助金 25千円</p> <p>傷痍軍人会補助金 50千円</p> <p>傷痍軍人会補助金 50千円</p>	<p>高齢者乗車券交付事業 対象：4月1日現在で、70歳以上79 才以下の者 内容：村営バスの乗車券を交付すること で、社会参加を促し、生きがいと 健康づくりに寄与する。 実績：1,077千円(13年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の一本化 ・単独事業の調整見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併時までに、組織の整理統合を含めた 組織体制の見直し、 補助金の一本化、事業内容の整理を行う。 ・地域性に準じた事業については、継続事 業とする。

3 - (7). 住民福祉専門部会 保健

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
1. 医療関係施設整備の状況 (A)	<p>名称：西都市保健センター 西都市聖陵町 2 - 1 敷地面積：1,092.85㎡ 延べ床面積：600.43㎡ 内容 幼児健診、両親・育児学級、母子手帳交付、健康相談、老人医療受給者証交付、アルコール依存症者自主活動支援</p>	<p>名称：佐土原町保健相談センター： 宮崎都佐土原町大字下田島 20,660 番地 延床面積：930.40㎡ 診療科目：内科・小児科(嘱託医 1名)</p>	<p>名称：新富町保健相談センター 新富町大字上富田 7491 鉄筋コンクリート2階建て 延床面積：298.73㎡ 職員数 ・ センター長福祉保健課長兼務 1名 ・ 課長補佐兼係長 保健師 1名 ・ 係員 4名事務職員 1名保健師 3名 栄養士 1名</p>	(基幹集落センター)	機能・事業内容が異なる。	それぞれの地域に応じた必要不可欠な施設であり、新市に引き継ぐ。
2. 救急医療制度 (A)	<p>西都市・西児湯地域医療圏 1次救急(在宅当番医制) 西都市西児湯医師会に、関係市町村(1市1町1村)が共同で負担している。 2次救急(西都市・西児湯医師会立西都救急病院) 運営費補助(国県補助)運営費助成(単独)、貸付金(単独))による援助をしている。</p>	<p>宮崎東諸県医療圏(1市6町)として同じ救急医療制度の下にある。 1次救急(宮崎市夜間急病センター、在宅当番医制)、 2次救急(宮崎市都医師会病院) 3次救急(県立宮崎病院、宮崎医科大学付属病院) が整備されており、1次救急、2次救急の運営費について1市6町が共同で負担している。</p>	<p>西都市・西児湯地域医療圏、東児湯地域医療圏 1次救急(西都西児湯圏在宅当番制、国立宮崎病院、都農町国民健康保険病院) 2次救急(西都救急病院) 3次救急(県立宮崎病院、宮崎医科大学付属病院)が整備されている。 ・ 児湯地区5町で負担している。 ・ 西児湯地区で負担している。</p>	<p>西都市・西児湯地域医療圏、 1次救急(村立西米良病院) 2次救急(公立多良木病院・西都救急病院・国立宮崎病院) 3次救急(県立宮崎病院・宮崎医科大学付属病院)</p>	医療圏が異なる。 医療施設への新たな負担金の増加が見込まれる。	合併時までに、現状を踏まえ、地域性を重視して調整する。

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
3.母子保健						
(1)出産準備教室 (C)	<p>(1) 出産準備教室 両親学級（ピーチくらす） 対象者：妊娠中の夫婦 実施場所：保健センター 実施回数：年16回 (1クール4回で4クール) 実施内容：妊娠中の日常生活・呼吸法・先輩ママとの交流 妊娠中及び授乳期の栄養 乳房のケア（助産師講話・個別相談・健康チェック 父親の妊婦体験・乳児の授乳方・沐浴</p>	<p>(1) 出産準備教室 はっぴいママスクール 対象者：妊婦とその家族 実施内容：場所 保健相談センター 内容 年24回 (1クール4回で6クール) 妊娠中の過ごし方と母乳栄養 育児（沐浴実習等） 歯科相談と栄養 妊婦体操と座談会と赤ちゃんとのふれあい はっぴいパパママスクール 対象者：妊婦と夫 実施内容：場所 保健相談センター 内容 年2回 妊婦体験・妊婦体操・実習 (沐浴・調乳等)・座談会</p>	<p>(1) 出産準備教室 母親学級 対象者：妊婦と夫 実施内容：場所 保健相談センター 内容 年12回 (1クール3回で4クール) 妊娠中の生活・出産準備用品について お産のため妊婦体操 赤ちゃんの取り扱い・お風呂の入れ方 産後の健康・母子制度・家族計画 妊娠中の栄養調理実習</p>	<p>教室なし</p>	<p>実施回数・内容が異なる。</p>	<p>合併時までに調整する。</p>
(2)健康診査 (B)	<p>(2) 健康診査 妊婦一般健康診査 対象者：妊娠前期・後期の妊婦 実施方法：医療機関委託 乳児健康診査 対象者：3～5か月・7～11か月の乳児 実施方法：医療機関委託 6か月児健康診査 対象者：6か月の乳児 実施場所：保健センター 実施内容：月1回（個人通知） 問診・計測・小児科診察・グループワーク・離乳食試食・ブックスタート・個別相談 1歳6ヶ月児健康診査 対象者：1歳6ヶ月～2歳未満の幼児 実施場所：保健相談センター 実施内容：月1回（個人通知）</p>	<p>(2) 健康診査 妊婦一般健康診査 対象者：妊娠前期・後期の妊婦 実施方法：医療機関委託 乳児健康診査 対象者：3～4ヶ月・7～8ヶ月・1歳の乳幼児 実施方法：医療機関委託 1歳6ヶ月児健康診査 対象者：1歳6ヶ月～2歳未満の幼児 実施場所：保健相談センター 実施内容：月1回（個人通知） 問診・計測・尿検査・小児科診察・歯科診察・保健指導・栄養指導・ブラッシング指導・しつけ、心理相談（個別） 3歳6ヶ月児健康診査 対象者：3歳6ヶ月～4歳未満 実施内容：月1回（個人通知）</p>	<p>(2) 健康診査 妊婦一般健康診査 対象者：妊娠前期・後期の妊婦 実施方法：医療機関委託 乳児健康診査 対象者：3～6ヶ月・7ヶ月～1歳の乳児 実施方法：医療機関委託 乳児健康診査（集団） 対象者：4～7ヶ月の乳児 実施方法：保健相談センターで集団健診 1歳6ヶ月児健康診査 対象者：1歳6ヶ月～2歳未満の幼児 実施場所：保健相談センター 実施内容：年6回（個人通知） 問診・計測・小児科診察・歯科診察・保健指導・栄養指導・ブラッシング指導・しつけ</p>	<p>(2) 健康診査 妊婦一般健康診査 対象者：妊娠前期・後期の妊婦 実施方法：医療機関委託 乳児健康診査 対象者：3～4ヶ月(6ヶ月未満)・7～8ヶ月(6ヶ月～1歳未満)乳児 実施方法：医療機関委託 乳児健康診査（集団） 対象者：1歳未満児 実施方法：集団 実施場所：基幹集落センター 3か月に1回 1歳6ヶ月児健康診査(3歳と同時) 対象者：1歳6ヶ月～2歳未満の幼児 実施場所：基幹集落センター 実施内容：3か月に1回（個人通知）</p>	<p>対象者、実施方法等が異なる。</p>	<p>合併時までに調整する。</p>

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
(3)要フォロー児教室 (C)	<p>問診・計測・小児科診察・歯科 栄養指導・しつけ・保健指導・ 保育士による親子遊び</p> <p>3歳6ヶ月児健康診査</p> <p>対象者：3歳6ヶ月～4歳未満</p> <p>実施内容：月1回（個人通知）</p> <p>問診・計測・尿検査・視聴覚 検査・小児科診察・歯科診察・ 保健指導・栄養指導 ブラッシング指導・しつけ・ 心理相談（個別）</p> <p>（3）要フォロー児教室（わくわくランド）</p> <p>対象者：1歳6か月健診・3歳児健診で の要観察もしくは要指導と 判定された親子 及び育児不安のある親子</p> <p>実施場所：保健相談センター</p> <p>実施内容：年9回</p> <p>親子遊び（保育士）・音楽遊び （音楽療法士）・個別相談</p>	<p>問診・計測・尿検査・視聴覚 検査・小児科診察・歯科診察・ 保健指導・栄養指導・ ブラッシング指導・しつけ・ 心理相談（個別）</p> <p>（3）要フォロー児教室（あそびの教室）</p> <p>対象者：乳幼児健康診査での要観察者 及び育児不安のある親子</p> <p>実施場所：保健相談センター</p> <p>実施内容：年6回</p> <p>音楽遊び（音楽療法士）・個別相談</p>	<p>3歳6ヶ月児健康診査</p> <p>対象者：3歳6ヶ月～4歳未満</p> <p>実施内容：年6回（個人通知）</p> <p>問診・計測・尿検査・視聴覚 検査・小児科診察・歯科診察・ 保健指導・栄養指導・ ブラッシング指導・しつけ</p> <p>（3）要フォロー児教室（2歳児元気な歯 教室）</p> <p>対象者：1歳6か月健診の事後フォロー</p> <p>実施場所：保健相談センター</p> <p>実施内容：年3回 個別相談</p>	<p>問診・計測・内科診察・歯科診 察・保健指導・栄養指導</p> <p>スタッフ：保健師・栄養士国保連委託、 村内看護師2名雇上げ</p> <p>3歳児健康診査（1.6歳と同時）</p> <p>対象者：3歳3ヶ月～4歳未満</p> <p>実施内容：3か月に1回（個人通知）</p> <p>問診・計測・尿検査・視聴覚 検査・内科診察・歯科診察・ 保健指導・栄養指導</p> <p>教室無し</p>	<p>対象・内容が異なる。 西米良村が実施していない。</p>	<p>合併時までに調整を行う。</p>
(4)乳幼児健康相談 (C)	<p>（4）乳幼児健康相談 にこにこランド</p> <p>対象者：生後3か月から1歳6か月未満児</p> <p>実施場所：保健センター</p> <p>実施内容：年9回</p> <p>講演・音楽遊び・親子遊び・遠 足その他・個別相談</p> <p>おっぱい学級</p> <p>対象者：母乳保育中の母子</p> <p>実施場所：保健センター</p> <p>実施内容：年6回</p> <p>助産師講話・個別相談・児の身 体計測</p>	<p>（4）乳幼児健康相談 赤ちゃん相談</p> <p>対象者：1歳未満の乳児</p> <p>実施場所：保健相談センター 佐土原地区公民館</p> <p>実施内容：月1回 （佐土原地区公民館は隔月）</p> <p>問診・身体計測・栄養相談・ 育児相談</p> <p>バブバブ学級</p> <p>対象者：1歳未満の乳児とその親</p> <p>実施場所：保健相談センター</p> <p>実施内容：月1回</p> <p>身体計測・個別相談（必要時） 親同士の交流 （絵本の読み聞かせ・離乳食の 試食）</p> <p>ワイワイ学級</p>	<p>（4）乳幼児健康相談 育児学級</p> <p>対象者：1歳未満の乳児</p> <p>実施場所：保健相談センター</p> <p>実施内容：年3回</p> <p>問診・身体計測・栄養相談離乳 食試食・育児相談</p>	<p>（4）乳幼児健康相談 実施無し</p>	<p>対象者・実施内容が異なる。 西米良村が実施していない。</p>	<p>合併時までに調整する。</p>

項目	現況				課題	調整方針									
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村											
(5)思春期保健事業 (C)	<p>(5) 思春期保健事業 ふれあい体験事業 対象者：妻高校福祉生活科の生徒 実施場所：保健センター 実施内容：年1回 赤ちゃんとのおふれあい・ビデオ上映（生命創造）・グループワーク 思春期教育 対象者：小中学校の児童生徒 実施場所：依頼のあった施設 実施方法：依頼に応じた内容で実施</p>	<p>対象者：1歳～就学前までの幼児とその親 実施場所：保健相談センター 実施内容：月1回 地域子育て支援センターが主になって実施 講演・絵本の読み聞かせ・親同士の交流・親子での遊び</p> <p>(5) 思春期保健事業 ふれあい体験事業 対象者：佐土原高校生の希望者 実施場所：保健相談センター 実施内容：年1回 赤ちゃんとのおふれあい・ビデオ上映（生命創造）・グループワーク 思春期教育</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施場所</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学生</td> <td>各学校</td> <td>年1回 二次性徴について等</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>各学校</td> <td>年1回 「未来へはばたく君達へのメッセージ」 生命の尊さや避妊方法、STDについて</td> </tr> </tbody> </table>		実施場所	実施内容	中学生	各学校	年1回 二次性徴について等	高校生	各学校	年1回 「未来へはばたく君達へのメッセージ」 生命の尊さや避妊方法、STDについて	<p>思春期実施なし</p> <p>思春期教育 未実施</p>	<p>思春期実施なし</p> <p>思春期教育 未実施</p>	西都市、佐土原町のみ実施。	合併時までに調整する。
	実施場所	実施内容													
中学生	各学校	年1回 二次性徴について等													
高校生	各学校	年1回 「未来へはばたく君達へのメッセージ」 生命の尊さや避妊方法、STDについて													
(6)健康教育 (C)	<p>(6) 健康教育 小児生活習慣病予防教室 （わくわく健康ランド） 対象者：小学校生と保護者の中から希望者 実施場所：小学校 実施内容：年間1～2校指定 講話（栄養・運動・日常生活） 調理実習・運動・ゲーム</p>	<p>(6) 健康教育 子どもの生活習慣病予防教室 （夏休みわくわく体験教室） 対象者：小学校3～6年生とその親 実施場所：保健相談センター 実施内容：年4回 講演・調理実習・運動・ゲーム・個別指導・血液検査（医療機関）</p>	<p>(6) 健康教育</p>	<p>(6) 健康教育 親子うんどう教室 対象者：保育園児主で乳幼児制限なし 実施場所：トレーニング施設 実施内容：年3回、運動指導士による講話と運動指導、保育士による教育</p>	対象・実施内容等が異なる。	合併時までに調整する									

項目	現況				課題	調整方針												
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村														
(7)心身障害児支援事業 (C)	<p>その他の教室 対象者：保育所、幼稚園、小中学校の児童と保護者等 実施場所：保健相談センター及び依頼があった施設 実施内容：依頼要望に合わせて育児・疾病・栄養・生活習慣等について講話</p> <p>(7)心身障害児支援事業 未実施</p>	<p>就学児健康診査時教育 対象者：就学前児とその親 実施場所：各学校（5ヶ所） 実施内容：各学校1回 保健師による（予防接種・生活習慣・歯の健康等） その他の教室 対象者：保育所、幼稚園、小中学校の児童と保護者等 実施場所：保健相談センター及び依頼があった施設 実施内容：依頼要望に合わせて育児・疾病・栄養・生活習慣等について講話</p> <p>(7)心身障害児支援事業</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>エンジェルキッズ</td> <td>わんぱくキッズ</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>障害のある子どもを持つ親</td> <td>自閉症等の障害のある子供を持つ親</td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td>保健相談センター</td> <td>保健相談センター</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>月1回 親同士の交流・情報交換</td> <td>月1回 親同士の交流・情報交換</td> </tr> </table> <p>(8)母子保健推進員支援事業 未実施</p>		エンジェルキッズ	わんぱくキッズ	対象者	障害のある子どもを持つ親	自閉症等の障害のある子供を持つ親	実施場所	保健相談センター	保健相談センター	実施内容	月1回 親同士の交流・情報交換	月1回 親同士の交流・情報交換	<p>就学児健康診査時教育 対象者：修学前児とその親 実施場所：各学校（3ヶ所） 実施内容：各学校1回 保健師による（予防接種・生活習慣・歯の健康等） その他の教室 対象者：保育所、幼稚園、小中学校の児童と保護者等 実施場所：保健相談センター及び依頼があった施設 実施内容：依頼要望に合わせて育児・疾病・栄養・生活習慣等について講話 生活習慣病予防教室（4地区） 対象者：保育所、幼稚園、小中学校の児童と保護者等 実施場所：保健相談センター及び依頼があった施設 実施内容</p> <p>(7)心身障害児支援事業 未実施</p> <p>(8)母子保健推進員 任期 1年 数 10名 1件 500円年間活動750件</p>	<p>その他の教室 対象者：保育所、小中学校の児童と保護者等 実施場所：小中学校など依頼があった施設 実施内容：依頼要望に合わせて育児・疾病・栄養・生活習慣等について講話</p> <p>(7)心身障害児支援事業 未実施</p> <p>(8)母子保健推進員 6人、任期2年 活動内容：健診など受診案内、予防接種、教室など案内、勧奨、相</p>	佐土原町のみ実施。	引き続き実施する。
	エンジェルキッズ	わんぱくキッズ																
対象者	障害のある子どもを持つ親	自閉症等の障害のある子供を持つ親																
実施場所	保健相談センター	保健相談センター																
実施内容	月1回 親同士の交流・情報交換	月1回 親同士の交流・情報交換																
(8)母子保健推進員支援事業 (B)	<p>(8)母子保健推進員支援事業 推進員数：11名（内看護師6名） 任期：2年 活動内容：状況の把握・健診、学級のすすめ・育児相談等</p>	<p>(8)母子保健推進員支援事業 未実施</p>	<p>(8)母子保健推進員 任期 1年 数 10名 1件 500円年間活動750件</p>	<p>(8)母子保健推進員 6人、任期2年 活動内容：健診など受診案内、予防接種、教室など案内、勧奨、相</p>	任期・報償費等が異なる。	合併時まで調整する。												

項目	現況												課題	調整方針		
	西都市				佐土原町				新富町						西米良村	
4 予防接種 (C)	予防接種名	対象者	実施場所	実施方法	予防接種名	対象者	実施場所	実施方法	予防接種名	対象者	実施場所	実施方法	予防接種名	対象者	実施場所	実施方法
	急性灰白随炎	生後 3～90 月未満	医療機関	2回・個別接種	急性灰白随炎	生後 3～90月 未満	保健相談 センター	2回・集団接種	急性灰白随炎	生後 3～90月 未満	保健相談 センター 年4回	2回・集団接種	急性灰白随炎	生後 3～90 月未満	医療機関	2回・集団接種
	三種混合(一種)	生後 3～90 月未満		4回・個別接種	三種混合(一種)	生後 3～90月 未満	医療機関	4回・個別接種	三種混合(一種)	生後 3～90月 未満	保健相談 センター 年4回	4回・個別接種	三種混合(一種)	生後 3～90 月未満	医療機関	4回・集団接種
	麻疹	生後 12～90 月未満		1回・個別接種	麻疹	生後 12～90月 未満		1回・個別接種	麻疹	生後 12～90月 未満		1回・個別接種	麻疹	生後 12～90 月未満		1回・集団接種
	ツ反・BCG	生後 3～48 月未満		各1回・個別接種	ツ反・BCG	生後 3～48月 未満		各1回・個別接種	ツ反・BCG	生後 3～48月 未満		各1回・個別接種	ツ反・BCG	生後 3～48 月未満		各1回・集団接種
	風疹	生後 12～90 月未満		1回・個別接種	風疹	生後 12～90月 未満		1回・個別接種	風疹	生後 12～90月 未満		1回・個別接種	風疹	生後 12～90 月未満		1回・集団接種
	日本脳炎	生後 6～90 月未満		3回・個別接種	日本脳炎	生後 6～90月 未満		3回・個別接種	日本脳炎	生後 6～90月 未満		3回・個別接種	日本脳炎	生後 6～90 月未満		3回・集団接種

実施方法が異なる

合併時までに調整する。

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
5.成人・高齢者保健 (1)健康診査 (A)	<p>(1)健康診査</p> <p>1 基本健康診査 対象者：40歳以上 実施期間：4月から3月 実施方法：医療機関にて個別健診 実施内容：血圧測定、尿検査、血液検査(貧血・肝機能・血糖・脂質・腎機能)、心電図、眼底検査は選択 自己負担：1,000円</p> <p>2 肝炎ウイルス検診 対象者：国の定めた要件を満たした人 実施期間：4月から3月 実施方法：医療機関にて個別検診(基本健診と同時) 実施内容：C型肝炎ウイルス検査、HBs抗原検査 自己負担：600円～1,800円 免除規定：あり(老人医療受給者、生活保護世帯に属する人、市民税非課税世帯に属する人)</p> <p>3 胃がん検診 対象者：40歳以上 実施期間：個別 4月から3月 集団 7月と2月 実施方法：個別検診・集団検診 実施内容：胃部X線間接撮影 自己負担：1,200円 免除規定：なし</p> <p>4 子宮がん検診 対象者：30歳以上 実施期間：個別 4月から3月</p>	<p>(1)健康診査</p> <p>1 基本健康診査 対象者：30歳以上 実施期間：4月から6月 実施方法：集団健診 実施内容：血圧測定、尿検査、血液検査(貧血・肝機能・血糖・脂質・腎機能)、心電図、眼底検査は選択 自己負担：1,000円</p> <p>2 肝炎ウイルス検診 対象者：国の定めた要件を満たした人 実施期間：4月から6月 (二次検診は12月まで) 実施方法：集団検診 (基本健診と同時、二次検診のみ個別検診) 実施内容：C型肝炎ウイルス検査、HBs抗原検査 自己負担：基本健診に含まれる、GPT値に基づく検査 無料</p> <p>3 胃がん検診 対象者：30歳以上 実施期間：4月から6月 (基本健診等他の健診と同時実施) 実施方法：集団検診 実施内容：胃部X線間接撮影 自己負担：1,000円 免除規定：なし</p> <p>4 子宮がん検診 対象者：30歳以上 実施期間：4月から6月</p>	<p>(1)健康診査</p> <p>1 基本健康診査 対象者：40歳以上 実施期間：9月から11月 実施方法：集団健診 実施内容：血圧測定、尿検査、血液検査(貧血・肝機能・血糖・脂質・腎機能)、心電図、自己負担：なし</p> <p>2 肝炎ウイルス検診 対象者：国の定めた要件を満たした人 実施期間：7月から9～11月 (二次検診は12月まで) 実施方法：集団検診 (基本健診と同時) 実施内容：C型肝炎ウイルス検査、HBs抗原検査 自己負担：基本健診に含まれる、GPT値に基づく検査 無料</p> <p>3 胃がん検診 対象者：40歳以上 実施期間：9月から11月 (基本健診等他の健診と同時実施) 実施方法：集団検診 実施内容：胃部X線間接撮影 自己負担：1,000円 免除規定：なし</p>	<p>(1)健康診査</p> <p>1 基本健康診査 対象者：40歳以上 実施期間：4月 実施方法：集団健診 実施内容：血圧測定、尿検査、血液検査(貧血・肝機能・血糖・脂質・腎機能)、心電図、眼底検査は選択 自己負担なし</p> <p>2 肝炎ウイルス検診 対象者：国の定めた要件を満たした人 実施期間：4月 (二次検診はなし) 実施方法：集団検診 (基本健診と同時) 実施内容：C型肝炎ウイルス検査、HBs抗原検査 自己負担：無料</p> <p>3 胃がん検診 対象者：40歳以上 実施期間：4月、8月から9月 (基本健診とセットまたは単独実施) 実施方法：集団検診 実施内容：胃部X線間接撮影 自己負担：社保500円、他無料 免除規定：なし</p> <p>4 子宮がん検診 対象者：30歳以上 実施期間：4月から6月</p>	<p>対象年齢・自己負担額・免除規定・実施方法等が異なる。</p>	<p>合併時まで調整する。</p>

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
	<p>集団 7月と2月</p> <p>実施方法：個別検診・集団検診</p> <p>実施内容：検診車および医療機関による細胞診</p> <p>自己負担：1,000円</p> <p>免除規定：なし</p>	<p>(基本健診等他の健診と同時実施)</p> <p>実施方法：集団検診</p> <p>実施内容：検診車による細胞診</p> <p>自己負担：1,000円</p> <p>免除規定：なし</p>	<p>4 子宮がん検診</p> <p>対象者：30歳以上</p> <p>実施期間：7月と2月</p> <p>実施方法：集団検診</p> <p>実施内容：検診車による細胞診</p> <p>自己負担：1,000円</p> <p>免除規定：なし</p>	<p>(基本健診等他の健診と同時実施)</p> <p>実施方法：集団検診</p> <p>実施内容：検診車による細胞診</p> <p>自己負担：社保500円、他無料</p> <p>免除規定：なし</p>		
	<p>5 乳がん検診</p> <p>対象者：30歳以上</p> <p>実施期間：4月から3月</p> <p>実施方法：個別検診</p> <p>実施内容：触診</p> <p>自己負担：400円</p> <p>免除規定：なし</p>	<p>5 乳がん検診</p> <p>対象者：30歳以上</p> <p>実施期間：9月から11月</p> <p>実施方法：個別検診</p> <p>実施内容：マンモグラフィー＋超音波検査</p> <p>自己負担：3,000円</p> <p>免除規定：なし</p>	<p>5 乳がん検診</p> <p>対象者：40歳50歳</p> <p>実施期間：7月</p> <p>実施方法：個別検診</p> <p>実施内容：マンモグラフィー＋超音波検査</p> <p>自己負担：3,000円</p> <p>免除規定：なし</p>	<p>5 乳がん検診</p> <p>対象者：30歳以上</p> <p>実施期間：8月</p> <p>実施方法：集団検診</p> <p>実施内容：マンモグラフィー＋超音波検査</p> <p>自己負担：1,000円</p> <p>免除規定：なし</p>		
	<p>6 大腸がん検診</p> <p>対象者：40歳以上</p> <p>実施期間：4月から3月</p> <p>実施方法：個別検診</p> <p>実施内容：便潜血検査2日法</p> <p>自己負担：600円</p>	<p>6 大腸がん検診</p> <p>対象者：30歳以上</p> <p>実施期間：4月から6月</p> <p>(他の健診と同時実施)</p> <p>実施方法：集団検診</p> <p>実施内容：便潜血検査2日法</p> <p>自己負担：500円</p>	<p>6 大腸がん検診</p> <p>対象者：40歳以上</p> <p>実施期間：9月から11月</p> <p>(他の健診と同時実施)</p> <p>実施方法：集団検診</p> <p>実施内容：便潜血検査2日法</p> <p>自己負担：500円</p>	<p>6 大腸がん検診</p> <p>対象者：40歳以上</p> <p>実施期間：4月(他の健診と同時実施)</p> <p>実施方法：集団検診</p> <p>実施内容：便潜血検査2日法</p> <p>自己負担：0円</p> <p>便結果で内視鏡集団検診もある。</p>		
	<p>7 肺がん検診</p> <p>未実施</p>	<p>7 肺がん検診</p> <p>対象者：ふしめ健診希望者</p> <p>(30,35,40,45,50,55,61歳の男女)</p> <p>実施期間：4月から6月(日曜日)</p> <p>実施方法：集団検診</p> <p>実施内容：検診車による胸部X線間接撮影＋喀痰細胞診(必要時)</p> <p>自己負担：ふしめ健診の料金を含む</p>	<p>7 肺がん検診</p> <p>未実施</p>	<p>7 肺がん検診</p> <p>実施なし</p>		
	<p>8 骨粗鬆症検診</p> <p>対象者：40歳および50歳の女性</p> <p>実施方法：医療機関にて個別検診</p> <p>実施内容：問診・DXA法による骨密度測定・保健指導</p> <p>自己負担：600円</p>	<p>8 骨粗鬆症検診</p> <p>対象者：ふしめ健診希望者</p> <p>(30,35,40,45,50,55,61歳の男女)</p> <p>実施方法：集団方式</p> <p>実施回数：年5回</p> <p>(日曜日のふしめ健診時、同時実施)</p> <p>実施内容：問診・DXA法による骨密度測定・保健指導</p> <p>自己負担：ふしめ健診の料金を含む</p>		<p>8 骨粗鬆症検診</p> <p>実施なし</p>		

項目	現 況				課題	調整方針											
	西 都 市		佐 土 原 町				新 富 町		西 米 良 村								
(2)健康相談 (C)	免除規定：なし		免除規定：なし		8 ふしめ検診 対象者：ふしめ健診希望者 (40,50歳の男女) 実施方法：集団方式 日曜日回数：年1回 1 基本健康診査 2 胃がん検診 3 大腸がん検診 4 歯周疾患検診 5 子宮がん検診 6 骨粗鬆症検診 女のみ 男 1,500円 女 2,000円 (乳がん検診希望者5000円)				実施方法・内容が異なる。	合併時まで調整する。							
	(2)健康相談				(2)健康相談 対 象 者：町民 実施方法：健康診査の結果、必要と認められる人、及び各種事業時同時実施		(2)健康相談 対 象 者：村民 実施方法：各種事業時同時実施										
(3)健康教育 (C)	事業名	対象者	内 容	回 数	踊りグループの会員	ねんりん講座	その他	(3)健康教育		実施方法・内容が異なる。	合併時まで調整する。						
	定期健康相談	市民	尿検査・血圧測定・体脂肪測定・保健師栄養士による相談	12回				がん検診時 高齢者クラブ その他依頼に応じ	血圧測定・個別相談			5回	随時	(3)健康教育			
		教室名	対象者	内 容	回 数	ヘルシーダイエット	健康診査の結果、肥満・高血糖の人	運動・栄養・生活指導・血液検査	15回	スリム教室	健康診査の結果、肥満・高血糖の人	運動・栄養・生活指導・血液検査	7回	健康イキイキ体操	40歳以上の方 年代別で夜と昼開催	健康運動指導士による運動指導と講話	10回

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
6. 歯科保健						
(1) 歯科健診・相談 (B)	<p>(1) 歯科健診・相談</p> <p>2歳児歯の教室</p> <p>対象者：2歳児</p> <p>実施場所：保健センター</p> <p>実施内容：年3回（個人通知）</p> <p>歯科診察・歯科医師講話・おやつ試食・栄養士講話・ブラッシング指導（国保事業）</p> <p>歯科検診</p> <p>実施なし</p>	<p>(1) 歯科健診・相談</p> <p>2歳児歯の教室</p> <p>対象者：2歳～2歳3ヶ月児</p> <p>実施場所：保健相談センター</p> <p>実施内容：年4回（個人通知）</p> <p>歯科診察・ブラッシング指導・フッ素塗布・指導</p> <p>歯科検診</p> <p>対象者：30,35,40,45,50,55,61歳</p> <p>ふしめ健診対象者</p> <p>実施場所：保険相談センター</p> <p>実施内容：年5回</p> <p>歯科診察・ブラッシング指導・相談</p>	<p>(1) 歯科健診・相談</p> <p>2歳児元気な歯教室</p> <p>対象者：2歳～2歳4ヶ月児</p> <p>実施場所：保健相談センター</p> <p>実施内容：年3回（個人通知）</p> <p>歯科診察・ブラッシング指導・フッ素塗布・指導および歯科医による教育・栄養指導</p> <p>歯科検診</p> <p>対象者：40,50歳</p> <p>ふしめ健診対象者</p> <p>実施場所：保健相談センター</p> <p>実施内容：ふしめ健診時・歯科診察事後指導 ブラッシング指導・相談</p>	<p>(1) 歯科健診・相談</p> <p>2歳児歯の教室</p> <p>実施なし</p> <p>歯科検診</p> <p>実施なし</p>	<p>西米良村が未実施である。 対象者・内容等が異なる。</p>	<p>合併時までに調整する。</p>
(2) 歯科教育推進事業 (C)	<p>(2) 歯科教育推進事業</p> <p>フッ素洗口事業</p> <p>対象者：市内の保育所・幼稚園に通う3歳以上の園児</p> <p>実施方法：保育園と幼稚園単位での申し込みにより実施（国民健康保健事業）</p> <p>内容：父母説明会・医師講話・ブラッシング指導・栄養指導・洗口指導・毎日の実施は保育士が実施</p>	<p>(2) 歯科教育推進事業</p> <p>対象者：1歳6ヶ月児、3歳6ヶ月児</p> <p>健康診査受診者</p> <p>実施場所：保健相談センター</p> <p>実施内容：月1回</p> <p>集団指導（劇による集団教育）・個別指導</p>	<p>(2) 歯科教育推進事業</p> <p>フッ素洗口</p> <p>保育所 10カ所</p> <p>幼稚園 1カ所</p> <p>年2回虫歯予防教育・ブラッシング指導・</p>	<p>(2) 歯科教育推進事業</p> <p>フッ素塗布</p> <p>対象者：1歳以上で希望する者</p> <p>実施場所：1.6歳3歳児健診と同時</p> <p>自己負担：300円</p> <p>フッ素洗口</p> <p>対象者：3歳以上で希望する園児</p> <p>実施場所：保育所（1カ所）週5日法</p> <p>自己負担：無料</p>	<p>対象者、実施内容が異なる。</p>	<p>合併時までに調整する。</p>

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
7. 栄養関係 (1) 離乳食教室 (C)	(1) 離乳食教室 対象者：3か月～1歳3か月未満児を持つ親 実施場所：コミュニティセンター 実施内容：年6回 調理実習・試食・栄養指導 自己負担：無料	(1) 離乳食教室 対象者：4～5ヶ月児を持つ親 実施場所：保健相談センター 実施内容：年6回 調理実習・試食・栄養指導・ 歯の指導・家族計画 自己負担：無料	(1) 離乳食教室 教室実施なし	(1) 離乳食教室 教室実施なし	<ul style="list-style-type: none"> ・西都市、佐土原町のみ実施。 ・内容が異なる。 	合併までに調整する。
(2) 食生活改善推進員育成支援事業 (B)	(2) 食生活改善推進員育成 対象者：公募により希望した者 実施場所：保健センター 実施内容：22名 年9回2年に1回養成 食生活改善推進員活動支援 推進員数：78名(市内を8地区に分けて 班活動) 研修会：全体研修会 月1回 班長会 月1回 班会 月1回 活動内容：自主活動(料理講習会・イベントでの試食配付・ヘル スサポーター21事業) 市の事業に参加してアピール (国保事業・成老人事業・母子事業での試食提供)	(2) 食生活改善推進員育成 対象者：公募により希望した者 実施場所：保健相談センター 実施内容：23名 月1回 本年度養成中	(2) 食生活改善推進員育成(講座) 未実施	(2) 食生活改善推進員育成 食改なし		
8. 精神保健 (1) 精神障害者居宅生活支援事業 (B)	(1) 精神障害者居宅生活支援事業 グループホーム 対象者：各項目全てに該当する者 ア) 日常生活上の援助を受けないで、生活することが可能でないか又は適当でない者 イ) 一定程度の自活能力があり、数人で共同の生活を送るのに支障がない者 ウ) 日常生活を維持するのに足りる収入がある者	(1) 精神障害者居宅生活支援事業 グループホーム 対象者：各項目全てに該当する者 ア) 日常生活上の援助を受けないで、生活することが可能でないか又は適当でない者 ロ) 一定程度の自活能力があり、数人で共同の生活を送るのに支障がない者 ウ) 日常生活を維持するのに足りる収入がある者	(1) 精神障害者居宅生活支援事業 グループホーム 対象者：各項目全てに該当する者 ア) 日常生活上の援助を受けないで、生活することが可能でないか又は適当でない者 ハ) 一定程度の自活能力があり、数人で共同の生活を送るのに支障がない者 ウ) 日常生活を維持するのに足りる収入がある者	(1) 精神障害者居宅生活支援事業 グループホーム 未実施	西都市、佐土原町、新富町が実施。(国・県補助事業)	引き続き実施する。

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
(2)精神障害者家族会支援 (B)	<p>実施内容：地域において精神障害者グループでの生活を望む精神障害に対し、日常生活における援助等を行うことにより、精神障害の自立生活を助長する。</p> <p>ショートステイ 未実施</p> <p>ホームヘルプサービス 未実施</p> <p>(2)精神障害者家族会支援会の設置無し</p>	<p>実施内容：地域において精神障害者グループでの生活を望む精神障害に対し、日常生活における援助等を行うことにより、精神障害の自立生活を助長する。</p> <p>ショートステイ 対象者：佐土原町内に居住する在宅の精神障害者で、精神障害者保健福祉手帳、又は精神障害を支給事由とする年金たる給付を現に受けている者</p> <p>実施内容：精神障害者の介助等を行う者が疾病その他の理由により、当該精神障害者が居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった場合に当該。精神障害者を精神障害者生活訓練施設等に短期入所させ、居宅の精神障害者及びその家族の福祉の向上を図る</p> <p>ホームヘルプサービス 対象者：佐土原町内に居住する在宅の精神障害者で各項目のいずれかに該当する者</p> <p>実施内容：精神障害により居宅において日常生活を営むのに支障がある者のいる世帯に対してホームヘルパーを派遣して、食事、身体の清潔の保持等の介助その他の日常生活を営むのに必要なサービスを供与することにより、精神障害者の自立と社会復帰を促進し、精神障害者の福祉の増進を図る</p> <p>自己負担：別紙2</p> <p>(2)精神障害者家族会支援(しあわせ家族会)</p> <p>対象者：精神疾患とその家族</p>	<p>実施内容：地域において精神障害者グループでの生活を望む精神障害に対し、日常生活における援助等を行うことにより、精神障害の自立生活を助長する。</p> <p>ショートステイ 未実施</p> <p>ホームヘルプサービス 対象者：新富町内に居住する在宅の精神障害者で各項目のいずれかに該当する者</p> <p>実施内容：精神障害により居宅において日常生活を営むのに支障がある者のいる世帯に対してホームヘルパーを派遣して、食事、身体の清潔の保持等の介助その他の日常生活を営むのに必要なサービスを供与することにより、精神障害者の自立と社会復帰を促進し、精神障害者の福祉の増進を図る</p> <p>自己負担：別紙2</p> <p>(2)精神障害者家族会支援(ふたば家族会)</p> <p>対象者：精神疾患とその家族</p>	<p>ショートステイ 未実施</p> <p>ホームヘルプサービス 未実施</p> <p>(2)精神障害者家族会支援 家族会なし</p>	<p>佐土原町のみ実施。</p> <p>佐土原町、新富町が実施</p> <p>佐土原町、新富町が実施。実施内容が異なる。</p>	<p>引き続き実施する</p> <p>引き続き実施する。</p> <p>引き続き実施する。</p>

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
		実施場所：保健相談センター 地域福祉センター 実施内容：月1回（デイケアと同時開催）・ 補助金交付	事務局：保健相談センター			
9. その他の健康づくり事業 (1)健康づくり推進員等支援事業 (C)	(1)健康づくり推進員等支援事業 未設置	(1)健康づくり推進員等支援事業 (保健推進員事業) 推進員：87名 実施内容：各地区に1名(2年任期)を 委嘱(地区長に推薦依頼) 保健事業・健康に関する研修。 学習会・健診等の介助 町民とのパイプ的役割	(1)健康づくり推進員等支援事業 未設置	(1)健康づくり推進員 推進員：8名(各地区長) 任期：1年、(協議会年2回) 活動内容：健診受診勧奨など、 健診受診率表彰	佐土原町、西米良村が実施。 任期が異なる。	合併後に調整する。
(2)健康づくりイベント等 (C)	(2)健康づくりイベント等 元気フェスタ (生涯学習推進大会・福祉まつり) 実施内容：健康相談・骨伝導音チェック・ 血圧測定・在宅障害者の作品展 示・試食配付 健康づくり講演会 未実施 ウォーキング大会 対象者：市民(公募) 実施場所：年1回 西都原 実施内容：距離別に2コース設定し準備運 動・ウォーキング指導後開始 (国保予算)	(2)健康づくりイベント等 健康ふくしまつり 実施内容：年度毎にテーマ選定し、展示、 試食、体験コーナー、健康クイズ 健康づくり講演会 実施内容：年度毎にテーマ選定し、講演、 体験研究発表、展示 健康づくりイベント(歩こう会) 対象者：町民(公募・各教室参加生) 実施場所：年1回 久峰運動公園 実施内容：距離別に3コース設定し ウォーキング指導後実演	(2)健康づくりイベント等 福祉健康まつり 実施内容：年度毎にテーマ選定し、展示、 試食生活推進員による試食、体験コーナ ー、フッ素塗布100名 健康づくり講演会 未実施 健康づくりイベント(歩こう会) 対象者：町民(公募・各教室参加生) 実施場所：年6回 新富町文化センター 実施内容：ウォーキング指導後実演	(2)健康づくりイベント等 健康展 実施内容：年度ごとにテーマ選定し、展示、 健康測定など 健康づくり講演会 未実施 健康づくりイベント(歩こう会) 未実施	事業内容が異なる。	合併時までに内容を調整し、引き続き実 施する。
(3)健康カレンダー作成・ 配布 (C)	(3)健康カレンダー作成・配布 (国保予算) 事業内容：全世帯に配布(毎年3月末配布) 保健事業の日程、内容、場所等 を掲載(国保税納期)	(3)健康カレンダー作成・配布 (国保予算) 事業内容：全世帯に配布(毎年3月末配布) 保健事業の日程、内容、場所等 を掲載(国保税納期)	(3)健康カレンダー作成・配布 (国保予算) 事業内容：全世帯に配布(毎年3月末配布) 保健事業の日程、内容、場所等 を掲載(国保税納期)	(3)健康カレンダー作成・配布 (国保予算) 教育委員会が作成するカレンダーに保健 事業を掲載	実施方法が異なる	合併時までに方法を統一し、引き続き実 施する。

6 - (1) 建設専門部会 建設分科会

項目	現況				課題	調整方針																																																																																																																																																																
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																																																																																																																																																																		
1. 道路概況 (-)	<p>(1) 高速道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東九州自動車道（都農～西都）については現在施工中であり、側道の管理引継ぎ事項が残る <p>(2) 国・県・市町村道の現況</p> <p>①道路</p> <table border="1"> <tr><td>国道実延長(km)</td><td>36.4 (4.5%)</td></tr> <tr><td>県道実延長(km)</td><td>116.9 (14.4%)</td></tr> <tr><td>市道実延長(km)</td><td>659.7 (81.1%)</td></tr> <tr><td>合計</td><td>813.0</td></tr> <tr><td>一人当たり(m)</td><td>23.1</td></tr> <tr><td>一平方キロ当たり</td><td>1,854(m)</td></tr> </table> <p>②橋梁</p> <table border="1"> <tr><td>橋梁数</td><td>401</td></tr> <tr><td>永久橋</td><td>395</td></tr> <tr><td>木橋</td><td>6</td></tr> </table> <p>③市町村道の比較</p> <table border="1"> <tr><td>認定路線数</td><td>1122</td></tr> <tr><td>改良済延長(km)</td><td>198.5</td></tr> <tr><td>改良率(%)</td><td>29.7</td></tr> <tr><td>舗装済延長(km)</td><td>604.5</td></tr> <tr><td>舗装率(%)</td><td>90.3</td></tr> <tr><td>道路部面積(km²)</td><td>3.096</td></tr> <tr><td>平均幅員(m)</td><td>4.6</td></tr> <tr><td>実延長(km)</td><td>669.3</td></tr> <tr><td>一級</td><td>70.1</td></tr> <tr><td>二級</td><td>63.6</td></tr> <tr><td>その他</td><td>535.6</td></tr> </table> <p>※自歩道を除く。平成13年3月31日現在</p>	国道実延長(km)	36.4 (4.5%)	県道実延長(km)	116.9 (14.4%)	市道実延長(km)	659.7 (81.1%)	合計	813.0	一人当たり(m)	23.1	一平方キロ当たり	1,854(m)	橋梁数	401	永久橋	395	木橋	6	認定路線数	1122	改良済延長(km)	198.5	改良率(%)	29.7	舗装済延長(km)	604.5	舗装率(%)	90.3	道路部面積(km ²)	3.096	平均幅員(m)	4.6	実延長(km)	669.3	一級	70.1	二級	63.6	その他	535.6	<p>(1) 高速道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東九州自動車道（清武JCT～西都IC）開通。佐土原町域については供用済みであり、町道等の管理引継ぎ事項程度 <p>(2) 国・県・市町村道の現況</p> <p>①道路</p> <table border="1"> <tr><td>国道実延長(km)</td><td>14.4 (4.4%)</td></tr> <tr><td>県道実延長(km)</td><td>49.0 (14.9%)</td></tr> <tr><td>町道実延長(km)</td><td>264.6 (80.7%)</td></tr> <tr><td>合計</td><td>328.0</td></tr> <tr><td>一人当たり(m)</td><td>10.1</td></tr> <tr><td>一平方キロ当たり</td><td>5,771(m)</td></tr> </table> <p>②橋梁</p> <table border="1"> <tr><td>橋梁数</td><td>143</td></tr> <tr><td>永久橋</td><td>143</td></tr> <tr><td>木橋</td><td>0</td></tr> </table> <p>③市町村道の比較</p> <table border="1"> <tr><td>認定路線数</td><td>661</td></tr> <tr><td>改良済延長(km)</td><td>119.0</td></tr> <tr><td>改良率(%)</td><td>45.0</td></tr> <tr><td>舗装済延長(km)</td><td>245.9</td></tr> <tr><td>舗装率(%)</td><td>93.0</td></tr> <tr><td>道路部面積(km²)</td><td>1,435</td></tr> <tr><td>平均幅員(m)</td><td>5.4</td></tr> <tr><td>実延長(km)</td><td>264.6</td></tr> <tr><td>一級</td><td>27.5</td></tr> <tr><td>二級</td><td>21.0</td></tr> <tr><td>その他</td><td>216.1</td></tr> </table> <p>※自歩道を除く。平成13年3月31日現在</p>	国道実延長(km)	14.4 (4.4%)	県道実延長(km)	49.0 (14.9%)	町道実延長(km)	264.6 (80.7%)	合計	328.0	一人当たり(m)	10.1	一平方キロ当たり	5,771(m)	橋梁数	143	永久橋	143	木橋	0	認定路線数	661	改良済延長(km)	119.0	改良率(%)	45.0	舗装済延長(km)	245.9	舗装率(%)	93.0	道路部面積(km ²)	1,435	平均幅員(m)	5.4	実延長(km)	264.6	一級	27.5	二級	21.0	その他	216.1	<p>(1) 高速道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東九州自動車道新富町域は平成15年度まで埋蔵文化財の発掘調査を行い平成16年度より工事にかかる予定である。 ・一部区域において橋梁橋台を工事中用地買収は99%完了 <p>(2) 国・県・市町村道の現況</p> <p>①道路</p> <table border="1"> <tr><td>国道実延長(km)</td><td>7.1 (2.5%)</td></tr> <tr><td>県道実延長(km)</td><td>37.1 (13.3%)</td></tr> <tr><td>町道実延長(km)</td><td>234.4 (84.2%)</td></tr> <tr><td>合計</td><td>278.6</td></tr> <tr><td>一人当たり(m)</td><td>14.4</td></tr> <tr><td>一平方キロ当たり</td><td>4,515(m)</td></tr> </table> <p>②橋梁</p> <table border="1"> <tr><td>橋梁数</td><td>83</td></tr> <tr><td>永久橋</td><td>83</td></tr> <tr><td>木橋</td><td>0</td></tr> </table> <p>③市町村道の比較</p> <table border="1"> <tr><td>認定路線数</td><td>326</td></tr> <tr><td>改良済延長(km)</td><td>145.7</td></tr> <tr><td>改良率(%)</td><td>62.1</td></tr> <tr><td>舗装済延長(km)</td><td>214.7</td></tr> <tr><td>舗装率(%)</td><td>91.6</td></tr> <tr><td>道路部面積(km²)</td><td>1,253</td></tr> <tr><td>平均幅員(m)</td><td>5.3</td></tr> <tr><td>実延長(km)</td><td>234.3</td></tr> <tr><td>一級</td><td>27.4</td></tr> <tr><td>二級</td><td>27.3</td></tr> <tr><td>その他</td><td>179.6</td></tr> </table> <p>※自歩道を除く。平成13年3月31日現在</p>	国道実延長(km)	7.1 (2.5%)	県道実延長(km)	37.1 (13.3%)	町道実延長(km)	234.4 (84.2%)	合計	278.6	一人当たり(m)	14.4	一平方キロ当たり	4,515(m)	橋梁数	83	永久橋	83	木橋	0	認定路線数	326	改良済延長(km)	145.7	改良率(%)	62.1	舗装済延長(km)	214.7	舗装率(%)	91.6	道路部面積(km ²)	1,253	平均幅員(m)	5.3	実延長(km)	234.3	一級	27.4	二級	27.3	その他	179.6	<p>(1) 高速道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>(2) 国・県・市町村道の現況</p> <p>①道路</p> <table border="1"> <tr><td>国道実延長(km)</td><td>65.9 (37.0%)</td></tr> <tr><td>県道実延長(km)</td><td>16.6 (9.3%)</td></tr> <tr><td>町道実延長(km)</td><td>95.4 (53.7%)</td></tr> <tr><td>合計</td><td>177.9</td></tr> <tr><td>一人当たり(m)</td><td>124.9</td></tr> <tr><td>一平方キロ当たり</td><td>655(m)</td></tr> </table> <p>②橋梁</p> <table border="1"> <tr><td>橋梁数</td><td>56</td></tr> <tr><td>永久橋</td><td>52</td></tr> <tr><td>木橋</td><td>4</td></tr> </table> <p>③市町村道の比較</p> <table border="1"> <tr><td>認定路線数</td><td>71</td></tr> <tr><td>改良済延長(km)</td><td>17.4</td></tr> <tr><td>改良率(%)</td><td>18.2</td></tr> <tr><td>舗装済延長(km)</td><td>69.2</td></tr> <tr><td>舗装率(%)</td><td>72.6</td></tr> <tr><td>道路部面積(km²)</td><td>386.0</td></tr> <tr><td>平均幅員(m)</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>実延長(km)</td><td>95.4</td></tr> <tr><td>一級</td><td>9.0</td></tr> <tr><td>二級</td><td>25.4</td></tr> <tr><td>その他</td><td>61.0</td></tr> </table> <p>※自歩道を除く。平成13年3月31日現在</p>	国道実延長(km)	65.9 (37.0%)	県道実延長(km)	16.6 (9.3%)	町道実延長(km)	95.4 (53.7%)	合計	177.9	一人当たり(m)	124.9	一平方キロ当たり	655(m)	橋梁数	56	永久橋	52	木橋	4	認定路線数	71	改良済延長(km)	17.4	改良率(%)	18.2	舗装済延長(km)	69.2	舗装率(%)	72.6	道路部面積(km ²)	386.0	平均幅員(m)	4.0	実延長(km)	95.4	一級	9.0	二級	25.4	その他	61.0	-	-
国道実延長(km)	36.4 (4.5%)																																																																																																																																																																					
県道実延長(km)	116.9 (14.4%)																																																																																																																																																																					
市道実延長(km)	659.7 (81.1%)																																																																																																																																																																					
合計	813.0																																																																																																																																																																					
一人当たり(m)	23.1																																																																																																																																																																					
一平方キロ当たり	1,854(m)																																																																																																																																																																					
橋梁数	401																																																																																																																																																																					
永久橋	395																																																																																																																																																																					
木橋	6																																																																																																																																																																					
認定路線数	1122																																																																																																																																																																					
改良済延長(km)	198.5																																																																																																																																																																					
改良率(%)	29.7																																																																																																																																																																					
舗装済延長(km)	604.5																																																																																																																																																																					
舗装率(%)	90.3																																																																																																																																																																					
道路部面積(km ²)	3.096																																																																																																																																																																					
平均幅員(m)	4.6																																																																																																																																																																					
実延長(km)	669.3																																																																																																																																																																					
一級	70.1																																																																																																																																																																					
二級	63.6																																																																																																																																																																					
その他	535.6																																																																																																																																																																					
国道実延長(km)	14.4 (4.4%)																																																																																																																																																																					
県道実延長(km)	49.0 (14.9%)																																																																																																																																																																					
町道実延長(km)	264.6 (80.7%)																																																																																																																																																																					
合計	328.0																																																																																																																																																																					
一人当たり(m)	10.1																																																																																																																																																																					
一平方キロ当たり	5,771(m)																																																																																																																																																																					
橋梁数	143																																																																																																																																																																					
永久橋	143																																																																																																																																																																					
木橋	0																																																																																																																																																																					
認定路線数	661																																																																																																																																																																					
改良済延長(km)	119.0																																																																																																																																																																					
改良率(%)	45.0																																																																																																																																																																					
舗装済延長(km)	245.9																																																																																																																																																																					
舗装率(%)	93.0																																																																																																																																																																					
道路部面積(km ²)	1,435																																																																																																																																																																					
平均幅員(m)	5.4																																																																																																																																																																					
実延長(km)	264.6																																																																																																																																																																					
一級	27.5																																																																																																																																																																					
二級	21.0																																																																																																																																																																					
その他	216.1																																																																																																																																																																					
国道実延長(km)	7.1 (2.5%)																																																																																																																																																																					
県道実延長(km)	37.1 (13.3%)																																																																																																																																																																					
町道実延長(km)	234.4 (84.2%)																																																																																																																																																																					
合計	278.6																																																																																																																																																																					
一人当たり(m)	14.4																																																																																																																																																																					
一平方キロ当たり	4,515(m)																																																																																																																																																																					
橋梁数	83																																																																																																																																																																					
永久橋	83																																																																																																																																																																					
木橋	0																																																																																																																																																																					
認定路線数	326																																																																																																																																																																					
改良済延長(km)	145.7																																																																																																																																																																					
改良率(%)	62.1																																																																																																																																																																					
舗装済延長(km)	214.7																																																																																																																																																																					
舗装率(%)	91.6																																																																																																																																																																					
道路部面積(km ²)	1,253																																																																																																																																																																					
平均幅員(m)	5.3																																																																																																																																																																					
実延長(km)	234.3																																																																																																																																																																					
一級	27.4																																																																																																																																																																					
二級	27.3																																																																																																																																																																					
その他	179.6																																																																																																																																																																					
国道実延長(km)	65.9 (37.0%)																																																																																																																																																																					
県道実延長(km)	16.6 (9.3%)																																																																																																																																																																					
町道実延長(km)	95.4 (53.7%)																																																																																																																																																																					
合計	177.9																																																																																																																																																																					
一人当たり(m)	124.9																																																																																																																																																																					
一平方キロ当たり	655(m)																																																																																																																																																																					
橋梁数	56																																																																																																																																																																					
永久橋	52																																																																																																																																																																					
木橋	4																																																																																																																																																																					
認定路線数	71																																																																																																																																																																					
改良済延長(km)	17.4																																																																																																																																																																					
改良率(%)	18.2																																																																																																																																																																					
舗装済延長(km)	69.2																																																																																																																																																																					
舗装率(%)	72.6																																																																																																																																																																					
道路部面積(km ²)	386.0																																																																																																																																																																					
平均幅員(m)	4.0																																																																																																																																																																					
実延長(km)	95.4																																																																																																																																																																					
一級	9.0																																																																																																																																																																					
二級	25.4																																																																																																																																																																					
その他	61.0																																																																																																																																																																					

項目	現況				課題	調整方針																																															
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																																																	
2.市・町村道整備 (A)	<p>(1)整備基準</p> <p>①幹線道路については、第3次市総合計画(実施計画)に基づき、整備実施(～H17)</p> <p>②生活道路(市道)については、地元地権者の同意書を添付のうえ提出された要望路線を長期計画により整備</p>	<p>(1)整備基準</p> <p>①幹線道路については第3次町総合計画に基づき、整備実施(～H17)</p> <p>②生活道路(町道)については、議会・地元区長を通じて提出された要望路線の整備(検討)</p>	<p>(1)整備基準</p> <p>①幹線道路については、第4次町長期総合計画に基づき整備実施(～H22)</p> <p>②同左</p>	<p>(1)整備基準</p> <p>①幹線道路については、第4次村長期総合計画に基づき、整備実施(～H22)</p> <p>②同左</p>	新市での道路整備計画の検討が必要である	継続事業は推進することとし、合併までに全体整備計画を見直し事業予算の配分調整を行う(A)																																															
	<p>(2)用地取得基準</p> <p>・生活道路・幹線の道路についても、同様に鑑定に基づき用地単価を設定し、全用地面積を買収 ただし、現道路敷内の用地については寄付</p>	<p>(2)用地取得基準</p> <p>・地域の1車線道路(生活道路)については、現道中心より両側2m以内は原則用地寄附、それ以上の部分は原則用地買収。(地域単価を設定している)生活道路以外の幹線の道路については、鑑定に基づき用地単価を設定し、全用地面積を買収</p>	<p>(2)用地取得基準</p> <p>・町道については、3ヵ年ごとに各ブロック毎の宅地を税務課の鑑定額により見直しをかり単価を決定している。宅地以外は町内一円地目別で単価統一。用途地域内は鑑定に基づき単価を決定</p>	<p>(2)用地取得基準</p> <p>・地域の1車線道路(生活道路)については、原則用地寄附、生活道路以外の幹線の道路については、地域単価を設定しており、全用地面積を買収</p>			4市町村において寄付、買収基準に相違がある	合併までに新市での新たな基準の調整を行う(B)																																													
	<p>(3)箇所数及び予算</p> <p>①(道路 + 橋梁)</p> <p>道路整備事業(幹線道路・生活道路・橋梁整備)</p> <p>全体 単位:百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>事業費</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年度</td> <td>890</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>839</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>691</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table>	名称	事業費	箇所数	平成14年度	890			29	平成13年度	839	32	平成12年度	691	34	<p>(3)箇所数及び予算</p> <p>①(道路 + 橋梁)</p> <p>道路整備事業(幹線道路・生活道路・橋梁整備)</p> <p>全体 単位:百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>事業費</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年度</td> <td>306</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>423</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>465</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table>	名称	事業費	箇所数	平成14年度	306	12	平成13年度	423	15	平成12年度	465	17	<p>(3)箇所数及び予算</p> <p>①(道路 + 橋梁)</p> <p>道路整備事業(幹線道路・生活道路・橋梁整備)</p> <p>全体 単位:百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>事業費</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年度</td> <td>146</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>228</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>245</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table>	名称	事業費	箇所数	平成14年度	146	7	平成13年度	228	12	平成12年度	245	13	<p>(3)箇所数及び予算</p> <p>①(道路 + 橋梁)</p> <p>道路整備事業(幹線道路・生活道路・橋梁整備)</p> <p>全体 単位:百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>事業費</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年度</td> <td>134</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>196</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>231</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	名称	事業費	箇所数	平成14年度	134	6	平成13年度	196	6	平成12年度	231
名称	事業費	箇所数																																																			
平成14年度	890	29																																																			
平成13年度	839	32																																																			
平成12年度	691	34																																																			
名称	事業費	箇所数																																																			
平成14年度	306	12																																																			
平成13年度	423	15																																																			
平成12年度	465	17																																																			
名称	事業費	箇所数																																																			
平成14年度	146	7																																																			
平成13年度	228	12																																																			
平成12年度	245	13																																																			
名称	事業費	箇所数																																																			
平成14年度	134	6																																																			
平成13年度	196	6																																																			
平成12年度	231	10																																																			

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
3. 道路維持業務 (C)	(1) 舗装打換事業 ・老朽化した舗装の打換（整備計画は無く、地元要望に応じ対応をしている）	(1) 舗装打換事業 ・同左	(1) 舗装打換事業 ・同左	(1) 舗装打換事業 ・同左	—	—
	(2) 排水路改修事業 ・側溝の補修、蓋掛け、但し、新設を除く（整備計画は無く、地元要望に応じ対応をしている）	(2) 排水路改修事業 ・同左	(2) 排水路改修事業 ・同左	(2) 排水路改修事業 ・同左	—	—
	(3) 交通安全施設事業 ・カーブミラー、道路照明、ガードレール等の交通安全施設の設置	(3) 交通安全施設事業 ・同左	(3) 交通安全施設事業 ・同左	(3) 交通安全施設事業 ・同左	—	—
	(4) 里道舗装事業 ・市単独で生コン支給、地元労力による対応（市内全区域の里道において、原則家屋2戸以上の道について対応）（内規有り）	(4) 里道舗装事業 ・町単独並びに直営で対応（町内全区域の里道において、原則家屋2戸以上の道について対応）（内規有り）	(4) 里道舗装事業 ・町単独で実施（町内全域の里道において、原則2戸以上が対象）（内規あり）	(4) 里道舗装事業 ・村単独で生コン支給、地元労力による対応	・4市町村により対応基準の相違がある	・合併までに新市での新たな基準の調整を行う（C）
	(5) 私道整備工事の助成事業 ・対応していない	(5) 私道整備工事の助成事業 ・同左	(5) 私道整備工事の助成事業 ・同左	(5) 私道整備工事の助成事業 ・私道橋改修補修金（交付要綱あり）	・西米良村において私道橋改修補修金の対応を行っている	・合併までに新市での新たな要綱について西米良村の現交付要綱を基に調整を行う（C）
	(6) (街路樹・草花・除草)管理業務 ・委託	(6) (街路樹・草花・除草)管理業務 ・直営（4名）及び委託	(6) (街路樹・草花・除草)管理業務 ・委託	(6) (街路樹・草花・除草)管理業務 ・直営（2名）及び委託	・4市町村により管理方法の相違がある	・合併までに新市で統一した管理方法について調整を行う（C）
	(7) 道路維持補修業務（舗装維持修繕、側溝浚渫、蓋掛け等） ・直営（1名）及び委託	(7) 道路維持補修業務（舗装維持修繕、側溝浚渫、蓋掛け等） ・直営（3名）及び委託	(7) 道路維持補修業務（舗装維持修繕、側溝浚渫、蓋掛け等） ・委託	(7) 道路維持補修業務（舗装維持修繕、側溝浚渫、蓋掛け等） ・直営（2名）及び委託	・4市町村により管理方法の相違がある	・合併までに新市で統一した管理方法について調整を行う（C）
	(8) パトロール業務 ・必要に応じてパトロールの実施をしてい ・直営（1名）	(8) パトロール業務 ・同左 ・直営（3名）	(8) パトロール業務 ・同左 ・直営（職員対応）	(8) パトロール業務 ・同左 ・直営（1名）	・4市町村により管理方法の相違がある	・合併までに新市で統一した管理方法について調整を行う（C）

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
4. 道路台帳管理業務 (C)	<p>(1) 道路台帳整備業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路法に基づき、新設・改良等の管理台帳整備を委託（台帳数値を電算化している） <p>(2) 道路境界に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請に基づき、道路境界査定（年間70件程度） 	<p>(1) 道路台帳整備業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 同左（電算化していない） <p>(2) 道路境界に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 同左（年間50件程度） 	<p>(1) 道路台帳整備業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 同左（台帳数値を電算化している） <p>(2) 道路境界に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 同左（年間25件程度） 	<p>(1) 道路台帳整備業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 同左（電算化していない） <p>(2) 道路境界に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 同左（年間数件） 	<ul style="list-style-type: none"> 管理方法に違いがある 	<ul style="list-style-type: none"> 合併後に台帳数値を電算化し、統一した管理を行う（C）
5. 道路認定業務 (C)	<ul style="list-style-type: none"> 開発行為、事業関係、地元区長等の申請により行う（年間1～2件程度） 認定基準に基づき認定 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 認定基準に基づき認定 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 認定基準に基づき認定 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 認定基準に基づき認定 	<ul style="list-style-type: none"> 認定基準に相違がある 	<ul style="list-style-type: none"> 合併までに新市での認定基準の調整を行う（C）
6. 道路法に関する諸届出（B）	<p>(1) 道路法による許可、協議</p> <p>①32, 35 条関係（道路占用）</p> <ul style="list-style-type: none"> 有料（免除あり） <p>②24 条関係（工事施行承認）</p> <ul style="list-style-type: none"> 承認 <p>(2) 占用料</p>	<p>(1) 道路法による許可、協議</p> <p>①同左</p> <p>②同左</p> <p>(2) 占用料</p>	<p>(1) 道路法による許可、協議</p> <p>①同左</p> <p>②同左</p> <p>(2) 占用料</p>	<p>(1) 道路法による許可、協議</p> <p>①同左</p> <p>②同左</p> <p>(2) 占用料</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内容並びに料金に相違がある 	<ul style="list-style-type: none"> 合併までに新市での条例等の調整を行う（B）

項目	現況				課題	調整方針		
	西都市		佐土原町				新富町	西米良村
	占用物件		単位	占用料	別紙の通り	別紙の通り		
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	年額1本	1,000円	年額1本			第1種電柱	820円
	第2種電柱		1,600円				第2種電柱	1,300円
	第3種電柱		2,100円				第3種電柱	1,700円
	第1種電話柱		910円				第1種電話柱	740円
	第2種電話柱		1,500円				第2種電話柱	1,200円
	第3種電話柱		2,000円				第3種電話柱	1,700円
	その他の柱類		70円				その他の柱類	57円
	共架電線その他上空に設ける線類	年1m	9円	年1m			共架電線その他上空に設ける線類	8円
	地下電線その他地下に設ける線類		5円				地下電線その他地下に設ける線類	4円
	路上に設ける変圧器	年額1個	690円	路上に設ける変圧器			年額1個	560円
	地下に設ける変圧器	年額1㎡	470円	地下に設ける変圧器			年額1㎡	380円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	年額1個	1,400円	年額1個			変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1,100円
	郵便差出箱		590円				郵便差出箱	480円
	広告塔	年額1㎡	3,900円	年額1㎡			広告塔	1,100円
その他のもの	1,400円		その他のもの				1,100円	
法第32条第1項第2号に掲げる工 作物	外径が0.1m未満のもの	年額1m	47円	年額1m			外径が0.1m未満のもの	38円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		70円				外径が0.1m以上0.15m未満のもの	57円
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		93円				外径が0.15m以上0.2m未満のもの	76円
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの		190円				外径が0.2m以上0.4m未満のもの	150円
	外径が0.4m以上1m未満のもの		470円		外径が0.4m以上1m未満のもの	380円		
	外径が1m以上のもの		930円		外径が1m以上のもの	760円		

項目	現況			課題	調整方針																																																																																																																																																																												
	西都市	佐土原町	新富町			西米良村																																																																																																																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">占有物件</th> <th>単位</th> <th>占有料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">法第32条第1項第3号及び第4号に掲げるもの</td> <td></td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">法第32条第1項第5号に掲げるもの</td> <td>上空に設ける通路</td> <td rowspan="3">年額1㎡</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける通路</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法第32条第1項第6号に掲げるもの</td> <td>祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの</td> <td>日額1㎡</td> <td>39円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>月額1㎡</td> <td>390円</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">道路法第7条第1号に掲げる物件</td> <td rowspan="2">看板</td> <td>一時的に設けるもの</td> <td>月額1㎡</td> <td>390円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>年額1㎡</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>標識</td> <td>年額1本</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旗ざお</td> <td>祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの</td> <td>日額1本</td> <td>39円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>月額1本</td> <td>390円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">幕</td> <td>祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの</td> <td>日額1㎡</td> <td>39円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>月額1㎡</td> <td>390円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アーチ</td> <td>車道を横断するもの</td> <td>月額1基</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td></td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料</td> <td></td> <td>月額1㎡</td> <td>390円</td> </tr> <tr> <td>令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設</td> <td></td> <td>月額1㎡</td> <td>140円</td> </tr> </tbody> </table>	占有物件		単位	占有料	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げるもの			1,400円	法第32条第1項第5号に掲げるもの	上空に設ける通路	年額1㎡	2,600円	地下に設ける通路	1,300円	その他のもの	1,400円	法第32条第1項第6号に掲げるもの	祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの	日額1㎡	39円	その他のもの	月額1㎡	390円	道路法第7条第1号に掲げる物件	看板	一時的に設けるもの	月額1㎡	390円	その他のもの	年額1㎡	3,900円	標識	年額1本	1,100円	旗ざお	祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの	日額1本	39円	その他のもの	月額1本	390円	幕	祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの	日額1㎡	39円	その他のもの	月額1㎡	390円	アーチ	車道を横断するもの	月額1基	3,900円	その他のもの		1,900円	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		月額1㎡	390円	令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		月額1㎡	140円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">占有物件</th> <th>単位</th> <th>占有料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">法第32条第1項第3号及び第4号に掲げるもの</td> <td></td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">法第32条第1項第5号に掲げるもの</td> <td rowspan="3">地下街及び地下室</td> <td>階数が1のもの</td> <td rowspan="5">年額1㎡</td> <td>Aに0.003を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>階数が2のもの</td> <td>Aに0.005を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>階数が3以上のもの</td> <td>Aに0.006を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>上空に設ける通路</td> <td>760円</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける通路</td> <td>380円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他のもの</td> <td></td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法第32条第1項第6号に掲げるもの</td> <td colspan="2">祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの</td> <td>日額1㎡</td> <td>11円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他のもの</td> <td>月額1㎡</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">道路法第7条第1号に掲げる物件</td> <td rowspan="2">看板</td> <td>一時的に設けるもの</td> <td>月額1㎡</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>年額1㎡</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>標識</td> <td>年額1本</td> <td>910円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旗ざお</td> <td>祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの</td> <td>日額1本</td> <td>11円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>月額1本</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">幕</td> <td>祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの</td> <td>日額1㎡</td> <td>11円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>月額1㎡</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アーチ</td> <td>車道を横断するもの</td> <td>月額1基</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td></td> <td>570円</td> </tr> <tr> <td>令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料</td> <td></td> <td>月額1㎡</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設</td> <td></td> <td>月額1㎡</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場</td> <td rowspan="4">建築物</td> <td>階数1のもの</td> <td rowspan="4">年額1㎡</td> <td>Aに0.008を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>階数2のもの</td> <td>Aに0.011を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>階数3のもの</td> <td>Aに0.015を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>階数4以上のもの</td> <td>Aに0.016を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他のもの</td> <td></td> <td></td> <td>Aに0.008を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">令第7条第6号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所</td> <td rowspan="4">上空又はトンネルの上に設けるもの</td> <td>階数1のもの</td> <td rowspan="5">年額1㎡</td> <td>Aに0.008を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>階数2のもの</td> <td>Aに0.011を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>階数3のもの</td> <td>Aに0.015を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>階数4以上のもの</td> <td>Aに0.016を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他のもの</td> <td></td> <td>Aに0.018を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	占有物件			単位	占有料	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げるもの				1,100円	法第32条第1項第5号に掲げるもの	地下街及び地下室	階数が1のもの	年額1㎡	Aに0.003を乗じて得た額	階数が2のもの	Aに0.005を乗じて得た額	階数が3以上のもの	Aに0.006を乗じて得た額	上空に設ける通路	760円	地下に設ける通路	380円	その他のもの				1,100円	法第32条第1項第6号に掲げるもの	祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの		日額1㎡	11円	その他のもの		月額1㎡	110円	道路法第7条第1号に掲げる物件	看板	一時的に設けるもの	月額1㎡	110円	その他のもの	年額1㎡	1,100円	標識	年額1本	910円	旗ざお	祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの	日額1本	11円	その他のもの	月額1本	110円	幕	祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの	日額1㎡	11円	その他のもの	月額1㎡	110円	アーチ	車道を横断するもの	月額1基	1,100円	その他のもの		570円	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		月額1㎡	110円	令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		月額1㎡	110円	令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数1のもの	年額1㎡	Aに0.008を乗じて得た額	階数2のもの	Aに0.011を乗じて得た額	階数3のもの	Aに0.015を乗じて得た額	階数4以上のもの	Aに0.016を乗じて得た額	その他のもの				Aに0.008を乗じて得た額	令第7条第6号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	上空又はトンネルの上に設けるもの	階数1のもの	年額1㎡	Aに0.008を乗じて得た額	階数2のもの	Aに0.011を乗じて得た額	階数3のもの	Aに0.015を乗じて得た額	階数4以上のもの	Aに0.016を乗じて得た額	その他のもの			Aに0.018を乗じて得た額	別紙の通り	別紙の通り		
占有物件		単位	占有料																																																																																																																																																																														
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げるもの			1,400円																																																																																																																																																																														
法第32条第1項第5号に掲げるもの	上空に設ける通路	年額1㎡	2,600円																																																																																																																																																																														
	地下に設ける通路		1,300円																																																																																																																																																																														
	その他のもの		1,400円																																																																																																																																																																														
法第32条第1項第6号に掲げるもの	祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの	日額1㎡	39円																																																																																																																																																																														
	その他のもの	月額1㎡	390円																																																																																																																																																																														
道路法第7条第1号に掲げる物件	看板	一時的に設けるもの	月額1㎡	390円																																																																																																																																																																													
		その他のもの	年額1㎡	3,900円																																																																																																																																																																													
	標識	年額1本	1,100円																																																																																																																																																																														
	旗ざお	祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの	日額1本	39円																																																																																																																																																																													
		その他のもの	月額1本	390円																																																																																																																																																																													
	幕	祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの	日額1㎡	39円																																																																																																																																																																													
		その他のもの	月額1㎡	390円																																																																																																																																																																													
	アーチ	車道を横断するもの	月額1基	3,900円																																																																																																																																																																													
その他のもの			1,900円																																																																																																																																																																														
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		月額1㎡	390円																																																																																																																																																																														
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		月額1㎡	140円																																																																																																																																																																														
占有物件			単位	占有料																																																																																																																																																																													
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げるもの				1,100円																																																																																																																																																																													
法第32条第1項第5号に掲げるもの	地下街及び地下室	階数が1のもの	年額1㎡	Aに0.003を乗じて得た額																																																																																																																																																																													
		階数が2のもの		Aに0.005を乗じて得た額																																																																																																																																																																													
		階数が3以上のもの		Aに0.006を乗じて得た額																																																																																																																																																																													
	上空に設ける通路	760円																																																																																																																																																																															
	地下に設ける通路	380円																																																																																																																																																																															
その他のもの				1,100円																																																																																																																																																																													
法第32条第1項第6号に掲げるもの	祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの		日額1㎡	11円																																																																																																																																																																													
	その他のもの		月額1㎡	110円																																																																																																																																																																													
道路法第7条第1号に掲げる物件	看板	一時的に設けるもの	月額1㎡	110円																																																																																																																																																																													
		その他のもの	年額1㎡	1,100円																																																																																																																																																																													
	標識	年額1本	910円																																																																																																																																																																														
	旗ざお	祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの	日額1本	11円																																																																																																																																																																													
		その他のもの	月額1本	110円																																																																																																																																																																													
	幕	祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの	日額1㎡	11円																																																																																																																																																																													
		その他のもの	月額1㎡	110円																																																																																																																																																																													
	アーチ	車道を横断するもの	月額1基	1,100円																																																																																																																																																																													
その他のもの			570円																																																																																																																																																																														
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		月額1㎡	110円																																																																																																																																																																														
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		月額1㎡	110円																																																																																																																																																																														
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数1のもの	年額1㎡	Aに0.008を乗じて得た額																																																																																																																																																																													
		階数2のもの		Aに0.011を乗じて得た額																																																																																																																																																																													
		階数3のもの		Aに0.015を乗じて得た額																																																																																																																																																																													
		階数4以上のもの		Aに0.016を乗じて得た額																																																																																																																																																																													
その他のもの				Aに0.008を乗じて得た額																																																																																																																																																																													
令第7条第6号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	上空又はトンネルの上に設けるもの	階数1のもの	年額1㎡	Aに0.008を乗じて得た額																																																																																																																																																																													
		階数2のもの		Aに0.011を乗じて得た額																																																																																																																																																																													
		階数3のもの		Aに0.015を乗じて得た額																																																																																																																																																																													
		階数4以上のもの		Aに0.016を乗じて得た額																																																																																																																																																																													
	その他のもの				Aに0.018を乗じて得た額																																																																																																																																																																												

項目	現況						課題	調整方針		
	西都市	佐土原町	新富町			西米良村				
別紙の通り	別紙の通り	番号	占有種目	単位	地域別占用料			摘要		
					市街地	準市街地	其他			
			1	電柱(支線、支柱)	1本 1年	180	144	108		
			2	電柱類	柱がん類(親子ラジオ、柱等)	1本 1年	120	96	72	
			3		鉄塔、組立柱	1平方 1年	180	144	108	
			4		地下埋設物及構造物	1米 1年	30	25	20	上、下水道管、ガス管、電線電線土管、暗渠、地下道等
			5	架空物	架空管、函類	1米 1年	30	20	15	
			6		架空工作物	1平方 1年	30	20	15	跨線橋、棧橋、雨除、日覆索道の保安施設
			6		軌道施設	1平方 1年	120	84	60	
			7		掲示板(広告を除く)	対抗面積 1平方 1年	30	20	15	
			8	広告物	標識、看板、広告柱、案内、標識	同上 同上	120	84	60	対抗面積は各広告面の板面積によるただし、道路上に直接設置したものは各広告面における当該工作物の最大幅に路面から頂部までの高さに乗じたもの
			9		旗、のぼり類	1本 1年	120	84	60	
			10		架空電灯列、横断幕等	1米 1年	360	250	180	
			11		広告灯、アーチ類	1基 1年	1,200	840	600	
			12		商工業用地	1平方 1年	90	60	45	市場、興行場、店頭、陳列場等
			13		農林水産業用地	1平方 1年	20	15	10	農耕地は10分の1
			14		宅地用地	1平方 1年	30	25	20	
15		建設用仮敷地(板壁、足場等)	1平方 1年	360	2,000	180				
16		材料置場	1平方 1年	360	250	180	土、石、竹、木、瓦類			
17		一時占用	1平方 1年	15	10	5	種類に係わらず30日以内の占用をいう			
		法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占有物件		単位	占用料				
			第1種電柱	年額1本	620円					
					第2種電柱	620円				
					第3種電柱	620円				
			第1種電話柱	年額1本	230円					
					第2種電話柱	230円				
					第3種電話柱	230円				
			その他の柱類		46円					
			共架電線その他上空に設ける線類	年1m	0円					
			地下電線その他地下に設ける線類		0円					
			路上に設ける変圧器	年額1個	0円					
			地下に設ける変圧器	年額1㎡	0円					
			変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	年額1個	540円					
			郵便差出箱		0円					
			広告塔	年額1㎡	0円					
			その他のもの		540円					
			法第32条第1項第2号に掲げる工作物	年額1m	外径が0.1m未満のもの	46円				
		外径が0.1m以上0.15m未満のもの			46円					
		外径が0.15m以上0.2m未満のもの			46円					
		外径が0.2m以上0.4m未満のもの			92円					
		外径が0.4m以上1m未満のもの			230円					
		外径が1m以上のもの	230円							

項目	現況			課題	調整方針																																																																																																								
	西都市	佐土原町	新富町			西米良村																																																																																																							
	別紙の通り	別紙の通り																																																																																																											
				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">占有物件</th> <th>単位</th> <th>占有料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">第32条第1項第3号及び第4号に掲げるもの</td> <td></td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">法第32条第1項第5号に掲げるもの</td> <td>地下街及び地下室</td> <td>階数が1のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>階数が2のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>階数が3以上のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上空に設ける通路</td> <td></td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける通路</td> <td></td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他のもの</td> <td></td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法第32条第1項第6号に掲げるもの</td> <td>祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの</td> <td>日額1㎡</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>月額1㎡</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">道路法令第7条第1号に掲げる物件</td> <td rowspan="2">看板</td> <td>一時的に設けるもの</td> <td>月額1㎡</td> <td>93円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>年額1㎡</td> <td>93円</td> </tr> <tr> <td>標識</td> <td></td> <td>年額1本</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旗ざお</td> <td>祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの</td> <td>日額1本</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>月額1本</td> <td>93円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">幕</td> <td>祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの</td> <td>日額1㎡</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>月額1㎡</td> <td>93円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アーチ</td> <td>車道を横断するもの</td> <td>月額1基</td> <td>930円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td></td> <td>930円</td> </tr> <tr> <td>令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料</td> <td></td> <td>月額1㎡</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設</td> <td></td> <td></td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場</td> <td rowspan="4">建築物</td> <td>階数1のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>階数2のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>階数3のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>階数4以上のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td></td> <td>年額1㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">令第7条第6号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所</td> <td rowspan="4">上空又はトンネルの上に設けるもの</td> <td>階数1のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>階数2のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>階数3のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>階数4以上のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	占有物件		単位	占有料	第32条第1項第3号及び第4号に掲げるもの			0円	法第32条第1項第5号に掲げるもの	地下街及び地下室	階数が1のもの			階数が2のもの			階数が3以上のもの		上空に設ける通路		0円	地下に設ける通路		0円		その他のもの		0円	法第32条第1項第6号に掲げるもの	祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの	日額1㎡	0円	その他のもの	月額1㎡	0円	道路法令第7条第1号に掲げる物件	看板	一時的に設けるもの	月額1㎡	93円	その他のもの	年額1㎡	93円	標識		年額1本	0円	旗ざお	祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの	日額1本	0円	その他のもの	月額1本	93円	幕	祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの	日額1㎡	0円	その他のもの	月額1㎡	93円	アーチ	車道を横断するもの	月額1基	930円	その他のもの		930円	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		月額1㎡	0円	令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			0円	令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数1のもの		階数2のもの		階数3のもの		階数4以上のもの		その他のもの		年額1㎡		令第7条第6号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	上空又はトンネルの上に設けるもの	階数1のもの		階数2のもの		階数3のもの		階数4以上のもの		その他のもの				
占有物件		単位	占有料																																																																																																										
第32条第1項第3号及び第4号に掲げるもの			0円																																																																																																										
法第32条第1項第5号に掲げるもの	地下街及び地下室	階数が1のもの																																																																																																											
		階数が2のもの																																																																																																											
		階数が3以上のもの																																																																																																											
	上空に設ける通路		0円																																																																																																										
	地下に設ける通路		0円																																																																																																										
	その他のもの		0円																																																																																																										
法第32条第1項第6号に掲げるもの	祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの	日額1㎡	0円																																																																																																										
	その他のもの	月額1㎡	0円																																																																																																										
道路法令第7条第1号に掲げる物件	看板	一時的に設けるもの	月額1㎡	93円																																																																																																									
		その他のもの	年額1㎡	93円																																																																																																									
	標識		年額1本	0円																																																																																																									
	旗ざお	祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの	日額1本	0円																																																																																																									
		その他のもの	月額1本	93円																																																																																																									
	幕	祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの	日額1㎡	0円																																																																																																									
		その他のもの	月額1㎡	93円																																																																																																									
	アーチ	車道を横断するもの	月額1基	930円																																																																																																									
その他のもの			930円																																																																																																										
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		月額1㎡	0円																																																																																																										
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			0円																																																																																																										
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数1のもの																																																																																																											
		階数2のもの																																																																																																											
		階数3のもの																																																																																																											
		階数4以上のもの																																																																																																											
	その他のもの		年額1㎡																																																																																																										
令第7条第6号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	上空又はトンネルの上に設けるもの	階数1のもの																																																																																																											
		階数2のもの																																																																																																											
		階数3のもの																																																																																																											
		階数4以上のもの																																																																																																											
	その他のもの																																																																																																												

項目	現況				課題	調整方針																																
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																																		
7. 河川概況 (C)	<p>(1) 水路新設事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元区長等より随時要望受け付け、その後現地調査し緊急性等考慮し単独により実施 	<p>(1) 水路新設事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<p>(1) 水路新設事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<p>(1) 水路新設事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左 	—	—																																
	<p>(2) 準用河川及び普通河川の整備</p> <p>西都市内の河川数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>箇 所 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級河川</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>二級河川</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>準用河川 (内数:整備済み)</td> <td>1 (1)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・準用河川 (整備済み) ・普通河川 (災害復旧で対応している) 	名 称	箇 所 数	一級河川	0	二級河川	40	準用河川 (内数:整備済み)	1 (1)	<p>(2) 準用河川及び普通河川の整備</p> <p>佐土原町内の河川数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>箇 所 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級河川</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>二級河川</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>準用河川 (内数:整備済み)</td> <td>2 (2)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・準用河川 (整備済み) ・同左 	名 称	箇 所 数	一級河川	0	二級河川	11	準用河川 (内数:整備済み)	2 (2)	<p>(2) 準用河川及び普通河川の整備</p> <p>新富町内の河川数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>箇 所 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級河川</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>二級河川</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>準用河川 (内数:整備済み)</td> <td>1 (0)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・準用河川 (現在整備予定無し) ・同左 	名 称	箇 所 数	一級河川	0	二級河川	6	準用河川 (内数:整備済み)	1 (0)	<p>(2) 準用河川及び普通河川の整備</p> <p>西米良村内の河川数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>箇 所 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級河川</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>二級河川</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>準用河川 (内数:整備済み)</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・なし ・同左 	名 称	箇 所 数	一級河川	0	二級河川	2	準用河川 (内数:整備済み)	0	—	—
名 称	箇 所 数																																					
一級河川	0																																					
二級河川	40																																					
準用河川 (内数:整備済み)	1 (1)																																					
名 称	箇 所 数																																					
一級河川	0																																					
二級河川	11																																					
準用河川 (内数:整備済み)	2 (2)																																					
名 称	箇 所 数																																					
一級河川	0																																					
二級河川	6																																					
準用河川 (内数:整備済み)	1 (0)																																					
名 称	箇 所 数																																					
一級河川	0																																					
二級河川	2																																					
準用河川 (内数:整備済み)	0																																					
	<p>(3) 準用河川・普通河川の維持管理 (浚渫・草刈り等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<p>(3) 準用河川・普通河川の維持管理 (浚渫・草刈り等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の一部について対応している。 	<p>(3) 準用河川・普通河川の維持管理 (浚渫・草刈り等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<p>(3) 準用河川・普通河川の維持管理 (浚渫・草刈り等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・4市町村において河川管理の対応に相違がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併までに新市での河川管理対応について調整を行う (C) 																																
	<p>(4) 国・県の管理水門等受託及び状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県整備の樋門64箇所が有る。 ・管理を消防団へ委託 (西都消防署対応) 	<p>(4) 国・県の管理水門等受託及び状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県整備の排水機場1基と水門13箇所が有る。 ・管理を消防団と地元へ委託 (総務課対応) 	<p>(4) 国・県の管理水門等受託及び状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県整備の水門12箇所が有る。 ・同左 	<p>(4) 国・県の管理水門等受託及び状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県整備の樋門10箇所が有る。 ・同左 	—	—																																

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
	(5) 準用河川・水路の境界立会 ・準用河川、用地買収した水路のみ立会い業務を行っている (現地立ち会いによる確認)	(5) 準用河川・水路の境界立会 ・同左 (17条地図による確認)	(5) 準用河川・水路の境界立会 ・同左 (17条地図による確認)	(5) 準用河川・水路の境界立会 ・同左 (現地立ち会いによる確認)	—	—
	(6) 開発行為に伴う協議 ・排水計画について協議・指導等を行っている。	(6) 開発行為に伴う協議 ・同左	(6) 開発行為に伴う協議 ・同左	(6) 開発行為に伴う協議 ・同左	—	—
8. 建設事業における各種支出概要 (-)	(1) 建設事業における各種支出業務等 ① 県関連施工事業の負担金 急傾斜地崩壊対策事業費負担金 ② 道路・河川関係の各種期成同盟会への負担金支出業務 ・ 国道 219 号整備改良促進期成同盟会、県道東郷西都線整備促進期成同盟会の事務局があり、会議等の開催、陳情活動の調整及び負担金支出管理業務 ・ その他の道路・河川期成同盟会の活動並びに負担金支出業務	(1) 建設事業における各種支出業務等 ① 県関連施工事業の負担金 納入業務なし ② 道路・河川関係の各種期成同盟会への負担金支出業務 ・ 国道 10 号住吉佐土原間バイパス新設促進期成同盟会等の道路・河川期成同盟会があり、活動並びに負担金支出業務	(1) 建設事業における各種支出業務等 ① 県関連施工事業の負担金 河川改修に伴う橋梁負担金 2 箇所 ② 道路・河川関係の各種期成同盟会への負担金支出業務 ・ 河川改修事業促進協議会および道路整備促進期成同盟会などがあり、活動並びに負担金支出業務	(1) 建設事業における各種支出業務等 ① 県関連施工事業の負担金 今年度該当事業なし ② 道路・河川関係の各種期成同盟会への負担金支出業務 ・ 国道 219・265 号改良促進期成同盟会があり、活動並びに負担金支出業務	—	—

項目	現況				課題	調整方針																																																												
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																																																														
9. 法定外公共物概要 (B)	<p>(1) 管理業務概要</p> <p>①財産管理・機能管理は建設課で行う</p> <p>②西都市公共物管理条例に基づき行う (管理条例平成13年6月28日)</p> <p>(2) 法定外譲与事務</p> <p>①譲与計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>地区</th> <th>面積</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>西都市大字 右松ほか</td> <td>10.6 k㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>西都市大字 三宅ほか</td> <td>61.0 k㎡</td> <td>申請</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>西都市大字 三納ほか</td> <td>48.8 k㎡</td> <td>申請予定</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>西都市大字 三納ほか</td> <td>320.2 k㎡</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	地区	面積	その他	13	西都市大字 右松ほか	10.6 k㎡		14	西都市大字 三宅ほか	61.0 k㎡	申請	15	西都市大字 三納ほか	48.8 k㎡	申請予定	16	西都市大字 三納ほか	320.2 k㎡		<p>(1) 管理業務概要</p> <p>①財産管理、機能管理は担当主管課で行う</p> <p>②佐土原町法定外公共物管理条例に基づき行う (管理条例平成15年4月1日)</p> <p>(2) 法定外譲与事務</p> <p>①譲与計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>地区</th> <th>面積</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14</td> <td>佐土原町大字 下田島</td> <td>16 k㎡</td> <td>申請</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>上記以外 全域</td> <td>38 k㎡</td> <td>申請予定</td> </tr> </tbody> </table>	年度	地区	面積	その他	14	佐土原町大字 下田島	16 k㎡	申請	15	上記以外 全域	38 k㎡	申請予定	<p>(1) 管理業務概要</p> <p>①未定</p> <p>②新富町法定外公共物管理条例に基づき行う予定 (管理条例平成15年6月議会上程の予定)</p> <p>(2) 法定外譲与事務</p> <p>①譲与計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>地区</th> <th>面積</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>新富町大字 上富田・下富田 新田の一部 大字新田・伊倉・上富田の一部</td> <td></td> <td>申請予定</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>大字三納代・日置の一部</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※現在約2割完了</p>	年度	地区	面積	その他	15	新富町大字 上富田・下富田 新田の一部 大字新田・伊倉・上富田の一部		申請予定	16	大字三納代・日置の一部			<p>(1) 管理業務概要</p> <p>①財産管理、機能管理も税務課で行う</p> <p>②西米良村公共物の管理に関する条例に基づき行う (管理条例平成14年3月25日)</p> <p>(2) 法定外譲与事務</p> <p>①譲与計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>地区</th> <th>面積</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14</td> <td>大字上米良 横野・村所</td> <td>33 k㎡</td> <td>申請</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>大字板谷 八重</td> <td>50 k㎡</td> <td>申請予定</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>大字村所の一部</td> <td>46 k㎡</td> <td>申請予定</td> </tr> </tbody> </table>	年度	地区	面積	その他	14	大字上米良 横野・村所	33 k㎡	申請	15	大字板谷 八重	50 k㎡	申請予定	16	大字村所の一部	46 k㎡	申請予定	<p>管理主管並びに条例内容に相違がある</p>	<p>合併までに新市での管理主管並びに条例の調整を行う (B)</p>
年度	地区	面積	その他																																																															
13	西都市大字 右松ほか	10.6 k㎡																																																																
14	西都市大字 三宅ほか	61.0 k㎡	申請																																																															
15	西都市大字 三納ほか	48.8 k㎡	申請予定																																																															
16	西都市大字 三納ほか	320.2 k㎡																																																																
年度	地区	面積	その他																																																															
14	佐土原町大字 下田島	16 k㎡	申請																																																															
15	上記以外 全域	38 k㎡	申請予定																																																															
年度	地区	面積	その他																																																															
15	新富町大字 上富田・下富田 新田の一部 大字新田・伊倉・上富田の一部		申請予定																																																															
16	大字三納代・日置の一部																																																																	
年度	地区	面積	その他																																																															
14	大字上米良 横野・村所	33 k㎡	申請																																																															
15	大字板谷 八重	50 k㎡	申請予定																																																															
16	大字村所の一部	46 k㎡	申請予定																																																															
10. 災害復旧事業 (-)	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業 単独災害復旧事業 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	-	-																																																												
11. 土木積算システム (C)	<ul style="list-style-type: none"> Precis (県と同じ) 	<ul style="list-style-type: none"> 吉井システム 	<ul style="list-style-type: none"> 吉井システム 	<ul style="list-style-type: none"> 吉井システム 	<ul style="list-style-type: none"> 積算システムに違いがある 	<ul style="list-style-type: none"> 合併後に県が使用しているプレスへ移行する (C) 																																																												

6 - (2) . 建設部会 都市計画

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
1. 都市計画概況 (A)	(1) 区域区分と地域地区 西都市計画区域 西都市計画区域	(1) 区域区分と地域地区 市街化区域及び市街化調整区域 宮崎広域都市計画区域	(1) 区域区分と地域地区 新富都市計画区域 新富都市計画区域	(1) 区域区分と地域地区 なし	3つの都市計画区域が存在することにより行政指導が複雑になる。 法定協議会において、以下のいずれかのパターンのうちから、調整する。 ア、現在と同じ区域とする。 イ、3つの非線引き区域を1つの都市計画区域とみなす。(佐土原町が広域から外れる) ウ、広域を拡大し、1つの広域都市計画区域とする。(新富町と西都市が広域に編入される) (A)	
	西都市計画区域	宮崎広域都市計画区域	新富都市計画区域			
	区 域	区 域	区 域	区 域		
	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)		
	構成比	構成比	構成比	構成比		
	都 市 計 画 区 域	都 市 計 画 区 域	都 市 計 画 区 域	都 市 計 画 区 域		
	用途地域指定区域	用途地域指定区域	用途地域指定区域	用途地域指定区域		
用途地域指定外区域	用途地域指定外区域	用途地域指定外区域	用途地域指定外区域			
第2種低層住居専用区域	第1種低層住居専用区域	第1種低層住居専用区域	第1種低層住居専用区域			
第1種中高層住居専用区域	第2層低層住居専用区域	第2層低層住居専用区域	第2層低層住居専用区域			
第2種中高層住居専用区域	第1種中高層住宅専用区域	第1種中高層住宅専用区域	第1種中高層住宅専用区域			
第1種住居地域	第2種中高層住宅専用区域	第2種中高層住宅専用区域	第2種中高層住宅専用区域			
第2種住居地域	第1種住居地域	第1種住居地域	第1種住居地域			
近隣商業地域	第2種住居地域	第2種住居地域	第2種住居地域			
商業地域	準住居地域	準住居地域	準住居地域			
準工業地域	近隣商業地域	近隣商業地域	近隣商業地域			
工業専用区域	商業地域	商業地域	商業地域			
準防火地域	準工業地域	準工業地域	準工業地域			
	工業地域	工業地域	工業地域			
	工業専用区域	工業専用区域	工業専用区域			
	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域			
(2) 都市施設 平成14年3月現在	(2) 都市施設 平成14年3月現在	(2) 都市施設 平成14年3月現在	(2) 都市施設 なし	窓口体制のあり方 なし	併せて窓口の一本化について検討する。 (C)	
路線・箇所数	路線・箇所数	路線・箇所数	路線・箇所数			
距離・面積	距離・面積	距離・面積	距離・面積			
都市計画道路	都市計画道路	都市計画道路	都市計画道路			
都市高速鉄道	都市高速鉄道	都市高速鉄道	都市高速鉄道			
交通広場	交通広場	交通広場	交通広場			
都市計画駐車場	都市計画駐車場	都市計画駐車場	都市計画駐車場			
種別	種別	種別	種別			
数	数	数	数			
街区公園	街区公園	街区公園	街区公園			
近隣公園	近隣公園	近隣公園	近隣公園			
地区公園	地区公園	地区公園	地区公園			
総合公園	総合公園	総合公園	総合公園			
運動公園	運動公園	運動公園	運動公園			
風致公園	風致公園	風致公園	風致公園			
歴史公園	歴史公園	歴史公園	歴史公園			
広域公園	広域公園	広域公園	広域公園			
合計	合計	合計	合計			
都市計画緑地	都市計画緑地	都市計画緑地	都市計画緑地			
都市計画墓園	都市計画墓園	都市計画墓園	都市計画墓園			
都市計画下水道	都市計画下水道	都市計画下水道	都市計画下水道			
汚物処理場	汚物処理場	汚物処理場	汚物処理場			
ごみ焼却場	ごみ焼却場	ごみ焼却場	ごみ焼却場			
河川	河川	河川	河川			
卸売市場	卸売市場	卸売市場	卸売市場			
と畜場	と畜場	と畜場	と畜場			
火葬場	火葬場	火葬場	火葬場			
防火水槽	防火水槽	防火水槽	防火水槽			
(3) 地区計画 なし	(3) 地区計画 地区名 面積 建築条例 光が丘地区 9.1ha なし	(3) 地区計画 なし	(3) 地区計画 なし			
(4) 許可手続き等 ・都市計画法第53条許可手続き ・用途地域に関する証明：手数料300円	(4) 許可手続き等 ・都市計画法第53条、65条許可手続き ・市街化区域及び市街化調整区域に関する証明 手数料300円	(4) 許可手続き等 ・都市計画法第53条 ・都市計画区域に関する証明書 手数料300円	(4) 許可手続き等 なし			
(5) 各種負担金 (平成14年度当初予算) 宮崎県都市計画協会 477,320円 その他(5団体) 145,000円	(5) 各種負担金 (平成14年度当初予算) 宮崎県都市計画協会 360,150円	(5) 各種負担金 (平成14年度当初予算) 宮崎県都市計画協会 119,500円 その他(4団体) 84,800円	(5) 各種負担金 なし			
(6) 都市計画税 なし	(6) 都市計画税 固定資産評価額の0.2%	(6) 都市計画税 なし	(6) 都市計画税 なし			
(7) 広域(窓口)行政区分 宮崎県(西都土木事務所)	(7) 広域(窓口)行政区分 宮崎県(宮崎土木事務所)	(7) 広域(窓口)行政区分 宮崎県(高鍋土木事務所)	(7) 広域(窓口)行政区分 宮崎県(西都土木事務所)			

項目	現況				課題	調整方針																																																
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																																																		
2. 都市計画に関する基本的な方針(A)	・西都市計画マスタープラン(策定中) H15年度策定完了予定	・佐土原町都市計画マスタープラン(策定中) H16年度策定完了予定	新富町都市計画マスタープラン(策定中) H15年度策定完了予定	なし	都市計画マスタープランの見直し	合併後に各市町村の計画等を基に新たな都市計画マスタープランを策定する。(A)																																																
3. まちづくり総合支援事業(B)	なし	<table border="1"> <tr> <th>地区名</th> <th>面積</th> </tr> <tr> <td>佐土原駅前地区</td> <td>3.6ha</td> </tr> </table>	地区名	面積	佐土原駅前地区	3.6ha	なし	なし		合併後に現計画を基に新たなまちづくり事業計画を策定する。(B)																																												
地区名	面積																																																					
佐土原駅前地区	3.6ha																																																					
4. 屋外広告物許可事務(C)	宮崎県(西都市土木事務所)許可事務	宮崎県(宮崎土木事務所)許可事務。	宮崎県(高鍋土木事務所)許可事務	宮崎県(西都市土木事務所)許可事務	窓口体制のあり方	合併までに窓口の一本化について検討する。(C)																																																
5. 開発許可の現況(B)	<p>(1) 許可件数 (許可権者は県知事のため、本町における副申件数)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>法43条許可件数</th> <th>法29条許可件数</th> <th>法34条10号イ(大規模開発行為)</th> </tr> <tr> <td>11</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>法第34条第10号口及び令第36条第1項第3号ホについては、宮崎県開発審査会審査基準に基づき取扱い</p>	年度	法43条許可件数	法29条許可件数	法34条10号イ(大規模開発行為)	11	0件	0件	0件	12	0	2	0	13	0	0	0	<p>(1) 許可件数 (許可権者は県知事のため、本町における副申件数)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>法43条許可件数</th> <th>法29条許可件数</th> <th>法34条10号イ(大規模開発行為)</th> </tr> <tr> <td>11</td> <td>23件</td> <td>1件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>34</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>20</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>法第34条第10号口及び令第36条第1項第3号ホについては、宮崎県開発審査会審査基準に基づき取扱い</p>	年度	法43条許可件数	法29条許可件数	法34条10号イ(大規模開発行為)	11	23件	1件	0件	12	34	3	0	13	20	1	0	<p>(1) 許可件数 (許可権者は県知事のため、本町における副申件数)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>法43条許可件数</th> <th>法29条許可件数</th> <th>法34条10号イ(大規模開発行為)</th> </tr> <tr> <td>11</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>法第34条第10号口及び令第36条第1項第3号ホについては、宮崎県開発審査会審査基準に基づき取扱い</p>	年度	法43条許可件数	法29条許可件数	法34条10号イ(大規模開発行為)	11	0件	0件	0件	12	0	0	0	13	0	0	0	<p>(1) 許可件数 なし</p>	窓口体制のあり方	合併までに窓口の一本化について検討する。(C)
年度	法43条許可件数	法29条許可件数	法34条10号イ(大規模開発行為)																																																			
11	0件	0件	0件																																																			
12	0	2	0																																																			
13	0	0	0																																																			
年度	法43条許可件数	法29条許可件数	法34条10号イ(大規模開発行為)																																																			
11	23件	1件	0件																																																			
12	34	3	0																																																			
13	20	1	0																																																			
年度	法43条許可件数	法29条許可件数	法34条10号イ(大規模開発行為)																																																			
11	0件	0件	0件																																																			
12	0	0	0																																																			
13	0	0	0																																																			
	<p>(2) 建築(開発)相談件数</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>相談件数</th> </tr> <tr> <td>11</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>5</td> </tr> </table>	年度	相談件数	11	4件	12	6	13	5	<p>(2) 建築(開発)相談件数</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>相談件数</th> </tr> <tr> <td>11</td> <td>63件</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>47</td> </tr> </table>	年度	相談件数	11	63件	12	70	13	47	<p>(2) 建築(開発)相談件数</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>相談件数</th> </tr> <tr> <td>11</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>0</td> </tr> </table>	年度	相談件数	11	0件	12	0	13	0	<p>(2) 建築(開発)相談件数 なし</p>																										
年度	相談件数																																																					
11	4件																																																					
12	6																																																					
13	5																																																					
年度	相談件数																																																					
11	63件																																																					
12	70																																																					
13	47																																																					
年度	相談件数																																																					
11	0件																																																					
12	0																																																					
13	0																																																					
	<p>(3) 許可申請手数料及び証明事務手数料 許可権者は県知事であるため、県において取扱い</p>	<p>(3) 許可申請手数料及び証明事務手数料 許可権者は県知事であるため、県において取扱い</p>	<p>(3) 許可申請手数料及び証明事務手数料 許可権者は県知事であるため、県において取扱い</p>	<p>(3) 許可申請手数料及び証明事務手数料 許可権者は県知事であるため、県において取扱い</p>																																																		
	<p>(4) 許可対象面積 3,000㎡以上</p>	<p>(4) 許可対象面積(市街区区域) 1,000㎡以上</p>	<p>(4) 許可対象面積 3,000㎡以上</p>	<p>(4) 許可対象面積 10,000㎡以上</p>	許可対象面積が各市町村より異なる	合併時に都市計画区域により決定する。(B)																																																
	<p>(5) 各種証明・閲覧 証明交付件数及び開発登録簿閲覧件数 用途証明</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> </tr> <tr> <td>11</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>32</td> </tr> </table>	年度	件数	11	8件	12	14	13	32	<p>(5) 各種証明・閲覧 証明交付件数及び開発登録簿閲覧件 証明交付、登録簿閲覧とも県において取扱い</p>	<p>(5) 各種証明・閲覧 証明交付件数及び開発登録簿閲覧件 証明交付、登録簿閲覧とも県において取扱い</p>	<p>(5) 各種証明・閲覧 なし</p>																																										
年度	件数																																																					
11	8件																																																					
12	14																																																					
13	32																																																					
6. 各種審議会(B)	<p>(1) 都市計画審議会</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>現況</th> </tr> <tr> <td>設置根拠</td> <td>西都市都市計画審議会条例</td> </tr> <tr> <td>所掌事務</td> <td>市長の諮問に応じ、次の事項に関する必要な調査及び審議 市が定める都市計画に関すること。 都市計画について市が提出する意見に関すること。 その他市長が都市計画に必要と認める事項に関すること</td> </tr> <tr> <td>委員等</td> <td>委員15名以内</td> </tr> <tr> <td>任期</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>報酬</td> <td>報酬 6,400円 費用弁償 0円</td> </tr> <tr> <td>開催回数</td> <td>随時</td> </tr> </table>	項目	現況	設置根拠	西都市都市計画審議会条例	所掌事務	市長の諮問に応じ、次の事項に関する必要な調査及び審議 市が定める都市計画に関すること。 都市計画について市が提出する意見に関すること。 その他市長が都市計画に必要と認める事項に関すること	委員等	委員15名以内	任期	2年	報酬	報酬 6,400円 費用弁償 0円	開催回数	随時	<p>(1) 都市計画審議会</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>現況</th> </tr> <tr> <td>設置根拠</td> <td>佐土原町都市計画審議会条例</td> </tr> <tr> <td>所掌事務</td> <td>宮崎広域都市計画に定める事項 町長の諮問に応じ、都市計画に関する調査審議</td> </tr> <tr> <td>委員等</td> <td>委員14名以内</td> </tr> <tr> <td>任期</td> <td>4年</td> </tr> <tr> <td>報酬</td> <td>報酬 6,100円 費用弁償 1,500円</td> </tr> <tr> <td>開催回数</td> <td>随時</td> </tr> </table>	項目	現況	設置根拠	佐土原町都市計画審議会条例	所掌事務	宮崎広域都市計画に定める事項 町長の諮問に応じ、都市計画に関する調査審議	委員等	委員14名以内	任期	4年	報酬	報酬 6,100円 費用弁償 1,500円	開催回数	随時	<p>(1) 都市計画審議会</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>現況</th> </tr> <tr> <td>設置根拠</td> <td>新富町都市計画審議会条例</td> </tr> <tr> <td>所掌事務</td> <td>新富町都市計画に定める事項 町長の諮問に応じ、都市計画に関する調査審議</td> </tr> <tr> <td>委員等</td> <td>委員10名</td> </tr> <tr> <td>任期</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>報酬</td> <td>報酬 会長 5,500円 その他 5,200円</td> </tr> <tr> <td>開催回数</td> <td>随時</td> </tr> </table>	項目	現況	設置根拠	新富町都市計画審議会条例	所掌事務	新富町都市計画に定める事項 町長の諮問に応じ、都市計画に関する調査審議	委員等	委員10名	任期	2年	報酬	報酬 会長 5,500円 その他 5,200円	開催回数	随時	<p>(1) 都市計画審議会 なし</p>	審議会の統合調整 報酬が異なる	委員の選定については、一定の考慮を行い、合併後に新たな審議会を設置する。 合併までに報酬額を調整する。 (B)						
項目	現況																																																					
設置根拠	西都市都市計画審議会条例																																																					
所掌事務	市長の諮問に応じ、次の事項に関する必要な調査及び審議 市が定める都市計画に関すること。 都市計画について市が提出する意見に関すること。 その他市長が都市計画に必要と認める事項に関すること																																																					
委員等	委員15名以内																																																					
任期	2年																																																					
報酬	報酬 6,400円 費用弁償 0円																																																					
開催回数	随時																																																					
項目	現況																																																					
設置根拠	佐土原町都市計画審議会条例																																																					
所掌事務	宮崎広域都市計画に定める事項 町長の諮問に応じ、都市計画に関する調査審議																																																					
委員等	委員14名以内																																																					
任期	4年																																																					
報酬	報酬 6,100円 費用弁償 1,500円																																																					
開催回数	随時																																																					
項目	現況																																																					
設置根拠	新富町都市計画審議会条例																																																					
所掌事務	新富町都市計画に定める事項 町長の諮問に応じ、都市計画に関する調査審議																																																					
委員等	委員10名																																																					
任期	2年																																																					
報酬	報酬 会長 5,500円 その他 5,200円																																																					
開催回数	随時																																																					

項目	現況				課題	調整方針																																																																																																																				
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																																																																																																																						
	<p>(2) 妻新町地区土地区画整理審議会</p> <table border="1"> <tr><th>項目</th><th>現況</th></tr> <tr><td>設置根拠</td><td>土地区画整理法第56条 西都市計画事業妻新町土地区画整理事業施行条例</td></tr> <tr><td>所掌事務</td><td>換地計画、仮換地の指定 保留地に関する事項</td></tr> <tr><td>委員等</td><td>委員10名</td></tr> <tr><td>任期</td><td>5年</td></tr> <tr><td>報酬</td><td>報酬 6,400円 費用弁償 0円</td></tr> <tr><td>開催回数</td><td>随時</td></tr> </table>	項目	現況	設置根拠	土地区画整理法第56条 西都市計画事業妻新町土地区画整理事業施行条例	所掌事務	換地計画、仮換地の指定 保留地に関する事項	委員等	委員10名	任期	5年	報酬	報酬 6,400円 費用弁償 0円	開催回数	随時	<p>(2) 石崎第一地区土地区画整理審議会</p> <table border="1"> <tr><th>項目</th><th>現況</th></tr> <tr><td>設置根拠</td><td>土地区画整理法第56条 宮崎広域都市計画事業石崎第一地区土地区画整理事業施行条例</td></tr> <tr><td>所掌事務</td><td>換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項</td></tr> <tr><td>委員等</td><td>委員10名</td></tr> <tr><td>任期</td><td>5年</td></tr> <tr><td>報酬</td><td>報酬 6,100円 費用弁償 1,500円</td></tr> <tr><td>開催回数</td><td>随時</td></tr> </table>	項目	現況	設置根拠	土地区画整理法第56条 宮崎広域都市計画事業石崎第一地区土地区画整理事業施行条例	所掌事務	換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項	委員等	委員10名	任期	5年	報酬	報酬 6,100円 費用弁償 1,500円	開催回数	随時	<p>(2) 南地区土地区画整理審議会</p> <table border="1"> <tr><th>項目</th><th>現況</th></tr> <tr><td>設置根拠</td><td>土地区画整理法第56条 新富町都市計画事業上富田南地区土地区画整理事業施行条例</td></tr> <tr><td>所掌事務</td><td>換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項</td></tr> <tr><td>委員等</td><td>委員10名</td></tr> <tr><td>任期</td><td>5年</td></tr> <tr><td>報酬</td><td>報酬 会長 5,500円 その他 5,200円</td></tr> <tr><td>開催回数</td><td>随時</td></tr> </table>	項目	現況	設置根拠	土地区画整理法第56条 新富町都市計画事業上富田南地区土地区画整理事業施行条例	所掌事務	換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項	委員等	委員10名	任期	5年	報酬	報酬 会長 5,500円 その他 5,200円	開催回数	随時	なし	報酬が異なる	合併までに報酬額を調整する。(C)																																																																										
	項目	現況																																																																																																																								
	設置根拠	土地区画整理法第56条 西都市計画事業妻新町土地区画整理事業施行条例																																																																																																																								
所掌事務	換地計画、仮換地の指定 保留地に関する事項																																																																																																																									
委員等	委員10名																																																																																																																									
任期	5年																																																																																																																									
報酬	報酬 6,400円 費用弁償 0円																																																																																																																									
開催回数	随時																																																																																																																									
項目	現況																																																																																																																									
設置根拠	土地区画整理法第56条 宮崎広域都市計画事業石崎第一地区土地区画整理事業施行条例																																																																																																																									
所掌事務	換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項																																																																																																																									
委員等	委員10名																																																																																																																									
任期	5年																																																																																																																									
報酬	報酬 6,100円 費用弁償 1,500円																																																																																																																									
開催回数	随時																																																																																																																									
項目	現況																																																																																																																									
設置根拠	土地区画整理法第56条 新富町都市計画事業上富田南地区土地区画整理事業施行条例																																																																																																																									
所掌事務	換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項																																																																																																																									
委員等	委員10名																																																																																																																									
任期	5年																																																																																																																									
報酬	報酬 会長 5,500円 その他 5,200円																																																																																																																									
開催回数	随時																																																																																																																									
	<p>(3) 妻北地区土地区画整理審議会</p> <table border="1"> <tr><th>項目</th><th>現況</th></tr> <tr><td>設置根拠</td><td>土地区画整理法第56条 西都市計画事業妻北土地区画整理事業施行条例</td></tr> <tr><td>所掌事務</td><td>換地計画、仮換地の指定に関する事項</td></tr> <tr><td>委員等</td><td>委員15名</td></tr> <tr><td>任期</td><td>5年</td></tr> <tr><td>報酬</td><td>報酬 6,400円 費用弁償 0円</td></tr> <tr><td>開催回数</td><td>随時</td></tr> </table>	項目	現況	設置根拠	土地区画整理法第56条 西都市計画事業妻北土地区画整理事業施行条例	所掌事務	換地計画、仮換地の指定に関する事項	委員等	委員15名	任期	5年	報酬	報酬 6,400円 費用弁償 0円	開催回数	随時	<p>(3) 佐土原駅前土地区画整理審議会</p> <table border="1"> <tr><th>項目</th><th>現況</th></tr> <tr><td>設置根拠</td><td>土地区画整理法第56条 宮崎広域都市計画事業佐土原駅前土地区画整理事業施行条例</td></tr> <tr><td>所掌事務</td><td>換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項</td></tr> <tr><td>委員等</td><td>委員10名</td></tr> <tr><td>任期</td><td>5年</td></tr> <tr><td>報酬</td><td>報酬 6,100円 費用弁償 1,500円</td></tr> <tr><td>開催回数</td><td>随時</td></tr> </table>	項目	現況	設置根拠	土地区画整理法第56条 宮崎広域都市計画事業佐土原駅前土地区画整理事業施行条例	所掌事務	換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項	委員等	委員10名	任期	5年	報酬	報酬 6,100円 費用弁償 1,500円	開催回数	随時	<p>(3) 北地区土地区画整理審議会</p> <table border="1"> <tr><th>項目</th><th>現況</th></tr> <tr><td>設置根拠</td><td>土地区画整理法第56条 新富町都市計画事業上富田北地区土地区画整理事業施行条例</td></tr> <tr><td>所掌事務</td><td>換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項</td></tr> <tr><td>委員等</td><td>委員10名</td></tr> <tr><td>任期</td><td>5年</td></tr> <tr><td>報酬</td><td>報酬 会長 5,500円 その他 5,200円</td></tr> <tr><td>開催回数</td><td>随時</td></tr> </table>	項目	現況	設置根拠	土地区画整理法第56条 新富町都市計画事業上富田北地区土地区画整理事業施行条例	所掌事務	換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項	委員等	委員10名	任期	5年	報酬	報酬 会長 5,500円 その他 5,200円	開催回数	随時	なし	報酬が異なる	合併までに報酬額を調整する。(C)																																																																										
	項目	現況																																																																																																																								
	設置根拠	土地区画整理法第56条 西都市計画事業妻北土地区画整理事業施行条例																																																																																																																								
所掌事務	換地計画、仮換地の指定に関する事項																																																																																																																									
委員等	委員15名																																																																																																																									
任期	5年																																																																																																																									
報酬	報酬 6,400円 費用弁償 0円																																																																																																																									
開催回数	随時																																																																																																																									
項目	現況																																																																																																																									
設置根拠	土地区画整理法第56条 宮崎広域都市計画事業佐土原駅前土地区画整理事業施行条例																																																																																																																									
所掌事務	換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項																																																																																																																									
委員等	委員10名																																																																																																																									
任期	5年																																																																																																																									
報酬	報酬 6,100円 費用弁償 1,500円																																																																																																																									
開催回数	随時																																																																																																																									
項目	現況																																																																																																																									
設置根拠	土地区画整理法第56条 新富町都市計画事業上富田北地区土地区画整理事業施行条例																																																																																																																									
所掌事務	換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項																																																																																																																									
委員等	委員10名																																																																																																																									
任期	5年																																																																																																																									
報酬	報酬 会長 5,500円 その他 5,200円																																																																																																																									
開催回数	随時																																																																																																																									
7. 土地利用手続き(B)	<p>(1) 第3次西都市総合計画 適正な土地利用の推進 目標年次：平成22年度(平成13年度策定)</p> <p>(2) 届出受付・県進達事務(県の権限)</p>	<p>(1) 第3次国土利用計画(佐土原町計画) 町土の土地利用方針 目標年次：平成22年度(平成12年度策定) ・佐土原町土地利用調整基本計画 町土の土地利用誘導方針(開発と保全の庁内合意) 目標年次：平成22年度(平成22年度策定) ・国土法第24条届出事務(県の権限) 平成13年度 1件(届け出) 平成14年度 2件(中間・届け出)</p> <p>(2) 届出受付・県進達事務(県の権限)</p>	<p>(1) 第3次国土利用計画(新富町計画) 町土の土地利用方針 目標年次：平成22年度(平成12年度策定) ・国土法第24条届出事務(県の権限) 平成12年度 1件(届け出) 平成13年度 0件(届け出) 平成14年度 2件(届け出)</p> <p>(2) 届出受付・県進達事務(県の権限)</p>	<p>(1) 第1次国土利用計画(西米良村計画) 町土の土地利用方針 目標年次：平成17年度(平成10年度策定)</p> <p>(2) 届出受付 なし</p>	国土利用計画の見直し等	合併後に各市町村の計画等を基に新たな計画を策定する。(B)																																																																																																																				
8. 街路概況(B)	<p>(1) 整備状況及び事業費 ・整備状況</p> <table border="1"> <tr><th></th><th>高速</th><th>国道</th><th>県道</th><th>市道</th><th>合計</th></tr> <tr><td>計画延長 km</td><td>1.6</td><td>7.24</td><td>3.64</td><td>22.07</td><td>32.95</td></tr> <tr><td>整備延長 km</td><td>0</td><td>3.45</td><td>2.08</td><td>15.20</td><td>20.73</td></tr> <tr><td>改良率 %</td><td>0</td><td>47.7</td><td>57.1</td><td>68.9</td><td>62.9</td></tr> </table> <p>平成14年3月31日現在</p> <p>・事業費 平成12年度から平成14年度における街路事業なし。</p>		高速	国道	県道	市道	合計	計画延長 km	1.6	7.24	3.64	22.07	32.95	整備延長 km	0	3.45	2.08	15.20	20.73	改良率 %	0	47.7	57.1	68.9	62.9	<p>(1) 整備状況及び事業費 ・整備状況</p> <table border="1"> <tr><th></th><th>国道</th><th>県道</th><th>町道</th><th>合計</th></tr> <tr><td>計画延長 km</td><td>8.9</td><td>12.5</td><td>18.5</td><td>39.9</td></tr> <tr><td>整備延長 km</td><td>4.9</td><td>5.3</td><td>6.6</td><td>16.8</td></tr> <tr><td>改良率 %</td><td>55.1</td><td>42.4</td><td>35.7</td><td>42.1</td></tr> </table> <p>平成14年3月31日現在</p> <p>・事業費 (単位：千円) H12 H13 H14(当初)</p> <table border="1"> <tr><td>補助事業(街路)</td><td>100,000</td><td>110,000</td><td>50,000</td></tr> <tr><td>地特事業</td><td>50,000</td><td>60,000</td><td>100,000</td></tr> <tr><td>町単独事業</td><td></td><td>11,000</td><td></td></tr> <tr><td>合計事業費</td><td>150,000</td><td>181,000</td><td>150,000</td></tr> <tr><td>路 街路事業</td><td>2路線</td><td>3路線</td><td>2路線</td></tr> <tr><td>線 町単事業</td><td></td><td>上記1路線</td><td></td></tr> </table>		国道	県道	町道	合計	計画延長 km	8.9	12.5	18.5	39.9	整備延長 km	4.9	5.3	6.6	16.8	改良率 %	55.1	42.4	35.7	42.1	補助事業(街路)	100,000	110,000	50,000	地特事業	50,000	60,000	100,000	町単独事業		11,000		合計事業費	150,000	181,000	150,000	路 街路事業	2路線	3路線	2路線	線 町単事業		上記1路線		<p>(1) 整備状況及び事業費 ・整備状況</p> <table border="1"> <tr><th></th><th>高速</th><th>国道</th><th>県道</th><th>町道</th><th>合計</th></tr> <tr><td>計画延長 km</td><td>5.6</td><td>4.9</td><td>4.4</td><td>6.4</td><td>21.3</td></tr> <tr><td>整備延長 km</td><td>0</td><td>1.5</td><td>3.6</td><td>3.1</td><td>8.2</td></tr> <tr><td>改良率 %</td><td>0</td><td>30.6</td><td>81.8</td><td>48.4</td><td>38.5</td></tr> </table> <p>平成14年3月31日現在</p> <p>・事業費 (単位：千円) H12 H13 H14(当初)</p> <table border="1"> <tr><td>補助事業(街路)</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>地特事業</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>町単独事業</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>合計事業費</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>路 街路事業</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>線 町単事業</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> </table>		高速	国道	県道	町道	合計	計画延長 km	5.6	4.9	4.4	6.4	21.3	整備延長 km	0	1.5	3.6	3.1	8.2	改良率 %	0	30.6	81.8	48.4	38.5	補助事業(街路)	-	-	-	地特事業	-	-	-	町単独事業	-	-	-	合計事業費	-	-	-	路 街路事業	-	-	-	線 町単事業	-	-	-	<p>(1) 整備状況及び事業費 ・整備状況 なし</p> <p>・事業費 なし</p>	窓口体制のあり方	合併までに窓口の一本化について検討する。(C)
	高速	国道	県道	市道	合計																																																																																																																					
計画延長 km	1.6	7.24	3.64	22.07	32.95																																																																																																																					
整備延長 km	0	3.45	2.08	15.20	20.73																																																																																																																					
改良率 %	0	47.7	57.1	68.9	62.9																																																																																																																					
	国道	県道	町道	合計																																																																																																																						
計画延長 km	8.9	12.5	18.5	39.9																																																																																																																						
整備延長 km	4.9	5.3	6.6	16.8																																																																																																																						
改良率 %	55.1	42.4	35.7	42.1																																																																																																																						
補助事業(街路)	100,000	110,000	50,000																																																																																																																							
地特事業	50,000	60,000	100,000																																																																																																																							
町単独事業		11,000																																																																																																																								
合計事業費	150,000	181,000	150,000																																																																																																																							
路 街路事業	2路線	3路線	2路線																																																																																																																							
線 町単事業		上記1路線																																																																																																																								
	高速	国道	県道	町道	合計																																																																																																																					
計画延長 km	5.6	4.9	4.4	6.4	21.3																																																																																																																					
整備延長 km	0	1.5	3.6	3.1	8.2																																																																																																																					
改良率 %	0	30.6	81.8	48.4	38.5																																																																																																																					
補助事業(街路)	-	-	-																																																																																																																							
地特事業	-	-	-																																																																																																																							
町単独事業	-	-	-																																																																																																																							
合計事業費	-	-	-																																																																																																																							
路 街路事業	-	-	-																																																																																																																							
線 町単事業	-	-	-																																																																																																																							
9. 街路事業計画(B)	<p>(1) 都市計画道路整備プログラム 見直しを含め、検討中 H15～H17年度</p> <table border="1"> <tr><th>路線数</th><th>総事業費(百万円)</th></tr> <tr><td>路線</td><td>新規路線検討中</td></tr> </table>	路線数	総事業費(百万円)	路線	新規路線検討中	<p>(1) 都市計画道路整備プログラム 見直しを含め、検討中 H15～H17年度</p> <table border="1"> <tr><th>路線数</th><th>総事業費(百万円)</th></tr> <tr><td>2路線</td><td>57.4</td></tr> </table>	路線数	総事業費(百万円)	2路線	57.4	<p>(1) 都市計画道路整備プログラム 見直しを含め、検討中 H15～H17年度</p> <table border="1"> <tr><th>路線数</th><th>総事業費(百万円)</th></tr> <tr><td>路線</td><td>新規路線検討中</td></tr> </table>	路線数	総事業費(百万円)	路線	新規路線検討中	<p>(1) 都市計画道路整備プログラム なし</p>	都市計画道路整備プログラムの策定の検討	合併までに各市町村の整備計画に基づいた都市計画道路整備プログラムの策定の検討を行う。(B)																																																																																																								
路線数	総事業費(百万円)																																																																																																																									
路線	新規路線検討中																																																																																																																									
路線数	総事業費(百万円)																																																																																																																									
2路線	57.4																																																																																																																									
路線数	総事業費(百万円)																																																																																																																									
路線	新規路線検討中																																																																																																																									

項目	現況				課題	調整方針																																																																																																																																																									
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																																																																																																																																																											
10. 都市公園概況(C)	(1) 都市公園の種類、箇所数、面積 都市公園現況調査 <供用開始分> H13年度末現在	(1) 都市公園の種類、箇所数、面積 都市公園現況調査 <供用開始分> H13年度末現在	(1) 都市公園の種類、箇所数、面積 都市公園現況調査 <供用開始分> H13年度末現在	(1) 都市公園の種類、箇所数、面積 なし																																																																																																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>公園種別</th> <th>箇所数</th> <th>面積(ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>街区公園</td><td>12</td><td>3.36</td></tr> <tr><td>近隣公園</td><td>2</td><td>3.80</td></tr> <tr><td>地区公園</td><td>1</td><td>4.70</td></tr> <tr><td>総合公園</td><td>1</td><td>6.15</td></tr> <tr><td>運動公園</td><td>1</td><td>10.00</td></tr> <tr><td>風致公園</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>動植物公園</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>歴史公園</td><td>1</td><td>61.00</td></tr> <tr><td>墓園</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>広域公園</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>都市緑地</td><td>5</td><td>0.14</td></tr> <tr><td>緑道</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>小計</td><td>23</td><td>89.15</td></tr> <tr><td>その他</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>小計</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>合計</td><td>23</td><td>89.15</td></tr> </tbody> </table>	公園種別	箇所数	面積(ha)	街区公園	12	3.36	近隣公園	2	3.80	地区公園	1	4.70	総合公園	1	6.15	運動公園	1	10.00	風致公園	-	-	動植物公園	-	-	歴史公園	1	61.00	墓園	-	-	広域公園	-	-	都市緑地	5	0.14	緑道	-	-	小計	23	89.15	その他	-	-	小計	-	-	合計	23	89.15	<table border="1"> <thead> <tr> <th>公園種別</th> <th>箇所数</th> <th>面積(ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>街区公園</td><td>18</td><td>3.7</td></tr> <tr><td>近隣公園</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>地区公園</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>総合公園</td><td>1</td><td>24.0</td></tr> <tr><td>運動公園</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>風致公園</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>動植物公園</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>歴史公園</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>墓園</td><td>1</td><td>1.9</td></tr> <tr><td>広域公園</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>都市緑地</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>緑道</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>小計</td><td>20</td><td>29.6</td></tr> <tr><td>その他</td><td>11</td><td>3.17</td></tr> <tr><td>小計</td><td>11</td><td>3.17</td></tr> <tr><td>合計</td><td>31</td><td>32.77</td></tr> </tbody> </table>	公園種別	箇所数	面積(ha)	街区公園	18	3.7	近隣公園	-	-	地区公園	-	-	総合公園	1	24.0	運動公園	-	-	風致公園	-	-	動植物公園	-	-	歴史公園	-	-	墓園	1	1.9	広域公園	-	-	都市緑地	-	-	緑道	-	-	小計	20	29.6	その他	11	3.17	小計	11	3.17	合計	31	32.77	<table border="1"> <thead> <tr> <th>公園種別</th> <th>箇所数</th> <th>面積(ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>街区公園</td><td>1</td><td>0.20</td></tr> <tr><td>近隣公園</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>地区公園</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>総合公園</td><td>1</td><td>4.51</td></tr> <tr><td>運動公園</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>風致公園</td><td>1</td><td>5.72</td></tr> <tr><td>動植物公園</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>歴史公園</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>墓園</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>広域公園</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>都市緑地</td><td>1</td><td>0.41</td></tr> <tr><td>緑道</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>小計</td><td>4</td><td>10.84</td></tr> <tr><td>その他</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>小計</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4</td><td>10.84</td></tr> </tbody> </table>	公園種別	箇所数	面積(ha)	街区公園	1	0.20	近隣公園	-	-	地区公園	-	-	総合公園	1	4.51	運動公園	-	-	風致公園	1	5.72	動植物公園	-	-	歴史公園	-	-	墓園	-	-	広域公園	-	-	都市緑地	1	0.41	緑道	-	-	小計	4	10.84	その他	-	-	小計	-	-	合計	4	10.84			
	公園種別	箇所数	面積(ha)																																																																																																																																																												
	街区公園	12	3.36																																																																																																																																																												
近隣公園	2	3.80																																																																																																																																																													
地区公園	1	4.70																																																																																																																																																													
総合公園	1	6.15																																																																																																																																																													
運動公園	1	10.00																																																																																																																																																													
風致公園	-	-																																																																																																																																																													
動植物公園	-	-																																																																																																																																																													
歴史公園	1	61.00																																																																																																																																																													
墓園	-	-																																																																																																																																																													
広域公園	-	-																																																																																																																																																													
都市緑地	5	0.14																																																																																																																																																													
緑道	-	-																																																																																																																																																													
小計	23	89.15																																																																																																																																																													
その他	-	-																																																																																																																																																													
小計	-	-																																																																																																																																																													
合計	23	89.15																																																																																																																																																													
公園種別	箇所数	面積(ha)																																																																																																																																																													
街区公園	18	3.7																																																																																																																																																													
近隣公園	-	-																																																																																																																																																													
地区公園	-	-																																																																																																																																																													
総合公園	1	24.0																																																																																																																																																													
運動公園	-	-																																																																																																																																																													
風致公園	-	-																																																																																																																																																													
動植物公園	-	-																																																																																																																																																													
歴史公園	-	-																																																																																																																																																													
墓園	1	1.9																																																																																																																																																													
広域公園	-	-																																																																																																																																																													
都市緑地	-	-																																																																																																																																																													
緑道	-	-																																																																																																																																																													
小計	20	29.6																																																																																																																																																													
その他	11	3.17																																																																																																																																																													
小計	11	3.17																																																																																																																																																													
合計	31	32.77																																																																																																																																																													
公園種別	箇所数	面積(ha)																																																																																																																																																													
街区公園	1	0.20																																																																																																																																																													
近隣公園	-	-																																																																																																																																																													
地区公園	-	-																																																																																																																																																													
総合公園	1	4.51																																																																																																																																																													
運動公園	-	-																																																																																																																																																													
風致公園	1	5.72																																																																																																																																																													
動植物公園	-	-																																																																																																																																																													
歴史公園	-	-																																																																																																																																																													
墓園	-	-																																																																																																																																																													
広域公園	-	-																																																																																																																																																													
都市緑地	1	0.41																																																																																																																																																													
緑道	-	-																																																																																																																																																													
小計	4	10.84																																																																																																																																																													
その他	-	-																																																																																																																																																													
小計	-	-																																																																																																																																																													
合計	4	10.84																																																																																																																																																													
(2) 都市公園以外の公園の有無 なし	(2) 都市公園以外の公園の有無 なし	(2) 都市公園以外の公園の有無 なし	(2) 都市公園以外の公園の有無 なし																																																																																																																																																												
(3) 事業費(H12~H14年度)	(3) 事業費(H12~H14年度)	(3) 事業費(H12~H14年度)	(3) 事業費(H12~H14年度)																																																																																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>公園数</th> <th>H12</th> <th>H13</th> <th>H14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>公園数</td><td>1公園</td><td>1公園</td><td>1公園</td></tr> <tr><td>事業費(百万円)</td><td>80.6</td><td>48.0</td><td>100.0</td></tr> </tbody> </table>	公園数	H12	H13	H14	公園数	1公園	1公園	1公園	事業費(百万円)	80.6	48.0	100.0	<table border="1"> <thead> <tr> <th>公園数</th> <th>H12</th> <th>H13</th> <th>H14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>公園数</td><td>2公園</td><td>1公園</td><td>2公園</td></tr> <tr><td>事業費(百万円)</td><td>117.0</td><td>84.0</td><td>93.0</td></tr> </tbody> </table>	公園数	H12	H13	H14	公園数	2公園	1公園	2公園	事業費(百万円)	117.0	84.0	93.0	<table border="1"> <thead> <tr> <th>公園数</th> <th>H12</th> <th>H13</th> <th>H14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>公園数</td><td>4公園</td><td>4公園</td><td>4公園</td></tr> <tr><td>事業費(百万円)</td><td>13.0</td><td>13.5</td><td>13.9</td></tr> </tbody> </table>	公園数	H12	H13	H14	公園数	4公園	4公園	4公園	事業費(百万円)	13.0	13.5	13.9	(3) 事業費(H12~H14年度) なし																																																																																																																								
公園数	H12	H13	H14																																																																																																																																																												
公園数	1公園	1公園	1公園																																																																																																																																																												
事業費(百万円)	80.6	48.0	100.0																																																																																																																																																												
公園数	H12	H13	H14																																																																																																																																																												
公園数	2公園	1公園	2公園																																																																																																																																																												
事業費(百万円)	117.0	84.0	93.0																																																																																																																																																												
公園数	H12	H13	H14																																																																																																																																																												
公園数	4公園	4公園	4公園																																																																																																																																																												
事業費(百万円)	13.0	13.5	13.9																																																																																																																																																												
(4) 負担金 全国都市公園整備促進協議会負担金 50,000円	(4) 負担金 全国都市公園整備促進協議会負担金 30,000円	(4) 負担金 全国都市公園整備促進協議会負担金 30,000円	(4) 負担金 なし																																																																																																																																																												
11. 都市公園事業計画(B)	(H15~H18) 公園数 1公園 総事業費(百万円) 500	(H15~H18) 公園数 1公園 総事業費(百万円) 208	(H15~H18) 土地区画整理区域内公園 公園数 1公園 総事業費(百万円) 30 区域内に未整備公園2箇所あるが1箇所は整備未定	(H15~H18) なし	継続事業の調整 公園整備計画の策定	継続事業は推進することとし、合併までに全体整備計画を見直し事業予算の配分調整を行う。(B)																																																																																																																																																									
12. 都市公園の管理(B)	(1) 公園管理予算 西都市の管理する公園 15箇所	(1) 公園管理予算 佐土原町の管理する公園 30箇所	(1) 公園管理予算 新富町の管理する公園 4箇所	(1) 公園管理予算 なし																																																																																																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>H14年度当初予算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>都市公園管理</td><td>18,100千円</td></tr> <tr><td>都市公園維持修繕</td><td>900千円</td></tr> </tbody> </table>	種別	H14年度当初予算	都市公園管理	18,100千円	都市公園維持修繕	900千円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>H14年度当初予算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>都市公園管理</td><td>49,000千円</td></tr> <tr><td>都市公園維持修繕</td><td>1,000千円</td></tr> </tbody> </table>	種別	H14年度当初予算	都市公園管理	49,000千円	都市公園維持修繕	1,000千円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>H14年度当初予算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>都市公園管理</td><td>11,200千円</td></tr> <tr><td>都市公園維持修繕</td><td>2,700千円</td></tr> </tbody> </table>	種別	H14年度当初予算	都市公園管理	11,200千円	都市公園維持修繕	2,700千円																																																																																																																																										
	種別	H14年度当初予算																																																																																																																																																													
	都市公園管理	18,100千円																																																																																																																																																													
都市公園維持修繕	900千円																																																																																																																																																														
種別	H14年度当初予算																																																																																																																																																														
都市公園管理	49,000千円																																																																																																																																																														
都市公園維持修繕	1,000千円																																																																																																																																																														
種別	H14年度当初予算																																																																																																																																																														
都市公園管理	11,200千円																																																																																																																																																														
都市公園維持修繕	2,700千円																																																																																																																																																														
(2) 管理体制 直営又は業務委託管理の形態	(2) 管理体制 直営又は業務委託管理の形態	(2) 管理体制 直営又は業務委託管理の形態	(2) 管理体制 直営又は業務委託管理の形態	(2) 管理体制 直営又は業務委託管理の形態 なし	条例が定めている部分は、改正が必要となる。	合併までに条例改正等により調整する。(B)																																																																																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務委託の種類</th> <th>委託先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>都市公園管理</td><td>(社)西都佐土原広域シルバー人材センター 西都市福祉通所授産作業所</td></tr> <tr><td>都市公園施設修繕</td><td>なし</td></tr> </tbody> </table>	業務委託の種類	委託先	都市公園管理	(社)西都佐土原広域シルバー人材センター 西都市福祉通所授産作業所	都市公園施設修繕	なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務委託の種類</th> <th>委託先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>都市公園管理</td><td>(財)佐土原町温泉協会</td></tr> <tr><td>都市公園施設修繕</td><td>同上</td></tr> <tr><td>上記都市公園の1部街区公園</td><td>地区に助成金 50,000円/1公園 年間管理依頼(上表管理費内)</td></tr> </tbody> </table>	業務委託の種類	委託先	都市公園管理	(財)佐土原町温泉協会	都市公園施設修繕	同上	上記都市公園の1部街区公園	地区に助成金 50,000円/1公園 年間管理依頼(上表管理費内)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>管理場所</th> <th>管理者または委託先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>都市公園及び一般公園</td><td>新富町役場都市計画課</td></tr> <tr><td>富田浜プール</td><td>樹日本衛生公社</td></tr> <tr><td>富田浜公園、栗野田緑地公園、平田児童公園、大師山公園、湖水ヶ浜公園</td><td>(社)新富町シルバー人材センター</td></tr> <tr><td>鷹ヶ山公園、観音山公園</td><td>児海広域森林組合児海支所</td></tr> </tbody> </table>	管理場所	管理者または委託先	都市公園及び一般公園	新富町役場都市計画課	富田浜プール	樹日本衛生公社	富田浜公園、栗野田緑地公園、平田児童公園、大師山公園、湖水ヶ浜公園	(社)新富町シルバー人材センター	鷹ヶ山公園、観音山公園	児海広域森林組合児海支所																																																																																																																																					
業務委託の種類	委託先																																																																																																																																																														
都市公園管理	(社)西都佐土原広域シルバー人材センター 西都市福祉通所授産作業所																																																																																																																																																														
都市公園施設修繕	なし																																																																																																																																																														
業務委託の種類	委託先																																																																																																																																																														
都市公園管理	(財)佐土原町温泉協会																																																																																																																																																														
都市公園施設修繕	同上																																																																																																																																																														
上記都市公園の1部街区公園	地区に助成金 50,000円/1公園 年間管理依頼(上表管理費内)																																																																																																																																																														
管理場所	管理者または委託先																																																																																																																																																														
都市公園及び一般公園	新富町役場都市計画課																																																																																																																																																														
富田浜プール	樹日本衛生公社																																																																																																																																																														
富田浜公園、栗野田緑地公園、平田児童公園、大師山公園、湖水ヶ浜公園	(社)新富町シルバー人材センター																																																																																																																																																														
鷹ヶ山公園、観音山公園	児海広域森林組合児海支所																																																																																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>公園の種類</th> <th>地区への清掃謝金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>都市公園1箇所</td><td>75,000円</td></tr> <tr><td>一般公園3箇所</td><td>135,000円 (45,000×3)</td></tr> </tbody> </table>	公園の種類	地区への清掃謝金	都市公園1箇所	75,000円	一般公園3箇所	135,000円 (45,000×3)																																																																																																																																																									
公園の種類	地区への清掃謝金																																																																																																																																																														
都市公園1箇所	75,000円																																																																																																																																																														
一般公園3箇所	135,000円 (45,000×3)																																																																																																																																																														
管理の内容 植栽、電気、水道、建築等	管理の内容 植栽、電気、水道、建築等	管理の内容 植栽、電気、水道、建築等	管理の内容 なし	管理の内容 なし	管理内容の調整、統一	合併時に各市町村の状況等を踏まえ統一する。(C)																																																																																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>管理の種類</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>植栽管理</td><td>草刈、除草、剪定、薬剤散布、芝管理</td></tr> <tr><td>施設管理</td><td>トイレ、遊具、有料施設等修繕</td></tr> <tr><td>電気関係</td><td>照明灯、電気施設及び機械施設</td></tr> <tr><td>上下水道</td><td>水飲み、トイレの廻り、法定点検</td></tr> <tr><td>公園清掃</td><td>チリ、ごみ等の清掃、収集、処分</td></tr> </tbody> </table>	管理の種類	業務内容	植栽管理	草刈、除草、剪定、薬剤散布、芝管理	施設管理	トイレ、遊具、有料施設等修繕	電気関係	照明灯、電気施設及び機械施設	上下水道	水飲み、トイレの廻り、法定点検	公園清掃	チリ、ごみ等の清掃、収集、処分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>管理の種類</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>植栽管理</td><td>草刈、除草、剪定、薬剤散布、芝管理</td></tr> <tr><td>施設管理</td><td>トイレ、遊具、有料施設等修繕</td></tr> <tr><td>電気関係</td><td>照明灯、電気施設及び機械施設</td></tr> <tr><td>上下水道</td><td>水飲み、トイレの廻り、法定点検</td></tr> <tr><td>公園清掃</td><td>チリ、ごみ等の清掃、収集、処分</td></tr> </tbody> </table>	管理の種類	業務内容	植栽管理	草刈、除草、剪定、薬剤散布、芝管理	施設管理	トイレ、遊具、有料施設等修繕	電気関係	照明灯、電気施設及び機械施設	上下水道	水飲み、トイレの廻り、法定点検	公園清掃	チリ、ごみ等の清掃、収集、処分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>管理の種類</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>植栽管理</td><td>草刈、除草、剪定、薬剤散布、芝管理</td></tr> <tr><td>施設管理</td><td>トイレ、遊具、有料施設等修繕</td></tr> <tr><td>電気関係</td><td>照明灯、電気施設及び機械施設</td></tr> <tr><td>上下水道</td><td>水飲み、トイレの廻り、法定点検</td></tr> <tr><td>公園清掃</td><td>チリ、ごみ等の清掃、収集、処分</td></tr> </tbody> </table>	管理の種類	業務内容	植栽管理	草刈、除草、剪定、薬剤散布、芝管理	施設管理	トイレ、遊具、有料施設等修繕	電気関係	照明灯、電気施設及び機械施設	上下水道	水飲み、トイレの廻り、法定点検	公園清掃	チリ、ごみ等の清掃、収集、処分																																																																																																																									
管理の種類	業務内容																																																																																																																																																														
植栽管理	草刈、除草、剪定、薬剤散布、芝管理																																																																																																																																																														
施設管理	トイレ、遊具、有料施設等修繕																																																																																																																																																														
電気関係	照明灯、電気施設及び機械施設																																																																																																																																																														
上下水道	水飲み、トイレの廻り、法定点検																																																																																																																																																														
公園清掃	チリ、ごみ等の清掃、収集、処分																																																																																																																																																														
管理の種類	業務内容																																																																																																																																																														
植栽管理	草刈、除草、剪定、薬剤散布、芝管理																																																																																																																																																														
施設管理	トイレ、遊具、有料施設等修繕																																																																																																																																																														
電気関係	照明灯、電気施設及び機械施設																																																																																																																																																														
上下水道	水飲み、トイレの廻り、法定点検																																																																																																																																																														
公園清掃	チリ、ごみ等の清掃、収集、処分																																																																																																																																																														
管理の種類	業務内容																																																																																																																																																														
植栽管理	草刈、除草、剪定、薬剤散布、芝管理																																																																																																																																																														
施設管理	トイレ、遊具、有料施設等修繕																																																																																																																																																														
電気関係	照明灯、電気施設及び機械施設																																																																																																																																																														
上下水道	水飲み、トイレの廻り、法定点検																																																																																																																																																														
公園清掃	チリ、ごみ等の清掃、収集、処分																																																																																																																																																														
休場日 なし	休場日 月曜日(休日の場合は次の日)	休場日 なし	休場日 なし	休園日、休場日の調整	合併までに条例改正により調整する。(C)																																																																																																																																																										

項目	現 況				課題	調整方針																																								
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																																										
	(3) 公園台帳整備 電算化又はマニュアル式 都市公園台帳は手書作成 コンサルタント業者業務委託発注 都市公園台帳、台帳図、施設図、境界図整備 台帳図 総合公園 1/500 街区公園 1/250	(3) 公園台帳整備 電算化又はマニュアル式 都市公園台帳は手書作成 コンサルタント業者業務委託発注 都市公園台帳、台帳図、施設図、境界図整備 台帳図 総合公園 1/500 街区公園 1/250	(3) 公園台帳整備 電算化又はマニュアル式 都市公園台帳は手書作成 都市公園台帳	(3) 公園台帳整備 なし	公園台帳の様式の統一	当面現行のままで、将来的に電算処理導入時に統一する。(C)																																								
	(4) 使用料、占用料 都市公園条例第10条の1, 2, 3の規定による 有料公園施設の設置状況 都市公園条例第6条の2の規定による <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園名</th> <th>有料公園施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">西都原運動公園</td> <td>野球場</td> <td>1面</td> </tr> <tr> <td>陸上競技場</td> <td>1面</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>6面</td> </tr> <tr> <td>屋内練習場</td> <td>1棟</td> </tr> <tr> <td>清水台総合公園</td> <td>多目的広場</td> <td>2面</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">杉安川仲島公園</td> <td>野球場</td> <td>1面</td> </tr> <tr> <td>競泳プール</td> <td>1面</td> </tr> <tr> <td>流水プール</td> <td>1面</td> </tr> </tbody> </table>	公園名	有料公園施設	西都原運動公園	野球場	1面	陸上競技場	1面	テニスコート	6面	屋内練習場	1棟	清水台総合公園	多目的広場	2面	杉安川仲島公園	野球場	1面	競泳プール	1面	流水プール	1面	(4) 使用料、占用料 都市公園条例第8条の4の既定による 有料公園施設の設置状況 都市公園条例第6条の2の規定による <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園名</th> <th>有料公園施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">久峰総合公園</td> <td>テニスコート</td> <td>8面</td> </tr> <tr> <td>野球場</td> <td>1面</td> </tr> <tr> <td>バタールゴルフ</td> <td>18ホール</td> </tr> <tr> <td>陸上競技場</td> <td>1面</td> </tr> <tr> <td>弓道場</td> <td>9人立</td> </tr> <tr> <td>四半的弓道場</td> <td>5人立</td> </tr> </tbody> </table>	公園名	有料公園施設	久峰総合公園	テニスコート	8面	野球場	1面	バタールゴルフ	18ホール	陸上競技場	1面	弓道場	9人立	四半的弓道場	5人立	(4) 使用料、占用料 都市公園条例第11条 有料公園施設の設置状況 新富町都市公園条例第7条の規定による <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園名</th> <th>有料の公園施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富田浜公園</td> <td>富田浜公園プール</td> </tr> </tbody> </table>	公園名	有料の公園施設	富田浜公園	富田浜公園プール	(4) 使用料、占用料 なし 有料公園施設の設置状況 なし	各市町村により、公園施設と体育施設とに管理が異なる	合併時に管理区分の見直しを図る。(C)
公園名	有料公園施設																																													
西都原運動公園	野球場	1面																																												
	陸上競技場	1面																																												
	テニスコート	6面																																												
	屋内練習場	1棟																																												
清水台総合公園	多目的広場	2面																																												
杉安川仲島公園	野球場	1面																																												
	競泳プール	1面																																												
	流水プール	1面																																												
公園名	有料公園施設																																													
久峰総合公園	テニスコート	8面																																												
	野球場	1面																																												
	バタールゴルフ	18ホール																																												
	陸上競技場	1面																																												
	弓道場	9人立																																												
	四半的弓道場	5人立																																												
公園名	有料の公園施設																																													
富田浜公園	富田浜公園プール																																													

項目	現 況				課題	調整方針																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	<p>使用料、占用料</p> <p>【使用料】 西都市都市公園条例第10条の規定による 別表第2 2 第2条第1項各号に掲げる行為をする場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>期間</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行商その他これに類するもの</td> <td></td> <td>1日</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>興業</td> <td>1㎡につき</td> <td>1日</td> <td>5円</td> </tr> <tr> <td>競技会・展示会その他これに類するもの</td> <td>1㎡につき</td> <td>1日</td> <td>2円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 公園内に施設を設ける場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>期間</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売店</td> <td>1㎡につき</td> <td>1月</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>軽飲食店</td> <td>1㎡につき</td> <td>1月</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>その他の公園施設</td> <td>1㎡につき</td> <td>1月</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4の1西都原運動公園内の有料公園施設使用料(体育施設については、スポーツ振興課管理)</p> <p>1 野球場・陸上競技場・庭球場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">料金(円)</th> </tr> <tr> <th colspan="5">野球場(入場料あり)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>全日</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学生</td> <td>4,080</td> <td>5,520</td> <td>8,160</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>8,160</td> <td>11,040</td> <td>16,320</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職業的利用</td> <td colspan="4">入場料総額の100分の3相当額 最低28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">野球場(入場料なし)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>早朝</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>薄暮</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学生</td> <td>480</td> <td>960</td> <td>1,200</td> <td>480</td> <td>1,920</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>960</td> <td>1,920</td> <td>2,400</td> <td>960</td> <td>3,840</td> </tr> <tr> <td>職業的利用</td> <td colspan="5">9,600円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">野球場付属設備</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>場内放送設備</td> <td></td> <td colspan="2">720円</td> </tr> <tr> <td>スコアボード</td> <td>1試合につき</td> <td colspan="2">720円</td> </tr> <tr> <td>審判用具</td> <td></td> <td colspan="2">480円</td> </tr> <tr> <td>更衣室(1団体)</td> <td></td> <td colspan="2">480円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">野球場照明施設</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料あり</td> <td>一般</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td></td> <td>職業</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>入場料なし</td> <td>一般</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>職業</td> <td>1,800</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">陸上競技場(入場料あり)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学生</td> <td>全面 240</td> <td>480</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>一部 720</td> <td>960</td> <td>1,680</td> </tr> <tr> <td>全面 1,440</td> <td>1,920</td> <td>3,360</td> </tr> <tr> <td>職業的使用</td> <td colspan="3">入場料総額の100分の1相当額 最低1,300円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">陸上競技場(入場料なし)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>早朝</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>薄暮</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学生</td> <td>全面 120</td> <td>120</td> <td>240</td> <td>120</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>一部 240</td> <td>360</td> <td>480</td> <td>240</td> <td>840</td> </tr> <tr> <td>全面 480</td> <td>720</td> <td>960</td> <td>480</td> <td>1,680</td> </tr> <tr> <td>職業的使用</td> <td colspan="5">4,800円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">陸上競技場付属施設</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競技用具一式</td> <td></td> <td>360</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">庭球場(1コートにつき)(入場料あり)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学生</td> <td>200</td> <td>400</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>400</td> <td>600</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">庭球場(1コートにつき)(入場料なし)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>早朝</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>薄暮</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学生</td> <td>60</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>60</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>100</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	期間	使用料	行商その他これに類するもの		1日	100円	興業	1㎡につき	1日	5円	競技会・展示会その他これに類するもの	1㎡につき	1日	2円	区分	単位	期間	使用料	売店	1㎡につき	1月	100円	軽飲食店	1㎡につき	1月	100円	その他の公園施設	1㎡につき	1月	100円	料金(円)					野球場(入場料あり)					区分	午前	午後	全日		学生	4,080	5,520	8,160		一般	8,160	11,040	16,320		職業的利用	入場料総額の100分の3相当額 最低28,000円				野球場(入場料なし)					区分	早朝	午前	午後	薄暮	全日	学生	480	960	1,200	480	1,920	一般	960	1,920	2,400	960	3,840	職業的利用	9,600円					野球場付属設備				種別	単位	金額		場内放送設備		720円		スコアボード	1試合につき	720円		審判用具		480円		更衣室(1団体)		480円		野球場照明施設			区分	単位	金額	入場料あり	一般	1,800		職業	60,000	入場料なし	一般	2,500		職業	1,800	陸上競技場(入場料あり)				区分	午前	午後	全日	学生	全面 240	480	720	一般	一部 720	960	1,680	全面 1,440	1,920	3,360	職業的使用	入場料総額の100分の1相当額 最低1,300円			陸上競技場(入場料なし)						区分	早朝	午前	午後	薄暮	全日	学生	全面 120	120	240	120	360	一般	一部 240	360	480	240	840	全面 480	720	960	480	1,680	職業的使用	4,800円					陸上競技場付属施設			種別	単位	金額	競技用具一式		360	庭球場(1コートにつき)(入場料あり)				区分	午前	午後	全日	学生	200	400	600	一般	400	600	1,000	庭球場(1コートにつき)(入場料なし)					区分	早朝	午前	午後	薄暮	全日	学生	60	100	200	60	300	一般	100	200	300	100	500	<p>使用料、占用料</p> <p>【使用料】 下表は久峰総合公園における料金 佐土原町都市公園条例第8条の4の規定による第1表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">料金(円)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">テニスコート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生徒</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>証明施設</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>・料金はコート1面、1時間あたり ・生徒とは高校生以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">弓道場</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>早朝</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>全日</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生徒</td> <td>個人</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>250</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,300</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>個人</td> <td>50</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>250</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>500</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> <td>2,500</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="5">・生徒とは高校生以下 ・団体とは10名以上の組織</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">バレーボール場</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>子供</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>・料金は1ラウンドあたり ・子供とは中学生以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">テニス場、その他の施設の付属設備</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テニス用具</td> <td>1人1回</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>バレーボール用具</td> <td>1人1回</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>シャワー</td> <td>1人1回</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>ゲートボール用具</td> <td>1人1回</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">会議室</td> <td>3時間以内</td> <td>冷暖房不使用 600</td> </tr> <tr> <td></td> <td>冷暖房使用 1,500</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2">・会議室の超過使用料は、それぞれの使用料1時間あたりの金額。但し、10円未満の端数は切り捨て。 ・入場料を徴収する場合の会議室利用は、それぞれの使用料の2倍。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">野球場</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>入場料徴収ナシ</th> <th>入場料徴収アリ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生徒</td> <td>1時間 500</td> <td>1時間 1,000</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>1時間 1,000</td> <td>1時間 2,000</td> </tr> <tr> <td>職業</td> <td>1時間 2,000</td> <td>入場料最高額の100分</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">照明施設</td> <td>30分</td> <td>野球 3,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ソフトボール 2,600</td> </tr> <tr> <td></td> <td>レクリエーション 1,700</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2">・生徒とは高校生以下、職業とは、野球その他の運動競技又は見せ物若しくはこれに類する行為を職業とするものがその職業に関連して使用すること、一般とは生徒及び職業以外の使用。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">野球場付属施設</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スコアボード</td> <td>1試合</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本部室</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スコアボードのみ</td> <td>1試合</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>更衣室</td> <td>1チーム</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>シャワー</td> <td>1回</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>冷暖房施設</td> <td>1時間</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">四半的弓道場</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生徒</td> <td>個人</td> <td>50</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>個人</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3">・生徒とは高校生以下 ・団体とは10名以上の組織</td> </tr> </tbody> </table>	料金(円)		テニスコート		生徒	150	一般	300	証明施設	500	備考	・料金はコート1面、1時間あたり ・生徒とは高校生以下	弓道場						区分	早朝	午前	午後	全日	夜間	生徒	個人	30	50	100	150	150	団体	250	500	800	1,300	1,500	一般	個人	50	100	150	250	300	団体	500	1,000	1,500	2,500	3,000	備考	・生徒とは高校生以下 ・団体とは10名以上の組織					バレーボール場		種別	金額	大人	250	子供	150	備考	・料金は1ラウンドあたり ・子供とは中学生以下	テニス場、その他の施設の付属設備			種別	単位	金額	テニス用具	1人1回	50	バレーボール用具	1人1回	50	シャワー	1人1回	100	ゲートボール用具	1人1回	50	会議室	3時間以内	冷暖房不使用 600		冷暖房使用 1,500	備考	・会議室の超過使用料は、それぞれの使用料1時間あたりの金額。但し、10円未満の端数は切り捨て。 ・入場料を徴収する場合の会議室利用は、それぞれの使用料の2倍。		野球場			区分	入場料徴収ナシ	入場料徴収アリ	生徒	1時間 500	1時間 1,000	一般	1時間 1,000	1時間 2,000	職業	1時間 2,000	入場料最高額の100分	照明施設	30分	野球 3,500		ソフトボール 2,600		レクリエーション 1,700	備考	・生徒とは高校生以下、職業とは、野球その他の運動競技又は見せ物若しくはこれに類する行為を職業とするものがその職業に関連して使用すること、一般とは生徒及び職業以外の使用。		野球場付属施設			種別	単位	金額	スコアボード	1試合	1,000	放送設備			本部室			スコアボードのみ	1試合	600	更衣室	1チーム	500	シャワー	1回	100	冷暖房施設	1時間	500	四半的弓道場				区分	午前	午後	全日	生徒	個人	50	100	150	団体	500	500	1,000	一般	個人	100	150	250	団体	1,000	1,000	2,000	備考	・生徒とは高校生以下 ・団体とは10名以上の組織			<p>使用料、占用料</p> <p>【使用料】 なし</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">富田浜公園プール使用料</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>納期</th> <th>使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">公園プール</td> <td rowspan="2">一般及び高校生以上</td> <td>午前</td> <td>310</td> <td rowspan="2">使用前</td> <td rowspan="3">9:30-12:00</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>小中学生</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般及び高校生以上</td> <td rowspan="2">午後</td> <td>午後</td> <td>310</td> <td rowspan="2">使用前</td> <td rowspan="3">13:30-17:00</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>小中学生</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	富田浜公園プール使用料					種別	区分	単位	金額	納期	使用時間	公園プール	一般及び高校生以上	午前	310	使用前	9:30-12:00	午後	210	小中学生	100	一般及び高校生以上	午後	午後	310	使用前	13:30-17:00	午後	210	小中学生	100	<p>各市町村により使用料の単位や料金が異なる</p> <p>合併までに各施設の特徴を生かし、条例改正により調整する。(C)</p>
区分	単位	期間	使用料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
行商その他これに類するもの		1日	100円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
興業	1㎡につき	1日	5円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
競技会・展示会その他これに類するもの	1㎡につき	1日	2円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
区分	単位	期間	使用料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
売店	1㎡につき	1月	100円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
軽飲食店	1㎡につき	1月	100円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
その他の公園施設	1㎡につき	1月	100円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
料金(円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
野球場(入場料あり)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
区分	午前	午後	全日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
学生	4,080	5,520	8,160																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
一般	8,160	11,040	16,320																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
職業的利用	入場料総額の100分の3相当額 最低28,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
野球場(入場料なし)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
区分	早朝	午前	午後	薄暮	全日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
学生	480	960	1,200	480	1,920																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
一般	960	1,920	2,400	960	3,840																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
職業的利用	9,600円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
野球場付属設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
種別	単位	金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
場内放送設備		720円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
スコアボード	1試合につき	720円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
審判用具		480円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
更衣室(1団体)		480円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
野球場照明施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
区分	単位	金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
入場料あり	一般	1,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	職業	60,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
入場料なし	一般	2,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	職業	1,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
陸上競技場(入場料あり)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
区分	午前	午後	全日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
学生	全面 240	480	720																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
一般	一部 720	960	1,680																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	全面 1,440	1,920	3,360																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
職業的使用	入場料総額の100分の1相当額 最低1,300円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
陸上競技場(入場料なし)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
区分	早朝	午前	午後	薄暮	全日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
学生	全面 120	120	240	120	360																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
一般	一部 240	360	480	240	840																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	全面 480	720	960	480	1,680																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
職業的使用	4,800円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
陸上競技場付属施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
種別	単位	金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
競技用具一式		360																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
庭球場(1コートにつき)(入場料あり)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
区分	午前	午後	全日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
学生	200	400	600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
一般	400	600	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
庭球場(1コートにつき)(入場料なし)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
区分	早朝	午前	午後	薄暮	全日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
学生	60	100	200	60	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
一般	100	200	300	100	500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
料金(円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
テニスコート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
生徒	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
一般	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
証明施設	500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
備考	・料金はコート1面、1時間あたり ・生徒とは高校生以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
弓道場																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
区分	早朝	午前	午後	全日	夜間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
生徒	個人	30	50	100	150	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	団体	250	500	800	1,300	1,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
一般	個人	50	100	150	250	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	団体	500	1,000	1,500	2,500	3,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
備考	・生徒とは高校生以下 ・団体とは10名以上の組織																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
バレーボール場																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
種別	金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
大人	250																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
子供	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
備考	・料金は1ラウンドあたり ・子供とは中学生以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
テニス場、その他の施設の付属設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
種別	単位	金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
テニス用具	1人1回	50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
バレーボール用具	1人1回	50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
シャワー	1人1回	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
ゲートボール用具	1人1回	50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
会議室	3時間以内	冷暖房不使用 600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		冷暖房使用 1,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
備考	・会議室の超過使用料は、それぞれの使用料1時間あたりの金額。但し、10円未満の端数は切り捨て。 ・入場料を徴収する場合の会議室利用は、それぞれの使用料の2倍。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
野球場																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
区分	入場料徴収ナシ	入場料徴収アリ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
生徒	1時間 500	1時間 1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
一般	1時間 1,000	1時間 2,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
職業	1時間 2,000	入場料最高額の100分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
照明施設	30分	野球 3,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		ソフトボール 2,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		レクリエーション 1,700																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
備考	・生徒とは高校生以下、職業とは、野球その他の運動競技又は見せ物若しくはこれに類する行為を職業とするものがその職業に関連して使用すること、一般とは生徒及び職業以外の使用。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
野球場付属施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
種別	単位	金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
スコアボード	1試合	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
放送設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
本部室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
スコアボードのみ	1試合	600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
更衣室	1チーム	500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
シャワー	1回	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
冷暖房施設	1時間	500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
四半的弓道場																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
区分	午前	午後	全日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
生徒	個人	50	100	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	団体	500	500	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
一般	個人	100	150	250																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	団体	1,000	1,000	2,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
備考	・生徒とは高校生以下 ・団体とは10名以上の組織																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
富田浜公園プール使用料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
種別	区分	単位	金額	納期	使用時間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
公園プール	一般及び高校生以上	午前	310	使用前	9:30-12:00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		午後	210																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	小中学生	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
一般及び高校生以上	午後	午後	310	使用前	13:30-17:00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		午後	210																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	小中学生	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

項目	現 況				課題	調整方針																																																																																																																																																																																										
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																																																																																																																																																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">庭球場照明施設（1コートにつき）</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">入場料あり</td> <td>学生</td> <td>30分につき</td> <td>870円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td></td> <td>1,730円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入場料なし</td> <td>学生</td> <td></td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td></td> <td>240円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 学生とは高校生以下、職業とは、野球その他の運動競技又は見せ物若しくはこれに類する行為を職業とするものがその職業に関連して使用することを、一般とは学生及び職業以外の使用</p> <p>2 屋内練習場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">屋内練習場（入場料あり）</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>薄暮</th> <th>全日</th> <th colspan="2">夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学 生</td> <td>3,330</td> <td>5,170</td> <td>2,070</td> <td>8,110</td> <td colspan="2">2,860</td> </tr> <tr> <td>一 般</td> <td>6,670</td> <td>10,350</td> <td>4,140</td> <td>16,230</td> <td colspan="2">5,730</td> </tr> <tr> <td>職業的 使用</td> <td colspan="6">入場料総額の100分の3相当額 最低27,000円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">屋内練習場（入場料なし）</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>薄暮</th> <th>全日</th> <th colspan="2">夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学 生</td> <td>780</td> <td>1,120</td> <td>450</td> <td>1,910</td> <td colspan="2">670</td> </tr> <tr> <td>一 般</td> <td>1,570</td> <td>2,250</td> <td>900</td> <td>3,820</td> <td colspan="2">1,350</td> </tr> <tr> <td>職業的 使用</td> <td colspan="6">9,550円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">屋内練習場照明施設</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">入場料あり</td> <td>学生</td> <td rowspan="3">30分につき</td> <td>3,950円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>7,900円</td> </tr> <tr> <td>職業</td> <td>26,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">入場料なし</td> <td>学生</td> <td rowspan="3">30分につき</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>職業</td> <td>7,900円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">川俣島公園プール</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>午 前</th> <th>午 後</th> <th>薄 暮</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼 児</td> <td>100円</td> <td>100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童・生徒</td> <td>200円</td> <td>200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一 般</td> <td>300円</td> <td>300円</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">杉安川仲島公園野球場（入場料あり）</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>午 前</th> <th>午 後</th> <th>全 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学 生</td> <td>4,080円</td> <td>5,520円</td> <td>8,160円</td> </tr> <tr> <td>一 般</td> <td>8,160円</td> <td>11,040円</td> <td>16,320円</td> </tr> <tr> <td>職業的 使用</td> <td colspan="3">入場料総額の100分の3最低相当額 最低28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">杉安川仲島公園野球場（入場料なし）</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>早朝</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>薄暮</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学 生</td> <td>480</td> <td>960</td> <td>1,200</td> <td>480</td> <td>1,920</td> </tr> <tr> <td>一 般</td> <td>960</td> <td>1,920</td> <td>2,400</td> <td>960</td> <td>3,840</td> </tr> <tr> <td>職業的 使用</td> <td colspan="5">9,600円</td> </tr> </tbody> </table>	庭球場照明施設（1コートにつき）				区 分	単 位		金 額	入場料あり	学生	30分につき	870円	一般		1,730円	入場料なし	学生		120円	一般		240円	屋内練習場（入場料あり）							区 分	午前	午後	薄暮	全日	夜間		学 生	3,330	5,170	2,070	8,110	2,860		一 般	6,670	10,350	4,140	16,230	5,730		職業的 使用	入場料総額の100分の3相当額 最低27,000円						屋内練習場（入場料なし）							区 分	午前	午後	薄暮	全日	夜間		学 生	780	1,120	450	1,910	670		一 般	1,570	2,250	900	3,820	1,350		職業的 使用	9,550円						屋内練習場照明施設				区 分	単 位		金 額	入場料あり	学生	30分につき	3,950円	一般	7,900円	職業	26,300円	入場料なし	学生	30分につき	550円	一般	1,100円	職業	7,900円	川俣島公園プール				区 分	午 前	午 後	薄 暮	幼 児	100円	100円		児童・生徒	200円	200円		一 般	300円	300円	300円	杉安川仲島公園野球場（入場料あり）				区 分	午 前	午 後	全 日	学 生	4,080円	5,520円	8,160円	一 般	8,160円	11,040円	16,320円	職業的 使用	入場料総額の100分の3最低相当額 最低28,000円			杉安川仲島公園野球場（入場料なし）						区 分	早朝	午前	午後	薄暮	全日	学 生	480	960	1,200	480	1,920	一 般	960	1,920	2,400	960	3,840	職業的 使用	9,600円									
庭球場照明施設（1コートにつき）																																																																																																																																																																																																
区 分	単 位		金 額																																																																																																																																																																																													
入場料あり	学生	30分につき	870円																																																																																																																																																																																													
	一般		1,730円																																																																																																																																																																																													
入場料なし	学生		120円																																																																																																																																																																																													
	一般		240円																																																																																																																																																																																													
屋内練習場（入場料あり）																																																																																																																																																																																																
区 分	午前	午後	薄暮	全日	夜間																																																																																																																																																																																											
学 生	3,330	5,170	2,070	8,110	2,860																																																																																																																																																																																											
一 般	6,670	10,350	4,140	16,230	5,730																																																																																																																																																																																											
職業的 使用	入場料総額の100分の3相当額 最低27,000円																																																																																																																																																																																															
屋内練習場（入場料なし）																																																																																																																																																																																																
区 分	午前	午後	薄暮	全日	夜間																																																																																																																																																																																											
学 生	780	1,120	450	1,910	670																																																																																																																																																																																											
一 般	1,570	2,250	900	3,820	1,350																																																																																																																																																																																											
職業的 使用	9,550円																																																																																																																																																																																															
屋内練習場照明施設																																																																																																																																																																																																
区 分	単 位		金 額																																																																																																																																																																																													
入場料あり	学生	30分につき	3,950円																																																																																																																																																																																													
	一般		7,900円																																																																																																																																																																																													
	職業		26,300円																																																																																																																																																																																													
入場料なし	学生	30分につき	550円																																																																																																																																																																																													
	一般		1,100円																																																																																																																																																																																													
	職業		7,900円																																																																																																																																																																																													
川俣島公園プール																																																																																																																																																																																																
区 分	午 前	午 後	薄 暮																																																																																																																																																																																													
幼 児	100円	100円																																																																																																																																																																																														
児童・生徒	200円	200円																																																																																																																																																																																														
一 般	300円	300円	300円																																																																																																																																																																																													
杉安川仲島公園野球場（入場料あり）																																																																																																																																																																																																
区 分	午 前	午 後	全 日																																																																																																																																																																																													
学 生	4,080円	5,520円	8,160円																																																																																																																																																																																													
一 般	8,160円	11,040円	16,320円																																																																																																																																																																																													
職業的 使用	入場料総額の100分の3最低相当額 最低28,000円																																																																																																																																																																																															
杉安川仲島公園野球場（入場料なし）																																																																																																																																																																																																
区 分	早朝	午前	午後	薄暮	全日																																																																																																																																																																																											
学 生	480	960	1,200	480	1,920																																																																																																																																																																																											
一 般	960	1,920	2,400	960	3,840																																																																																																																																																																																											
職業的 使用	9,600円																																																																																																																																																																																															

項目	現 況				課題	調整方針																																																																																																													
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																																																																																																															
	<p>清水台総合公園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">多目的広場 A面 (入場料あり)</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学生使用</td> <td>240</td> <td>480</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>一部</td> <td>1,440</td> <td>1,920</td> </tr> <tr> <td>全面</td> <td>2,880</td> <td>3,840</td> </tr> <tr> <td>職業的使用</td> <td colspan="3">入場料総額の100分の1相当額 最低1,3000円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">多目的広場 A面 (入場料なし)</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>早朝</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>薄暮</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学生使用</td> <td>120</td> <td>120</td> <td>240</td> <td>120</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>一部</td> <td>480</td> <td>720</td> <td>960</td> <td>1,680</td> </tr> <tr> <td>全面</td> <td>960</td> <td>1,440</td> <td>1,920</td> <td>960</td> <td>3,360</td> </tr> <tr> <td>職業的使用</td> <td colspan="5">4,800円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">多目的広場 B面 (入場料あり)</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学生使用</td> <td>240</td> <td>480</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>1,440</td> <td>1,920</td> <td>3,360</td> </tr> <tr> <td>職業的使用</td> <td colspan="3">入場料総額の100分の1相当額 最低1,3000円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">多目的広場 B面 (入場料なし)</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>早朝</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>薄暮</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学生使用</td> <td>120</td> <td>120</td> <td>240</td> <td>120</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>480</td> <td>720</td> <td>960</td> <td>480</td> <td>1,680</td> </tr> <tr> <td>職業的使用</td> <td colspan="5">4,800円</td> </tr> </tbody> </table>	多目的広場 A面 (入場料あり)				区 分	午前	午後	全日	学生使用	240	480	720	一般	一部	1,440	1,920	全面	2,880	3,840	職業的使用	入場料総額の100分の1相当額 最低1,3000円			多目的広場 A面 (入場料なし)						区 分	早朝	午前	午後	薄暮	全日	学生使用	120	120	240	120	360	一般	一部	480	720	960	1,680	全面	960	1,440	1,920	960	3,360	職業的使用	4,800円					多目的広場 B面 (入場料あり)				区 分	午前	午後	全日	学生使用	240	480	720	一般	1,440	1,920	3,360	職業的使用	入場料総額の100分の1相当額 最低1,3000円			多目的広場 B面 (入場料なし)						区 分	早朝	午前	午後	薄暮	全日	学生使用	120	120	240	120	360	一般	480	720	960	480	1,680	職業的使用	4,800円									
多目的広場 A面 (入場料あり)																																																																																																																			
区 分	午前	午後	全日																																																																																																																
学生使用	240	480	720																																																																																																																
一般	一部	1,440	1,920																																																																																																																
	全面	2,880	3,840																																																																																																																
職業的使用	入場料総額の100分の1相当額 最低1,3000円																																																																																																																		
多目的広場 A面 (入場料なし)																																																																																																																			
区 分	早朝	午前	午後	薄暮	全日																																																																																																														
学生使用	120	120	240	120	360																																																																																																														
一般	一部	480	720	960	1,680																																																																																																														
	全面	960	1,440	1,920	960	3,360																																																																																																													
職業的使用	4,800円																																																																																																																		
多目的広場 B面 (入場料あり)																																																																																																																			
区 分	午前	午後	全日																																																																																																																
学生使用	240	480	720																																																																																																																
一般	1,440	1,920	3,360																																																																																																																
職業的使用	入場料総額の100分の1相当額 最低1,3000円																																																																																																																		
多目的広場 B面 (入場料なし)																																																																																																																			
区 分	早朝	午前	午後	薄暮	全日																																																																																																														
学生使用	120	120	240	120	360																																																																																																														
一般	480	720	960	480	1,680																																																																																																														
職業的使用	4,800円																																																																																																																		

項目	現況				課題	調整方針																																																																																																																																																																																																																														
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																																																																																																																																																																																																																																
	<p>【占用料】 西都市都市公園条例第10条の規定による別表第2 1 公園を占有する場合 西都市道路占用料に関する条例(抜粋)別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>占有物件</th> <th>単位</th> <th>占用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種電柱</td> <td rowspan="3">1本につき</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td rowspan="3">1年</td> <td>910</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td></td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>共架電線その他上空に設ける線類</td> <td>長さ1メートルにつき</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>地下電線その他地下に設ける線類</td> <td>1年</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>路上に設ける変圧器</td> <td>1個・1年</td> <td>690</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける変圧器</td> <td>占有面積1㎡につき1年</td> <td>470</td> </tr> <tr> <td>変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話郵便差出箱</td> <td>1個につき1年</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1平方メートル</td> <td>590</td> </tr> <tr> <td>広告塔</td> <td>表示面積1㎡につき1年</td> <td>3,900</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>表示面積1㎡につき1年</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>法第3条第1項第2号に掲げる物件</td> <td rowspan="5">長さ1メートルにつき1年</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>法第3条第1項第3号に掲げる物件</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>法第3条第1項第1号に掲げる物件</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>法第3条第2号に掲げる物件</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>法第3条第2号に掲げる物件</td> <td>470</td> </tr> <tr> <td>法第3条第2号に掲げる物件</td> <td></td> <td>930</td> </tr> <tr> <td>法第3条第2項第3号及び第4号に掲げる施設</td> <td></td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>道路法施行令第7条第1号に掲げる物件</td> <td>1本につき1年</td> <td>1,100</td> </tr> </tbody> </table>	占有物件	単位	占用料(円)	第1種電柱	1本につき	1,000	第2種電柱	1,600	第3種電柱	2,100	第1種電話柱	1年	910	第2種電話柱	1,500	第3種電話柱	2,000	その他の柱類		70	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	9	地下電線その他地下に設ける線類	1年	5	路上に設ける変圧器	1個・1年	690	地下に設ける変圧器	占有面積1㎡につき1年	470	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話郵便差出箱	1個につき1年	1,400		1平方メートル	590	広告塔	表示面積1㎡につき1年	3,900	その他のもの	表示面積1㎡につき1年	1,400	法第3条第1項第2号に掲げる物件	長さ1メートルにつき1年	47	法第3条第1項第3号に掲げる物件	70	法第3条第1項第1号に掲げる物件	93	法第3条第2号に掲げる物件	190	法第3条第2号に掲げる物件	470	法第3条第2号に掲げる物件		930	法第3条第2項第3号及び第4号に掲げる施設		1,400	道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	1本につき1年	1,100	<p>【占用料】 佐土原町都市公園条例第8条の4の規定による第2表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>期間</th> <th>占用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">公園を占有する場合</td> </tr> <tr> <td>法第7条第1号に掲げる物件</td> <td>電柱</td> <td>1本</td> <td>1年</td> <td>830</td> </tr> <tr> <td>法第7条第1号に掲げる物件</td> <td>電話柱(電柱であるものを除く)</td> <td>1本</td> <td>1年</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>法第7条第1号に掲げる物件</td> <td>共架柱(当該電線が添加されている既存の電柱及び電話柱)</td> <td>電柱1本</td> <td>1年</td> <td>290</td> </tr> <tr> <td>法第7条第1号に掲げる物件</td> <td></td> <td>電話柱1本</td> <td>1年</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>法第7条第1号に掲げる物件</td> <td>街灯柱その他の柱類</td> <td>1本</td> <td>1年</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>法第7条第1号に掲げる物件</td> <td>変圧塔</td> <td>1個</td> <td>1年</td> <td>620</td> </tr> <tr> <td>法第7条第1号に掲げる物件</td> <td>電線その他の線類</td> <td>1メートル</td> <td>1年</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>法第7条第1号に掲げる物件</td> <td>その他のもの</td> <td>1平方メートル</td> <td>1年</td> <td>620</td> </tr> <tr> <td>法第7条第2号に掲げる物件</td> <td>外径が0.1m未満のもの</td> <td>1メートル</td> <td>1年</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>法第7条第2号に掲げる物件</td> <td>外径が0.1m以上0.2m未満のもの</td> <td>1メートル</td> <td>1年</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>法第7条第2号に掲げる物件</td> <td>外径が0.2m以上0.4m未満のもの</td> <td>1メートル</td> <td>1年</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>法第7条第2号に掲げる物件</td> <td>外径が0.4m以上1.0m未満のもの</td> <td>1メートル</td> <td>1年</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>法第7条第2号に掲げる物件</td> <td>外形が1.0m以上のもの</td> <td>1メートル</td> <td>1年</td> <td>620</td> </tr> <tr> <td>法第7条第2号に掲げる物件</td> <td>標識</td> <td>1本</td> <td>1年</td> <td>620</td> </tr> <tr> <td colspan="4">第3条第1項各号に掲げる行為を占する場合</td> </tr> <tr> <td>法第3条第1項各号に掲げる行為を占する場合</td> <td>区分</td> <td>単位</td> <td>期間</td> <td>占用料</td> </tr> <tr> <td>法第3条第1項各号に掲げる行為を占する場合</td> <td>行商及びその他これらに類するもの</td> <td></td> <td>1日</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>法第3条第1項各号に掲げる行為を占する場合</td> <td>興行</td> <td>1平方メートル</td> <td>1日</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>法第3条第1項各号に掲げる行為を占する場合</td> <td>競技会、展示会、博覧会その他これらに類するもの</td> <td>1平方メートル</td> <td>1日</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="4">興業又は競技会、展示会、博覧会その他これらに類するものを行う者が、有料公園施設を利用する場合は、当該有料公園施設面積を除くものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	期間	占用料(円)	公園を占有する場合				法第7条第1号に掲げる物件	電柱	1本	1年	830	法第7条第1号に掲げる物件	電話柱(電柱であるものを除く)	1本	1年	310	法第7条第1号に掲げる物件	共架柱(当該電線が添加されている既存の電柱及び電話柱)	電柱1本	1年	290	法第7条第1号に掲げる物件		電話柱1本	1年	170	法第7条第1号に掲げる物件	街灯柱その他の柱類	1本	1年	1,200	法第7条第1号に掲げる物件	変圧塔	1個	1年	620	法第7条第1号に掲げる物件	電線その他の線類	1メートル	1年	62	法第7条第1号に掲げる物件	その他のもの	1平方メートル	1年	620	法第7条第2号に掲げる物件	外径が0.1m未満のもの	1メートル	1年	58	法第7条第2号に掲げる物件	外径が0.1m以上0.2m未満のもの	1メートル	1年	62	法第7条第2号に掲げる物件	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	1メートル	1年	120	法第7条第2号に掲げる物件	外径が0.4m以上1.0m未満のもの	1メートル	1年	310	法第7条第2号に掲げる物件	外形が1.0m以上のもの	1メートル	1年	620	法第7条第2号に掲げる物件	標識	1本	1年	620	第3条第1項各号に掲げる行為を占する場合				法第3条第1項各号に掲げる行為を占する場合	区分	単位	期間	占用料	法第3条第1項各号に掲げる行為を占する場合	行商及びその他これらに類するもの		1日	300	法第3条第1項各号に掲げる行為を占する場合	興行	1平方メートル	1日	5	法第3条第1項各号に掲げる行為を占する場合	競技会、展示会、博覧会その他これらに類するもの	1平方メートル	1日	2	備考	興業又は競技会、展示会、博覧会その他これらに類するものを行う者が、有料公園施設を利用する場合は、当該有料公園施設面積を除くものとする。				<p>【占用料】 新富町都市公園条例第11条の規定による</p> <p>都市公園を占有する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>占有物件名</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">湖水ヶ池公園</td> <td>電柱</td> <td>1本</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1年につき</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平田児童公園</td> <td>支線</td> <td>1基</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1年につき</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">富田浜公園</td> <td>変圧塔</td> <td>1基</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1年につき</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">富田浜公園</td> <td>電話柱</td> <td>1本</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1年につき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法第7条第2号に掲げるもの</td> <td>1メートル</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>法第7条第5号に掲げるもの</td> <td>1平方メートル</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>法第7条第6号に掲げるもの</td> <td>1平方メートル</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>標識</td> <td>1個</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>令第8条第7号又は第8条に掲げるもの</td> <td>1平方メートル</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1日につき</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	都市公園名	占有物件名	単位	金額	湖水ヶ池公園	電柱	1本	円		1年につき	260	平田児童公園	支線	1基	260		1年につき		富田浜公園	変圧塔	1基	1,000		1年につき		富田浜公園	電話柱	1本	260		1年につき		法第7条第2号に掲げるもの	1メートル	5	法第7条第5号に掲げるもの	1平方メートル	30	法第7条第6号に掲げるもの	1平方メートル	30	標識	1個	30	令第8条第7号又は第8条に掲げるもの	1平方メートル	30		1日につき			<p>【占用料】 なし</p>	<p>各市町村により占用料の単位や料金が異なる</p>	<p>合併までに占用料を統一する。(C)</p>
占有物件	単位	占用料(円)																																																																																																																																																																																																																																		
第1種電柱	1本につき	1,000																																																																																																																																																																																																																																		
第2種電柱		1,600																																																																																																																																																																																																																																		
第3種電柱		2,100																																																																																																																																																																																																																																		
第1種電話柱	1年	910																																																																																																																																																																																																																																		
第2種電話柱		1,500																																																																																																																																																																																																																																		
第3種電話柱		2,000																																																																																																																																																																																																																																		
その他の柱類		70																																																																																																																																																																																																																																		
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	9																																																																																																																																																																																																																																		
地下電線その他地下に設ける線類	1年	5																																																																																																																																																																																																																																		
路上に設ける変圧器	1個・1年	690																																																																																																																																																																																																																																		
地下に設ける変圧器	占有面積1㎡につき1年	470																																																																																																																																																																																																																																		
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話郵便差出箱	1個につき1年	1,400																																																																																																																																																																																																																																		
	1平方メートル	590																																																																																																																																																																																																																																		
広告塔	表示面積1㎡につき1年	3,900																																																																																																																																																																																																																																		
その他のもの	表示面積1㎡につき1年	1,400																																																																																																																																																																																																																																		
法第3条第1項第2号に掲げる物件	長さ1メートルにつき1年	47																																																																																																																																																																																																																																		
法第3条第1項第3号に掲げる物件		70																																																																																																																																																																																																																																		
法第3条第1項第1号に掲げる物件		93																																																																																																																																																																																																																																		
法第3条第2号に掲げる物件		190																																																																																																																																																																																																																																		
法第3条第2号に掲げる物件		470																																																																																																																																																																																																																																		
法第3条第2号に掲げる物件		930																																																																																																																																																																																																																																		
法第3条第2項第3号及び第4号に掲げる施設		1,400																																																																																																																																																																																																																																		
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	1本につき1年	1,100																																																																																																																																																																																																																																		
区分	単位	期間	占用料(円)																																																																																																																																																																																																																																	
公園を占有する場合																																																																																																																																																																																																																																				
法第7条第1号に掲げる物件	電柱	1本	1年	830																																																																																																																																																																																																																																
法第7条第1号に掲げる物件	電話柱(電柱であるものを除く)	1本	1年	310																																																																																																																																																																																																																																
法第7条第1号に掲げる物件	共架柱(当該電線が添加されている既存の電柱及び電話柱)	電柱1本	1年	290																																																																																																																																																																																																																																
法第7条第1号に掲げる物件		電話柱1本	1年	170																																																																																																																																																																																																																																
法第7条第1号に掲げる物件	街灯柱その他の柱類	1本	1年	1,200																																																																																																																																																																																																																																
法第7条第1号に掲げる物件	変圧塔	1個	1年	620																																																																																																																																																																																																																																
法第7条第1号に掲げる物件	電線その他の線類	1メートル	1年	62																																																																																																																																																																																																																																
法第7条第1号に掲げる物件	その他のもの	1平方メートル	1年	620																																																																																																																																																																																																																																
法第7条第2号に掲げる物件	外径が0.1m未満のもの	1メートル	1年	58																																																																																																																																																																																																																																
法第7条第2号に掲げる物件	外径が0.1m以上0.2m未満のもの	1メートル	1年	62																																																																																																																																																																																																																																
法第7条第2号に掲げる物件	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	1メートル	1年	120																																																																																																																																																																																																																																
法第7条第2号に掲げる物件	外径が0.4m以上1.0m未満のもの	1メートル	1年	310																																																																																																																																																																																																																																
法第7条第2号に掲げる物件	外形が1.0m以上のもの	1メートル	1年	620																																																																																																																																																																																																																																
法第7条第2号に掲げる物件	標識	1本	1年	620																																																																																																																																																																																																																																
第3条第1項各号に掲げる行為を占する場合																																																																																																																																																																																																																																				
法第3条第1項各号に掲げる行為を占する場合	区分	単位	期間	占用料																																																																																																																																																																																																																																
法第3条第1項各号に掲げる行為を占する場合	行商及びその他これらに類するもの		1日	300																																																																																																																																																																																																																																
法第3条第1項各号に掲げる行為を占する場合	興行	1平方メートル	1日	5																																																																																																																																																																																																																																
法第3条第1項各号に掲げる行為を占する場合	競技会、展示会、博覧会その他これらに類するもの	1平方メートル	1日	2																																																																																																																																																																																																																																
備考	興業又は競技会、展示会、博覧会その他これらに類するものを行う者が、有料公園施設を利用する場合は、当該有料公園施設面積を除くものとする。																																																																																																																																																																																																																																			
都市公園名	占有物件名	単位	金額																																																																																																																																																																																																																																	
湖水ヶ池公園	電柱	1本	円																																																																																																																																																																																																																																	
		1年につき	260																																																																																																																																																																																																																																	
平田児童公園	支線	1基	260																																																																																																																																																																																																																																	
		1年につき																																																																																																																																																																																																																																		
富田浜公園	変圧塔	1基	1,000																																																																																																																																																																																																																																	
		1年につき																																																																																																																																																																																																																																		
富田浜公園	電話柱	1本	260																																																																																																																																																																																																																																	
		1年につき																																																																																																																																																																																																																																		
	法第7条第2号に掲げるもの	1メートル	5																																																																																																																																																																																																																																	
	法第7条第5号に掲げるもの	1平方メートル	30																																																																																																																																																																																																																																	
	法第7条第6号に掲げるもの	1平方メートル	30																																																																																																																																																																																																																																	
	標識	1個	30																																																																																																																																																																																																																																	
令第8条第7号又は第8条に掲げるもの	1平方メートル	30																																																																																																																																																																																																																																		
	1日につき																																																																																																																																																																																																																																			
	<p>(6)公園貸出業務の状況 都市公園有料施設貸出については、スポーツ振興課で実施</p>	<p>(6)公園貸出業務の状況 業務内容 委託先 都市公園貸出 (財)佐土原温泉協会 スポーツ施設については、社会教育課で実施</p>	<p>(6)公園貸出業務の状況 富田浜公園 都市計画課</p>	<p>(6)公園貸出業務の状況 なし</p>	<p>公園貸出基準の見直し、統一</p>	<p>合併までに貸出基準を統一する。(C)</p>																																																																																																																																																																																																																														

項目	現 況				課題	調整方針																													
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																															
13. 緑化対策 (B)	(1) 長期計画(緑の基本計画)の策定状況 平成15年度策定予定	(1) 長期計画(緑の基本計画)の策定状況 H12年6月公表 佐土原町緑の基本計画 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象区域</td> <td>都市計画区域を中心に町内全域</td> </tr> <tr> <td>目標年度</td> <td>平成31年(西暦2019年)</td> </tr> <tr> <td>緑地確保</td> <td>市街化区域内 3.2%</td> </tr> <tr> <td>公園整備</td> <td>都市計画区域内人口1人当たり 約5.7㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">目標数値</td> <td>公共施設緑化率</td> <td>1.0~3.0%</td> </tr> <tr> <td>民間施設緑化率</td> <td>1.0~3.0%</td> </tr> <tr> <td>道路緑化率</td> <td>3.0%</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	概 要	対象区域	都市計画区域を中心に町内全域	目標年度	平成31年(西暦2019年)	緑地確保	市街化区域内 3.2%	公園整備	都市計画区域内人口1人当たり 約5.7㎡	目標数値	公共施設緑化率	1.0~3.0%	民間施設緑化率	1.0~3.0%	道路緑化率	3.0%	(1) 長期計画(緑の基本計画)の策定状況 緑のマスタープラン計画書(S58年度策定) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象区域</td> <td>都市計画区域を中心に町内全域</td> </tr> <tr> <td>目標年度</td> <td>昭和75年(西暦2000年)</td> </tr> <tr> <td>緑地確保</td> <td>都市計画区域内 4.0%</td> </tr> <tr> <td>公園整備</td> <td>都市計画区域内人口1人当たり 約65.8㎡</td> </tr> <tr> <td>全体面積</td> <td>約68.4ha</td> </tr> </tbody> </table> 緑の基本計画作成検討中	項 目	概 要	対象区域	都市計画区域を中心に町内全域	目標年度	昭和75年(西暦2000年)	緑地確保	都市計画区域内 4.0%	公園整備	都市計画区域内人口1人当たり 約65.8㎡	全体面積	約68.4ha	(1) 長期計画(緑の基本計画)の策定状況 なし	目標年度や目標数値等の 見直し	合併後に各市町村の計 画等を基に新たな計画 を策定する。(B)
	項 目	概 要																																	
	対象区域	都市計画区域を中心に町内全域																																	
	目標年度	平成31年(西暦2019年)																																	
	緑地確保	市街化区域内 3.2%																																	
公園整備	都市計画区域内人口1人当たり 約5.7㎡																																		
目標数値	公共施設緑化率	1.0~3.0%																																	
	民間施設緑化率	1.0~3.0%																																	
	道路緑化率	3.0%																																	
項 目	概 要																																		
対象区域	都市計画区域を中心に町内全域																																		
目標年度	昭和75年(西暦2000年)																																		
緑地確保	都市計画区域内 4.0%																																		
公園整備	都市計画区域内人口1人当たり 約65.8㎡																																		
全体面積	約68.4ha																																		
(2) 花のまちづくり基本計画等の策定状況 なし	(2) 花のまちづくり基本計画等の策定状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 業 名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沿道修景事業</td> <td>佐土原駅那珂線、あじさいロードを 中心とした、あじさいとカンナノ維 持管理。 町の設置した花壇及び各地区の沿道 にボランティアを中心とした草花の 植栽(年2回)</td> </tr> <tr> <td>佐土原城跡 花しょうぶ園 整備事業</td> <td>平成14年度より3年計画。 佐土原町の観光の拠点である「鶴松 館」の西側2,000㎡を整備し、花し ょうぶを植栽。</td> </tr> </tbody> </table> 事務部局：建設課	事 業 名	内 容	沿道修景事業	佐土原駅那珂線、あじさいロードを 中心とした、あじさいとカンナノ維 持管理。 町の設置した花壇及び各地区の沿道 にボランティアを中心とした草花の 植栽(年2回)	佐土原城跡 花しょうぶ園 整備事業	平成14年度より3年計画。 佐土原町の観光の拠点である「鶴松 館」の西側2,000㎡を整備し、花し ょうぶを植栽。	(2) 花のまちづくり基本計画等の策定状況 国道10号線の花壇	(2) 花のまちづくり基本計画等の策定状況 なし		合併後に新たな基本計 画を策定する。(B)																								
事 業 名	内 容																																		
沿道修景事業	佐土原駅那珂線、あじさいロードを 中心とした、あじさいとカンナノ維 持管理。 町の設置した花壇及び各地区の沿道 にボランティアを中心とした草花の 植栽(年2回)																																		
佐土原城跡 花しょうぶ園 整備事業	平成14年度より3年計画。 佐土原町の観光の拠点である「鶴松 館」の西側2,000㎡を整備し、花し ょうぶを植栽。																																		
(3) 緑のまちづくり条例等の策定状況 条例による保全地区指定 条例制定なし	(3) 緑のまちづくり条例等の策定状況 条例による保全地区指定 条例制定なし	(3) 緑のまちづくり条例等の策定状況 条例による保全地区指定 新富町緑化推進条例	(3) 緑のまちづくり条例等の策定状況 条例による保全地区指定 なし	新富町のみ条例がある	合併までに条例改正等 により調整する。(C)																														
条例による樹木等の保全 基準、維持管理費補助の有無 なし	条例による樹木等の保全 基準、維持管理費補助の有無 「佐土原町ふるさと名木条例」 ・郷土の名木の指定、保存 ・維持管理費の助成金交付、樹医による樹 木診断等	条例による樹木等の保全 基準、維持管理費補助の有無 なし	条例による樹木等の保全 基準、維持管理費補助の有無 なし	佐土原町のみ条例がある	合併までに条例改正等 により調整する。(C)																														
(4) 自然公園地区内における建築物等の進達事 務・年間件数等 4件(平成14年度) 平成15年3月4日現在	(4) 自然公園地区内における建築物等の進達事 務・年間件数等 なし	(4) 自然公園地区内における建築物等の進達事 務・年間件数等 なし	(4) 自然公園地区内における建築物等の進達事 務・年間件数等 なし		合併までに窓口の一 本化について検討する。 (C)																														

項目	現況					課題	調整方針																						
	西都市		佐土原町		新富町																								
14. 土地区画整理事業概況(C)	(1)現況 土地区画整理事業現況 H14.3.31現在					(1)現況 土地区画整理事業現況 H14.3.31現在					(1)現況 土地区画整理事業現況 H14.3.31現在					(1)現況 なし													
	事業区分		個人施行	組合施行等	公共団体施行	行政庁施行	計	事業区分		個人施行	組合施行等	公共団体施行	行政庁施行	計	事業区分		個人施行	組合施行等	公共団体施行	行政庁施行	計	事業区分		個人施行	組合施行等	公共団体施行	行政庁施行	計	
	地区数		0	1	4	0	5	地区数		0	0	0	0	0	地区数		0	1	0	0	0	1	地区数		0	1	0	0	0
	完了面積 ha		0	0.18	125.8	0	125.98	完了面積 ha		0	0	0	0	0	完了面積 ha		0	24.3	0	0	0	24.3	完了面積 ha		0	24.3	0	0	24.3
	施工地区数		0	0	2	0	2	施工地区数		0	0	2	0	2	施工地区数		0	0	2	0	2	施工地区数		0	0	2	0	2	
	施工中面積 ha		0	0	89.7	0	89.7	施工中面積 ha		0	0	18.5	0	18.5	施工中面積 ha		0	0	67.3	0	67.3	施工中面積 ha		0	0	67.3	0	67.3	
	地区数		0	1	6	0	7	地区数		0	0	2	0	2	地区数		0	1	2	0	3	地区数		0	1	2	0	3	
	計面積 ha		0	0.18	215.5	0	215.68	計面積 ha		0	0	18.5	0	18.5	計面積 ha		0	24.3	67.3	0	91.6	計面積 ha		0	24.3	67.3	0	91.6	
	公共施行					公共施行					公共施行					公共施行													
	項目		妻新町		妻北		項目		石崎第一		佐土原駅前		項目		南地区		北地区		項目		南地区		北地区		項目		南地区		北地区
事業名		西都市計画事業妻新町土地区画整理事業		西都市計画事業妻北土地区画整理事業		事業名		宮崎広域都市計画区域石崎第一土地区画整理事業		宮崎広域都市計画区域佐土原駅前土地区画整理事業		事業名		新富都市計画事業上富田南地区土地区画整理事業		新富都市計画事業上富田北地区土地区画整理事業		事業名		新富都市計画事業上富田南地区土地区画整理事業		新富都市計画事業上富田北地区土地区画整理事業		事業名		新富都市計画事業上富田南地区土地区画整理事業		新富都市計画事業上富田北地区土地区画整理事業	
事業年度		H6～H19 清算期間含む		H8～H30 清算期間含む		事業年度		H.5～H.17 清算期間含む		H.9～H.20 清算期間含む		事業年度		S56～H19 予定		S59～H19 予定		事業年度		S56～H19 予定		S59～H19 予定		事業年度		S56～H19 予定		S59～H19 予定	
総事業費(千円)		2,238,000		15,794,000		総事業費(千円)		1,623,000		2,677,000		総事業費(千円)		4,667,000		5,985,000		総事業費(千円)		4,667,000		5,985,000		総事業費(千円)		4,667,000		5,985,000	
財源内訳(千円)					財源内訳(千円)					財源内訳(千円)					財源内訳(千円)														
補助金		321,500		4,009,000		補助金		313,100		44,000		補助金		1,215,475		1,428,275		補助金		1,215,475		1,428,275		補助金		1,215,475		1,428,275	
交付金		342,700		2,724,000		交付金		264,229		-		交付金		156,100		-		交付金		156,100		-		交付金		156,100		-	
保留地処分金		64,376		0		保留地処分金		492,000		524,000		保留地処分金		-		-		保留地処分金		-		-		保留地処分金		-		-	
地方特定道路		478,000		204,000		地方特定道路		218,081		153,022		地方特定道路		-		-		地方特定道路		-		-		地方特定道路		-		-	
市単独費		1,031,424		8,449,000		市単独費		286,900		0		市単独費		827,425		-		市単独費		827,425		-		市単独費		827,425		-	
寄付金その他		0		0		寄付金その他		48,690		1,955,978		寄付金その他		150		1,060,725		寄付金その他		150		1,060,725		寄付金その他		150		1,060,725	
公費金		-		408,000		公費金		21.18		13.07		公費金		470,000		1,051,900		公費金		470,000		1,051,900		公費金		470,000		1,051,900	
減反率(%)		19.62		19.98		減反率(%)		14.9		3.6		減反率(%)		24.68		24.98		減反率(%)		24.68		24.98		減反率(%)		24.68		24.98	
施工面積(ha)		9.4		80.3		施工面積(ha)		-		-		施工面積(ha)		34.3		33.0		施工面積(ha)		34.3		33.0		施工面積(ha)		34.3		33.0	
(廃止手続中)					(廃止手続中)					(事業計画書による)					(事業計画書による)														
組合施行等 なし					組合施行等 なし					組合施行等 なし					組合施行等 なし														
(2)町界町名・住居表示業務 妻新町地区					(2)町界町名・住居表示業務					(2)町界町名・住居表示業務					(2)町界町名・住居表示業務														
町界町名整理		・関連規定(条例、施行規則等)有り。			町界町名整理		・関連規定(条例、施行規則等)有り。			町界町名整理		・関連規定(条例、施行規則等)有り。			町界町名整理		・関連規定(条例、施行規則等)有り。			町界町名整理		・関連規定(条例、施行規則等)有り。			町界町名整理		・関連規定(条例、施行規則等)有り。		
住居表示		業務として取り組んでいない。			町界町名審議会		審議会を設けていない。			住居表示		なし。			町界町名審議会		要綱あり。			住居表示		なし。			町界町名審議会		要綱あり。		
(3)清算金交付・徴収業務					(3)清算金交付・徴収業務					(3)清算金交付・徴収業務					(3)清算金交付・徴収業務														
清算金業務		・関連規定(条例、施行規則等)有り。 ・管理システム確立されている。 ・H15年度より交付・徴収業務開始			清算金業務		・関連規定(条例、施行規則等)有り。 ・管理システムは確立されていない。 ・現在、徴収中の事業はない。			清算金業務		・関連規定(条例)有り。 ・施行規則(策定中) ・管理システムは確立されていない。 ・現在、徴収中の事業はない。			清算金業務		なし			清算金業務		なし			清算金業務		なし		
(4)保留地					(4)保留地					(4)保留地					(4)保留地														
保留地処分業務		・関連規定(条例、施行規則等)有り。 ・未処分地(平成15年2月28日現在) 5筆 1573.86㎡ 44,531千円 他に、売却予定地なし			保留地処分業務		・関連規定(条例、施行規則等)有り。 ・未処分地(平成15年2月1日現在) 5筆 1,222.49㎡ 57,923千円 他に、施行中の事業区内に売却予定地有り			保留地処分業務		・関連規定(条例、施行規則等)有り。 ・未処分地(平成15年3月3日現在) 南地区 5筆 1445.53㎡ 56,447千円 北地区 9筆 3035.36㎡ 108,636千円 合計 14筆 4480.89㎡ 165,083千円			保留地処分業務		なし			保留地処分業務		なし			保留地処分業務		なし		
(5)証明手数料					(5)証明手数料					(5)証明手数料					(5)証明手数料														
公共施行		- 換地証明 無料 確定測量成果 西都市手数料条例による。 300円/1件(交付手数料)			公共施行		- 無料 組合施行 - 佐土原町手数料条例による。 ただし事例なし。			公共施行		- 無料 新富町手数料条例により 300円/1件			公共施行		なし			公共施行		なし			証明事務等の見直し		合併時に各市町村の制度等を踏まえ統一する。(C)		

項目	現 況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
15. 土地区画 整理事業 計画(B)	地元まちづくり委員会で事業実施検討中1地区 内、5年以内の新規予定地区 公共か組合1地区	地元まちづくり委員会で事業実施検討中3地区 内、5年以内の新規地区 公共団体施行 1~2地区	新規地区(西部地区土地区画整理事業)検討中	なし	新規地区の検討	継続事業は推進すること とし、新規地区は合併ま でに地域の状況を踏まえ 調整する。
16. 土木積算 システム (C)	・プレシス(県と同じ)	・吉井システム	・吉井システム	・吉井システム	積算システムに違いがあ る	合併後に県が使用してい るプレシスへ移行する。

6 - (3) 建設専門部会 住宅

項目	現況				課題	調整方針																																												
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																																														
1. 公営住宅の管理 (C)	<p>(1) 現状 平成13年度 管理戸数等 団地数 22 団地</p> <table border="1"> <tr> <th>構造</th> <th>木平</th> <th>簡平</th> <th>簡2</th> <th>低耐</th> <th>中耐</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>戸数</td> <td>17</td> <td>193</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>724</td> <td>959</td> </tr> </table> <p>その他 90 戸管理 再開発住宅ほか</p> <p>(2) 委託業務等 防火管理、消防用設備点検業務 防火管理者なし、点検業務委託なし 浄化槽維持管理、検査 基本的に入居者で管理しており、修理が発生した場合は市で対応。 高架水槽、受水槽清掃 指名競争入札により委託 高架水槽ポンプ保守管理委託 建築住宅課職員で管理 住宅の修繕 ア 修繕費の負担区分 軽微なもの及び入居者の責に帰すべきものは本人負担。 イ 修繕業者 軽微なものは住宅補修業務員(年間委託) その他は業者に発注 市営住宅法面草刈業務 業者に発注 樹木剪定・清掃等 低木剪定・清掃は入居者 高木は市が業者に発注 公営住宅の防音事業 ア 防音工事 指名競争入札により工事発注 イ 空調機器機能復旧工事 (財)防衛施設周辺整備協会に業務委託</p>	構造	木平	簡平	簡2	低耐	中耐	合計	戸数	17	193	13	12	724	959	<p>(1) 現状 平成13年度 管理戸数等 団地数 17 団地</p> <table border="1"> <tr> <th>構造</th> <th>簡平</th> <th>低耐</th> <th>中耐</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>戸数</td> <td>502</td> <td>12</td> <td>256</td> <td>770</td> </tr> </table> <p>(2) 委託業務等 防火管理、消防用設備点検業務 防火管理者は住宅係職員、点検業務は指名競争入札により委託 浄化槽維持管理、検査 基本的に入居者で管理しており、修理が発生した場合は町で対応。 高架水槽、受水槽清掃 指名競争入札により委託 高架水槽ポンプ保守管理委託 住宅係職員で管理 住宅の修繕 ア 修繕費の負担区分 軽微なもの及び入居者の責に帰すべきものは本人負担。 イ 修繕業者 指定業者なし 町営住宅法面草刈業務 指名競争入札により委託 樹木剪定・清掃等 シルバー人材センターに委託 公営住宅の防音事業 ア 防音工事 なし イ 空調機器機能復旧工事 (財)防衛施設周辺整備協会に業務委託</p>	構造	簡平	低耐	中耐	合計	戸数	502	12	256	770	<p>(1) 現状 平成13年度 管理戸数等 町営住宅団地数15 団地：公社住宅1 団地</p> <table border="1"> <tr> <th>構造</th> <th>簡平</th> <th>中耐</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>戸数</td> <td>385</td> <td>222</td> <td>607</td> </tr> </table> <p>(その他) 公社 21 戸(県住宅供給公社)</p> <p>(2) 委託業務等 防火管理、消防用設備点検業務 防火管理者は住宅係職員、点検業務は町営住宅は行っていない。公社住宅のみ行っている。(年2回実施：随時契約) 浄化槽維持管理、検査 基本的に入居者で管理しており、修理が発生した場合は町で対応。 高架水槽、受水槽清掃 指名競争入札により委託 高架水槽ポンプ保守管理委託 住宅係職員で管理 住宅の修繕 ア 修繕費の負担区分 軽微なもの及び入居者の責に帰すべきものは本人負担。 イ 修繕業者 指定業者あり(豊・視、ガス業者等) 町営住宅法面草刈業務 シルバー人材センターに委託 樹木剪定・清掃等 公共施設維持管理協会(有限会社新富総合管理センター)に委託 公営住宅の防音事業 ア 防音工事 指名競争入札により工事発注 イ 空調機器復旧工事 (財)防衛施設周辺整備協会に業務委託 平成15年度より直接施行</p>	構造	簡平	中耐	合計	戸数	385	222	607	<p>(1) 現状 平成13年度 管理戸数等 団地数 6 団地</p> <table border="1"> <tr> <th>構造</th> <th>木造</th> <th>簡平</th> <th>簡2</th> <th>低耐</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>戸数</td> <td>51</td> <td>20</td> <td>32</td> <td>16</td> <td>119</td> </tr> </table> <p>(2) 委託業務等 防火管理、消防用設備点検業務 防火管理者は管財係職員、点検業務は地元消防団に委託 浄化槽維持管理、検査 基本的に入居者で管理しており、修理が発生した場合は村で対応。 高架水槽、受水槽清掃 高架水槽設置住宅無し、受水槽清掃は随意契約による。 高架水槽ポンプ保守管理委託 なし 住宅の修繕 ア 修繕費の負担区分 軽微なもの及び入居者の責に帰すべきものは本人負担。 イ 修繕業者 指定業者なし 村営住宅法面草刈業務 なし 樹木剪定・清掃等 なし 公営住宅の防音事業 対象外</p>	構造	木造	簡平	簡2	低耐	合計	戸数	51	20	32	16	119	<p>公営住宅の修繕業務において、修繕業者の指定について、各市町村間で若干の相違がある。</p>	<p>合併後に調整を図る。</p>
構造	木平	簡平	簡2	低耐	中耐	合計																																												
戸数	17	193	13	12	724	959																																												
構造	簡平	低耐	中耐	合計																																														
戸数	502	12	256	770																																														
構造	簡平	中耐	合計																																															
戸数	385	222	607																																															
構造	木造	簡平	簡2	低耐	合計																																													
戸数	51	20	32	16	119																																													

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
	<p>その他</p> <p>ア 住宅管理人制度 団地又は棟別に委嘱</p> <p>イ 駐車場管理組合 なし</p> <p>ウ 駐車場有料化 なし</p> <p>エ 車庫証明の発行事務 1世帯に1台限り、市で発行</p>	<p>その他</p> <p>ア 住宅管理人制度 なし</p> <p>イ 駐車場管理組合 なし</p> <p>ウ 駐車場有料化 条例に規定はあるが適用はして いない</p> <p>エ 車庫証明の発行事務 1世帯に1台限り、町で発行</p>	<p>その他</p> <p>ア 住宅管理人制度 なし</p> <p>イ 駐車場管理組合 なし</p> <p>ウ 駐車場有料化 なし</p> <p>エ 車庫証明の発行事務 1世帯に1台限り、町で発行</p>	<p>その他</p> <p>ア 住宅管理人制度 なし</p> <p>イ 駐車場管理組合 なし</p> <p>ウ 駐車場有料化 なし</p> <p>エ 車庫証明の発行事務 なし</p>		

項目	現況				課題	調整方針
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村		
2. 公営住宅の運営 (B)	<p>(1) 住宅使用料関係</p> <p>住宅使用料 公住法による決定 (立地係数0.7) (利便性係数0.71~0.97)</p> <p>督促手数料 納期限後20日以内に督促状発送、1000円徴収</p> <p>延滞金 徴収していない</p> <p>減免制度 条例には規定があるが適用はしていない</p> <p>口座振替 引落日25日(納期も同日)</p> <p>明渡訴訟 5件(平成13年度)</p> <p>(2) 入居及び退去関係</p> <p>入居者募集 空家募集(随時受付) 登録制(1年更新) 応募資格 公住法の規定及び税金完納者 (市内在住等の制限事項なし)</p> <p>入居手続き 決定日から10日以内に契約書提出、 敷金3ヶ月納付、連帯保証人は原則2名 (市内在住者で年間所得100万円以上)</p> <p>退去手続き 5日前までに退去届けを提出。本人が直接、畳・襖を交換後、職員が検査し、後日敷金を精算。</p> <p>(3) 入居者選考委員会 なし 公開抽選により入居者決定(ストック方式)</p>	<p>(1) 住宅使用料関係</p> <p>住宅使用料 公住法による決定 (立地係数0.7) (利便性係数0.8~0.98)</p> <p>督促手数料 納期限後20日以内に督促状発送、1000円徴収</p> <p>延滞金 徴収していない</p> <p>減免制度 条例には規定があるが適用はしていない</p> <p>口座振替 引落日27日(納期は当月末)</p> <p>明渡訴訟 2件(平成13年度)</p> <p>(2) 入居及び退去関係</p> <p>入居者募集 空家募集(随時受付) 登録制(1年更新) 応募資格 公住法の規定のみ (町内在住等の制限事項なし)</p> <p>入居手続き 契約書受取後10日以内に契約。敷金は2ヶ月。 連帯保証人は原則2名。 (町内在住者で年収100万円以上)</p> <p>退去手続き 10日前までに退去届けを提出。本人が直接、畳・襖を交換後、職員が検査し、後日敷金を精算。</p> <p>(3) 入居者選考委員会 目的 住宅困窮度の判定基準について意見を聴く 委員 6名 開催時期 新築の場合のみ(不定期)</p>	<p>(1) 住宅使用料関係</p> <p>住宅使用料 公住法による決定 (立地係数0.7) (利便性係数0.71~0.96)</p> <p>督促手数料 納期限後20日以内に督促状発送、1000円徴収</p> <p>延滞金 徴収していない</p> <p>減免制度 条例には規定があるが適用はしていない</p> <p>口座振替 引落日25日(納期は当月末)再度振替翌月5日</p> <p>明渡訴訟 3件(平成13年度)</p> <p>(2) 入居及び退去関係</p> <p>入居者募集 空家募集(随時受付) 登録制(6ヶ月更新) 応募資格 公住法の規定のみ (町内在住等の制限事項なし)</p> <p>入居手続き 契約書受取後10日以内に契約。敷金は3ヶ月。 連帯保証人は原則2名(うち1名は町内居住者：入居者と同等の所得があり税金の滞納が無い者)</p> <p>退去手続き 7日前までに退去届けを提出。職員が検査し不良箇所及び畳・襖等は入居者の費用負担で修繕させる。後日敷金を精算。</p> <p>(3) 入居者選考委員会 目的 住宅困窮度の判定基準について意見を聴く 委員 8名 開催時期 新築の場合のみ(不定期)</p>	<p>(1) 住宅使用料関係</p> <p>住宅使用料 公住法による決定 (立地係数0.7) (利便性係数0.7~0.8)</p> <p>督促手数料 なし(督促状を発送していない)</p> <p>延滞金 徴収していない</p> <p>減免制度 条例には規定があるが適用はしていない</p> <p>口座振替 引落日20日(郵便局)・24日(JA)</p> <p>明渡訴訟 なし</p> <p>(2) 入居及び退去関係</p> <p>入居者募集 空家募集(随時受付) 登録制(1年更新) 応募資格 村内に住所を有する者又は住所を移す者</p> <p>入居手続き 決定日から10日以内に契約。敷金は3ヶ月。 連帯保証人は原則2名。 (収入が同程度以上ある者)</p> <p>退去手続き 1週間前までに退去届けを提出。本人が直接、畳・襖を交換後、職員が検査し、後日敷金を精算。</p> <p>(3) 入居者選考委員会 目的 住宅困窮度の判定基準について意見を聴く 委員 7名 開催時期 新築の場合のみ(不定期)</p>	<p>(1) 家賃については、公住法によつて決定している。</p> <p>(2) 合併までに、制度の統一を図る。</p> <p>(3) 合併までに入居者の決定方法を見直すとともに、委員会の設置基準について検討する。</p>	<p>当面は現状を維持し合併後調整する。</p> <p>合併までに、制度の統一を図る。</p> <p>合併までに入居者の決定方法を見直すとともに、委員会の設置基準について検討する。</p>

項目	現況				課題	調整方針																																																																																																																																																																																																																																										
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																																																																																																																																																																																																																																												
3. 公営住宅の整備等 (B)	<p>(1) 建設計画について</p> <p>平成16年度までの計画</p> <p>有り(設計中)</p> <p>団地名</p> <p>・(仮称)市営たて野団地</p> <p>・名称未定(現中原団地)</p> <p>住宅の種別</p> <p>公営住宅</p> <p>棟数・戸数</p> <p>16棟 29戸</p> <p>未定 24戸</p> <p>(2) 平成17年度以降の建設計画</p> <p>具体的な建設年次、戸数については策定予定</p>	<p>(1) 建設計画について</p> <p>平成16年度までの計画</p> <p>有り(施工中)</p> <p>団地名</p> <p>光ヶ丘団地</p> <p>住宅の種別</p> <p>公営住宅</p> <p>棟数・戸数</p> <p>1棟 16戸</p> <p>(2) 平成17年度以降の建設計画</p> <p>光ヶ丘団地 16戸</p> <p>その他具体的な建設年次、戸数については策定予定</p>	<p>(1) 建設計画について</p> <p>平成16年度までの計画</p> <p>無し</p> <p>*新富町営住宅ストック総合活用計画平成15年度策定予定</p> <p>団地名</p> <p>該当無し</p> <p>住宅の種別</p> <p>該当無し</p> <p>(ア)棟数・戸数</p> <p>該当無し</p> <p>(2) 平成17年度以降の建設計画</p> <p>具体的な建設年次、戸数については策定予定</p>	<p>(1) 建設計画について</p> <p>平成16年度までの計画</p> <p>有り</p> <p>住宅名</p> <p>現在決まっていない</p> <p>住宅の種別</p> <p>山村定住住宅</p> <p>棟数・戸数</p> <p>2棟</p> <p>(2) 平成17年度以降の建設計画</p> <p>具体的な建設年次、戸数については策定予定</p>	<p>整合を図るため公営住宅の適正な配置、整備計画等の見直しが必要である。</p>	<p>現行のストック総合活用計画を活用しながら整備を図る。</p>																																																																																																																																																																																																																																										
4. 住宅施策 (A)	<p>(1) 現状(住宅に住む一般世帯数)</p> <p>平成12年国調による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総数</th> <th>一戸建て</th> <th>長屋建て</th> <th>共同住宅</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>持家</td> <td>9,418</td> <td>9,391</td> <td>11</td> <td>7</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>公営借家</td> <td>1,091</td> <td>24</td> <td>182</td> <td>885</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>民営借家</td> <td>1,359</td> <td>568</td> <td>115</td> <td>675</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>給与住宅</td> <td>169</td> <td>86</td> <td>9</td> <td>69</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>間借り</td> <td>79</td> <td>72</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>12,116</td> <td>10,141</td> <td>317</td> <td>1,642</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table> <p>(持家約77.7% 公営等借家約9.0% 民営借家約11.2%)</p> <p>(2) 事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>実績等</th> <th>事業費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅マスタープラン策定事業</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公営住宅等の計画策定事業</td> <td>公営住宅ストック総合活用計画</td> <td>5,334</td> </tr> <tr> <td>山村定住「みやぎの家の家」建設支援事業</td> <td>7戸建設(平成6-13年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		総数	一戸建て	長屋建て	共同住宅	その他	持家	9,418	9,391	11	7	9	公営借家	1,091	24	182	885	0	民営借家	1,359	568	115	675	1	給与住宅	169	86	9	69	5	間借り	79	72	0	6	1	総数	12,116	10,141	317	1,642	16	事業	実績等	事業費(千円)	住宅マスタープラン策定事業	なし		公営住宅等の計画策定事業	公営住宅ストック総合活用計画	5,334	山村定住「みやぎの家の家」建設支援事業	7戸建設(平成6-13年度)								<p>(1) 現状(住宅に住む一般世帯数)</p> <p>平成12年国調による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総数</th> <th>一戸建て</th> <th>長屋建て</th> <th>共同住宅</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>持家</td> <td>8,591</td> <td>8,582</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>公営借家</td> <td>877</td> <td>0</td> <td>557</td> <td>320</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>民営借家</td> <td>1,582</td> <td>456</td> <td>29</td> <td>1,046</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>給与住宅</td> <td>73</td> <td>34</td> <td>0</td> <td>35</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>間借り</td> <td>81</td> <td>73</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>11,154</td> <td>9,145</td> <td>590</td> <td>1,411</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(持家約77.0% 公営等借家約7.9% 民営借家約13.7%)</p> <p>(2) 事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>実績等</th> <th>事業費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅マスタープラン策定事業</td> <td>現プラン(平成11年)の見直し必要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公営住宅等の計画策定事業</td> <td>公営住宅ストック総合活用計画</td> <td>5,334</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		総数	一戸建て	長屋建て	共同住宅	その他	持家	8,591	8,582	3	4	2	公営借家	877	0	557	320	0	民営借家	1,582	456	29	1,046	1	給与住宅	73	34	0	35	4	間借り	81	73	1	6	1	総数	11,154	9,145	590	1,411	8	事業	実績等	事業費(千円)	住宅マスタープラン策定事業	現プラン(平成11年)の見直し必要		公営住宅等の計画策定事業	公営住宅ストック総合活用計画	5,334							<p>(1) 現状(住宅に住む一般世帯数)</p> <p>平成12年国調による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総数</th> <th>一戸建て</th> <th>長屋建て</th> <th>共同住宅</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>持家</td> <td>4,315</td> <td>4,309</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>公営借家</td> <td>716</td> <td>7</td> <td>386</td> <td>323</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>民営借家</td> <td>665</td> <td>192</td> <td>7</td> <td>466</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>給与住宅</td> <td>273</td> <td>39</td> <td>0</td> <td>234</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>間借り</td> <td>49</td> <td>44</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>6,018</td> <td>4,591</td> <td>397</td> <td>1,029</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(持家約71.7% 公営等借家約11.8% 民営借家約11.0%)</p> <p>(2) 事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>実績等</th> <th>事業費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅マスタープラン策定事業</td> <td>現プラン(平成8年)の見直し必要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公営住宅等の計画策定事業</td> <td>公営住宅ストック総合活用計画</td> <td>5,110(概算)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		総数	一戸建て	長屋建て	共同住宅	その他	持家	4,315	4,309	3	2	1	公営借家	716	7	386	323	0	民営借家	665	192	7	466	0	給与住宅	273	39	0	234	0	間借り	49	44	1	4	0	総数	6,018	4,591	397	1,029	1	事業	実績等	事業費(千円)	住宅マスタープラン策定事業	現プラン(平成8年)の見直し必要		公営住宅等の計画策定事業	公営住宅ストック総合活用計画	5,110(概算)							<p>(1) 現状(住宅に住む一般世帯数)</p> <p>平成12年国調による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総数</th> <th>一戸建て</th> <th>長屋建て</th> <th>共同住宅</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>持家</td> <td>489</td> <td>486</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>公営借家</td> <td>102</td> <td>33</td> <td>53</td> <td>16</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>民営借家</td> <td>30</td> <td>27</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>給与住宅</td> <td>27</td> <td>20</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>間借り</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>653</td> <td>570</td> <td>60</td> <td>23</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(持家約74.8% 公営等借家約15.6% 民営借家約4.5%)</p> <p>(2) 事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>実績等</th> <th>事業費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公営住宅等の計画策定事業</td> <td>公営住宅ストック総合活用計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>へき地教職員住宅整備事業</td> <td>平成14年度村所小学校住宅</td> <td>28,500</td> </tr> <tr> <td>山村定住「みやぎの家の家」建設支援事業</td> <td>平成14年度板谷地区住宅</td> <td>28,000</td> </tr> <tr> <td>がけ地近接等危険住宅移転事業</td> <td>平成11年度</td> <td>4,858</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		総数	一戸建て	長屋建て	共同住宅	その他	持家	489	486	2	1	0	公営借家	102	33	53	16	0	民営借家	30	27	3	0	0	給与住宅	27	20	1	6	0	間借り	5	4	1	0	0	総数	653	570	60	23	0	事業	実績等	事業費(千円)	公営住宅等の計画策定事業	公営住宅ストック総合活用計画		へき地教職員住宅整備事業	平成14年度村所小学校住宅	28,500	山村定住「みやぎの家の家」建設支援事業	平成14年度板谷地区住宅	28,000	がけ地近接等危険住宅移転事業	平成11年度	4,858				<p>整合を図るため、住宅マスタープランの見直しとともに、事業の統一が必要である。</p>	<p>合併後、現計画を基に新たな住宅施策計画を策定し、事業を展開する。</p>
	総数	一戸建て	長屋建て	共同住宅	その他																																																																																																																																																																																																																																											
持家	9,418	9,391	11	7	9																																																																																																																																																																																																																																											
公営借家	1,091	24	182	885	0																																																																																																																																																																																																																																											
民営借家	1,359	568	115	675	1																																																																																																																																																																																																																																											
給与住宅	169	86	9	69	5																																																																																																																																																																																																																																											
間借り	79	72	0	6	1																																																																																																																																																																																																																																											
総数	12,116	10,141	317	1,642	16																																																																																																																																																																																																																																											
事業	実績等	事業費(千円)																																																																																																																																																																																																																																														
住宅マスタープラン策定事業	なし																																																																																																																																																																																																																																															
公営住宅等の計画策定事業	公営住宅ストック総合活用計画	5,334																																																																																																																																																																																																																																														
山村定住「みやぎの家の家」建設支援事業	7戸建設(平成6-13年度)																																																																																																																																																																																																																																															
	総数	一戸建て	長屋建て	共同住宅	その他																																																																																																																																																																																																																																											
持家	8,591	8,582	3	4	2																																																																																																																																																																																																																																											
公営借家	877	0	557	320	0																																																																																																																																																																																																																																											
民営借家	1,582	456	29	1,046	1																																																																																																																																																																																																																																											
給与住宅	73	34	0	35	4																																																																																																																																																																																																																																											
間借り	81	73	1	6	1																																																																																																																																																																																																																																											
総数	11,154	9,145	590	1,411	8																																																																																																																																																																																																																																											
事業	実績等	事業費(千円)																																																																																																																																																																																																																																														
住宅マスタープラン策定事業	現プラン(平成11年)の見直し必要																																																																																																																																																																																																																																															
公営住宅等の計画策定事業	公営住宅ストック総合活用計画	5,334																																																																																																																																																																																																																																														
	総数	一戸建て	長屋建て	共同住宅	その他																																																																																																																																																																																																																																											
持家	4,315	4,309	3	2	1																																																																																																																																																																																																																																											
公営借家	716	7	386	323	0																																																																																																																																																																																																																																											
民営借家	665	192	7	466	0																																																																																																																																																																																																																																											
給与住宅	273	39	0	234	0																																																																																																																																																																																																																																											
間借り	49	44	1	4	0																																																																																																																																																																																																																																											
総数	6,018	4,591	397	1,029	1																																																																																																																																																																																																																																											
事業	実績等	事業費(千円)																																																																																																																																																																																																																																														
住宅マスタープラン策定事業	現プラン(平成8年)の見直し必要																																																																																																																																																																																																																																															
公営住宅等の計画策定事業	公営住宅ストック総合活用計画	5,110(概算)																																																																																																																																																																																																																																														
	総数	一戸建て	長屋建て	共同住宅	その他																																																																																																																																																																																																																																											
持家	489	486	2	1	0																																																																																																																																																																																																																																											
公営借家	102	33	53	16	0																																																																																																																																																																																																																																											
民営借家	30	27	3	0	0																																																																																																																																																																																																																																											
給与住宅	27	20	1	6	0																																																																																																																																																																																																																																											
間借り	5	4	1	0	0																																																																																																																																																																																																																																											
総数	653	570	60	23	0																																																																																																																																																																																																																																											
事業	実績等	事業費(千円)																																																																																																																																																																																																																																														
公営住宅等の計画策定事業	公営住宅ストック総合活用計画																																																																																																																																																																																																																																															
へき地教職員住宅整備事業	平成14年度村所小学校住宅	28,500																																																																																																																																																																																																																																														
山村定住「みやぎの家の家」建設支援事業	平成14年度板谷地区住宅	28,000																																																																																																																																																																																																																																														
がけ地近接等危険住宅移転事業	平成11年度	4,858																																																																																																																																																																																																																																														

項目	現況				課題	調整方針																					
	西都市	佐土原町	新富町	西米良村																							
5. 建築営繕及び確認申請・検査等 (B)	(1) 実績	(1) 実績	(1) 実績	(1) 実績	進達窓口(土木事務所)の相違	合併までに県と調整する。																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業(平成13年度)</th> <th>実績等(件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小・中学校 施設整備委託及び工事</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>その他の 市施設整備委託及び工事</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table>	事業(平成13年度)	実績等(件)	小・中学校 施設整備委託及び工事			12	その他の 市施設整備委託及び工事	17	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業(平成13年度)</th> <th>実績等(件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小・中学校 施設整備工事</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>その他の 町有施設整備工事</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	事業(平成13年度)	実績等(件)	小・中学校 施設整備工事	42	その他の 町有施設整備工事	3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業(平成13年度)</th> <th>実績等(件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小・中学校 施設整備工事</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>その他の 町有施設整備工事</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>	事業(平成13年度)	実績等(件)	小・中学校 施設整備工事	29	その他の 町有施設整備工事	9	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業(平成13年度)</th> <th>実績等(件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小・中学校 施設整備工事</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他の 村有施設整備工事</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	事業(平成13年度)	実績等(件)	小・中学校 施設整備工事
事業(平成13年度)	実績等(件)																										
小・中学校 施設整備委託及び工事	12																										
その他の 市施設整備委託及び工事	17																										
事業(平成13年度)	実績等(件)																										
小・中学校 施設整備工事	42																										
その他の 町有施設整備工事	3																										
事業(平成13年度)	実績等(件)																										
小・中学校 施設整備工事	29																										
その他の 町有施設整備工事	9																										
事業(平成13年度)	実績等(件)																										
小・中学校 施設整備工事	1																										
その他の 村有施設整備工事	3																										
	(2) 確認申請受付 進達のみ 13年度受付件数 203件 (工事届、計画通知含む) 西都土木事務所にて確認、検査業務	(2) 確認申請受付 進達のみ 13年度受付件数 186件 宮崎土木事務所にて確認、検査業務	(2) 確認申請受付 進達のみ 13年度受付件数 152件 高鍋土木事務所にて確認、検査業務	(2) 確認申請受付 進達のみ 13年度受付件数 3件 西都土木事務所にて確認、検査業務																							